

会 議 録 目 次

令和6年第4回曾於市議会定例会

会期日程	1
○12月6日（金）	
議事日程第1号	3
開 会	6
開 議	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
議長諸般の報告	6
市長の一般行政報告	7
常任委員会の閉会中の所管事務調査報告	7
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査報告	9
報告第8号	10
承認案第7号、承認案第8号	11
同意案第2号	15
議案第71号	20
議案第72号～議案第74号	22
議案第75号～議案第77号	25
議案第78号	35
議案第82号、議案第83号	40
議案第79号～議案第81号	44
議案第84号	62
議案第85号～議案第87号	78
議案第88号	79
陳情第12号	80
散 会	80
○12月10日（火）	
議事日程第2号	81
開 議	83
一般質問	
徳峰 一成 議員	83
渡辺 利治 議員	109
久長登良男 議員	124

散 会	146
○12月11日（水）	
議事日程第3号	147
開 議	149
一般質問	
今鶴 治信 議員	149
瀬戸口恵理 議員	162
岩水 豊 議員	197
散 会	213
○12月20日（金）	
議事日程第4号	215
開 議	218
議案第71号	218
議案第72号～議案第74号	219
議案第75号～議案第77号	221
議案第78号	223
議案第82号、議案第83号	226
議案第79号～議案第81号	229
議案第84号	232
議案第85号～議案第87号	240
議案第88号	242
閉会中の継続審査申出について	243
閉会中の継続調査申出について	243
議員派遣の件	243
閉 会	244

令和6年第4回曾於市議會定例会

会期日程

令和6年第4回曾於市議會定例会會期日程

會期15日間

月	日	曜	會 議	摘 要
12	6	金	本 會 議	○開會 ○會議錄署名議員の指名 ○會期の決定 ○議長諸般の報告 ○市長の一般行政報告 ○議案等の上程・提案理由の説明・議案等の 審議・表決・委員会付託
	7	土	休 日	
	8	日	休 日	
	9	月	休 會	
	10	火	本 會 議	○一般質問
	11	水	本 會 議	○一般質問
	12	木	委 員 会	委員会
	13	金	委 員 会	委員会
	14	土	休 日	
	15	日	休 日	
	16	月	休 會	
	17	火	休 會	
	18	水	休 會	
	19	木	休 會	
	20	金	本 會 議	○委員会審査報告・審議・表決 ○閉會

令和6年第4回曾於市議會定例会

令和6年12月6日

(第1日目)

令和6年第4回曾於市議会定例会会議録（第1号）

令和6年12月6日（金曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第1号）

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議長諸般の報告

第4 市長の一般行政報告

第5 常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

（産業建設常任委員長報告）

第6 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査報告

（議会運営委員長報告）

第7 報告第8号 専決処分の報告について

（以下2件一括議題）

第8 承認案第7号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度曾於市一般会計補正予算（第5号））

第9 承認案第8号 専決処分の承認を求めることについて（鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更）

第10 同意案第2号 教育委員会委員の任命について

第11 議案第71号 支所庁舎整備に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

（以下3件一括議題）

第12 議案第72号 曾於市立図書館の設置及び管理に関する条例及び曾於市中央公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

第13 議案第73号 曾於市子ども医療費助成金支給条例の一部改正について

第14 議案第74号 曾於市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正

について

(以下 3 件一括議題)

- 第15 議案第75号 曾於市地域振興住宅条例の一部改正について
第16 議案第76号 市道路線の認定について (天神丘 1 号線ほか 2 線)
第17 議案第77号 市道路線の変更について (阿邪里 2 号線)
- 第18 議案第78号 指定管理者の指定について (曾於市養護老人ホーム清寿園)

(以下 2 件一括議題)

- 第19 議案第82号 指定管理者の指定について (曾於市立恒吉地区診療所)
第20 議案第83号 指定管理者の指定について (曾於市立図書館、曾於市立図書館大隅分館、曾於市立図書館財部分館及び末吉歴史民俗資料館)

(以下 3 件一括議題)

- 第21 議案第79号 指定管理者の指定について (清流の森大川原峡)
第22 議案第80号 指定管理者の指定について (曾於市末吉農産物等直販施設・活性化施設)
第23 議案第81号 指定管理者の指定について (曾於市財部きらら館)
- 第24 議案第84号 令和 6 年度曾於市一般会計補正予算 (第 6 号) について

(以下 3 件一括議題)

- 第25 議案第85号 令和 6 年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号) について
第26 議案第86号 令和 6 年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 3 号) について
第27 議案第87号 令和 6 年度曾於市介護保険特別会計補正予算 (第 3 号) について
第28 議案第88号 令和 6 年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算 (第 3 号) について

- 第29 陳情第12号 「福祉の拠点づくり」について

2. 出席議員は次のとおりである。(18名)

- | | | | | | |
|------|---------|------|-----------|------|---------|
| 1 番 | 山 中 雅 人 | 2 番 | 出 水 優 樹 | 3 番 | 瀬戸口 恵 理 |
| 4 番 | 矢 上 弘 幸 | 5 番 | 片 田 洋 志 | 6 番 | 重 久 昌 樹 |
| 7 番 | 鈴 木 栄 一 | 8 番 | (欠 員) | 9 番 | 岩 水 豊 |
| 10 番 | 浏 合 昌 昭 | 11 番 | 今 鶴 治 信 | 12 番 | 九 日 克 典 |
| 13 番 | 土 屋 健 一 | 14 番 | 原 田 賢 一 郎 | 15 番 | 山 田 義 盛 |

16番 (欠員) 17番 渡辺利治 18番 久長登良男
 19番 徳峰一成 20番 迫杉雄

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 笠野 満 次長兼議事係長 吉田 竜大 総務係長 富永 大介
 主任 鎌原 一輝

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 (26名)

市 長	五位塚 剛	教 育 長	中 村 涼 一
副 市 長	八 木 達 範	教 育 総 務 課 長	鶴 田 洋 一
副 市 長	大休寺 拓 夫	学 校 教 育 課 長	関 戸 達 哉
総 務 課 長	上 村 亮	生 涯 学 習 課 長	竹 下 伸 一
大隅支所長兼地域振興課長	上 迫 直 一	農 政 課 長	吉 田 秀 樹
財部支所長兼地域振興課長	櫻 木 孝 一	商 工 観 光 課 長	佐 澤 英 明
企 画 政 策 課 長	外 山 直 英	畜 産 課 長	野 村 伸 一
財 政 課 長	池 上 武 志	耕 地 林 務 課 長	國 武 次 宏
税 務 課 長	中 西 昭 人	ま ち づ く り 推 進 課 長	諸 留 貴 久
市 民 環 境 課 長	梶 井 秀 和	水 道 課 長	吉 田 宏 明
保 健 課 長	渡 邊 博 之	会 計 管 理 者 ・ 会 計 課 長	吉 元 健 治
こ ども 未 来 課 長	新 澤 津 友 子		
福祉介護課長兼福祉事務所長	上 集 勉		
土 木 課 長	吉 元 幸 喜		
大隅支所保健福祉課長	和 田 初 代		

開会 午前10時00分

○議長（迫 杉雄）

おはようございます。

皆さん御承知のとおり、上村龍生議員が去る11月20日に御逝去されました。ここで、故上村龍生議員に哀悼の意を表するために黙禱をささげたいと存じます。皆さん、御起立をお願いします。黙禱。

（黙禱）

○議長（迫 杉雄）

お直りください。御着席お願いいたします。

これより、令和6年第4回曾於市議会定例会を開会いたします。

○議長（迫 杉雄）

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（迫 杉雄）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、久長登良男議員及び徳峰一成議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（迫 杉雄）

次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から12月20日までの15日間としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

御異議なしと認めます。よって、会期は15日間と決定いたしました。

日程第3 議長諸般の報告

○議長（迫 杉雄）

次に、日程第3、議長諸般の報告であります。

報告につきましては、配付のとおりでありますので御了承願います。

日程第4 市長の一般行政報告

○議長（迫 杉雄）

次に、日程第4、市長の一般行政報告であります。

報告につきましては、配付のとおりでありますので御了承願います。

日程第5 常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長（迫 杉雄）

次に、日程第5、常任委員会の閉会中の所管事務調査報告であります。

産業建設常任委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（淵合昌昭）

おはようございます。

産業建設常任委員会閉会中所管事務調査報告書。

議会の承認を得ておりました閉会中の所管事務調査を実施しましたので、報告します。

1、調査事項。

（1）閉会中の所管事務調査。

調査事項。

①曾於市秋季畜産品評会。

調査地、曾於市財部畜産指導センター、曾於中央家畜市場。調査期間、令和6年9月3日火曜日、4日水曜日、2日間。

②曾於地区秋季畜産共進会。

調査地、曾於中央家畜市場。調査期間、令和6年9月12日木曜日。

③鹿児島県畜産共進会。

調査地、曾於中央家畜市場。調査期間、令和6年9月28日土曜日。

調査委員。淵合昌昭、出水優樹、鈴木栄一、九日克典、土屋健一、迫杉雄。

（2）閉会中の所管事務調査。

調査事項。

公民連携研修会。調査期間、令和6年7月8日月曜日、令和6年10月26日火曜日、2日間。

調査委員。淵合昌昭、出水優樹、鈴木栄一、九日克典、土屋健一、迫杉雄。

2、調査結果。

（1）畜産品評会等について。曾於市秋季畜産品評会は、曾於市畜産振興協議会

主催で、財部地区9月3日、大隅地区9月4日、末吉地区9月5日にそれぞれ開催され、産業建設常任委員会では財部地区と大隅地区の品評会を調査いたしました。

地区別の出品頭数は、財部地区28頭、大隅地区25頭、末吉地区52頭で、曾於地区秋季畜産共進会への出品牛が36頭選考されました。

曾於地区秋季畜産共進会は、そお鹿児島農協とあおぞら農協の共催で、旧曾於郡8町から出品された88頭で競われました。

曾於地区として鹿児島畜産共進会への出品牛が14頭選ばれ、曾於市からは8頭選考されました。

第73回鹿児島県畜産共進会は、始良中央家畜市場において鹿児島県経済連主催で開催され、鹿児島県内10地区から選抜された69頭の肉用牛が出品されました。

曾於市からは第1部（若雌1区）1頭、第2部（若雌2区）2頭、第3部（父系群区）3頭、第4部（成雌区）2頭の計8頭が出品され、第1部では最優秀賞1席、第2部では最優秀賞2席及び4席、第3部では最優秀賞2席、第4部では最優秀賞3席及び4席に曾於市の出品牛が選ばれております。

また、体積と後躯の特別部位賞を曾於市出品牛が獲得されたほか、団体優勝も曾於地区が獲得されております。

子牛価格の下落や物価高が続き、経営環境は依然として厳しい状況であります。畜産農家の熱意や努力を大いに感じたところであります。今後も、更なる畜産振興に邁進されることを期待するものであります。

結果については資料が添付してありますので御参照ください。

（2）公民連携研修会。

曾於市役所本庁において、令和6年7月8日及び11月26日の2日間、公民連携の手法を用いたまちづくりについての所管事務調査を実施しました。

株式会社オガール代表取締役、岡崎正信氏を講師にお招きし、「民間主導・行政支援のまちづくり」と題して、講演いただきました。

岡崎氏は、総務常任委員会の所管事務調査でも調査を行った、岩手県紫波町の公民連携事業を企画推進しており、これまでに様々な公民連携事業に携わっていらっしゃいます。その経験と学術的な識見を基にした研修を受け、公民連携に関する知識を深めたところであります。

本市は少子高齢化、人口減少とインフラの老朽化が進んでおり、10年後には人口が現在より5,000人減少すると言われております。そのような中で、曾於市の将来を見据えたまちづくりのために、引き続き公民連携の手法を調査研究してまいります。

報告は以上です。

(何ごとか言う者あり)

○議長（迫 杉雄）

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時11分

再開 午前10時12分

○議長（迫 杉雄）

休憩前に続き、報告を続行します。

○産業建設常任委員長（淵合昌昭）

すみませんでした。

③鹿児島県畜産共進会。調査地、「曾於中央家畜市場」と書いてありますが、ここ「始良」ですね、「始良中央家畜市場」。調査期間、令和6年9月28日土曜日。以上です。

○議長（迫 杉雄）

以上で、常任委員会の閉会中の所掌事務調査報告を終わります。

日程第6 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査報告

○議長（迫 杉雄）

次に、日程第6、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査報告であります。

議会運営委員長の報告を求めます。

○議会運営委員長（今鶴治信）

議会運営委員会閉会中所掌事務調査報告書。

議会の承認を得ておりました閉会中の所掌事務調査を実施しましたので、報告します。

調査地及び調査事項。佐賀県嬉野市、議会活性化の取組について。調査期間、令和6年11月13日より14日の2日間。

調査委員。今鶴治信、山中雅人、矢上弘幸、重久昌樹、岩水豊、山田義盛、渡辺利治。

調査内容。佐賀県嬉野市。嬉野市は佐賀県の西南部に位置し、平成18年に旧嬉野町と旧塩田町が合併した人口2万4,912人、面積126.4km²の市であります。

嬉野市議会では、市民参加、情報公開、議会機能強化を柱として掲げ、平成21年に議会基本条例を制定、その実践に継続的に取り組まれております。

議会報告会では、市民との意見交換に関して、老人会、高校生、PTA、消防団、

婦人会等の市内団体との「語ろう会」を精力的に取り組み、令和5年度は、成年年齢の引下げに伴う主権者教育の一環として地元高校生との意見交換会を実施され、将来の夢や仕事について若者からの意見を聴き、本年度は、議会に関心を持ち、議員を身近に感じてほしいとの観点から、議員が2班に分かれて、4日間、全行政区を対象にコミュニティ単位で意見交換会を開催し、市民に関心のある事業や制度改正等について、議会での審議内容を基に、市民との活発な意見交換の場の提供に努められておりました。

また、議会の機能強化を図る観点から、各常任委員会で検討した政策を議会の政策討論会において「政策提言書」に取りまとめ、執行機関に提言する仕組みを構築し、様々な事業に対する提言や政策条例の制定がなされており、本年度も1件検討しているとのことでもあります。

さらには、2年に1回、議員OBや市民代表者も選定して、議会活動を評価する「議会改革状況評価」を実施され、その審査・評価を受けて、さらなる議会機能の向上・充実に努められておりました。

議会のICT化の取組では、議会ICT化推進基本計画を策定し、議員自らが率先してソフト面・ハード面の事業展開を図り、議会活動の積極展開や事務の合理化・効率化が進められており、今後は、委員会のリモート開催についても調査・研究している状況であります。

今回の調査では、議会基本条例に基づいた議会運営を推進し、より開かれた議会の実現と意見交換会等を通して市民との信頼関係を築き、議員自らが確実に継続して議会改革に取り組む重要性を認識したところであります。

以上であります。

○議長（迫 杉雄）

以上で、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査報告を終わります。

日程第7 報告第8号 専決処分の報告について

○議長（迫 杉雄）

次に、日程第7、報告第8号、専決処分の報告についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第7、報告第8号、専決処分の報告について説明をいたします。

大口地方卸売市場管理組合が令和7年4月1日付で解散することに伴い、地方自治法第286条第1項の規定により、鹿児島県市町村総合事務組合規約を変更することについて、地方自治法第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について

第1項に基づき、専決処分したので、同条第2項の規定に基づき、報告するものです。

よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（迫 杉雄）

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫 杉雄）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

報告第8号については、以上で終わります。

日程第8 承認案第7号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度曾於市一般会計補正予算（第5号））

日程第9 承認案第8号 専決処分の承認を求めることについて（鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更）

○議長（迫 杉雄）

次に、日程第8、承認案第7号、専決処分の承認を求めることについて（令和6年度曾於市一般会計補正予算（第5号））及び日程第9、承認案第8号、専決処分の承認を求めることについて（鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更）の2件を一括して議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第8、承認案第7号及び日程第9、承認案第8号を一括して説明をいたします。

日程第8、承認案第7号、専決処分の承認を求めることについて説明をいたします。

本案は、令和6年度曾於市一般会計補正予算（第5号）を、令和6年10月9日付で専決処分しましたので、これを報告し、承認を求めるものです。

今回の専決処分であります。歳入につきましては、県支出金で、総務費委託金の衆議院議員選挙委託金を2,847万2,000円、最高裁判所裁判官国民審査委託金を15万円、繰入金で財源調整による財政調整基金繰入金を51万6,000円それぞれ追加するものです。

歳出については、衆議院解散に伴う総務費の衆議院議員選挙費を2,898万8,000円、最高裁判所裁判官国民審査費を15万円、それぞれ追加するものです。

この結果、歳入歳出の予算の補正額は2,913万8,000円を追加し、予算総額は、歳

入歳出それぞれ289億284万7,000円となりました。

次に、日程第9、承認案第8号、専決処分の承認を求めることについて説明をいたします。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行により、被保険者証が廃止されることに伴い、地方自治法第291条の3第1項の規定により、後期高齢者医療制度の事務に係る規定を改めるため、鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約を変更するものです。

鹿児島県への申請及び鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会に付す必要があったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、承認を求めるものです。

以上で、日程第8、承認案第7号及び日程第9、承認案第8号を一括して説明をいたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（迫 杉雄）

これより、質疑に入ります。

質疑通告のありました徳峰一成議員の発言を許可します。

○19番（徳峰一成議員）

承認案の第8号、専決11号について質問をいたします。

まず、提案された専決処分の内容等について、ただいまの市長の報告にも重なりますけれども、お答え願いたいと考えています。

2点目、関連いたしまして、現在の時点での曾於市の被保険者数について。

次に、その中で、現在の時点でのマイナ保険証をこの登録されている、使っておられる被保険者が何名おられるか。

次に、資格確認書の有効期間は令和何年度の何月までとの予定であるのか。

以上について、質問でございます。

○保健課長（渡邊博之）

それでは、承認案第8号、9ページの専決第11号、専決処分（鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更）の内容等についてお答えいたします。

まず、内容につきましてですけれども、これはマイナンバーカードと保険証の一体化ということで、国の法改正によるものでありまして、去る12月の2日をもって、健康保険証等の新規発行が廃止されまして、マイナ保険証の利用を基本とする仕組みに移行されたところです。

これによりまして、関係市町村が行う引渡しや返還における事務について、鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約の被保険者証及び資格証明書を資格確認書等に改めるものでありまして、県の申請並びに県後期高齢者医療広域連合議会に付する必

要があったために、専決処分をお願いをしたものであります。

続きまして、曾於市の被保険者数ですけれども、曾於市におきましては、マイナンバーカードの交付状況は10月末現在で78.26%ということで、そのうちマイナ保険の登録率は、社保分が分かりませんので国保と後期に限りませけれども、68.75%となっているところであります。ちなみに、全国では、保険証の交付率が10月末で75.7%、うちマイナ保険証の登録率は82%ということで、曾於市は若干低くなっておりますけれども、高齢化率が高いことによるものであらうと思われるところであります。

それから、資格確認書の有効期限ですけれども、これは今のところ5年間ということであっているところであります。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

ただいま課長から答弁がありましたけれども、曾於市の被保険者数が答弁漏れであります。まずお答え願いたいと考えております。

そして2点目でございますが、答弁では、社保分が曾於市の場合は分かっていないけれども、国保、後期合わせて68.75%ということでございます。この間、特に75歳以上が後期高齢者の被保険者でありますので、戸惑いとかを含めて少なからず見られると思うんですが、どれだけ窓口には問合せ等があったのか、今のところ混乱は生じていないのかを含めて答弁してください。

○保健課長（渡邊博之）

被保険者数につきましては、後期高齢7,785となっております。

（「いつの時点か」と言う者あり）

○保健課長（渡邊博之）

10月です。

それから、混乱につきましてということですが、全国的にはいろいろ窓口等で報告があるようではありますが、今のところ12月2日以降、まあ10件程度のところが問合せがあるようでありまして、内容といたしましては、今、有効期限がありますけれども、それがそのまま使えるかというような問合せ等が多いようでありませ。

以上です。

○議長（迫 杉雄）

以上で、通告による質疑は終わりました。ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております承認案2件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫 杉雄）

御異議なしと認めます。よって、承認案2件については委員会の付託を省略することに決しました。

これより、承認案2件について討論を行います。反対の討論ありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

承認案の第8号の専決処分については、賛成できず、反対でございます。

全国的にも、この問題についてはまだマイナ保険証と被保険者証の一体化が進んでいないために、医療関係の団体あるいはマスコミを含めて、この点では大きく問題点が指摘され、そして取り上げられております。これに対する政府の対応と答弁も非常に十分なものではありません。

このため、現在の段階で、政府の進めるスケジュール的な対応については賛成できず、この専決処分には反対であります。

○議長（迫 杉雄）

賛成の討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫 杉雄）

反対の討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫 杉雄）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫 杉雄）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、承認案2件を採決いたします。採決は分離して行います。

まず、反対討論がありました承認案第8号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

承認案第8号を承認することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（迫 杉雄）

起立多数であります。よって、承認案第8号は承認することに決しました。

次に、承認案第7号を採決いたします。承認案第7号は承認することに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫 杉雄）

御異議なしと認めます。よって、承認案第7号は承認することに決しました。

日程第10 同意案第2号 教育委員会委員の任命について

○議長（迫 杉雄）

次に、日程第10、同意案第2号、教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第10、同意案第2号、教育委員会委員の任命について説明をいたします。

現委員である米澤敬昭氏の任期が令和6年12月26日をもって満了することに伴い、後任として比良淳也氏を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、提案するものです。

なお、同法第5条第1項の規定に基づき、任期は4年となります。

よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（迫 杉雄）

これより、質疑に入ります。

質疑通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、瀬戸口恵理議員の発言を許可します。

○3番（瀬戸口恵理議員）

それでは、同意案第2号、教育委員会委員の任命について質問をさせていただきます。

まず、これまでの方が継続されない理由についてお伺いいたします。そして、新しく任命されようとする方の選考基準についてお伺いいたします。

○教育長（中村涼一）

それでは、同意案第2号、教育委員会委員の任命について、これまでの方が継続されない理由は、新しく任命されようとする方の選考基準はについてお答えいたします。

今回の場合、米澤委員御本人の意向を尊重した結果でございます。

選考基準については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中で、一定の

要件はございますが、曾於市独自の選考基準は設けておりません。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

2回目の質問をさせていただきます。

履歴書のほうを確認させていただきますと、この方が獣医師をされていらっしゃるということが分かるんですけども、今までの傾向として、例えば校長をされていらっしゃる方が退職されて教育委員になるということが多かったように思いますが、この獣医の方を今回選ばれた理由に関してもし理由等があれば、例えば教育振興に熱心であるとか、それまでの実績等があらわれれば、それについてお伺いしたいと思います。

○教育総務課長（鶴田洋一）

お答えいたします。

獣医師の方を選考されたということの理由ですけれども、今回、職業についての選考ではございません。今回は、比良さんのこれまでの教育行政に参画する状況等を勘案して選考したものでございます。

それから、校長先生等の方が経験者が多いということだったんですけども、この法律の中でもあるんですけども、要件として、保護者を1名入れることっていうこと要件はありますけれども、その校長先生を1名入れること要件というのとはございません。たまたま曾於市の場合は、校長経験者の方が今までに2名いらっしゃったということでございます。

以上でございます。

○3番（瀬戸口恵理議員）

内容については理解いたしました。

それであれば、今回この方を任命するに当たって、曾於市の教育にどのような影響を期待されていますでしょうか。

○教育長（中村涼一）

今回、比良氏をお願いするに当たって、まあ私のほうから、比良氏は現在保護者でもありますし、岩川小のPTA会長もされております。そういった意味で言いますと、保護者の考え、保護者の近い——子育てをしている方でございますので——そういう立場からも、教育委員会の施策についていろいろ意見を言っていたけるのではないかなと思っております。

私自身が、この教育委員会制度っていうのは非常に民主主義の根幹に関わる僕は組織だと思っております。そういった意味で申し上げますと、いろんな市民の方の意見を教育行政に生かしていく、これが一番大事だと思っております。そういった

意味で比良氏は適任であると考えて、今回出したところでございます。

○議長（迫 杉雄）

次に、徳峰一成議員の発言を許可します。

○19番（徳峰一成議員）

これまでの米澤氏から辞退の意向があったということを受けての今回の提案ということでございます。

質問の第1点であります、今回のこの比良氏の提案は、それを受けての最初の第一の選考の対象として提案されているのか、率直な点をお伺いしたいと思います。

それから2点目は、まあ53歳というある面では若さであります、これまでは校長経験者を含めて年齢的に高く、私も議会で再三もっと若い人がどうかということも申し上げながらの質問が多くなった経過があります。で、その点で、ただいまの答弁にもありますけども、比良氏は学校のPTA会長等も行っているということですが、この職歴についてももう少し詳しく、この比良氏の経歴、職歴等を報告していただきたいと考えています。

教育委員は、任期は4年ですよね。ですから非常に大事でありますので、いわゆるもう教育委員会の改革というか、教育長自身も委員会の審議の中でも言われておりますけども、その一環としてもやはり大事な第一歩ではないかと受け止めており、この職歴等もうちょっと詳しく答弁してください。

○教育総務課長（鶴田洋一）

それでは、お答えしたいと思います。

瀬戸口議員の質疑でも若干答弁させていただいたんですけども、教育委員会事務局として比良氏を候補者として、その後、市長、副市長とも十分協議を重ねて、今回の提案に至ったところでございます。

それから、比良氏のもっと詳しい経歴ということなんですけれども、岩川小学校のPTA役員として平成27年から今日まで、それから同校のPTA会長として平成30年から令和6年4月まで。それから教育委員会は外部評価っていうのを法律上、実施しております、その委員を平成30年から今日まで。それから、この外部評価委員の委員長ということで令和2年から今日までお願いをしているところでございます。なので、教育委員会、教育行政としての参画としては十分なものがあるかということで考えております。

以上でございます。

○19番（徳峰一成議員）

御本人は、自分でこの動物病院も経営されておりますけども、委員会が開催されたときには、調査を含めて、この仕事の関係は一応調整されて、また対応できると

いう確認がされているのかどうか、この1点だけ確認させてください。

○教育総務課長（鶴田洋一）

今、徳峰議員がおっしゃいますように、教育委員会の行事ですね、昼間の行事が大変多ございます。例えば定例教育委員会、それから学校訪問についても昼間の行事が多くなっております。そこで、お願いする際に、我々としては昼間のこういう活動に御参加できますかっていうことは前もってお伺いを立てております。そういう中で、大体年間の来ていただく回数とかその辺の質問がありまして、今までの状況を説明いたしました。その中で、まあそれぐらいだったら協力できますよっていうことで御回答いただきまして、了承を得て、今回提案をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（迫 杉雄）

以上で、通告による質疑は終わります。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案第2号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

御異議なしと認めます。よって、同意案第2号については委員会の付託を省略することに決しました。

これより、討論に入ります。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、同意案第2号を採決いたします。この採決は無記名投票で行います。議場の閉鎖を命じます。

（議場を閉める）

○議長（迫 杉雄）

ただいまの出席議員数は17人であります。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に山中雅人議員及び出水優樹議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○議長(迫 杉雄)

念のために申し上げます。本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお、投票中賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(迫 杉雄)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○議長(迫 杉雄)

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号を読み上げますので、順番に投票願います。

○議会事務局長(笠野 満)

それでは、議席順に申し上げます。

1番、2番、3番、4番、5番、6番、7番、9番、10番、11番、12番、13番、14番、15番、17番、18番、19番。

(投票)

○議長(迫 杉雄)

投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(迫 杉雄)

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票をお願いします。山中議員及び出水議員の立会いをお願いいたします。

(開票)

○議長(迫 杉雄)

投票の結果を報告いたします。

投票総数17票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち、賛成13票、反対4票。

以上のおり賛成が多数であります。よって、同意案第2号は同意することに決しました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場を開く)

日程第11 議案第71号 支所庁舎整備に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（迫 杉雄）

次に、日程第11、議案第71号、支所庁舎整備に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第11、議案第71号、支所庁舎整備に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について説明いたします。

財部支所と大隅支所の建替えに伴い、両支所の住所が変更するため、曾於市公告式条例で定める掲示板の所在地及び曾於市支所設置条例で定める両支所の位置を一部改正し、曾於市大隅支所別館の設置及び管理に関する条例を廃止するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（迫 杉雄）

これより、質疑に入ります。

質疑通告のありました徳峰一成議員の発言を許可します。

○19番（徳峰一成議員）

今回のようなこの支所等の所在地の変更というのは、かつてない初めてのことだと思うんですが、これに伴いまして、多くの、特に内部的な文書等の公文書を含めた、所在地変更の伴う修正が必要ではないかと考えられます。この問題に対応する取組等について、一応、特に課題を含めてもしありましたら報告、答弁をお願いいたします。

○大隅支所長兼地域振興課長（上迫直一）

それでは、お答えいたします。

所在地の変更に伴う多くの公文書等の修正等の必要性や、対応の取組等ということでございます。

今現在、令和4年10月から、教育委員会、農業委員会、福祉事務所が本庁に集約されましたので、公文書等で支所の所在地まで出てくるものは今のところ見受けられないところですが、今現在所有しています封筒等につきましては、支所の所在地まで載ってございます。それにつきましては、使える分だけ使っていこうということで、ゴム印等で修正を行いまして対応していきたいと思っております。

で、また、新しく来年度に向けての封筒の印刷につきましては、新しい所在地での作成を各課をお願いしていきたいと思っております。

あと、また市民や関係各所への周知でございますけれども、市の広報誌あるいはホームページ等で広く周知していきたいと思っております。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

2回目の質問であります。課長の答弁ですね、まあ私が思っていた以上に困難、問題点はないようでございますが、分量にしてどれぐらいの量になるんですか。

で、これは大隅支所だけじゃなくて財部支所についても言えますよね。両支所について特に問題点、対応、今後の課題というのは考えられないのかどうか。まあ、思った以上にそうでないような答弁でありましたけれども、再度答弁してください。

○大隅支所長兼地域振興課長（上迫直一）

封筒等につきましては、本庁のほうで一括して発注していたりしていますので、数量についてはちょっと今把握できていないところでございます。

で、あと、そのほかに考えられることといたしましては、電話帳に載っている電話番号は変わらないんですけれども、電話帳に載っている所在地の変更をまたしてもらおうとか、あとゼンリン地図のところの所在の変更をしていただくとか、そういったところが考えられるところでございます。

○財部支所長兼地域振興課長（櫻木孝一）

財部支所分についても同じような形になるんですが、大隅支所の分は郵便番号のほうが変わるということでしたけれども、財部のほうは同じ南俣ということで郵便番号の変更もないところでございます。

そのほか変更で修正等をかけないといけないというのが、ホームページで所在地等が入ってますので、そういう形の修正は開庁前にして、開庁には間に合わせるような形で修正をしていきたいというふうに思っているところです。

○19番（徳峰一成議員）

3回目でありますけれども、まあ住民に対しては、あるいは市内の関係団体についてはそういった対応ができていくということ。

一方で、併せて県や国あるいは市外の、あるいは県外の団体等についても対応と

いうのも問題なく対応ができるのかどうか、課題としては考えられないのかどうか、答弁してください。

○大隅支所長兼地域振興課長（上迫直一）

国、県につきましても通知を出して、後は各課のほうで対応していただきたいと考えております。

（「課題はないのか」と言う者あり）

○大隅支所長兼地域振興課長（上迫直一）

すいません。

支所になりますので、事務的な所管課は本庁にありますので、本庁のほうとのやり取りが、県とか多いと思いますので、そちらのほうの対応となると思いますので問題はないと考えます。

○議長（迫 杉雄）

以上で、通告による質疑は終わりました。ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫 杉雄）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第71号は、配付いたしております議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

日程第12 議案第72号 曾於市立図書館の設置及び管理に関する条例及び曾於市中央公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第13 議案第73号 曾於市子ども医療費助成金支給条例の一部改正について

日程第14 議案第74号 曾於市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について

○議長（迫 杉雄）

次に、日程第12、議案第72号、曾於市立図書館の設置及び管理に関する条例及び曾於市中央公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてから、日程第14、議案第74号、曾於市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正についてまでの以上3件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第12、議案第72号から日程第14、議案第74号まで一括して説明をいたします。

日程第12、議案第72号、曾於市立図書館の設置及び管理に関する条例及び曾於市中央公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について説明をいたします。

曾於市立図書館大隅分館及び大隅中央公民館が、大隅支所庁舎の複合施設として建設されることにより、その位置及び使用料を定めるため提案するものです。

次に、日程第13、議案第73号、曾於市子ども医療費助成金支給条例の一部改正について説明をいたします。

現在、県内医療機関において、市県民税の非課税世帯については現物給付、課税世帯については償還払いとなっているが、令和7年4月1日から課税世帯についても、現物給付での対応が可能となることに伴い、関連する規定を改正するために提案するものです。

次に、日程第14、議案第74号、曾於市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について説明をいたします。

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の公布に伴う児童手当の抜本的拡充による所得制限の撤廃に伴う特例給付の規定の削除及び令和7年4月1日から県内医療機関において課税世帯についても現物給付での対応が可能となることから、議案第73号の曾於市子ども医療費助成金支給条例の一部改正に関連し、関係箇所の変更のため、提案するものです。

以上で、日程第12、議案第72号から日程第14、議案第74号まで一括して説明いたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（迫 杉雄）

これより、質疑に入ります。

質疑通告のありました今鶴治信議員の発言を許可いたします。

○11番（今鶴治信議員）

議案第73号の曾於市子ども医療費助成金支給条例の一部改正についてです。

今回、令和7年から、これまで非課税世帯が現物給付の対象であったのが、課税世帯まで拡大されるということですが、この対象年齢は幾つまでなのか伺います。

○こども未来課長（新澤津友子）

お答えいたします。

現在、この子ども医療費の対象年齢は18歳年度末まで、学年で言いますと高校生の年度末3月31日までを対象としております。

○11番（今鶴治信議員）

これに関して、本人が窓口払いをもうしなくていいということですが、こ

れについて、今後、曾於市への影響等は何かあるかお伺いたします。

○こども未来課長（新澤津友子）

お答えいたします。

来年度の4月1日以降、県内の医療機関を受診した場合、課税・非課税関係なく現物給付、窓口での負担がなくなるということから、経済的な心配、お金の心配をすることなく子供を受診させることができるということでは、子供の病気の早期発見、早期治療というのを期待できると思います。

ただ、本市においては、やはり都城、県外を受診というのも大変多いところになりますので、まあ来年これが実現したからもう大丈夫というか、いいっていう、まあ確かにありがたい制度にはなりますけれども、ちょっとまだ課題のほうは残るかと思えます。

以上です。

○11番（今鶴治信議員）

もう一度確認しますけど、今回は鹿児島県内ということで、まだそうしたら課題として、宮崎県内はやはり一時立替えがまだ続くということによろしいでしょうか。

○こども未来課長（新澤津友子）

お答えいたします。

まだ今のところ県境を越えての現物給付化というのが、まだ見通しが立っていないところになります。

○議長（迫 杉雄）

以上で、通告による質疑は終わりました。ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫 杉雄）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案3件は、配付いたしております議案付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託いたします。

ここで、10分間休憩いたします。

————— . ——— . —————
休憩 午前11時03分

再開 午前11時13分
————— . ——— . —————

○議長（迫 杉雄）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第15 議案第75号 曾於市地域振興住宅条例の一部改正について

日程第16 議案第76号 市道路線の認定について（天神丘1号線ほか2線）

日程第17 議案第77号 市道路線の変更について（阿邪里2号線）

○議長（迫 杉雄）

次に、日程第15、議案第75号、曾於市地域振興住宅条例の一部改正についてから、日程第17、議案第77号、市道路線の変更について（阿邪里2号線）までの以上3件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第15、議案第75号から日程第17、議案第77号まで一括して説明をいたします。

日程第15、議案第75号、曾於市地域振興住宅条例の一部改正について説明をいたします。

曾於市地域振興住宅譲渡条例に基づき、平成22年度建設の柳井谷団地1戸を譲渡することに伴い、別表を改正するため提案するものです。

次に、日程第16、議案第76号、市道路線の認定について説明をいたします。

市で造成された団地内道路について、市道認定要件を満たしており、市道として供用し管理するために、道路法第8条第2項の規定に基づき、提案するものであります。なお、場所、延長等につきましては、参考資料を御参照してください。

次に、日程第17、議案第77号、市道路線の変更について説明をいたします。

県道末吉財部線への取付けを含む改良を行った市道の起点を変更するため、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき、提案するものであります。なお、場所、延長等につきましては参考資料を御参照ください。

以上で、日程第15、議案第75号から日程第17、議案第77号まで一括して説明をいたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（迫 杉雄）

これより、質疑に入ります。

質疑通告がありましたので、順次発言を許可します。

まず、山中雅人議員の発言を許可します。

○1番（山中雅人議員）

通告に従い質疑いたします。

まず、この議案76号、この天神丘線を市道認定する理由とは何なのか伺います。

以上です。

○土木課長（吉元幸喜）

それでは、議案第76号、市道路線の認定について（天神丘1号線ほか2線）を市

道認定する理由についてお答えいたします。

この道路におきましては、現在、天神丘団地の敷地内道路としてまちづくり推進課で管理しておりますが、今後の維持管理や道路沿いの法面が崩壊した場合などの災害対応など総合的に見て財政上有利であり、また、市道認定基準も満たしていることから、協議の結果、今回提案することとなったものです。

以上です。

○1番（山中雅人議員）

その市道認定するほうが有利だっていうことは、具体的にどういった点でその優遇等がされるのか、その点が1点。

2点目として、以前、教育長のほうから、牧之原の支援学校を満杯なので移転するといった話があった際に、この天神丘住宅も一時期候補地として挙げられた経緯がありまして、まあ結局、志布志のほうになっちゃったんですけども。そういった形で、何らかの住宅も含めて整備計画等があるわけではないのか、その点について一応確認の質問でございます。

○土木課長（吉元幸喜）

市道認定をしますと、また交付税対象の基準にもなりますので、今後、財政上も有利であると考えております。

○教育総務課長（鶴田洋一）

特別支援学校を決定する際に、各市町村から候補地を挙げてくださいということの案内が県からあったところでございます。その中の候補地の1か所として、市有地のある場所——例えば岩小の跡とか、それから天神丘の跡とかですね——幾つかある中の1つとして恐らく挙げたんだと思います。

以上でございます。

○議長（迫 杉雄）

次に、岩水豊議員の発言を許可します。

○9番（岩水 豊議員）

それでは、議案第75号についてお伺いします。

今回の条例は、振興住宅を売り払ったということでの条例改正ということは承知しておるところであります。今回売払いされた住宅は——まあ、1棟であります——売払いの進め方、築年数に応じた価格設定かを伺います。

次に、築何年からの振興住宅を売払い対象としているかを伺います。

3番目に、共有部分の維持管理の状況について伺います。

それと、購入者の増改築の制限を設けているかを伺います。

○まちづくり推進課長（諸留貴久）

それでは、議案第75号の曾於市地域振興住宅条例の一部改正について。

まず1項目め、売払いの進め方、築年数に応じた価格かについてお答えをいたします。

地域振興住宅の譲渡の方法についてでございますが、譲渡が可能となる入居者の方々に対して通知文を送付しているところでございます。その後、この譲渡申請が入居者から提出された場合は、条例の一部改正を行い、その後に譲渡契約を締結するというところでございます。

次に、譲渡価格の建築年数に応じた価格についてでございます。

これにつきましては、地域振興住宅条例に基づきまして、建設年度に応じた初期の譲渡金額を算出しております。そして、その次年度以降につきましては、この初期の価格に減価率として4%、これを差し引いた価格で算出しているところでございます。

次に2項目め、築何年から振興住宅を売払い対象にしているかというところでございます。

地域振興住宅の譲渡が可能となる住宅につきましては、建設後13年を経過した後譲渡が可能というところがございます。これにつきましては、この地域振興住宅の建設において財源として過疎債を充当しております。この償還が終わった後の13年後というところで譲渡が可能となるところでございます。なお、平成20年度建設後の住宅が可能というところになるところでございます。

次に、共有部分の維持管理状況についてというところでございます。

地域振興住宅内の通路等がこの共同部分というところになります。これにつきましては、住宅入居者の共用スペースというところで、入居開始から共同して管理をしていただくというところを市からお願いをしております。

今回の地域振興住宅の譲渡時における共有部分の管理というところでございますが、これにつきましては、譲渡申請人に対しまして、引き続き団地居住者と協力して維持管理するように求めておりまして、これにつきましては譲渡契約書にもその旨を明記するところでございます。

次に4項目め、購入者の増改築の制限を設けているかというところでございます。

地域振興住宅の譲渡後における増改築の制限につきましては、住宅が譲渡申請人の所有となるところでございますので、市は増改築に対して制限を行っていないところでございます。

以上です。

○9番（岩水 豊議員）

2回目、質疑させていただきます。

当初予算に、たしか360万円ですかね、売払い価格で上がっておったと思いますが、今回はこの金額になる予定なのかどうか。

それと、購入者の4番目の増改築の制限についてですが、例えば隣接者との兼ね合いでトラブルということを含めて、制限、まちの中であれば建蔽率とかあったりしていろいろ制限があったりすると思うんですけど、それについては特別してないのか。

それと、あと転売の規制ですね。これについては何年をしているのか。

そしてもう1件、平成20年以前の分について譲渡可能ということではありますが、譲渡可能住宅は市内全体で何戸数ぐらい今あるかを伺います。

○まちづくり推進課長（諸留貴久）

それでは、お答えいたします。

まず、譲渡価格についてでございます。

今回の譲渡価格については、1棟338万8,000円が譲渡金額というところでございます。ここにつきましては、歳入として、その後納付されるというところになりますけれども、当初予算で360万円売払い収入として計上しておりまして、この差額については、3月議会の補正予算において提案するというところで予定をしているところでございます。

次に、増改築に関しての何かトラブル等が想定されるかというところでございます。

この譲渡におきましては、土地そして家屋——土地については無償というところが、譲渡条例のほうにも明記されておりますが——この土地内での増改築というところになりますので、まあ近隣、入居者等のトラブルはないというふうに考えているところでございます。

あと、転売の規制というところでございます。

今回、譲渡された土地・建物につきましては、この譲渡申請人の所有物と、所有する不動産というところになります。よって、この後本人が、例えば土地・建物を転売するというところもまあ想定されますが、これについての条例等の規制はないというところでございます。

そして、平成20年度以降に譲渡可能な地域振興住宅が何戸あるかというところでございます。

これにつきましては、平成20年度から平成23年度まででございますが、その総数は47戸でございます。

以上です。

○議長（迫 杉雄）

次に、今鶴治信議員の発言を許可します。

○11番（今鶴治信議員）

まあ大体、私の聞こうと思ったことは岩水議員が聞きましたので。

以前、やはりこういう感じで譲渡された実績があったと思うんですけど、これまで地域振興住宅の譲渡件数は何件だったかを伺います。

○まちづくり推進課長（諸留貴久）

お答えをいたします。

平成20年度以降のこの譲渡可能となった地域振興住宅の、今現在譲渡済みの戸数については3戸でございます。

以上です。

○11番（今鶴治信議員）

これまで住み続けてこられた方々が対象だと思うんですけど、もし空き家等になっていて、平成20年の条件をクリアすれば——まあ、今、空き家があるかどうかだけ——住んでいる人が対象ということで、空き家だったら第三者が購入というのは可能であるかどうか伺います。

○まちづくり推進課長（諸留貴久）

お答えいたします。

令和5年度までに建設をした地域振興住宅は146戸でございます。このうち、現在の今、空き家が3戸あるところでございます。

この空き家となった場合は、市報等で、この空き家に対しての入居者を求める、公募するというところになるところでございます。で、その公募されて入居された方が、この平成20年度から23年度までの建設年度の地域振興住宅であって、この住宅を譲渡するというところで、市からの通知があった場合に譲渡可能となるところでございます。よって、入居者がいて、入居者との譲渡契約に基づいて譲渡するというところで進めているところでございます。

以上です。

○議長（迫 杉雄）

次に、徳峰一成議員の発言を許可します。

○19番（徳峰一成議員）

まず、議案の75号から、ただいまお2人の同僚議員から質問がありましたので、それを踏まえての質問といたします。

質問の第1点は、これまで課長答弁では3戸ほどがもう譲渡されているということであるし、また、議会本会議でも、私を含めてこの問題では少なからず質問が出されて、それを踏まえて若干の訂正、修正等も加えながら現在に至っていると思っ

ております。

質問の第1点であります。こうした言わば大事な曾於市の市有財産を売却するわけでありますから、一定の整ったやはり要綱なり規程は設置すべきだと言えます。当然、議会にもそれが分かるような形で例規集にも出していくと。そうした現在取扱いがされているのか。つまり、全体にわたる売却についての規程を設置して、そして議員にも一応分かる形でのしっかりした要綱、規程等が整っているのか、これが質問の第1点であります。

質問の第2点目は、ただいまの答弁では、基本的にはこの売却する——できる期間についてはですね——まあ、過疎債等の関係もあって、建設後20年後っていうことであります。で、これまで、今回含めて4戸が売却あるいは売却予定でありますけれども、その点で課題等は、現在——課題ですね——見られないのかどうか、これが質問の第2点目であります。

関連いたしまして第3点目、旧末吉町時代は、地域振興住宅じゃなくて田崎町政時代に活性化住宅があります。この規程は、活性化住宅にも対象とされるのかどうかですね。活性化住宅も私が知る限り空き部屋が幾つかあります。で、それも含めた、包含したもので、内容であるのかどうかの質問であります。

以上です。

次に、議案の第76号と77号についてはもう関連がありますので、市道認定ということで、この点で質問いたします。

今回この2つの議案が提案された経過、そしてその内容について簡潔に答弁をしてください。

第2点目、その中で、例えば76号については天神丘住宅であります。これは大分ときが経っておりますが、今の時期になってなぜ提案であるのか。これは建設等の起債関係の関連もあるでしょうけれども、天神丘住宅の建設時は何年度であるのか。

そして、起債の償還が終わったために今回の提案であるのかですね。もっと細かく言って、もう起債償還終わって何年か経つけども、今回の提案であるのか。

これまでは、この管理は何課が対応して、今後どういった、どの課に一応移るのかどうかですね。

そして、併せてこれに類似した市営住宅、例えば大隅町では旭ヶ丘市営住宅もあります——同じような敷地も内容でもありますけども——旭ヶ丘住宅の場合は今回提案されておられませんけれども、なぜ天神丘に絞っての提案であるのか。

77号については、今回のこの提案された用地についてはどこの所有権であったのかどうか、地目はどうであったのかどうか。で、これらを含めて、従来の市道からこの敷地入り口までが一応対象となっていては、敷地内については、これま

で通り、今後も一応宅地扱いという対応で考えているのかどうか。

以上です。

○まちづくり推進課長（諸留貴久）

それでは、まず議案第75号、曾於市地域振興住宅条例の一部改正の内容についてお答えいたします。

まず、この譲渡価格の設定、規定等があるかという御質問でございます。

（「価格設定含めて全て規定されたものがあるのか」と言う者あり）

○まちづくり推進課長（諸留貴久）

この譲渡価格につきましては、曾於市地域振興住宅譲渡条例というものがございます。この第7条の中で、この譲渡価格について規定をしております。この譲渡条例につきましては、令和4年7月に施行されたものでございまして、市の例規というところで規定されたものでございます。

次に、2点目でございます。

家財というところで御質問があったかと思えます。入居者の方からの譲渡による申請というところでございますので、この中の入居者の家財というのは入居者御自身の財産でございます。譲渡契約によって、土地・家屋それぞれこの申請人の財産というところになりますので、引き続きこの家財についても入居者が使用されていく財産になるというところでございます。

次に、3番目の地域振興住宅以外の活性化住宅等の譲渡についてでございます。

先ほど申し上げました地域振興住宅の譲渡条例は、この地域振興住宅のみを指しているものでございまして、その他の市営・市有住宅等につきましては、この対応年限に基づいた中で、この年限が過ぎたものは用途廃止等を行っていくと、まあ譲渡されるものではないというところで進めているところでございます。

あと議案第76号の中で、天神丘住宅の建設年度という御質問がございました。

天神丘住宅につきましては、昭和56年から昭和62年度までの建設年度でございます。

以上です。

○土木課長（吉元幸喜）

それでは、お答えいたします。

議案第76号の市道路線の認定について（天神丘1号線ほか2線）の提案理由につきましては、先ほど答弁しましたとおり、今後の維持管理等を考えた上での今回提案するものです。

内容としましては、天神丘1号線が延長212.9mの幅員が7.57mから14.62m、天神丘2号線が延長279.4m、幅員が6.55mから10.3m、天神丘3号線が延長120.6m、

幅員が5.3mから13.23mとなっております。

それと、何でこのタイミングの提案となったかということですが、今年度にまちづくり推進課で現在測量を行い、分筆をしております。その図面等を利用できることなどから、今回の提案となったところでございます。

続きまして、議案第77号、市道路線の変更について（阿邪里2号線）の提案するに至った理由、その内容についてお答えいたします。

この路線におきましては、令和4年度に、市道阿邪里線から財部高校の校門跡の校門までの36mを市道として認定を頂いたところです。その後、南九州畜産獣医学拠点整備に伴い、令和5年度に改良を行い、路線の起点が県道末吉財部線まで延びたため、今回提案するものであります。

内容につきましては、延長が36mから60mとなり、幅員が7.15mから19mとなっております。

以上です。

○企画政策課長（外山直英）

すみません、市道の延長なんですけれども、当該土地がSKLVに関係しましたので、私のほうで答弁させていただきます。

筆数と所有者をお尋ねになったと思いますけれども、筆数が3筆でございます。山林が2筆、宅地が1筆でございます。所有者が2名だったというところでございます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

幾つかの答弁漏れがありますけど、2回目で答弁をしてください。

まず、議案の75号でありますけども、再度、課長に質問いたします。

条例の中で、この譲渡価格については一応定めてあるということではありますが、こうした、繰り返しますが、大事な市有財産はまだ継続性が今後もあり得ますので重ねて質問いたしますが、こうした大事な市有財産の譲渡については、全体を、この譲渡価格だけじゃなくてそれを含めて、包含する形でのまとまった、条例を含む規定がやはり大事だと思います。そうした規定を含めた全体のこの像を、一応議員を含めて、第三者が分かる形で設置されているのかどうか、という基本的な質問なんですよ。その場だけのもう個別的な内容ではなくて、やはり全体像が必要じゃないでしょうか。それが整備されているんかっていうことです。条例を含めてですね。していなかったら、やはりそれを今後、整備すべきじゃないかという質問なんです。その点でお答え願いたいと考えております。これが第1点であります。

第2点目は、活性化住宅については明確な答弁はなかったです。活性化住宅も、

私の記憶では、たしか末吉町の単独事業なんですよ。起債等や補助は一切受けていないと思っております。その点では、地域振興住宅の場合は若干過疎債が入っておりますけども、基本的には、地域振興住宅と活性化住宅はいわゆる市営住宅ではないという意味において、自由に、一応、譲渡を含めて曾於市の裁量で処分を含めての判断ができる住宅でございます。当然のことながら、活性化住宅も今空き部屋がありますので、やっぱり処分を含めて、希望者があったら処分の対象とすべきじゃないかと。

ですから、今の1回目の質問のそれを、活性化住宅を含めた包含する形でのまとまった、やはり整備された要綱等が大事じゃないかという意味での質問であったんです。この点を含めてお答え願いたいと考えております。

次に、議案の76号についてでございます。

一応、課長答弁では、今後、これまでの経過、事業を踏まえて、今回のこの市道認定の提案であったということでございます。その場合、くどいようでありますけども、建設年度が昭和56年から62年ということで40年から経っております。起債対象はこれはもう終わっております。で、今の時期になって提案されたというのは、市道認定はできたけども、これまでまちづくりに担当が代わって、やはり市道認定したほうがいいっていうそうした立場からの提案っていうことで理解いたします。であるならば、もう一つのこの旭ヶ丘住宅については提案されておられませんけども、これは何か事情があるのかどうか。私は見たところ、全く形としては同じこの住宅の環境下でございます。その点での質問が第1点であります。

そして、これによって、試算がされていると思うんですが、わざわざあえて市営住宅にするっていうことは、その一つとして、全てじゃないけど一つとして、やはり交付税についてもプラスになるということでもありますけれども、どれぐらいが交付料は年間考えられるのか、併せてお願いいたします。

議案77号についても1点だけ確認いたします。

今回、市道認定することによって、今後の課題というのはもうこれで解決したということで、この市道関係については問題、支障はないのかどうか、その点でお聞きをいたします。例えば、この今回検査されたこの施設については、かなりの面積と敷地面積となりますが、その排水を含めてこの道路の認定だけで支障、問題はないのかどうか、この点を含めての答弁をしてください。

以上です。

○市長（五位塚剛）

活性化住宅のことについて、私から答弁をしたいと思います。

旧町、まあ末吉町時代から、農村部の生徒を増やすために活性化住宅というのを

町の独自で作ってまいりました。で、目的は、当時小さな子供を持つ方々を対象として進めてきました。ある程度目的を達成したために、地域住民、入居者から活性化住宅を売却してほしいという声もありまして、それについては、もう売却した例があります。それは当然、議会に説明をして売却しております。

課題としては、当然もう子供たちも全て社会人となって、いらっしゃらないこともありますので、そのあたりをどうするかというのは私たちも再度協議をして、何らかの形でやはり空き家が出ないような努力と、また場合によってはもう買ってもらうということも含めて、今後、努力をしていきたいというふうに思います。

あとは、条例もちゃんとあるということでございます。

あとは、担当課長から答弁させます。

○まちづくり推進課長（諸留貴久）

それでは、地域振興住宅の譲渡額についての御質問についてお答えをいたします。

まず、この譲渡額の決定につきましては、先ほど申し上げました譲渡条例第7条の規定でまずは価格の設定を行います。この価格の設定、算出をした後に、財政課の所管でございます不動産価額評定委員会、こちらのほうに審議にかけまして、その価格が妥当であるかというところをこの委員会の中で協議していただくと。今回譲渡する内容についても同様にこの委員会によって協議、決定したもので、価格として入居者に対して示したところでございます。

活性化住宅につきましては、先ほど市長からございましたとおり、市有住宅につきましては、この地域振興住宅の譲渡条例とは別に市有住宅の譲渡条例を規定しているところがございます。よって、活性化住宅も含めて市有住宅で譲渡が可能なものについては市のほうで公募を行いまして、この公募によって申し込まれた方に譲渡をするというような形で規定されているところがございます。

以上です。

○土木課長（吉元幸喜）

旭ヶ丘団地等の団地は市道認定は考えていないのかという質問ですが、ほかの団地につきましては、今後、市道認定の規定に基づき、必要があれば今後検討していきたいと考えております。

（何ごとか言う者あり）

○財政課長（池上武志）

それでは、交付税関係についてお答えいたします。

市道に認定をして、それが市道認定されますと普通交付税の算定の基準に、根拠になってくるところでございます。

現在、普通交付税のいわゆる道路の面積と延長、これを基に算定をしているとこ

ろでございます。ちなみに直近では、これに合わせまして約5億円ほどの額が基準財需要額に算入されているところでございます。

以上です。

(「今回の2件について試算はしていないのか」と言う者あり)

○財政課長(池上武志)

この件につきましては、まだ試算はしておりません。

○19番(徳峰一成議員)

最後に、この議案の77号について再度の質問でございます、答弁漏れがありましたので。

これは、直接的には現在の県道からSKLVまでの短い区間だけが対象となっております。一方で、この議案76号は、敷地内、いわゆる宅地をこの市道に変更する内容でございますが、広大な敷地のSKLVについては排水を含めて今回の道路だけの市道認定ということで、今後、将来を含めて、特に排水等についての支障は考えられないのかという単純な質問であります。3回目でありますので答弁してください。

○土木課長(吉元幸喜)

それでは、お答えします。

阿那里2号線につきましては、歩道、水路等を含めた形の市道認定となっており、排水については今のところ問題ないと考えております。

○議長(迫 杉雄)

以上で、通告による質疑は終わりました。ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(迫 杉雄)

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案3件は、配付いたしております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

日程第18 議案第78号 指定管理者の指定について(曾於市養護老人ホーム清寿園)

○議長(迫 杉雄)

次に、日程第18、議案第78号、指定管理者の指定について(曾於市養護老人ホーム清寿園)を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、今鶴治信議員及び渡辺利治議員の退席を求めます。

(今鶴治信議員、渡辺利治議員 退場)

○議長（迫 杉雄）

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第18、議案第78号、指定管理者の指定について説明をいたします。

地方自治法第244条の2第3項及び曾於市養護老人ホームの設置及び管理に関する条例第5条第1項の規定により、曾於市養護老人ホーム清寿園を令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間、指定管理者を指定して管理させるため、提案するものです。

指定の相手方は、鹿児島県曾於市末吉町岩崎971番地1、社会福祉法人輪光福祉会であります。

よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（迫 杉雄）

これより、質疑に入ります。

質疑通告がありました山中雅人議員の発言を許可します。

○1番（山中雅人議員）

それでは、質疑いたします。

まず、この1点目、応募団体が2団体ございますが、これ、スマイリングパークさんは応募されていたのか、また、継続しなかった理由は何か伺います。

2点目です。3年前に輪光福祉会からスマイリングパークに指定管理が変更されたにもかかわらず、また輪光福祉会に戻った理由は何でしょうか。

3点目です。事業者が継続する場合、この加点措置が取られる場合もございます。今回はそのような対応はあったのか伺います。

4点目として、選定基準と採点項目は3年前と同じものか伺います。

そして5点目です。選定委員の構成はどのようなものであったのか伺います。

以上です。

○福祉介護課長兼福祉事務所長（上集 勉）

それでは、まず初めに、応募団体が2団体あるが、スマイリングパークは応募していたのかについてお答えいたします。

今回、清寿園の指定管理の公募には、応募があったところでございます。

次に、継続しなかった理由は何か及び3年前に輪光福祉会から指定管理が変更されたにもかかわらず、輪光福祉会に戻った理由についてお答えいたします。

10月9日に開催されました指定管理者選定委員会において、審査の結果、指定管理者の候補者として輪光福祉会が選定されたものであります。

続きまして、事業者が継続する場合に加点措置が取られる場合もあるが、そのよ

うな対応はあったのかについてですが、事業者が継続する場合の加点措置は行っていないところであります。

選定基準と採点項目は前回と同じものかについてですが、今回と3年前の比較では、選定基準に地域配慮の項目が追加されております。

次に、選定委員の構成はどのようなものかについてお答えいたします。

委員の構成は、要綱において規定する委員といたしましては、両副市长、教育長、総務課長、両支所長ほか、委員長が特に必要と認めた者として、各地区の公民館長代表が3名、今回指定管理者の選定を行う施設を所管する担当課長が4名、財政課長の計14名で審査を行っております。

以上です。

○1番（山中雅人議員）

それぞれ質問いたします。

まず、基本的なところからなんですけども、今回、スマイリングパークさんから代わったんですけども、既存の業者があつて、新しくなつて、また代わつた場合に、そもそも3年じゃなくて5年間——今回5年間ですけども——になつたのはなぜなのか、まず伺いたいと思います。

続けまして、選定委員会で決まりましたということなんですけども、基本的に、自分も3年前に質疑したところであるんですけども、業者というのは基本的に継続を前提として考えますので、ころころ代わつてしまつては単純に困ると思います。スマイリングパークさんとしても当然事業を継続されるものとして応募されていたので、何らかのその加点等の措置をしないと、その人たちもちょっと信用を失いかねないと思うところがあります。そもそも、前回輪光さんで、今回スマイリングパークさんで、また別の業者になつたらまあ分かるんですけども、戻つたということで、じゃあ3年前のその審査は何だつたんだということになるわけです。それを、その戻つた理由について、選定委員会としてそうだったからということではちょっと納得がいきませんので、内部での議論を開示できる範囲でもう一度よろしくお願ひいたします。

そして4点目として、地域配慮というものが加えられたということなんですけども、この地域配慮とは具体的にどういったものを指すのか、その点について伺います。

そして5点目として、各校区の公民館長、最近、その公民館長がメンバーに入ること多いところでもありますけども、改めてその公民館長を選定委員のメンバーとして組み込んでいるその理由についてお伺ひいたします。

以上です。

○福祉介護課長兼福祉事務所長（上集 勉）

それでは、お答えいたします。

輪光福祉会が5年になった理由といたしましては、以前、清寿園の指定管理を受けている関係で、新規の管理者ではない関係で5年としております。

輪光福祉会を選ばれた理由といたしましては、選定委員会の採点の結果を見ますと、評価項目の指定管理料及び収支計画の妥当性の項目と地域配慮の項目で輪光福祉会の採点が高くなっております。この点が、輪光福祉会が選定された理由と思われれます。

○財政課長（池上武志）

それでは、私のほうから答弁させていただきます。

まず、公民館長の選定ということでございますけども、公民館長さんの選定につきましては、やはり市の職員だけでは見識が偏ってくるということも、そういうのも想定されるということで、広い見識を持たれた方、そういった中で公民館長さん方はそういった方々がいらっしゃいますので、そういった方々を審査に入れて、入っていただきますと、その判断が広く市民の方々の利益になるのではないかと考えたところでございます。

それから地域配慮でございます。地域配慮につきましては、前回の選定委員会後、令和4年度以降に設けたものでございます。やはりいろんな意見がございまして、その中で地域の発展の貢献度、こういったものも必要じゃないかとそういった意見もありましたので、これを設けているというところでございます。

以上です。

○1番（山中雅人議員）

3回目の質疑を行います。

地域配慮という点についても、私も十分納得できるものではございます。やはり3年前の私の立場として地元の業者さんが曾於市の施設を使っていたのが一番かなというのはございましたので、今回の結果に関しても異論はないところではあるんですけども、やはり事業の継続性の観点から短期的にころころ変わるというのは、これはこれで望ましくないものではありますので、それこそじゃあ次もう一度選定委員会を開いたら、スマイリングパークさんがもしかしたら取るかもしれないとなったら、本当に事業者からするとどういった基準で、なぜこの業者になったのかというのが不透明になってしまいますので、一度指定される際にはもう少しこの基準等も含めてきちんと精査した上でしていただきたいんですけども、その点について伺いたいというのが1点。

地域配慮というのは、具体的にトータル何点程度のうち何点のものがあつたのか、

その点について伺います。

3点目として、ほかの自治体等の選定委員等を見ますと、公民館長を使っている自治体というのはあまりないように思います。それこそ財政的な観点で銀行の方とか、公認会計士の方とか、そういった方ならまあ、例えば私、申し上げたところなんですけれども、公民館長の見識というのは具体的に何なのか、どういうものであって何を評価してメンバーに入れたのか、その点についてもう一度質疑をお願いいたします。

○財政課長（池上武志）

それでは、お答えいたします。

まずは、継続性の有無というところでございますけれども、確かに今おっしゃるように、ころころ替わるというのは、それはそれでいろいろまた大変なことだと思いますが、まずそもそも指定管理の狙い、制度というところで行きますと、やはりそれを利用される住民の方、そういった方々により効果的・効率的そういったサービスを提供していただくということであります。それが一番の目的でございますので、そういった点を踏まえまして、それを審査会で審査をしていくと。それが結果として、今回替わったということじゃないかと考えているところでございます。

それから、公民館長の考え方ということでございますけれども、先ほどと似たような答弁になりますけれども、やはりその辺は市の職員関係者だけでは見識が偏ってくるというところがありますので、今は公民館長ということで考えているところでございます。

あと、評価の中での地域の評価の考え方ですが、その地域配慮というところで行きますと、全体の中の100点満点のうち最高5点という形で評価基準を設けているところでございます。

以上です。

○議長（迫 杉雄）

以上で、通告による質疑は終わりました。ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫 杉雄）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第78号は、配付いたしております議案付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託いたします。

今鶴治信議員及び渡辺利治議員の入場を許可します。

（今鶴治信議員、渡辺利治議員 入場）

○議長（迫 杉雄）

ここで、昼食のため休憩いたします。午後はおおむね1時10分に再開いたします。

休憩 午後 零時06分

再開 午後 1時10分

○議長（迫 杉雄）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第19 議案第82号 指定管理者の指定について（曾於市立恒吉地区診療所）

日程第20 議案第83号 指定管理者の指定について（曾於市立図書館、曾於市立図書館大隅分館、曾於市立図書館財部分館及び末吉歴史民俗資料館）

○議長（迫 杉雄）

次に、日程第19、議案第82号、指定管理者の指定について（曾於市立恒吉地区診療所）及び日程第20、議案第83号、指定管理者の指定について（曾於市立図書館、曾於市立図書館大隅分館、曾於市立図書館財部分館及び末吉歴史民俗資料館）の2件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第19、議案第82号及び日程第20、議案第83号を一括して説明をいたします。

日程第19、議案第82号、指定管理者の指定について説明をいたします。

地方自治法第244条の2第3項及び曾於市立診療所の設置及び管理に関する条例第4条第1項の規定により、曾於市立恒吉地区診療所を、令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間、指定管理者を指定して管理させるため、提案するものです。指定の相手方は、鹿児島県曾於市大隅町月野894番地、曾於医師会立病院であります。

次に、日程第20、議案第83号、指定管理者の指定について説明をいたします。

地方自治法第244条の2第3項、曾於市立図書館の設置及び管理に関する条例第4条第1項及び曾於市歴史民俗資料館及び郷土館の設置及び管理に関する条例第3条第1項の規定により、曾於市立図書館、曾於市立図書館大隅分館、曾於市立図書館財部分館及び末吉歴史民俗資料館を、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間、指定管理者を指定して管理させるため提案するものです。指定の相手方は、東京都中野区弥生町2丁目8番15号、株式会社ヴィアックスであります。

以上で、日程第19、議案第82号及び日程第20、議案第83号を一括して説明しまし

たので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（迫 杉雄）

これより、質疑に入ります。

質疑通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、山中雅人議員の発言を許可します。

○1番（山中雅人議員）

それでは、議案83号について質疑いたします。

これまで、シダックス大新東ヒューマンサービスさんが請け負われておりましたが、株式会社ヴィアックスさんに変更されております。今回、シダックスさんは継続で応募されていたのか伺います。

2点目として、ヴィアックスさんのどのような点を評価したのか伺います。

3点目に、令和7年度に4,300万円の管理費が令和11年度にかけて4,700万円に上がっていますが、理由について伺います。

以上です。

○生涯学習課長（竹下伸一）

それでは、お答えしたいと思います。

まず初めに、現在請負をしていますシダックス大新東は、今回応募があったかということですが、今回応募があったところでございます。

あと、ヴィアックスのどのような点を評価したのかについてお答えしたいと思います。

10月25日に開催されました第41回指定管理者選定委員会において、応募者のプレゼンテーションが行われたところでございます。それを受けまして選定員の採点により指定管理選定候補者として決定されております。先ほどありました選定基準がございしますが、その中の管理運営計画の的確性、あと指定管理料及び収支計画の妥当性が評価が高かったところでございます。

それと、令和7年度4,300万円の管理が令和11年度にかけて4,700万円に上がっている理由はということですが、株式会社ヴィアックスから提出されました収支計画書によりますと、人件費を年度ごとに約3%上昇させているのが主な要因というふうに思われております。

以上です。

○1番（山中雅人議員）

それでは、それぞれ質疑いたします。

まず、継続されていたが今回ヴィアックスに変わったということでありまして。その中で管理計画と収支に関しては得点が高かったということなんですけれども、具体

的にどのような管理計画と収支が評価されたと思われるのか、その点について伺います。

2点目として、4,300万円が人件費の高騰によって、3%ずつ増加によって、4,700万円になったという答弁でありました。そもそもなんですけども、この図書館の管理費で4,300万円から4,700万円というのは若干高いようにも思われます。これまでの指定管理料等々を見てみたんですけども、結構大きな額になっております。今回こういった額になったそもそもの理由についてお伺いいたします。

以上です。

○生涯学習課長（竹下伸一）

それでは、評価の2点についての中身でございますが、管理運営計画の適正化という中におかれましては、施設の効果を最大限に発揮し、施設の設置目的に沿った成果があるという項目がございます。あと、施設利用者の増加や利便性を高めるための実施可能な提案があるかと。あと、利用者からの意見を把握し反映させる仕組みを構築できているかと。あと、利用者からの苦情に対する対策は十分に考えているかというところが、管理運営計画の適正化の中では優れていたということでございます。

あと、指定管理料及び収支計画の妥当性でございますが、収支計画が妥当かつ実現可能な提案であるかと、この管理料今回出されたのが、実現可能な提案であるかということと、あと、指定管理委託料は妥当かというこの2項目で評価があったというふうに考えております。

あと、指定管理料の料金でございますが、現在指定管理を受けている業者でございますが、今回3年間受けていただいております。3年間で1億3,373万2,000円という金額で3年間受けていただいたところでございます。今回ヴィアックスにつきましては、5年間という計画でございますが、これを3年間で計算しますと1億3,500万3,000円という金額でございます。200万円程度上がっているところでございますが、これについても先ほど言ったように、人件費の関係かなというふうに考えられるところでございます。

以上です。

○1番（山中雅人議員）

3回目の質疑を行います。

施設の利用者数の増の提案について話がありました。私はこの決算を見ますと、市立図書館が令和5年度に4万9,000人だったのが4万人、大隅分館も7,000人から6,000人、財部分館も8,200人から6,600人と非常に漸減している傾向が見られます。やはりこういった利用者数の減ということが問題意識として持っていて、今後の新

しいヴィアックスさんについては、もっと利用者を増やしていくような取組等が議論されたのだらうと思いますけども、どういった点でそういった議論がなされていたのか伺います。

2点目として、今回、両支所の建設と伴って、図書館の併設も行っているところですけども、施設を新しくするので管理計画も併せて抜本的に変えるいい機会だと思うんですけども、そういった新しい施設と今後の新しい計画等について何か議論やプレゼン等はされていたのか、その点についても伺いたします。

以上です。

○生涯学習課長（竹下伸一）

今回先ほどありましたように、新たに大隅の分館、8年には財部の分館と、新しい施設が計画をされております。今回応募していただいた業者それぞれノウハウ等は持っているところですが、このヴィアックスさんにつきましては、近隣では都城市の指定管理を受けて運営をしているというところでございます。それぞれそういうノウハウはあったんですが、その中でも評価が若干高かったんじゃないかなというふうに思っております。

管理計画につきましても、今回5年間ということで、その中でいろんな、会社の持っているノウハウ、事業等の計画等が出ておりました。そういうところが評価されたんだというふうに思っております。

以上です。

○議長（迫 杉雄）

次に、今鶴治信議員の発言を許可します。

○11番（今鶴治信議員）

大体、山中議員が聞かれましたので、重複するところは割愛させていただきます。

今回ヴィアックスという企業が指定管理されるわけですけど、先ほどの清寿園のこともありますが、どちらが指定管理をされても実績があるということで5年でありましたけど、今回はヴィアックスというのは、初めての指定管理じゃないかと思っておりますけど、持続性ということで5年という説明だと思っておりますが、初めてのところを3年じゃなくて5年にした理由を伺います。

それと、先ほど都城のほうの図書館を指定管理されている実績があると伺いましたけど、全国的にもヴィアックスというのも、そういう図書館管理運営については、かなり取り組まれる企業であるかどうか伺います。

○生涯学習課長（竹下伸一）

それでは、お答えしたいと思います。

今回新しい事業者でございますが、今回5年にした理由につきましては、先ほど

も若干お話ししたところでございますが、大隅の分館が来年の5月27日にオープンいたします。財部の分館については8年の4月1日にオープンを計画しております。今の図書館から新しくなっていくことを考えてみますと、8年から3年間であれば2年間しかないというような考えでございます。指定管理の期間の考え方としましては、こちらとしましては、事業者の経営能力が十分に発揮されるような状態を作らなければならないといけないというもございましたので、新しくなった図書館の中で2年しかないということを考えますと、今回そこから考えて一応5年間あれば経営的な能力も十分発揮できるんじゃないかなと、企業の持っているノウハウを十分発揮していただけるんじゃないかなということで5年間にしたところでございます。

あと、全国的に図書館を受託しているのが28自治体の94の図書館を今、令和6年4月時点でございますが、ヴィアックスさんは指定管理を受けているということでございます。

以上です。

○11番（今鶴治信議員）

これまでシダックスのほうで、図書館のところの関係の仕事に就かれた方々が長年にわたっていらっしゃると思うんですけど、スタッフが。そういう方々の雇用は、引き続きヴィアックスさんがされるのか。また、新たに雇用されるのかどうか伺います。

○生涯学習課長（竹下伸一）

それでは、お答えします。

今回、指定管理者を募集するに当たりまして、募集要項を作っております。その中で、指定管理における基本事項、管理人員ということで、職員については、希望する者は引き続き雇用することを条件とするということで、項目を入れさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（迫 杉雄）

以上で、通告による質疑は終わりました。ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫 杉雄）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案2件は、配付いたしております議案付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第21 議案第79号 指定管理者の指定について（清流の森大川原峡）

日程第22 議案第80号 指定管理者の指定について（曾於市末吉農産物等直販施設・活性化施設）

日程第23 議案第81号 指定管理者の指定について（曾於市財部きらら館）

○議長（迫 杉雄）

次に、日程第21、議案第79号、指定管理者の指定について（清流の森大川原峡）から日程第23、議案第81号、指定管理者の指定について（曾於市財部きらら館）までの以上3件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第21、議案第79号から日程第23、議案第81号まで一括して説明をいたします。

日程第21、議案第79号、指定管理者の指定についてを説明いたします。

地方自治法第244条の2第3項及び曾於市森林総合利用施設の設置及び管理に関する条例第4条第1項の規定により、清流の森大川原峡を令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間、指定管理者を指定して管理させるため、提案するものです。指定の相手方は、鹿児島県曾於市財部町南俣11340番地1、合同会社カケルドットであります。

次に、日程第22、議案第80号、指定管理者の指定について説明をいたします。

地方自治法第244条の2第3項及び曾於市末吉農産物等直販施設・活性化施設の設置及び管理に関する条例第4条第1項の規定により、曾於市末吉農産物等直販施設・活性化施設を、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間、指定管理者を指定して管理させるため、提案するものです。指定の相手方は、鹿児島県曾於市末吉町深川11051番地1、株式会社メセナ末吉であります。

次に、日程第23、議案第81号、指定管理者の指定について説明をいたします。

地方自治法第244条の2第3項及び曾於市財部きらら館の設置及び管理に関する条例第4条第1項の規定により、曾於市財部きらら館を、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間、指定管理者を指定して管理させるため、提案するものです。指定の相手方は、鹿児島県曾於市末吉町深川11051番地1、株式会社メセナ末吉であります。

以上、日程第21、議案第79号から日程第23、議案第81号まで一括して説明をいたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（迫 杉雄）

これより、質疑に入ります。

質疑通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、山中雅人議員の発言を許可します。

○1 番（山中雅人議員）

それでは、議案79号と議案81号について質疑いたします。

まず、79号についてです。カケルドットとは、どのような団体なのか改めて伺います。

2点目です。予定されている合同会社カケルドットの施設管理方針は、どのようなものなのか伺います。

3点目に、財部北校区公民館が人手不足を理由に指定管理期間の途中から手を引いた経緯がございます。カケルドットは今後の人員状況に問題はないのか伺います。

4点目です。これまで指定管理料が800万円程度の委託料でありましたが、今回指定管理料が1,100万円に上昇している内訳について伺います。

続いて、議案81号、令和2年の選定の際は221万円でしたが、指定管理料が今回290万円に上がっていますが理由について伺います。

2点目です。さらら館運営において、決算報告によると売上総額、レジ通過数、直販所の売上げにおいて減が報告されており、単年度562万円の赤字と累積4,660万円の赤字が報告されております。指定管理の選定の際に経営改善の方針等は協議されたのか、その点についてお伺いいたします。

○商工観光課長（佐澤英明）

議案第79号、指定管理者の指定につきまして、清流の森大川原峡のカケルドットとは、どのような団体かにつきましてお答えいたします。

会社名が合同会社カケルドットでございます。本店所在地につきましては、曾於市財部町南俣11340番地1であります。会社の設立につきましては、令和6年2月7日に設立されております。資本金の額は40万円であります。社員につきましては、業務執行社員が中垣大輔氏、江藤裕一氏、戸上博司氏、藤原玲二氏の4名であります。

会社の業務につきましては、施設管理及び施設運営がまず一つ。続いて、ホームページ作成や機器の設置などITインフラの整備を行うことが一つ。それからもう一つが、加工品等の販売。次が、動画、ウェブサイト、出版物及び印刷物の企画、制作デザイン等の販売及び委託業務などの広報支援。そして次に、各種イベント等の企画、運営、実施など。またもう一つ、飲食店の運営などの業務等を行うと伺っているところでございます。

次に、施設管理方針でございますが、通常期と繁忙期であります5月、7月、8月の管理体制で人員計画がされております。年間を通じました通常期で申しますと、受付などを行う管理人1名、施設清掃や宿泊準備などを行う施設係が2名、軽食や販売などを行うもくもく館係が1名、除草などの清掃員を3名配置される計画

とのことでした。繁忙期におきましては、施設清掃や宿泊準備などを行う施設係を2名から3名へ、軽食や販売などを行うもくもく館係を1名から2名へ増員しまして、管理を行う計画とのことでございます。

次に、カケルドットは人員状況で問題がないかではありますが、令和5年度、6年度では直営で運営しておりまして、シルバー人材センターに委託して管理人等の人員配置をしておりますが、指定管理者選定の承認を頂いた場合は、本年も大川原キャンプ場の管理等をしていただいた経験のあります北校区にお住まいの方々を中心に雇用されたいと伺っております。

次に、今回指定管理料が約1,100万円に上昇している理由でございますが、令和4年度まで財部北校区が指定管理していただいた人件費が約600万円でございます。今回カケルドットが提案されました人件費は約1,000万円でありまして、人件費分の400万円の増額になっており、人件費が主な増額の要因になっているところでございます。

続きまして、議案第81号、指定管理者の指定についての曾於市財部きらら館の290万円に上がっている理由につきましてお答えいたします。

会社より提出されました事業実施計画によりまして、毎月イベント企画が計画されております。事業収支計画によりまして、毎月のイベント企画の売上げ、販売手数料に加え、レストランの売上げの上昇が少しではありますが、伸びているということをお察ししまして、収入が増額する計画であります。収入合計額から収支合計額を差し引きますと290万円が不足するために、これまでの指定管理料221万4,000円に68万6,000円の増額を行いまして290万円の指定管理料となったところでございます。

次に、指定管理者の指定の際に経営改善の方針等は協議されたのかでございますが、委員会では協議はされませんでした。直売所で販売する商品の品ぞろえの充実や、陳列等の工夫と改善を行うこと、そして各種イベント等を開催して売上げを伸ばしたいと説明が会社からあったところでございます。

以上です。

○1番（山中雅人議員）

それでは、それぞれ質疑いたします。

まず、カケルドットの運用状況についてなんですけども、資本金が40万円で社員が4名といったことなんですけども、今回指定管理は1,100万円で新しく受付で1名や軽食等々でかなり人を雇われるということで、今まで4人体制でやっていたところにそれだけ多くの人員をまた集めて管理することに果たして問題はないのか、十分に管理できると思われるのか、その点がまず1点目です。

2点目として、カケルドットさんが1者しか今回来なかった件なんですけども、もちろん直営よりはお願いしたほうが良いと思うんですけども、前回北校区の公民館が途中で降りるということで、様々な手続が必要になってしまったので、やはり当面の継続性については今回の指定管理では重く見られると思うんですけども、この継続性について問題はないのか、改めて伺うところであります。

議案81号についてです。

1番と2番、これほぼ一緒の内容だと思うんですけども、やはり赤字が出ているといった説明でありました。今回非公募の理由として、担当の管理者が機能を熟知している、経営ノウハウが十分である、良好な施設管理運営を行っているから非公募であるということで、今回非公募なんですけども、この決算報告等々見ても、やはり赤字の解消がなかなか難しいといったことが常々言われておりました、本当に良好な施設管理計画をしているのかというのが疑問なところであります。

やはり委員会では協議していないということなんですけども、非公募の条件として、黒字で当面問題がないから非公募だということであれば、議会側もある程度納得できるんですけども、赤字で決算報告でもかなりほかの施設から資金をある程度流用するような形で埋めているというような回答で非公募ですと言われても、ちょっと納得が難しいところがありまして、今回、前回も非公募ではあったんですけども、非公募にした理由、そして今後この5年間の管理計画を果たしてどうしていくのか、その点について本当に今あるようなイベントをしていったりとか、そういった新商品の開発等で、この赤字が埋められるのか、その点の見通しについてより詳しく伺います。

以上です。

○商工観光課長（佐澤英明）

まず初めに、清流の森大川原峡で、まず社員が4名で、管理される方がほかにいらっしゃるって、そういう4人の体制での問題はないかという御質問だったと思いますが、この合同会社におきましては、4人がこの経営に、全てがこの施設を管理していくということではございません。その中で主になる方というのがお一人いらっしゃいまして、その方を中心としまして、この大川原のキャンプ場を管理をされていくと。もちろんその方もこの施設の管理人として携わるということに今のところはなっているようでございます。そこで不足する人材の方を、地域の方々を雇用したいということで伺っているところでございます。

あと、また今回1者しか来なかったのということで、今回公募を上げたときに1者だったんですけども、これまでも申請されるまでには今年度で2件の御相談は一応あったところです。ただ、御相談はあったんですけども、申請まで至ってい

ないというのが現状でございます。

また、カケルドットさんにつきまして、今回もしこの指定管理の指定を受けることができましたら、また次の3年後もいろんな計画等も今の中では構想があるということでは伺っているところではございます。

続きまして、今度は財部きらら館のことではございますが、こちらの赤字につきまして、前回の決算の報告でも議員の皆様方には御説明したとおり、きらら館については確かに赤字のほうが出ているところではございます。ただ、これを解消するために会社の努力としましては、人員配置をしたり、人員の勤務時間体制を変えたりとか、そのような体制も今取られている状況でございます。

あと、きらら館については、特に食材と品物がなかなかそろってこない状況というのが今ありまして、そのものを今どんどん出荷者協議会の皆さんから集めるような努力をしているところでございます。

また、先ほども申しましたけれども、イベント等の開催こちらが一番最終的な大きな要因になってきまして、これを今のところ毎月計画されるという計画書も出ていますので、その辺を見込んでの、赤字は出るかもしれませんが、それに近づけていけるものというふうには思っているところでございます。

以上です。

○1番（山中雅人議員）

3回目の質疑を行います。

カケルドットさんも様々な事業をされているところでありますので、そういった経営のノウハウ等評価されたのかなと思います。これに関しては、直営よりはいいと思いますので、やっていただきたいと思います。

質疑なんですけども、きらら館の運営、これに関してでございます。

イベント等でやっていくということなんですけども、やはり根本的に赤字を解消するためには、客数を増やすか、コストを減らすか、単価を増やすか、大体この3つでありまして、イベント等を増やしてもそれが売上げにつながらなければ意味はないですし、メニューを増やしたからといって必ずしも客単価が増えるわけでもないです。これについては、やはり抜本的に決算報告もこの単年度だけではなくて、毎年赤字ですと、累積していますということがありまして、解消していません。小手先の改革ではなく、根本的に体質の問題という議員からの指摘も決算のときもありましたけども、やはりそのような形で抜本的な見直し等も含めて、イベントを増やすといった小手先の対応でこの体質改善が本当になされるのか、その点について担当課の見解を伺いたいと思います。

以上です。

○商工観光課長（佐澤英明）

今、議員がおっしゃいましたとおり、抜本的な改革というのは非常に大事なことだというふうに会社のほうも認識はされております。その中で、どのように今後改善されるのかというのは、会社とまたこれからも担当課として、また協議のほうはさせていただきたいというふうに思っているところです。

また、特に今回きらら館というところで、今まで食堂部門も特に落ち込んでいた時期もございました。ただし5年度、そしてまた本年度もですけども、今レストラン部門につきましても伸びてきているような状況もございます。そういうところも勘案されているというふうに思いますが、今後もさらに経営改善に向けた協議については、また会社のほうと常に協議をして前向きに取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（迫 杉雄）

次に、今鶴治信議員の発言を許可します。

○11番（今鶴治信議員）

議案第79号、清流の森大川原峡指定管理について質問いたします。

山中議員のほうで詳しく聞かれましたので、私はもう数点だけ聞かせていただきたいと思えます。

ここ2年直営でやられて、なかなか指定管理を募集したけど引受け手がないという中で、今回合同会社カケルドットさんが指定管理されるということで、大体はもう先ほど聞いたので理解しているところでございますが、これまでの直営と今回指定管理を引き受けていただくに当たって、いろいろ雇用関係の人件費も上げたということでしたが、どの点がこれまでの直営と、また指定管理になった場合の発展性はどういうところが可能か伺います。

○市長（五位塚剛）

大川原キャンプ場については、スタートのときは森林組合のほうにお願いをしてまいりました。長いことしていただいた中で、地元公民館の方々が中心的に地元の人たちを雇用して、地元の人たちの発想でやれるものないかということで、森林組合と相談したら、地元の皆さんたちに頑張ってもらいたいという流れがありまして、地元公民館で頑張ってくださいました。いろんな苦勞しながらやってきましたけど、やはりコロナの状況とか、また高齢化によってなかなか人を確保するのは難しいということもありまして、また公民館長さんが交代されたり、そういうこともありまして一旦辞められました。その間は直営で頑張ってきましたが、やはりこういうものは直営ではなくて、なるべく地域の方々に返していろんな発想のある民間の力を

借りてやったほうがいいだろうというのが基本であります。

今後は、この方々は財部出身の方で財部を盛り上げようという意欲が相当ありますので、期待をしているところでございます。

また、今後の問題であります。先ほど道の駅の問題が出ましたけど、道の駅も非常にどこも苦勞しておりますけど、現状としてはやはり今の経済状況の中で非常に諸経費がものすごく上がっております。そういう意味では、今回も人件費はやはり確保しないと途中でできないとなるといけませんので、今後、市のほうも十分検討しながら地域のために貢献をしていきたいというふうに思っております。

○11番（今鶴治信議員）

市長のほうで、今後の期待するということの熱意は理解したところでございます。

指定管理、これまでの校区の方々が努力されたことが、またよりよいほうに発展すればということを実期待しているところでございますが、一番心配なのは、高齢化社会の中でこれまで手伝っていただいた公民館の方々も何名かは協力していただくということですが、そういう雇用のほうはこれからだと思っておりますけど、十分確保できる可能性があるのかどうか伺います。

○市長（五位塚剛）

先ほども課長が答弁いたしましたように、地元の方々と十分これは協議しておりますし、またシルバーのほうもいろんな形で支援をしていただけることになっておりますので、地元を中心として協力体制ができているというふうに思っております。

○11番（今鶴治信議員）

新たに指定管理が決まったということで、非常に期待しているところでございますので、私の質問はこれで終わります。

○議長（迫 杉雄）

次に、徳峰一成議員の発言を許可します。

○19番（徳峰一成議員）

議案の79、80並びに81号について、いずれも指定管理関連でありますけど質問いたします。

同僚議員が何名かこれまで質問されておりますので、それを踏まえた質問といたします。

まず、市長に1点だけ基本的な点について質問であります。

今回、指定管理関連の議案は全部で6議案提案されております。例えば翻って大きな立場でこの問題を考えていきたい立場からの質問であります。

例えば請負契約については、長年の歴史がありまして、議案として議会に提案される場合は、入札の経過と結果についても参考資料として詳しく議会に示されてお

ります。落札できなかった業者を含めてです。ですから議会審議でもそれらを踏まえてかなり合理的な質問もあるし、あるいはもう質問しなくても参考資料で分かるといった内容も少なからず見られます。

ところが、指定管理制度は、制度ができてから19年たちましたけれども、非常にその点がまだまだ過渡期にありまして、特に今回提案されている複数の業者が参加する指定管理の議案についても、どういった業者がどういった入札の過程の中で今回新たに提案されているのかが、私たち議員には参考資料が全くないために、一から質問せざるを得ません。ですから同僚議員も苦勞して一から質問するような小学生的な議論にならざるを得ない点があります。

ですから、今後の指定管理に関する提案については、請負議案に倣って参考にして可能な限り入札の経過結果についても参考資料として提示する。そのことは結果として議会だけでなく当局にとっても不必要な質問はもうしなくていいですよ。あるいはもっと合理的な内容のある質疑になろうかと思っておりますので、その点で、市長・副市長は、今後は可能な限り参考資料は議会に提示することを考えていただきたいと思います。

これは、市長しか答弁できませんので、市長の答弁をお願いいたします。

次に、関連いたしまして、財政課長になろうかと思いますが、質問いたします。

指定管理全体は全体的に統括するのは財政課であります。この中で、例えば最も大事な指定管理団体を指定するに当たっての条例の中の第2条の6項については、選定方法及び選定基準を定めとなっております。特に選定基準、この選定基準がそれぞれの議案についてどういった選定基準であるのかが、これも私たち議員にはもう全く分からないですよ。ですから午前中の山中議員をはじめとして、一から質問せざるを得ないと。だから最も大事な選定の基準が議会にあらかじめ要綱等で示されていないんです。これも非常に今後改善の余地があります。

ですから、委員会審議で文厚関係は徹底して質問いたしますけれども、やはり本会議を含めて全議員が関係する議案でありますので、この点も今後検討すべきじゃないかと思っています。選定基準を包含した、網羅したこの指定管理についての入札のありようを一つの体系化していく。それが全くないので、これは財政課長の優れて大きな役割と責任でありますので、お答え願いたいと考えています。

次に、具体的に議案の79号について担当課長に質問をいたします。

これまでもお二人の質問がありましたので、そのダブる内容を省きまして、1つは、今回の合同会社カケルドット、これは私たち議員としては初めて聞く名称であります。答弁では令和6年2月7日に発足したということであります。今回のこの合同会社カケルドットの性格について、この団体を示していただきたいと思います。

ます。例えば前後した議案は社会福祉法人あるいは株式会社という明確な法律上の規定に基づいた名称であります。合同会社というのは、これは法律上、規定された文言であるでしょうか。まず、この初歩的な質問からいたします。

そもそも合同会社というのは、こういったことを法律上は規定している名称ですか。ありますか、こういったのが、法律上。そこから答弁してください。

それから、カケルドット。カケルドットというのは、私、恐らく全議員、何をもってカケルドットと、これは説明がなければ判断ができないので、できんですよ。これもやっぱり本来だったらもう参考資料の中でやはり誰もが分からない、恐らく当局も分からない、担当者以外は、内容であります。ましてや市民は全く分からないわけでありますので、これも無駄な質問を省く意味でもやはり参考資料で提示するというか、そういった配慮が欲しいものであります。答弁をしてください。

次の質問であります、今回は言わばこのカケルドットだけのみの入札参加であります、これはこの条例等に従って収支計画書を含めて当然指定管理料を含めて提示されたと思います。それを100%そのまま受ける形での一応この今後の議会が議決したら契約になるのでしょうか。これは本来だったら入札していますので基本だと思えますよ、一般論として。それが例えばカケルドットが提案されて、そして当局とこの協議する中で指定管理を含めて、内容を含めて、言わば変えられていったのでございませうか。これも便宜的には一つの側面としてあり得るかもしれませんが、しかし本来行政の基本的なありようから見て、それは本来何のための指定管理であり入札だったのかという根本問題が問われることになりかねない要素も、一つのまた側面では含んでおります。その点で経過についても答弁をしてください。今後に生かす意味でも答弁してください。

それから、次の質問、このカケルドットは、令和6年の2月7日に設置ということで、実績はどれだけあるのでしょうか。この実績についても説明をしてください。

次に、議案の80号について質問いたします。

これはもう実績が、どなたも認める誰しも認める実績がありますが、現在のこのメセナ末吉の役員体制、それから直近のこの二、三年間の経営状況について報告してください。併せてこれまで市がいわゆる道の駅に支出した市の負担額について、もしあるとしたら、お答え願いたいと考えております。併せて後ほどのこの議案の81号に関連いたしますが、これまですえよし道の駅が剰余金が出た一部をきらら館にも出したと記憶いたしておりますが、これは何年幾ら出しているのか答えていただきたいと思っております。

次に、議案の81号について質問いたします。

議案の81号については、同じように財部きらら館の直近のこの3年間ほどの経営

状況、それから今回提案された指定管理料の根拠について、先ほどの質問とダブりますが、根拠について説明してください。

さらに、これまで市が、さっきの道の駅とは別に、独自にきらら館に財政負担があるとしたら、どれだけあったのか、その内容を含めてお答え願いたいと考えております。

さらに、大事な質問であろうかと思いますが、きらら館とすえよし道の駅の関連性について1点だけ質問いたします。

この事業団体が全然別でありますので、当然のことなら議案も別々に入札を行って今回提案されております。この管理団体が株式会社メセナ末吉であります。ですからこのきらら館とすえよし道の駅については、全く内容的にはもう別々の団体ということで、法律上も受け止めていいのかどうか、この点を確認をさせていただきます。

以上です。

○市長（五位塚剛）

指定管理の問題であります。これはもう全国的に指定管理制度が認められているようなやり方をされているようでございます。私たちは今まで市の直営でやっていたものを指定管理制度ができて、もともとの指定管理の役目は、市の出す経費を抑えながら民間の発想で稼いでもらって、また利用される方々の利便性を図るということで指定管理制度を導入いたしました。指定管理については、基本的には公に公表して募集をしております。あと、場合によっては、今回もありましたが、非公募という制度もあります。非公募はやはり私たちの地域の方々が組織を持って、そして地域の方々のために確実に成果を上げているという結果を見て非公募を当然行っております。

今後、今質問されましたように、この指定管理を募集に当たった実績を含めた、またその公募の結果、入札とは言いませんけど競争の結果、それは明らかにはしていきたいというふうに思います。

私たちはなるべくこの指定管理制度を有効に使いながら地域活性化を図ってきたいというのが基本でありますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

あとは、担当課長から答弁させます。

○財政課長（池上武志）

それでは、指定管理の公募の流れについて簡単に説明をさせていただきたいと思ひます。

今回の施設につきましては、7月の1日付で全庁的に通知をいたしております。そして、その中で今回対象となる施設の管理課、そちらのほうが公募・非公募含めまして検討をして、そして公募をかけたという流れになっております。そして、一

定期間を、公募期間を過ぎまして、出てきたものを審査会にかけていくということでございます。今回は6施設ありましたので、3回に分けて実施をしたところでございます。

この選定後の議会への資料の在り方ということにつきましては、私どもこれまでは例年に倣いまして、今のような形で提出をさせていただいておりましたけども、これにつきましてはどういう形が望ましいのか、それにつきましてはまた今後検討させていただければと思っております。

以上です。

○商工観光課長（佐澤英明）

それでは、まず、会社の先ほど申されました合同会社につきまして説明をいたします。

まず初めに、この合同会社につきましては、平成18年5月1日の会社法の改正によりまして、新たに設けられた会社体系でございます。会社法上では、合資会社や合同会社と同じ持分会社に分類されているところでございます。合同会社につきましては、出資者が会社経営者になりまして、出資した全ての社員が会社の決済権を持って経営を行うこととなります。例えますと、株主に相当するというふうに言われているところです。株式会社の場合には出資額に応じた決済権が与えられますが、合同会社の社員におきましては出資額にかかわらず一人一票の決済権が与えられているということでございます。ということでこのような合同会社ができているということでございます。

続きまして、カケルドットとは何かということでおっしゃったわけですが、ここについては大変申し訳ありませんが、確認は取れておりませんが、会社名ですので、こちらのほうからお聞きしてないところでございます。

それから、収支計画のことでございますが、今回指定管理の指定に当たりまして、計画書のほうを提出されておりますが、一応この計画を、一旦提出されてから参加……募集されたわけですがけれども、その後に1者しかございませんでした。そこで私どもとこの提案された収支計画をもとに、一応いろいろと相談をさせていただいたところであります。もともとの支出の総額の事業費がございましたが、その中をいろいろと協議しまして、ある程度削減しているというところで、今のこの収支計画が出ているところでございます。

この収支計画につきましては、まず歳入で申しますと318万9,660円というのを出示されております。歳出につきましては1,478万9,783円ということで、歳出のほうを計画されておまして、その不足分であります1,159万7,123円を指定管理として一応収支計画の中で挙げられたところで、その旨を私たちのほうは今のところ指定管

理料として今積算をしているところでございます。

(「指定管理料は協議の中で変更されたのか」と言う者あり)

○商工観光課長(佐澤英明)

指定管理料の変更ですよ。

(「協議の中で変更されたのか」と言う者あり)

○商工観光課長(佐澤英明)

今の御質問がありました指定管理の指定管理料につきまして、協議の中では変更はされていないところでございます。

それから、令和6年2月7日に設立された会社ということで、これまでの実績はということでございました。一応こちらのほうで会社のほうから提出されました資料の中に、令和6年度で申しますと、財部のキャンプ場、それから末吉のほうにあります花房峡のキャンプ場でございますが、こちらのほうのWi-Fi環境の設置業務を委託で受けていただいているところでございます。それから、社員の中に企業相談等も行っている社員がいますので、その旨があるということで伺ったところでございます。

続きまして、今度は議案第80号になりますが、こちらのほうのメセナ末吉の役員につきまして、説明のほうさせていただきます。

株式会社メセナ末吉の役員の構成につきましては、取締役が市長の五位塚剛氏、山口博美氏、立元龍美氏、南喜一氏、平川忠幸氏、内山和浩氏でございます。監査役につきましては、副市長の大休寺拓夫氏、釘村浩昭氏でございます。

それから、経営状況でございますが、まず、令和3年度から申し上げます。まず、経常利益のほうは四季祭市場につきましては1,623万373円の赤字でありました。そして、今度は、当期純利益が233万2,941円の赤字でございました。それから、繰越利益剰余金としましては7,387万5,273円の黒字となっているところでございます。続きまして、令和4年度で申し上げますと、経常利益のほうは901万8,849円の黒字でございます。当期純利益が1,310万6,819円の黒字でございます。繰越利益剰余金8,698万2,092円の黒字となっているところでございます。令和5年度で申しますと、営業利益が1,857万5,948円、当期純利益が2,378万2,818円の黒字となっています。累積では1億1,076万4,910円の繰越利益剰余金となっているところでございます。

次に、これまで市が支出した予算でございますが、過去3年間で申しますと、令和3年度では、レストランで使用しますティーサーバー31万9,000円、令和4年度では、バス停留所修繕工事88万円、授乳室設置工事67万1,000円。令和5年度では、防災物置設置工事費67万1,000円、レストランで使用しますガススーパースチームなどの備品184万5,943円の支出があったところでございます。

(「道の駅たからべについては」と言う者あり)

○商工観光課長(佐澤英明)

続きまして、議案81号の財部きらら館の直近の経営状況についてお答え……。

(「末吉の道の駅から財部の道の駅に何年度に幾ら出しているのか」と言う者あり)

○商工観光課長(佐澤英明)

大変申し訳ございません。令和5年度の第20期の決算のところでは総額で申し上げますと、末吉の四季祭市場のほうからきらら館のほうへ4,950万円の社内流用をしているところでございます。

それから、議案81号のほうにきらら館の状況について御説明をさせていただきます。

まず、令和3年度でございますが、財部きらら館のほうにつきまして、経常利益が259万8,084円の赤字、経常利益192万3,561円の黒字、当期純利益192万3,561円の黒字となっております。令和4年度で申し上げますと、経常利益973万1,537円の赤字、当期純利益が42万5,848円の赤字、繰越利益剰余金でございますが、こちらのほうが4,662万4,131円の赤字となっているところでございます。次が、令和5年度でございます。経常利益のほうに966万1,290円の赤字、当期純利益が562万3,607円の赤字、繰越剰余金につきましては4,662万4,131円の赤字となっているところでございます。

次に、指定管理料の根拠であります。会社により提出されました事業実施計画によりまして、毎月のイベント企画が計画されております。事業収支計画によりまして、毎月のイベントの売上げ及び販売手数料に加え、レストランの売上げが少しではありますが伸びていることを勘案しまして、収支が増額する計画であります。収入合計額から支出合計額を差し引きますと290万円が不足するため、これまでの指定管理料221万4,000円に68万6,000円の増額を行い290万円の指定管理料となったところであります。

それから、これまで市が支出した予算であります。過去3年間で申し上げますと、令和3年度では指定管理料221万4,000円、令和4年度では、指定管理料221万4,000円に500万円を増額しまして721万4,000円、それから冷凍ショーケースなど備品116万8,200円、令和5年度では、指定管理料221万4,000円に560万円を増額しまして781万4,000円、それから電話設備改修工事102万3,000円の支出があったところでございます。

以上です。

○19番(徳峰一成議員)

2回目の質問に移ります。

清流の森大川原峡については、一応新しい試みであり不安感も、どなたも市のトップを含んで私を含めてあるでしょうけれども、見守るしかないと思うんですね、そういった立場で努力を見守っていききたいということで、質問は控えます。

議案の80号と81号については、80号はかなりこのコロナ禍なんかでも厳しい環境だったですけれども、社長を中心として努力が垣間見られます。私もたびたびというかしょっちゅう足を運んで3日ほど前も足を運んだんですけれども、かなりの努力が見られますので、今後の努力をさらに見守っていきたいと考えております。

きらら館については、2つの点で深刻な問題があります。1つはもう課長答弁にありましたように、深刻な赤字の、課長、構造的ですねこれは、一過性じゃなくて、構造的な経営環境の厳しさが見られます。毎年この赤字が続いており、さらに市の持ち出しも数百万円ほど毎年あります。さらに、それでも対応できないということで令和5年度は答弁ありましたように4,950万円、言葉上は、すえよし道の駅から社内流用をいたしております。

質問の1点でありますけど、これが担当副市長は大休寺副市長ですか、大休寺さんのほうなかなか大変な経営環境でありますけれども、構造的ともいえるこのきらら館についての抜本というのはなかなか厳しいでしょうけれども、中長期的にはこの財部の道の駅を一応存続させるわけですよ。これ確認してください。

2点目、存続する以上はやはり中長期的な計画を議会に示すべきだと思うんですよ、議会に。これがやっぱり緊急の大きな課題として示していただきたい。基本的な構想についてもお示し願いたいと考えております。これをもって、議会も前向きに議論もしていかなきゃいけないと思うんですよ。やはり基本的な今後の構想を示さなければ前向きな質疑ができないですよ。そういった点で、今はないでしょうから出していただきたい。

3点目、これも最も引かかる点であります。同じメセナ末吉だからといって、すえよし道の駅の言わば努力して上げた利益の4,950万円、約5,000万円を名目上は社内流用でありますけれども、財部の道の駅に充てるという発想はいかがなものか。これは会社だったらともかくとして、曾於市が出資している団体なんです。市長もトップの役員を兼ねている。大休寺副市長も監査役であるって。それがやはり社内流用の目的で5,000万円近いお金をほかの団体に流すという発想はいかがなものかと思うんですけれども、この点もやはりあってはならないかもしれませんので、法律上は問題ないとしてもお答え願いたいと考えております。

以上です。

○市長（五位塚剛）

メセナ末吉という会社が、末吉の道の駅、財部の道の駅、また末吉のメセナ温泉、

財部の温泉、今4つを指定管理として受けております。当然ながら会社の中のグループでありますので、これはもしこの全体から支援をしなかったら潰れてしまいます。潰れないために内部の利益を回しながら今再建を図っているところであります。そのために出荷者協議会とやら、また私たち会社の組織も中に入って今検討を重ねているところであります。

この間、コロナの関係で非常にお客さんが減って赤字となりました。その分、市からも応援をいたしましたけど、例えば大隅の道の駅農土家市も残念ながら、あれだけたくさんお客さんが入っているのに赤字の今状態であります。非常に経営が今どこも厳しい状況であります。これは深刻に受け止めております。会社のほうも相当努力はされているんですけど、これが実態であります。

私たちはやはり曾於市の財産を守るときは守ります。しかし、ある程度なって、もうこれ以上難しいというときが来たら、また新たな判断をしなければなりません。それについては、当然ながら議会にも相談をしなければならないと思っております。

あとは、大休寺副市長から補足をさせます。

○副市長（大休寺拓夫）

存続の考え方について今、市長がおっしゃられたとおりです。

ここの構造的な赤字というのがありますけども、これは立地的にはすごくいいんですが、近くにスーパーセンターとかある関係、同じような品物があります。その中でこの品数が少ないというのが一番の欠点です。朝にはちゃんとあって早く売切れると、そうなった場合に品数の補充がなかなか出荷者協議会の中ではできないということで、早く売れて昼からはほとんどお客さんが少なくなるというのが大きな欠点でありまして、それについてはメセナ末吉が母体でありますから、末吉の出荷者協議会、あと財部の出荷者協議会、そこ辺りの協議も今進めているところであります。

あとは、いろんなイベントを組んでいくと、末吉のほうを見てみますと、いろんな時期時期に応じてイベントをやって、そこにお客さんを集めるという、そういう手法をやっておりますから、そういうものも社員の中で活用しながら、財部のほうでもしなさいということで、社長以下も頑張っているところであります。

あと、もう一つは、社員の交流ですね。同じ会社でございますから、できたらすえよし道の駅と、あと、財部の道の駅の社員の交流をしながら、変えながら、やればすごく勉強になるところもあるんですが、また会社の事情等もありまして、そこは今検討しているところでございます。

あと、赤字につきましては、社内流用、これは施設としては別々ですけども、会社ですから何も問題はありませんが、行政として、一施設のほうは赤字というのは

6年前から分かっておりましたから、その分は末吉のほうが大分黒字がありましたので、その中から社内流用という形で、市としてもちょっと甘んじていたところもあります。それをずっとやっておきまして、流用額が大きくなってまいりますから、母体もなかなか危なくなってくると、コロナの関係もありまして非常に苦しくなった関係がありまして、これは本来きららの赤字分については、行政が補填するべきだというのが原則に欠いたというのがこの状況でございます。

そういう状況ですので、この赤字分については、市のほうで責任を持って補填をしていくと、あと今後の赤字の構図については、会社も含めて我々も含めて十分検討していきたいと、存続についてはまた今後の検討になるかと思えます。

○19番（徳峰一成議員）

3回目でございますが、2回目の市長答弁並びに大休寺副市長の答弁、1つの面としては答弁がありましたけれども、特に私の質問の赤字であったらなおさらのこと中長期の計画、中長期の計画というのは市長答弁にあったことを含めての中長期の計画ですけども、それは少なくとも議会には示すべきだと思うんです。構造的というのはもうどなたもが副市長を含めて認めていると思うんです。構造的な赤字を今後も指定管理として提案されているわけでありますから、やはり本来だったらこの提案されている審議の過程の中で基本的な今後の方針については示していただきたかったですけども、答弁が厳しいでしょうから、ですから、これは取りまとめていただきたい。再度の質問であります。

2つ目は、先ほど言ったように民間だったら同じメセナ末吉でありますから、黒字部門から赤字部門にいわゆる流用を行うというのは問題がない支障がないわけでありますけども、しかし若干これ性格が違うと思うんです。これは職員の努力だけでなく、すえよし道の駅の黒字というのは、出荷者をはじめとした努力によつての黒字ですよね、客観的には。その分を赤字のほうに数千万円を回すというのは、道義的な点を含めて、これは十分な、いけないということを私は言っているわけではないんですけども、やはり考える必要があるんじゃないかって、これ、2回、3回続けていいものか。

ですから、出荷者の人たちは分かっているんですか、農家の方々は。当然理解してもらわないといかんですよ。理解しないままされないまま説明もないまま、数千万円もやはり流用するというのはいかがなものかということを含めて考えていくべきじゃないか。もし分かったら、やはり大きな不満が出荷者によっては出かねない問題を要素をはらんでいると思うんです。

ですから、その点はトップの市長を含めて、不必要なやはり摩擦や疑問や不満が出ないように、やはりきちっと説明できる在り方を示していきたい。

事実は事実として、今後の在り方についてもその点でも副市長でよろしいですけども、まとめて答弁してください。

○市長（五位塚剛）

先ほども申しあげましたように、この4つの市の施設をメセナ末吉という会社が受けて、従業員についても4つの施設を人事の異動もしたりいろいろやっているんです。だから、全体の予算をそういう赤字を出したところに回しちゃいけないということはない。これは全然問題ないんです。問題があったら大変なことになっております。

（何ごとか言う者あり）

○市長（五位塚剛）

だから基本的には問題ないんです。

それと、長期的な計画もちゃんと持っております。それで決算も含めて私たちの会社のほうからちゃんと受けておまして、改善すべき内容も基本的には議論しておまして、それに今一生懸命手をつけているところでございます。

本来ならば、メセナ末吉の中で、道の駅は今相当利益が上がってきておりますので、本来ならば、この間市がやっぱり一定のお金を出しておりますので、また市のほうに寄附という形で返していただきたいなという思いも持っております。

ただ、今、財部の温泉、また財部の道の駅、ここが非常に大きな財政的な負担が伴っておりますので、状況を見ながら今後また判断したいと思います。今言われるような御意見は真摯に受け止めて、この施設が全部うまくいくように私たちも努力をしていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（迫 杉雄）

以上で、通告による質疑は終わりました。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案3件は、配付いたしております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

ここで、10分間休憩いたします。

————— . ——— . —————
休憩 午後 2時32分

再開 午後 2時44分
————— . ——— . —————

○議長（迫 杉雄）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第24 議案第84号 令和6年度曾於市一般会計補正予算（第6号）について

○議長（迫 杉雄）

次に、日程第24、議案第84号、令和6年度曾於市一般会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第24、議案第84号、令和6年度曾於市一般会計補正予算（第6号）について説明をいたします。

まず、一般会計補正予算書の2ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に4億3,809万6,000円を追加し、総額を293億4,094万3,000円とするものです。

第2条は、繰越明許費の補正であり、6ページの第2表のとおり、本庁舎大規模改修事業執務室用事務机等購入費ほか7件について、翌年度に繰り越して使用することができる経費を定めています。

第3条は、債務負担行為の補正であり、7ページの第3表のとおり、養護老人ホーム清寿園指定管理料のほか6件について、限度額を追加し、住民基本台帳ネットワークシステム機器賃借料について、限度額を変更しております。

第4条は、地方債の補正であり、8ページの第4表のとおり、大隅文化会館施設整備事業について、限度額を追加し、道路改良整備事業のほか3件について、限度額を変更しております。

それでは、予算の概要を配付しました補正予算提案理由書により説明をしますもので、2ページをお開きください。

今回の補正予算について、歳入から説明しますと、国庫支出金は、民生費国庫負担金の自立支援給付費負担金を4,700万円、県支出金は、民生費県負担金の自立支援給付費負担金を2,350万円、農林水産業費県補助金の活動火山周辺地域防災営農対策事業補助金を1,894万4,000円、災害復旧費県補助金の現年発生農業用施設災害復旧費補助金を1,839万1,000円、財産収入は、有価証券売払収入の地域商品券売払収入を2,500万円、繰入金は、財政調整基金繰入金を2億1,755万9,000円、市債は、教育債の大隅文化会館施設整備事業を5,020万円、災害復旧債の現年発生公共土木施設災害復旧費を1,480万円それぞれ追加するものが主なものです。

歳出については、障害児支援給付費等の追加により、障害福祉サービス費を

9,400万円、保育所等給食支援事業補助金等の追加により保育所等給食支援事業を1,054万4,000円、活動火山周辺地域防災営農対策事業補助金の追加により活動火山周辺地域防災営農対策事業を1,894万4,000円、肥育牛経営緊急支援対策事業給付金の追加により肥育牛経営緊急支援対策事業を3,240万円、肉用子牛生産推進緊急支援対策事業給付金の追加により肉用子牛生産推進緊急支援対策事業を9,240万円、商品券発行事業交付金の追加により地域商品券発行事業を2,500万円、高圧受電設備改修工事等の追加により大隅文化会館管理費を5,050万5,000円、台風10号の災害発生による工事請負費等の追加により現年発生農地・農業用施設災害復旧費3,597万3,000円、同じく現年発生公共土木施設災害復旧費を2,190万円それぞれ追加し、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の減により地域介護・福祉空間整備推進事業を1,540万円減額するものが主なものです。

よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

大変失礼しました。現年発生公共土木施設災害復旧費を間違った数字を言っただけでございます。「2,199万円」が正確でございます。よろしく申し上げます。

○議長（迫 杉雄）

これより、質疑に入ります。

質疑通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、山中雅人議員の発言を許可します。

○1番（山中雅人議員）

委員会説明資料に基づいて質疑いたします。

まず、41ページです。

国要綱改正による基準額の引上げ及び新基準適用による1,984万9,000円の内訳について伺います。

続いて、国要綱改正による新事業分、これが343万5,000円が計上されております。3クラブありますが、これはどのようなものか伺います。

続いて、72ページです。

大隅文化会館の管理費が計上されておりますが、ここで発覚したキュービクル・非常用電源設備の問題点とは、これはどういうものなのか伺います。

そして、以前空調設備取替の際に8,000万円を計上しておりましたが、積算よりも低い額で工事を実施されておりました。その際の不用額の処理はどのようなことになっているのか伺います。

以上です。

○子ども未来課長（新澤津友子）

お答えいたします。

議案第84号、委員会説明資料の41ページ、放課後児童健全育成事業の御質問についてお答えいたします。

新基準適用による1,984万9,000円は、放課後健全育成事業の中の放課後児童支援員等処遇改善等事業の交付額算定方法の改正に伴うもので、常勤の放課後児童支援員を2名以上配置した場合の基準というものが新たに新設されました。それぞれの新基準額の引上げになります。

内訳といたしましては、基準額の引上げによる増額が25か所該当しまして331万1,000円、新たな基準であります放課後児童支援員2名以上配置の新基準を適用した児童クラブが8か所1,653万8,000円となります。また、新事業要望分の343万5,000円につきましては、育成支援体制強化事業を実施する児童クラブ2か所ございます145万1,000円、設置促進事業を実施する児童クラブが1か所198万4,000円の内訳となります。

どのようなものかという御質問に対しまして、育成支援体制強化事業というのは、業務日誌の作成、施設の点検、清掃・消毒等の衛生管理、また会計事務など、子供と直接関わらずに周辺業務等を行う職員を配置するものになります。設置促進事業は、設備の整備や修繕、備品の購入等を実施するもので、クラブ開設後1年以内の実施が対象となります。

以上です。

○生涯学習課長（竹下伸一）

それでは、説明したいと思います。

説明資料の72ページでございます。

大隅文化会館管理費、今回全体で5,050万5,000円お願いをしております。その中で、高圧受電設備改修工事ということで、屋外キュービクルでございますが、2,963万円、あと非常用電源設備改修工事で2,062万7,000円をお願いしているところでございます。

この設備の問題点はどのようなものかということでございますが、大隅文化会館につきましては、昭和58年に建設されています。41年が経過している施設でございます。そういう中で、今回、電気保安業務の委託業者から、屋外用のキュービクルは建設当時の設置されたものということで、オイル漏れ等があり、いつ故障が発生するか分からないと、早急の更新を要すると報告があったところであり、今回新たに設置する計画でございます。

あと、非常用電源設備でございますが、これにつきましても建設当時に設置されたものでございます。これは防災用の自家発電機でございます。消火栓等を動かすための発電機でございますが、現在冷却水の漏れがあり使用できない状況であり、

新たに設置するという計画でございます。

それと、以前空調設備取替えの際に8,000万円を計上し、執行後の不用額の処理はどうなっているかということでございますが、空調設備の予算につきましては、令和5年度の予算を繰越しいたしまして、6年度で工事を実施したところでございます。今回の不用額については執行残ということになるかと思えます。

以上です。

○1番（山中雅人議員）

軽い確認になるんですけども、この常勤2名以上の場合のものというのは、これまでは1人でも2人でも同じような額しかもらっていなかったところ、2名以上で手厚いサービスをすれば、その分多く返ってきて経営が楽になるといったことでいいですか。はい。

2点目です。その執行残ということになるんですけども、これはもう流用等はせずにそのままその全額を年度末等に出すという理解でいいでしょうか。それだけお願いします。

○生涯学習課長（竹下伸一）

先ほど言いましたように、今回の空調設備は5年度の予算の繰越しということで、現在もう6年度の予算になっておりますが、実際5年度の予算を落とすところがございますので、そのまま執行残になるということでございます。

以上です。

○議長（迫 杉雄）

次に、瀬戸口恵理議員の発言を許可します。

○3番（瀬戸口恵理議員）

それでは、一般会計補正予算（第6号）について、順次質問をしてまいります。まず、歳入の5ページ、財政調整基金の繰入金についてです。

今回の補正額2億1,755万9,000円により、補正後予算額が11億456万3,000円となります。基金からの繰入れを必要とする目的についてお伺いいたします。

また、財政調整基金をはじめ、基金残高のその他のも含めて動きについて御説明をお願いいたしたいと思えます。

歳出の54ページ、商工業後継者育成事業についてです。

当初予算400万円、こちら8件分から200万円、4件分を追加し、増額する理由についてお伺いいたします。

補助金を利用した新設・改築には、具体的に現在どのようなものが多いのかお尋ねいたします。

歳入の20ページ、有価証券売却収入と、歳出の55ページ、地域商品券発行事業に

ついてです。プレミアムがない商品券が2,500万円増額となりますが、発行増となる理由についてお伺いいたします。

歳出の57ページと58ページ、一括して質問いたします。

肥育牛の経営緊急支援対策事業3,240万円と肉用子牛生産推進緊急支援対策事業9,240万円、合計1億2,480万円についてです。予算関連例規にもございますが、それぞれの新規事業の具体的な内容をお尋ねいたします。

また、こちらについては一般質問等でも上がっているとおり、以前から強い要望が上がっておりましたが、事業が今になってしまった理由についてお伺いいたします。

さらに、来年度以降も同様の事業を考えているのかについてお伺いいたします。

以上です。

○財政課長（池上武志）

それでは、私のほうからは、財政調整基金のまず繰入れを必要とする目的についてお答えをいたします。

今回の補正予算（第6号）の編成に当たりまして、不足する財源が2億1,175万9,000円でございます。この分につきまして財源の調整が必要でございますので、財政調整基金より繰入れを行ったところでございます。今回の予算編成に当たりまして、主な一般財源としましては、肉用子牛生産推進緊急支援対策事業9,240万円や肥育牛経営緊急支援対策事業3,240万円、それから障害福祉サービス費2,350万円となっているところでございます。

財政調整基金の基本的な考え方につきましては、災害復旧やその他財源の不足を生じた時の財源として活用していくものでございます。

次に、財政調整基金をはじめ、その他の基金残高の動きについてお答えいたします。

現在、曾於市では、財政運営に当たり、目的に応じて活用する基金としまして15の特定目的基金を設置しており、直近の令和5年度末の基金全体の残高で申しますと107億8,290万9,000円となっているところでございます。令和6年度以降ですけれども、当初予算の編成における取崩しや令和5年度の決算に伴う繰越金などの積立てを経まして、今回の補正予算（第6号）までの基金の全体の残高見込みとしましては93億6,140万7,000円となっております。

今後ですけれども、年度末に向けまして各種事業の執行残の把握や特別交付税の決定による財源の確保、こういったものに努めながら財政調整基金をはじめとしまして、ほかの基金へも繰戻しなどを検討していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○商工観光課長（佐澤英明）

それでは、54ページ、200万円増額する理由につきましてお答えをいたします。

当初予算では上限額50万円の8件分で400万円を見込んでおりましたけども、現時点におきまして、8件で302万8,000円の補助金を交付しております。執行残が79万2,000円となっているところでございます。今後の予定としまして、12月まで今月までですけれども、1件の50万円の交付見込みがあるところでございます。また、現在相談に來られ申請に至っていない件数が4件あるために、上限額50万円の4件分200万円の補助金の補正予算をお願いするものでございます。

次に、現時点におきまして補助金を利用した新築・改築は、美容業が2件、建設業が2件、菓子製造業が1件、製造業が1件、小売業が1件、サービス業が1件の計8件でありまして、新築が1件、改築が7件となっております。

ここ数年では、飲食業が多いようでございます。

続きまして、歳入20ページの有価証券売却収入、歳出55ページの地域商品券発行事業のプレミアムなし商品券が2,500万円分の発行増となる理由につきましてお答えいたします。

プレミアム商品券は本年度6万枚発行予定としておりましたけども、市の住宅取得祝金の支給につきまして、支給総額の2分の1を商品券、残りの2分の1を現金で支給されるようになっておりまして、商品券で支給される分の5万枚の2,500万円分を見込んでいなかったために、今回、補正予算をお願いするものでございます。

なお、今回の補正予算の可決を頂きましたら、1万1,000枚の発行見込みとなるところでございます。

また、商品券が販売された分につきましては、有価商品券の売却収入としまして、収納されることになりまして、一般財源の持ち出しはないところでございます。

以上です。

○畜産課長（野村伸一）

それでは、57ページ、58ページの事業の具体的内容と事業が今になった理由、来年度以降も同様の事業を考えているかについてお答えいたします。

まず、57ページの肥育牛経営緊急支援対策事業は、枝肉価格の低迷と飼料生産資材の高騰で、肥育牛農家の収益性が低下している状況であります。この経営悪化した農家の体質強化を図るために、肥育素牛を導入・保留することに対しまして、1頭当たり1万円を給付するものであります。

また、58ページの肉用子牛生産推進緊急支援対策事業につきましては、子牛価格が低迷している状況で飼料や資材等も高騰していることから、農家での生産意欲の低下や規模縮小・廃業等が懸念されるため、子牛競り市に出荷及び自家保留した子

牛に対して1頭1万円を給付するものでございます。

事業が今になった理由につきましては、枝肉価格や子牛価格の低迷は全国的なもので、国の事業等が6年度より拡充され支援されてきましたけれども、それでも農家の経営は厳しい状況が続いているために、今回提案するものでございます。

また、来年度以降の同様の事業ということでございますが、そのときの状況を見極めながら検討してまいりたいと思います。

以上です。

○商工観光課長（佐澤英明）

大変申し訳ございませんでした。先ほど私のほうがプレミアムなし商品券のところで答弁をさせていただきました。今回の補正予算の可決を頂きましたら「1万1,000枚」の発行見込みと申しましたが、「11万枚」の発行見込みの数字の間違いでございました。大変申し訳ございません。

○3番（瀬戸口恵理議員）

2回目の質問をさせていただきます。

先ほど財政調整基金の質問の中で、基金全体の残高で93億円というふうにお答えいただいたと思うんですけども、今年度、私がちょっと遡ってみる限り、積立額がなかったかと思うんですけども、今現在の財政調整基金の年度末残高の予定についてお伺いしたいと思います。

歳出の54ページの商工業後継者育成事業に関して、当初8件分を見込んでいたということで、それ以外にも希望があるということで増額になったわけですが、曾於市全体で商工業の後継者が今後上向いてきているのかどうかについてお伺いしたいと思います。

○財政課長（池上武志）

すみません、財政調整基金の残高というのは、今現在の見込みでよろしいですか。年度末ではなくて。はい、分かりました。

財政調整基金につきましては、今回先ほど申しましたとおり2億1,700万円ほど大きく繰入れをしておりますけれども、現在これを行った上での残高見込みとしまして23億1,985万円となる予定でございます。これは今の6号補正の段階ということでございます。ちなみに参考までに、昨年と同時期と比較しますと1億6,000万円ほどはまだ上回っているという状況でございます。

以上です。

○商工観光課長（佐澤英明）

お答えいたします。

一応この新築・改築ということで、今補助金のほうも申請をいただいている

わけですけれども、当初8件ということで予定しておりましたけれども、それ以上に申請が件数的にはまず多くなっている状況ということで、店舗を改築してまた若しくは店舗を新築して新たに事業をまた営もうという上向きの傾向があるというふうに認識しているところでございます。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

続けて、財政課長にお伺いしたいと思います。

財政調整基金というのは、先ほど答弁にもあったように、緊急の事態などに対応するための基金になっておりますけれども、過去何年かの年度末残高を見ますと、大体29億円から30億円ほどで推移しているように思います。今年度の見込みとして、積立額がどれだけになるかにもよるかと思うんですけれども、課長の見立てとしては、年度末残高はこのまま今年度は大丈夫そんな見解でありますでしょうかお尋ねいたします。

○財政課長（池上武志）

それでは、お答えいたします。

年度末の残高見込みということでございますけれども、先ほど1回目の答弁でさせていただいたんですが、今後年度末に向けて各課のいろいろ取り組んでいる事業、こういったものがだんだん完成をしままいります。そこで発生するいわゆる執行残、そういったものがどれほど出てくるのか、それが一つでございます。

それから、特別交付税、こういったものが国から交付されますけれども、この辺を幾らぐらい見込めるのか。それから、普通交付税も留保財源が幾らかございます。こういったものを今度の3月補正で計上していきますけれども、その辺を精査していきながら最終的に幾らぐらい基金のほうに戻せるのか、そういったところを精査していきたいと考えているところでございます。

最終的に幾らというのはなかなか難しいところでございますが、当然今後の財政運営を考えていく上では、やはり例年に近いようなそういった残高を確保できるように努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（迫 杉雄）

次に、今鶴治信議員の発言を許可します。

○11番（今鶴治信議員）

議案第84号、令和6年度曾於市一般会計補正予算（第6号）について質問をいたします。

議会予算委員会説明資料の50ページの活動火山周辺地域防災営農対策事業について質問いたします。

今回、大隅中部生産組合と株式会社原田農産の洗浄機等が上がっておりますが、土壌改良機械ということではありますが、どのような機械であるのか、また原田農産の野菜洗浄機というのはどのような野菜の洗浄機であるのか伺います。

57ページの肥育牛経営緊急支援対策事業給付金については、先ほど瀬戸口議員からも質問がございましたので大体分かったところであります。肥育牛は270頭の12か月ということで、ほとんどこれで対応できるのか伺います。財源については、先ほどもございましたけど、一般財源の財政調整基金で、国等の助成はこういうには対応できなかったのか伺います。

続きまして、58ページの肉用子牛生産推進緊急支援対策事業であります。これも先ほど聞かれましたので大体分かるところではございますが、一般質問にも出してありますけど、国等の支援事業もあるけど、年間を通して安めということで、市のほうでも今回こういう支援を頂くということで、畜産農家も金額の大小は別として非常に喜ばれる事業じゃないかと思っております。安値というところは客観的でありまして、来年等も今後ということでもありますけど、今回こういう発動をされた基準的な価格等があったのか伺います。

最後の72ページの大隅文化会館管理費でございますが、先ほども質問がございましたので、この高圧受電設備改修工事等は、空調設備の予算等に含まれているのかどうか伺います。

以上です。

○農政課長（吉田秀樹）

それでは、50ページの活動化山周辺地域防災営農対策のそれぞれの機械ということでございましたのでお答えいたします。

まず、大隅中部茶生産組合につきましては、大隅地区でお茶の土壌改良機械でございます。この土壌改良機械と申しますのは、降灰によりまして土壌酸性性火山灰堆積により、地力低下の低減を図るために土壌改良を行うためのアタッチ、今回導入されますのは土壌反転、あと肥料散布機、堆肥散布機、こういったアタッチと、あと稼働させるための管理機、これを1セットということで導入されるものでございます。

次に、株式会社原田農産さんについては、大隅地区でございまして、これにつきましては、野菜への降灰による生育遅れや品質低下による出荷ができないなど、被害の軽減を図るために火山灰を洗浄させるための洗浄機、これを導入するものでございます。導入される機械は、乗用型の野菜洗浄機となっております。

以上です。

○畜産課長（野村伸一）

それでは、57ページ、肥育牛経営緊急支援対策事業につきましてお答えいたします。

対象牛が月270頭、全体で1年間3,240頭というような頭数でございますけれども、これにつきましては、既に10月までとこの予算書を計画計上するときには、10月までの実績が出ておりました。それと後は見込みというような形で、曾於中央家畜市場での導入・保留ということですので、これは全てカバーできるというふうに思っております。

それと、財政面の質問がありましたけれども、国の支援等の交付金等まだ何も無いわけですが、今回は一般財源、財政調整基金というようなことで充てられるということで聞いているところでございます。

それと、58ページの肉用子牛生産推進緊急支援対策事業につきましては、これは国の事業が現在、子牛生産者補給金制度、全国の平均が56万4,000円を下回った場合に、全額補填される。それと優良肉用子牛生産推進緊急対策事業というものが、これが実質60万円までを補填しますよというようなことで、その下がった額に応じて3万円、2万円、1万円というような交付単価があるわけですが、これにつきましては両方合わせまして現在発動されているのが9万5,100円、これは6年7月から9月までの競り市出荷、自家保留した分でございます、これが全国平均というようなことでございまして、7から9の全国平均は49万8,900円でございます。曾於地区の平均が48万4,265円ということで、全国平均よりも1万4,635円安うございました。その第1四半期で申し上げますと、今度は全国に比べて8,048円安かった実績がございましたので、今回このような形で1万円という単価に設定したところでございます。

以上でございます。

○生涯学習課長（竹下伸一）

説明資料の72ページ、大隅文化会館の管理費でございます。今回、高圧受電設備改修工事等の改修工事の予算等が上がっておりますが、空調予算に含まれているのかというところでございますが、今回は空調の予算には含まれておりません。これは全く別物で、文化会館の屋外のキュービクル、全体の電気等の調整をする電気設備でございますが、その改修でございます。

以上です。

○11番（今鶴治信議員）

1回目の答弁で大体分かったところでございますが、50ページの活動火山周辺事業について質問いたします。

今回アタッチメントをお茶の土壌改良で付けるということでございましたが、組

合ということで、これの恩恵に当たる総面積は幾らであるのか伺います。

それと、原田農産の灰等を洗い落とす乗用型の機械だというのはもう理解したところでございますが、普通、活動火山周辺地域事業は組合方式で、やっぱり3つ以上の経営体が組合を作って取り組むというのがありますけど、株式会社の場合は、1経営体でも事業が可能なのか伺います。

あと、畜産関係と大隅文化会館に関しては、先ほども質問がございましたので理解したところでございます。

この一点について、もう一回伺います。

○農政課長（吉田秀樹）

それでは、お答えいたします。

まず、お茶のほうの大隅中部茶生産組合の受益面積ということでございました。受益面積につきましては10.1haが事業の受益面積となっております。

あと、原田農産さんにつきましては、事業の対象面積が32.6haが事業対象となっております。あと、法人の関係につきましては、原田農産さんは家族の御夫婦と息子さんお二人、4人の役員構成となっておりますが、生計を別にする3戸という形で3戸1法人という形で申請ができると。あと、今法人のほうにつきましては、農業者が3人に満たない法人1戸1法人若しくは2戸1法人においても、県の示した要件を満たせば、事業実施主体として事業申請ができるようになっております。

以上です。

○議長（迫 杉雄）

次に、徳峰一成議員の発言を許可します。

○19番（徳峰一成議員）

まず、予算書の6ページの繰越明許費について、辺地対策事業の6,500万円と現年発生農地・農業用施設災害復旧費の1億8,840万4,000円について中身を説明してください。

同じく予算書の7ページ、債務負担行為の補正についての指定管理料の期間を清流の森大川原峡は3年、その他5年とした基本的な理由について、先ほどの指定管理の同僚議員の質問と重なりますけども、説明してください。

次に、委員会説明資料に基づきまして、5ページの財政調整金について若干答弁がありましたけども、2億1,755万9,000円の支出の配分内容について項目を説明してください。

31ページの電気料685万3,000円の根拠、その数字の根拠について説明してください。

50ページの1,894万4,000円の内容等について説明してください。

61ページの3,597万3,000円の主な内容等について、また、本年度の災害復旧費の総額について説明してください。

同じく66ページの2,199万円の主な内容等についてと、本年度の災害復旧費の総額について説明してください。

先ほどの活動火山については、もう同僚議員から質問がありましたので、その中で、大隅中部茶生産組合の代表並びに地域でいうとどの地域になるんでしょうか。それから、原田農産についても代表名と地域的にはどの地域になるんでしょうか。この2つでよろしいです。

以上です。

○土木課長（吉元幸喜）

それでは、6ページ、繰越明許費補正の辺地対策事業6,500万円の提案理由の内容についてお答えいたします。

提案の理由といたしましては、工法の検討又は用地取得に関わる相続関係により期間を要したこと、また、河川協議などにより期間を要したことから、年度内の完成が見込めないため提案するものです。内容としましては、3路線ありまして、笠木・かんじん松線、桐原・溝之口線については道路の改良工事になります。あと、馬水・高塚線については橋梁の撤去工事となります。

続きまして、66ページの2,199万円の主な内容についてお答えいたします。

主な内容としましては、公共土木災害復旧費が950万円、市単独災害復旧費が825万円、災害応急作業委託料が350万円となっております。いずれも補正3号、4号でお願いしました予算の執行残で不足する分を今回計上しております。また、本年度の災害復旧費の総額については2億2,135万2,000円となる見込みです。

以上です。

○耕地林務課長（國武次宏）

続きまして、6ページの繰越明許費補正の現年発生農地・農業用施設災害復旧費の1億8,840万4,000円の提案した理由とその内容についてお答えいたします。

今年度に発生しました豪雨災害及び台風10号災害に係る災害査定時期が12月に実施されますことから、標準的な工期の確保ができなくなるために繰り越すものがあります。内容につきましては、災害復旧事業工事請負費26か所の1億6,762万4,000円が主なものでございます。

続きまして、一般会計補正予算6号の61ページの現年発生農地・農業用施設災害復旧費の3,597万3,000円の主な内容について、また、本年度の災害復旧費の総額についてお答えいたします。

現年発生農地・農業用施設災害復旧費の主な内容につきましては、災害復旧工事

請負費が13か所の2,872万4,000円、災害測量設計業務委託料が1か所の189万2,000円、市農地災害復旧事業補助金が25か所の432万7,000円が主なものとなっております。また、本年度の災害復旧費の総額につきましては3億2,541万4,000円となっております。

以上です。

○商工観光課長（佐澤英明）

予算書7ページ、債務負担行為補正につきまして、指定管理料の期間を清流の森大川原峡は3年にした理由につきましてお答えいたします。

新規の団体は、指定管理者として適正や管理運営体制の適切な構築などが可能か不明瞭であるため、うまく順応できなかった場合を想定しまして3年間と短い期間を設定しております。今回は、新規の団体であるため、指定管理期間を令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間としたところでございます。

債務負担行為の補正につきましても、令和7年度から9年度までの3年間1,559万8,000円の3年間で、限度額を3,479万4,000円の補正をお願いしているところでございます。

その他は5年とした理由につきましては、曾於市財部きらら館は、指定管理料を継続する団体であるため、これまでの実績を考慮しまして5年間の設定をしております。

すみません、先ほど申しました債務負担の補正額につきまして、令和7年度から9年までの3年間「1,559万8,000円」と申し上げましたけども「1,159万8,000円」の3年間の限度額を3,479万4,000円の補正ということで、訂正のほうまたお願いいたします。失礼しました。

○財政課長（池上武志）

それでは、予算説明資料の5ページ、財政調整基金の関係についてお答えいたします。

今回の補正予算（第6号）の編成に当たりまして、不足する財源としまして、財政調整基金より2億1,755万9,000円を繰り入れております。

今回の事業におけます主な一般財源としましては、肉用子牛生産推進緊急支援対策事業9,240万円、肥育牛経営緊急支援対策事業3,240万円、障害福祉サービス費2,350万円となっております。

財政調整基金の基本的な考え方につきましては、災害復旧やその他財源の不足を生じたときの財源として活用するものでございます。

以上です。

○市民環境課長（梶井秀和）

それでは、31ページの電気料685万3,000円の根拠等につきましてお答え申し上げます。

この補正につきましては、クリーンセンターの電気料でございますが、九州電力の料金改定によるもので、令和6年4月から電気料が上がっております。積算につきましては、令和5年度決算を見ながら令和6年4月から8月の実績額1,148万7,668円の平均を算定し、平均が229万7,534円ですが、その残り7か月分に1.1を掛け、8月までの実績と合計した金額が2,917万9,000円になることから、不足分685万3,000円の補正をお願いするものでございます。

以上です。

○農政課長（吉田秀樹）

それでは、50ページの活動火山周辺地域防災営農対策事業についてお答えいたします。

まず、大隅中部茶生産組合ですが、構成員が4名で代表者が牛原武治さんです。地域につきましては大隅の月野八合原地区が中心となっているところでございます。

次に、株式会社原田農産さんですが、役員が4名で代表取締役が原田浩郎さんです。地区につきましては大隅の大隅南地区が中心となっているところでございます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

また、財政調整基金に、課長に質問いたします。

全体としては、だから2億1,700万円という大きな金額の取崩しであります。今、課長から3つ説明がありました。約1億4,000万円から5,000万円であります。課長、私たち議会議員は、財政調整基金の繰入れがどの支出に回されているかは、参考資料はないですね。これも、だから先ほどの指定管理にも関連いたしまして、小学1年生として聞かざるを得ないんですよ、書いてないわけだから。だから、2億円を超す大きな金額は何に回されたんですかって、情けないことに聞かざるを得んとですよ。

今後は添付資料として出すべきですよ。書かなければ、起債されてからでは、もう聞かなければ分からないわけでありますので。これはもう今後検討してください。無駄な質疑にならざるを得ないんですよ、大事な一般財源の活用がですね。

その点で、残り今3つ項目がありましたが、何の事業と何の事業に幾ら出しているんでしょうか。細かい点は何項目、総額で幾らでいいですので、教えてください。中途半端な答弁でもう済ませてはならないと思います。

以上です。これが財政調整基金関係。

それから、この活動火山については、課長、これはもう昔からありますよね、も

う本当に長い歴史があります。今回は答弁がありましたのは、アタッチメント関係ですよね。ということで、これは、一般質問にも今後取り上げたい項目でありますけれども、農家の要望というのは少ないんでしょうか。それとも、限度枠が予算的にあるから、もう年度途中で2件だけしかやることはできないんでしょうか。どちらなんですか。もっともっと私は、アタッチメントに対してのこの積極的な補助策の大事な一環として進めるべきじゃないかと思うんですけども、そういった要望がないのかどうかを含めてお答えしてください。

以上です。

○財政課長（池上武志）

それでは、お答えいたします。

財政調整基金の考え方ですけども、財政調整基金というのは、いわゆる特定の事業に充てるという性質のものではなく、いわゆる全般に充てるということでございます。

（「今回は具体的に何に充てているのか」と言う者あり）

○財政課長（池上武志）

特に、どれどれというわけではなくて全体に充てております。その中であえて言いますと、先ほど申しました主なものとしまして、肉用子牛生産推進支援対策事業、これが大きなもので9,240万円ありましたということです。それから、肥育牛の経営緊急支援対策事業3,240万円。それから障害福祉サービス費2,350万円。今回はこういった大きな一般財源が特徴的にありましたということになるかと思えます。

以上です。

○農政課長（吉田秀樹）

それでは、お答えいたします。

要望についてということでございますが、まず、事業の具体的な要件と申しますか、それについて説明をさせていただきたいと思えます。

まず、事業実施主体につきましては、農業者3戸以上で組織する団体、若しくは先ほど申し上げました法人のような形で申請をするというのがまず条件でございます。そして受益面積、今回は機械ですので両方とも最低1.5ha以上という、あと1台当たり総事業費が50万円以上。ただし、知事が別に定める要件を満たすものであることということで、定める要件の中には経済性、妥当性、機械導入に関する適正な受益面積であるのか、また経済的に見合った能力、規模、仕様であるか、こういった等々の県のほうで定められた要件がございます。そこをクリアしたものか、クリアというか協議を進めて要件を満たせば採択をされるという形でございます。

要望についても随時相談はあるところでございます。ただ、国県事業ですので、

例年夏に要望を出しまして、翌年度以降、またそういう形で急々にはできない事業となっているところがございます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

財政調整金について再度お伺いします。

課長、私たち議会は、質疑では1,000円以上のことについて膨大な予算でありましても審議しているわけです。ですから、具体的に細かく言いますと、財政調整基金の取崩しについては、2億1,755万9,000円、9,000円まで提案がされているんです。ですから、私としては、この大きな項目はもちろん説明していただくと同時に、トータルで何件分で2億1,755万9,000円になるかということで、初歩的な基本的な質問をしているんです。

大ざっぱな答弁では困るんですよ。1,000円も大事にして、私は質問しているわけですから、だから残りの金額とっては、もう時間の関係で、何項目で何千万円になるという、何項目、それは説明してください。大ざっぱな議会審議じゃ議会本来のありように全くなじみませんので、やっぱり1,000円単位を大事にしながら議論をしたい立場からの質問であります。

課長、歳出で何項目あるんですか、ほかに。3項目は言われたから、あと何項目あるんですか。

○議長（迫 杉雄）

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時41分

再開 午後 3時43分

○議長（迫 杉雄）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○財政課長（池上武志）

それでは、お答えいたします。

今回の補正予算におきましては、各課それぞれ提出をされました事業数に行きますと54の事業が出されております。これは先ほど私が述べました3つの事業も含まれております。それら54事業で今回財源は不足します2億1,755万9,000円の財政調整基金を繰り入れているということでございます。

以上です。

○議長（迫 杉雄）

以上で、通告による質疑は終わります。ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫 杉雄）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第84号は、配付いたしております議案付託表のとおり、各常任委員会に付託いたします。

日程第25 議案第85号 令和6年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
について

日程第26 議案第86号 令和6年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
について

日程第27 議案第87号 令和6年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第3号）
について

○議長（迫 杉雄）

次に、日程第25、議案第85号、令和6年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてから日程第27、議案第87号、令和6年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてまでの以上3件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第25、議案第85号から日程第27、議案第87号まで一括して説明をいたします。

日程第25、議案第85号、令和6年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について説明をいたします。

まず、特別会計補正予算書の3ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に4,009万1,000円を追加し、総額を55億8,673万5,000円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明しますので、6ページをお開きください。

今回の補正予算は、普通交付金返還金等の追加によるものが主なもので、歳入については、繰越金を3,897万7,000円追加するものが主なものです。歳出については、諸支出金の保険給付費等交付金償還金を3,321万6,000円追加するものが主なものです。

次に、日程第26、議案第86号、令和6年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について説明をいたします。

特別会計補正予算書の7ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に587万5,000円を追加し、総額を7億1,362万4,000円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明をしますので、7ページをお開きください。

今回の補正予算は、繰越金確定によるもので、歳入については、繰越金を587万5,000円、歳出については、後期高齢者医療広域連合納付金を587万5,000円それぞれ追加しております。

次に、日程第27、議案第87号、令和6年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第3号）について説明をいたします。

特別会計補正予算書の11ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に1億8,262万9,000円を追加し、総額を61億2,979万3,000円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明しますので、8ページをお開きください。

今回の補正予算は、繰越金確定によるものが主なもので、歳入については、繰越金を1億8,360万円追加するものが主なものです。歳出については、介護保険基金積立金を1億8,000万円追加するものが主なものです。

以上で、日程第25、議案第85号から日程第27、議案第87号まで一括して説明しましたので、よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（迫 杉雄）

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫 杉雄）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案3件は、配付いたしております議案付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第28 議案第88号 令和6年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（迫 杉雄）

次に、日程第28、議案第88号、令和6年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第28、議案第88号、令和6年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算(第3号)について説明をいたします。

特別会計補正予算書の15ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額は6,868万7,000円で増減はありません。

それでは、予算の概要について補正予算提案理由書により説明をしますので、9ページをお開きください。

今回の補正予算は、繰越金確定によるもので、歳入の繰入金を231万8,000円減額し、繰越金を231万8,000円追加しております。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長(迫 杉雄)

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(迫 杉雄)

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第88号は、配付いたしております議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

日程第29 陳情第12号 「福祉の拠点づくり」について

○議長(迫 杉雄)

次に、日程第29、陳情第12号、「福祉の拠点づくり」については、配付いたしております陳情文書表のとおり、文教厚生常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、12月10日午前10時から開きます。

本日は、これで散会いたします。

散会 午後 3時50分

令和6年第4回曾於市議會定例会

令和6年12月10日

(第2日目)

令和6年第4回曾於市議会定例会会議録（第2号）

令和6年12月10日（火曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第2号）

第1 一般質問

通告第1 徳峰 一成 議員

通告第2 渡辺 利治 議員

通告第3 久長登良男 議員

2. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番 山中 雅人	2番 出水 優樹	3番 瀬戸口 恵理
4番 矢上 弘幸	5番 片田 洋志	6番 重久 昌樹
7番 鈴木 栄一	8番 （欠員）	9番 岩水 豊
10番 淵合 昌昭	11番 今鶴 治信	12番 九日 克典
13番 土屋 健一	14番 原田 賢一郎	15番 山田 義盛
16番 （欠員）	17番 渡辺 利治	18番 久長 登良男
19番 徳峰 一成	20番 迫 杉雄	

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 笠野 満 次長兼議事係長 吉田 竜大 総務係長 富永 大介
主任 鎌原 一輝

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（27名）

市 長	五位塚 剛	教 育 長	中村 涼一
副 市 長	八木 達範	教 育 総 務 課 長	鶴田 洋一
副 市 長	大休寺 拓夫	学 校 教 育 課 長	関戸 達哉
総 務 課 長	上村 亮	生 涯 学 習 課 長	竹下 伸一
大隅支所長兼地域振興課長	上迫 直一	農 政 課 長	吉田 秀樹
財部支所長兼地域振興課長	櫻木 孝一	商 工 観 光 課 長	佐澤 英明
企 画 政 策 課 長	外山 直英	畜 産 課 長	野村 伸一

税 務 課 長	中 西 昭 人	耕 地 林 務 課 長	國 武 次 宏
市 民 環 境 課 長	梶 井 秀 和	ま ち づ く り 推 進 課 長	諸 留 貴 久
保 健 課 長	渡 邊 博 之	水 道 課 長	吉 田 宏 明
こ ども 未 来 課 長	新 澤 津 友 子	監 査 委 員 事 務 局 長・選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	森 岡 雄 三
福 祉 介 護 課 長 兼 福 祉 事 務 所 長	上 集 勉	農 業 委 員 会 事 務 局 長	中 野 満
土 木 課 長	吉 元 幸 喜		
財 政 課 長 補 佐	東 園 修 治		
財 政 課 施 設 整 備 ・ 管 理 推 進 室 長	新 納 徳 美		

○議長（迫 杉雄）

おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 一般質問

○議長（迫 杉雄）

日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許可いたします。

通告第1、徳峰一成議員の発言を許可いたします。

○19番（徳峰一成議員）

私は日本共産党を代表して、大きくは3項目にわたり質問いたします。

最初に、市独自の農家支援策について。

①畜産農家支援策について質問いたします。

私は、今年6月の一般質問で、市独自の畜産農家支援策と年度内にこのことを実施するよう強く求め、市長から「必ずやります」と答弁があり、その後、畜産課長ともこのことで意見を交わしてきました。

イ、今回、12月議会で生産農家並びに肥育農家に独自の支援策を提案したことは、率直に評価いたします。先日の提案された支援策について、同僚議員から質疑が交わされました。改めて、予算額と内容、対象農家、実施時期、期間などを説明してください。

次に、ロ、畜産農家への支援策は幾つかやり方が考えられます。その中で、今回、1頭10万円のシンプルな支援策を選択した理由について伺います。

質問の②、次に、園芸農家の支援策についての質問です。

イ、令和7年度当初予算をはじめ、市独自の新たな園芸農家支援策をお聞きいたします。

ロ、合併時の平成18年あるいは17年と、18年経った今日における曾於市の以下の主な10主要作物についての栽培面積と生産額を伺いたい。作物は、水稲、サツマイモ、大根、ゴボウ、里芋、白菜、ネギ、カボチャ、スイカ、お茶の10作物でございます。

ハ、併せて、これら10作物を含む、平成18年あるいは17年と、令和5年の市内の全ての園芸作物の作付面積と総生産額をお聞きいたします。

二、関連して、平成18年度から令和5年度までの18年間に、3つの畑かん事業にかかった総事業費と、その中で市の一般財源の総額について伺いたい。

次に、質問の2点目、市民の暮らしを守る、財源確保対策をについて。

①市民の暮らしを守る立場で、物価対策など市独自の大胆な支援策を行うには、現行の15の基金を含む曾於市の財政の現状を見るとときに、制約や限界があるように見られます。

こうした制約や困難を解決するには、市民の暮らしを守ることだけに使う新たな基金の創設が必要ではないかと提案いたします。今、市民を取り巻く客観情勢や市民の声はそのことを求め、また、必要としております。市長の所見を求めます。

②関連して、令和4年、5年、6年度の当初予算で、市民の暮らし向きに使った市独自の新たな支援策とその事業について、お聞きいたします。

次に、質問の3点目、立ち止まれ、公民連携による、末吉二之方開発の場所選定について。

①議会にこの事業の全体像がまだ示されていない中で、開発の対象となる場所が内定しております。その場所を決定あるいは内定した理由を伺いたい。

②用地の全体面積について。次に、その中で市営住宅の建替え等計画についての用地面積について。それぞれお伺いいたします。

③総事業費について。次に、その中で市営住宅の建替え事業費について。振興費の中には記載されていますが、それぞれ伺いたい。

④用地の取得と造成後、どのような職種の企業や法人の誘致が期待できるのか伺いたい。

最後に、⑤上記の取組について、市は全体像なりあるいは大きな青写真を議会に示しておりません。今後の最終的なスケジュールをお伺いをいたします。

これで、私の1回目の質問を終わります。

○市長（五位塚剛）

それでは、徳峰議員の質問にお答えしたいと思います。

1、市独自の農家支援策をの①畜産農家支援策についてのイ、12月市議会に提案の畜産農家支援策について、予算額、予算内容、対象農家、実施時期など概要について、お答えをいたします。

今回の補正予算で提案している畜産農家への支援は、肥育牛経営者への支援として、予算額3,240万円で、肥育素牛を導入・自家保留する方へ、1頭当たり1万円を給付する事業で、期間は、令和6年4月から令和7年3月までの12か月であります。

繁殖農家への支援については、予算額9,240万円で、令和6年4月から令和7年

3月までの子牛競り市で出荷及び自家保留する農家に対して、1頭当たり1万円を給付する事業であります。

1の①のロ、支援策は幾つか考えられるが、その中で、今回提案の支援策を決定した理由について、お答えをいたします。

肉用牛農家の後継者対策や新規就農に対する支援等も考えられますが、現状としては、飼料や資材価格の高騰に加え、枝肉価格・子牛価格の低迷で、収益が大幅に減少したり、赤字経営で支払いが厳しいとの声が聞かれます。また、肉用牛農家が減少していく中で、既存農家の存続に対する支援が必要と考え提案するものであります。

1の②園芸農家支援策のイ、市独自の新たな園芸農家支援策について、お答えをいたします。

令和6年度では、新規で有機JAS認証費用への補助と、イノシシ等被害防止対策の電気柵補助の面積要件の見直しを行っておりますが、今後も肥料等の物価高やサツマイモ基腐病、鳥獣被害と厳しい状況が予想されますので、市の支援策については、国、県の支援策を見ながら、状況を見極めて検討してまいります。

1の②のロ、平成18年と令和5年における、曾於市の主要作物の栽培面積と生産額について、お答えをいたします。

まず、水稻の面積が、平成18年1,915ha、令和5年1,112ha。生産額が、平成18年15億4,893万2,000円、令和5年9億3,654万5,000円。

次に、サツマイモの面積が、平成18年1,078ha、令和5年1,091ha。生産額が、平成18年17億8,470万2,000円、令和5年19億4,055万6,000円。

次に、大根の面積が、平成18年231ha、令和5年195ha。生産額が、平成18年2億5,066万6,000円、令和5年2億6,146万3,000円。

次に、ゴボウの面積が、平成18年40ha、令和5年96ha。生産額が、平成18年1億6,574万7,000円、令和5年4億3,407万円。

次に、里芋の面積が、平成18年77ha、令和5年63ha。生産額が、平成18年2億1,465万9,000円、令和5年1億3,640万円。

次に、白菜の面積が、平成18年141ha、令和5年152ha。生産額が、平成18年3億9,642万円、令和5年5億3,204万4,000円。

次に、ネギの面積が、平成18年54ha、令和5年24ha。生産額が、平成18年3億6,762万円、令和5年1億3,590万円。

次に、カボチャの面積が、平成18年57ha、令和5年11ha。生産額が、平成18年2億6,042万3,000円、令和5年4,542万5,000円。

次に、スイカの面積が、平成18年53ha、令和5年25ha。生産額が、平成18年2億

2,489万2,000円、令和5年1億8,889万円。

次に、お茶の面積が、平成18年438ha、令和5年428ha。生産額が、平成18年14億729万1,000円、令和5年9億5,539万円となっております。

1の②のハ、平成18年度と令和5年度の園芸作物の総生産額について、お答えいたします。

平成18年が84億2,237万8,000円、令和5年が66億6,548万8,000円となっております。

1の②のニ、平成18年度から令和5年度までの18年間に、3つの畑かん事業にかかった総事業費について、さらに、総事業費の中で市の一般財源の総額について、お答えいたします。

曾於東部の総事業費は13億6,200万円、市の負担総額は2億7,840万4,000円です。

曾於北部の総事業費は151億7,431万6,000円、市の負担総額は30億5,444万6,000円です。

大隅南の総事業費は12億8,200万6,000円、市の負担総額は2億7,202万2,000円です。

2の、市民の暮らしを守る、財源確保対策をについての①市民の暮らしを守ることに特化した基金の設置について、お答えいたします。

現在、曾於市では、財政運営に当たり目的に応じて活用する基金といたしまして、15の特定目的基金を設置しております。

今回御質問のありました、市民の暮らしを守る事業に特化した基金は特段設けておりませんが、基金の性質上、これらの事業に充当可能な基金といたしましては、財政調整基金や、まちづくり基金が考えられます。

今後も事業の目的に応じて、計画的な基金の活用努めてまいりたいと考えております。

2の②令和4、5、6年度の当初予算で、市民の暮らし向きに使った市独自の新たな支援策と事業費について、お答えをいたします。

市政運営に当たり、限られた財源の中で、市民の福祉、教育、暮らしを守るための予算を毎年編成しております。

その中で、市民の暮らし向きに使った市独自の新たな支援策として計上した当初予算としましては、令和4年度は、第1子と第2子も新たに対象とした、出産祝金支給事業786万6,000円や、新型コロナウイルス感染症蔓延の影響を受けている販売農家の支援策として、農業者応援給付金事業9,000万円を計上しました。

令和5年度は、給食費の保護者負担の軽減を図るため、補助率の引上げに伴う学校給食助成事業7,826万7,000円を計上しました。

令和6年度は、市民の消費拡大と地元商店街の活性化を図るため、商品券の増刷に伴う地域商品券発行事業2億244万7,000円、給食費の完全無償化に伴う学校給食助成事業1億3,182万8,000円を計上しました。

3、立ち止まれ、公民連携による、末吉二之方開発の場所選定についての①開発の対象となる場所が内定しているが、その場所を決定した理由を聞きたいについて、お答えいたします。

本市で公民連携事業として進めております市営住宅建替事業について、市が想定する事業用地は2か所であります。

今後、事業を運営したいと希望する事業者がこの2か所から選定するのか、あるいは、新たな事業用地を提案されることも想定されるため、事業用地は、現在、決定していないところであります。

3の②用地の全体面積について、その中で市営住宅の建替えを計画している用地の面積について、それぞれ聞きたいについて、お答えをいたします。

市が想定する事業用地2か所のうち、1か所は向江団地近くにある土地で、6筆の合計9,974㎡、残りの1か所は、給食センターの東側にある土地で、2筆の合計7,480㎡です。

3の③総事業費について、その中で市営住宅の建替事業について、それぞれ聞きたいについて、お答えをいたします。

公民連携事業として進めております市営住宅建替事業について、今後、事業を運営したいと希望する事業者から事業内容の提案があり、その提案内容を市と提案事業者が協議し、事業費を算定していくこととなります。

3の④用地取得と造成後の用地に、どのような職種の企業や法人の誘致が期待できるのか聞きたいについて、お答えいたします。

事業用地において市営住宅以外に建設が予定されるものは、今後、事業を運営したいと希望する事業者から提案があるところです。当事業の概要を企業等に説明した際には、店舗や小児科医院などの施設が望ましいとの意見があったところです。

3の⑤上記の取組について、今後のスケジュールを聞きたいについて、お答えいたします。

市営住宅建替事業について、今後、事業を運営したいと希望する事業者からの提案を募集するため、来年1月以降に募集を開始する予定です。この募集に応募があった場合は、市で提案内容を審査し、提案事業の内容が良ければ、事業内容の採択と進む予定であります。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

2回目の具体的な質問に入る前に、1回目の市長答弁の中で、市民の暮らしを守る、財源確保対策をの②の、令和6年度、本年度の当初予算の市独自の新たな支援策の中で、地域商品券発行事業の2億244万7,000円が入っておりますが、これはもう言うまでもなく国の交付金を使った事業でありまして、本来だったら、答弁から除外すべきであろうかと思うんですが。

いずれにいたしましても、この2億244万7,000円というのは、聞くほうの判断の間違いのもとになりますので、2億244万7,000円の中での一般財源だけ、取りあえず質疑に誤解がないよう、まず冒頭に答えてください。

○商工観光課長（佐澤英明）

今、議員のほうからおっしゃいました、令和6年度の当初予算に係る地域商品券発行事業につきましては、これは国の交付金事業を使っていない、市独自の事業でございまして、毎年商品券事業を、商工会のほうで販売している分でございます。

その分を、令和6年度は、プレミアム部分を通常でありますと1万6,000冊、500円券を11枚つづりにしたものを1万6,000冊、令和5年度では予算計上しておりました。それを令和6年度につきましては、1万4,000冊を増刷しまして、3万冊の増刷をしておりますが、全てこれは一般財源となっているところでございます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

了解しました。じゃあ、2回目の質問に入ります。

まず、市独自の農家支援についてでございます。

ただいま12月議会に提案されている生産農家、肥育農家については説明がありました。

ただ、今回の支援は1年限りあるいは1回限りの支援であり、ある面では一過性の支援策であります。支援措置の、私は2弾目として必要なのは、継続性のある支援策ではないかと考えております。

これまでも、大隅、財部でもそうであったと思うんですが、例えば、田崎町政のときの支援としては、今日まで合併後も続いておりますが、中小の農家への支援策として、簡易畜舎あるいは尿溜槽あるいは高齢者に対する市場出荷補助などが現在まで続いて、大きな支援策となっております。こうした、今後続く支援策も必要じゃないかと思えます。

畜産課長が一番熟知しているように、特に価格の下落で、この1年間、来年の1月、2月になると発表されますが、畜産農家が辞める方がこれまで以上に今年は多くなるんじゃないか、あるいは、辞めなくっても飼育頭数が少なくなるんじゃないかと心配いたしております。私もかなりの数を知っております。

そうした意味で、特に中小農家対策として、継続性のある市独自の支援策。残念ながら、国の支援は大型農家中心の、それも一つの側面としては補助金中心の支援策でありまして、中小農家対策が全く国の政策では見られません。そのために、今後の畜産を下支えする意味からも継続性のある、そうした支援策が大事じゃないかと。

その点で、新年度予算ではそれは提案できないのか伺います。

○市長（五位塚剛）

畜産農家に対する支援は、継続的なものも今もやっているところでございます。ただ、ここ本当に二、三年の状況の中で、飼料、肥料等の値上げ、また、枝肉価格の低下で、非常に厳しい状況にあります。今後についても引き続き検討して、また、できるものは考えていきたいというふうに思います。

○19番（徳峰一成議員）

私も議員になって四十数年、毎日のように農家にも足を運んでおります。流れもそれなりに、数字だけじゃなくって体験的にもつかんでおりますが、今、非常に畜産農家も曲がり角に来ております。これはもう、畜産課長が一番に熟知しておると思います。

ですから、そうした言わば節目の段階で、思い切った継続性のある支援策が大事だと強く提案いたします。新年度予算を待ちたいと思っております。答弁はよろしいです。

次に、園芸農家支援策についてでございます。

幾つか答弁がありましたけれども、率直に言って不十分な内容でございます。既に私の農家との話の中では、畜産農家だけ、言わば支援するのかって。当然のことながら、そうした批判あるいは不満も出ております。これはもう、そうした不満が出るのは致し方ないと思うんですね。

園芸農家に対しては、昨年度、5年度も、単独事業としては肥料値上がり補助がありましたけれども、それだけで済んでいるからでございます。

お手元の資料にありますように、また、答弁にもありましたが、合併後のこの十七、八年間の曾於市の園芸作物、数字の上で端的に表れております。作付面積も4,619haから3,641ha、978ha減少いたしており、あるいは、生産額も84億円から17億円減っております。この十七、八年間、どれだけ肥料あるいは農薬、資材等が上がったのでしょうか。特に、その中でよく伸びたなっているのはゴボウだけあります。あとは、全てが低迷。特にネギ、カボチャ、お茶は激減いたしております。

これは、基本的には国の政策にももちろん問題があるんですけども、もうここでは国会ではありませんので、曾於市の問題に絞って、そして、質疑をせざるを得ま

せんので、市長も了解を頂きたいと思っております。

この点で、いずれにしても客観的には、曾於市のこの園芸部門は大きく、言わば低迷あるいは落ち込んでおり、特にこの二、三年来、物価の高騰、値上げで農業関係の、大変な今、経営環境にあります。これは市長も御承知だと思います。

そのために、やっぱり畜産農家と同様に、思い切った曾於市独自の……国の制度がはっきり言ってあまり当てになりません。である以上、思い切った支援策が必要じゃないか。これが今の客観状況じゃないかと思っております。思い切った支援策はできないでしょうか。新年度当初予算で。

○市長（五位塚剛）

全体の園芸農家に対して以前も提案いたしました、末吉の堆肥センターで出される良質な堆肥を支援しようというふうに計画もいたしましたが、たまたまこの6年度で大規模改修をしたために生産が非常に少なくなっておりまして、それが実施できませんでした。そういう中でも、曾於市は、園芸部門においては全国的には10番目の市に入ってきました。

今、言われるように、作物によっては非常に少なくなっている部分もありますけど、それについては、やっぱり農業される方々がこの二、三十年の間に非常に高齢化になって、重量作物がもう、スイカとかほかの重いものは、もう敬遠される状況になってきました。

そういう意味では、若い人たちが新たな農機具を使っての収穫が始まりまして、それについては、この間、JAを通じて一緒になって、クラスター事業とかいろんな事業で農機具を購入しております。

今後、引き続き農家の声を聞きながら、また検討していきたいというふうに思います。

○19番（徳峰一成議員）

率直に言って、市長の園芸農家に対する今日の情勢分析っていうか認識は、私は甘いあるいは弱いと言わざるを得ないです。同僚議員の中にも複数の方が園芸を中心として作物されておりますが、今の市長答弁、私と同じ受け止め方じゃないですかね。やっぱり、捉え方が弱いと思うんですよ。そういったもんじゃないですよ。

1軒ずつ農家とお話ししたら。あるいは、この過去10年、20年の経過も私は知っておりますけれども、そこは深刻な状況ですよ。深刻な状況。

一方で市長、だから、これが悪いということではないんですけども、畑かん事業に、これまで莫大なお金を使っております。全体で、18年間に178億円。その中で、市の一般財源を36億円、36億円使っているんですよ。しかし、9月の決算でも答弁があったように、既に完了した東部畑かん地域でも園芸作物の面積は伸びていない

んですよ。伸びてないんですよ、これは。畑かん地域を含めて、全体として残念ながら後退していると。

ですから、やはり畜産農家と同じように、思い切った継続性のある支援策が必要じゃないか。特に中小農家も対象としたですね。それが見られないんです。これについては、全面的な議論が、恐らくされていないんじゃないかと思うんですね。

再度求めます。新年度予算で思い切った支援策はできないものかどうか。このままじゃいけない。このままじゃ不満が出ますよ。畜産農家には出して、なぜ自分たちに出ないのかって。もうこれは、私のところにも寄せられているんです、複数。もうその声に応えるためにも、思い切った支援策を強く求めますけれども、いかがでしょうか。

○市長（五位塚剛）

来年度の予算の今、準備をしております。担当課もいろいろ苦慮しながら、何が一番いいかということを検討はしてまいりますが、予算にも限りがありますので、大幅なその特別な支援というのは、なかなか現実的には難しいなあと考えております。

○19番（徳峰一成議員）

なかなか難しいというのは議会報告では書けないですよ、市長。来年は市長選挙もあるんですよ。市議会議員選挙も。もっと前向きな答弁をしたほうが私はいいと思いますよ。

議論されていたら提案されると思うんですよ、畜産課のようにですね。議論が弱いかから、それなりの答弁がなかなか、今日は難しいんじゃないですか。

しかし、少なくとも気持ちの上では、何かやりたいという具体的な点は今日は難しいとして、その決意のほどは答弁してください。

○市長（五位塚剛）

曾於市は、畜産を中心とする農業のまちでありますので、農業全体がよくならなると、曾於市全体が前にはよく進みません。

そういう意味では、園芸農家に対するイノシシの被害が非常に多くなっておりましたので、電柵の支援とか、いろんな形での、農家の立場に立った制度の見直しもしたり、また、補助金も増やししながら、そしてまた、水を使った農業についても推進をしております。そういう中で、ゴボウ作りはずっと増えてきております。また、お茶についても、水を使った防霜支援を今やっております。

今後も担当課を中心として、また、JAさんと一緒にやって、農家支援については検討はしてまいりたいと思います。

○19番（徳峰一成議員）

市長はずっと毎年、所信表明で、農畜産物を生かした農家の所得倍増っていうことを掲げております。所得を2倍にしますって。2倍じゃなくて、実質、所得が目減りしているんですね。ですから、言っていることと実態が非常にかげ離れているから、少なくとも新年度では議論の上で、今日は具体的にはともかくとして、していただきたいって。

お茶農家が出ましたけど、お茶農家も深刻ですよ。私も何軒も交流がありますけれども深刻な状況ですよ、お茶農家も。昔に比べてですね。これはもう市長も知っていると思うんですね。

ですから、部分的な、やはり施策では厳しいって。国の政策が残念ながら当面、当てにできない以上は、市独自で畑かんにこれだけの膨大なお金使っているんだから、それに見合った形での継続性のある施策をしていただきたいと思えますけれども、答弁はよろしいです。

次に、そのためにも大きな2番目、財源確保対策が決定的に大事であります。

私は、3日ほど前に大隅町のある、特に畜産関係の農家と長年接触のある方と、3時間にわたって御自宅でいろいろ議論をさせていただきました。

その方が最も強調されたのが、「徳峰さん、大隅町では、特にこの二、三年」。二、三年というのを強調されました。「農村地域は、もういろんな意味でこのままではいけない」って、「高齢化や人口減少あるいは低年金者問題を含めて、このままではいけない。何とかしなけりゃいけない」って。だから、一つは、「市の職員、もっと農家に入れ」って。2つ目は、「ともかくそうした生活や仕事に困っている方々に、もっともっと市は予算を使って、税金を使つての取組が必要じゃないか」っていうことを強調されました。

実は、私も一、二年ほど前から、大隅町だけでなく末吉、財部町でもそうであります。特にこの二、三年来、これは深刻とも言える、今、実態に置かれております。これはまだ数字では、資料、統計数字は出ておりません。恐らく二、三年後、所得は四、五年後出るでしょう。それが現局面における実態なんですよ。それに応えるためには、財源対策がどうしても不可欠であります。

その点で、まず市長に、現在のそうした農村を含めて、市街地を含めた、市民を取り巻く生活と仕事の客観状況を、端的に市はどのように捉えているか。これは最も大事な点であります。副市長お二人を含めて、現状をどう正確に、客観的に把握するか、その点で市長の捉え方、考え方をお聞かせください。

○市長（五位塚剛）

私も農村部の農家の実情というのは、それなりに把握をしていると非常に思っております。2人の副市長も把握をしております。特に担当課の課長も地域に入って、

農家の声を聞いております。

限られた予算の中で、やっぱり市民の暮らしを守るという意味では、道路作りも必要であるし、また、学校の整備も必要であるし、同時に、市民の生活のためのいろんな福祉関係も必要であります。そういう限られた予算を、やはり、全体的に見ながら提案して、議会に承認してもらって、今、進めているところであります。

自主財源を見つけるっていうのは非常に厳しいところでありますが、私はこの間、自主財源をどうしても見つけたいということでいろんな努力をしてきました。NTTの設置料、九電の電柱の設置料、これも市に一般財源として入るようになりました。

また、山の分収林についても、国と相談しながら、木を切って市が6割お金をもらうようにしてあります。

また、ふるさと納税が今、伸び悩んでおります。やはり、ここを力を入れないと、何でも使えるお金というのが非常に少なくなってきておりますので、引き続き、財源確保については努力をしていきたいというふうに思っております。

○19番（徳峰一成議員）

私の質問の趣旨から離れた答弁であります。私は、財源確保の前提条件、今、市民の農村地域を含めた客観的な、2つ言いました。生活と仕事の取り巻く状況をどう市長は認識しているかということについて、大隅町の方の例を挙げながら、紹介しながらの答弁でございました。市長は、どのように今の客観状況を把握しておりますか。

○市長（五位塚剛）

大隅の方と、直接どういうことが具体的に言われているのか分かりませんが、農村部の状況としては、非常に過疎化になっておりまして、小さな農村部は、本当にもう農業する人たちも、もうほとんどいなくなってくるという現実があります。そういう意味では、今、農村部の田畑が荒れてきております。それが、個々の統計でも反映されているというふうに思っております。

そういう意味では、今後は後継者育成に力を入れております。当然、この間も、新規で農業をされる方々が何人も、一応、増えております。そういう方々を作り上げて、また、農業公社の役割が非常に今、重要でありますので、農業公社にお願いできるものはお願いして、軽減を図りながら、農家の所得をどうしたら上げられるかということについては、真剣にまた今後も議論して、また取り組んでいきたいというふうに思います。

○19番（徳峰一成議員）

一般質問の質疑の中心項目じゃないから一言申し上げますと、例えば、農村だけ

じゃないんですが、農村地域の客観的な厳しい条件としては、一つは、今のところ人口減少。2つ目は、関連して高齢化。関連して3つ目は、子供がいない。あるいは少ない。そして4番目は、もう高齢者が年金生活者が多い中で、年金が国民年金など年金が少ない方々が多数であります。そして、ほとんどの方々が病気を抱えて、あるいは、介護サービスを必要としております。そうした客観状況であります。これがこの二、三年来、極度に進んでおります。

これは、市街地でも同様な点が今、見られます。市街地でも見られるんですよ。これは、統計数値は二、三年後出るでしょう。

ですから、例えば、一つの大きな目安として、お手元の資料でありました。合併時の平成17年の曾於市民1人当たりの所得が193万円。最近の直近、二、三年遅れで出ますので令和3年度が一番新しい資料、これが206万円。僅かに16年間に6.9%しか、市民全体の所得は1人当たり増えていないんですよ。増えている人もいるけど、むしろマイナスの方もおる。

さらに考えたいのは、この16年間に物価等がどれだけ上がったかって。賃金どれだけ上がったか。物価問題も昨年、一般質問でしたように、曾於市は過去の物価統計をいたしておりません。課長、昨年からはじめましたね。これは今後期待いたします。

ですから、この所得の伸びっていうのは、単純平均では1年間に0.4%台ですけども、物価をはじめとした上昇は、農業資材、飼料、肥料高を含めて、これはもう何割以上ですよ、16年間には。そうした実質所得の減が見られるんですよ。高齢化を含めてですね。

そうした現状認識に、ぜひ私と一緒に本日は立った上で、質疑をこれから交わしたかったんです。もう時間の関係でそれは飛ばしますけれども。

翻って質問いたしますが、今、曾於市にとってはこれまで以上に、例えば、予算作りも、あるいは、予算の中身の税金のかけ方も、市民の暮らし第一、暮らし優先第一に。つまり、年代や職業を超えて、市民どなたもが感じられる、「ああ、五位塚市政は、こういったことを自分のためにもやっただけではない」とって、どなたもがありがたく感じられる、そうした予算作りが大事じゃないかと思っております。

この点で、市民の暮らし優先の予算作り、税金の使い方を、ぜひ、ここで私と同じ共通の立場に立っていただきたいんですけども。市長、どうでしょうか。市民の暮らし優先の今後の市政のかじ取り、予算の使い方、これを柱にしていきたいと提案と質問をいたします。いかがでしょうか。

○市長（五位塚剛）

市の税金といいますか、市の予算は当然、市民向けのために使われております。

どういう形が市民の皆さんたちが一番望まれるのか、いろいろ要望があります。ですから、その要望に沿った支援策を各課が検討して、今、予算編成に入っております。基本は、市の予算は市民のために使うものだというふうに認識しております。

○19番（徳峰一成議員）

私、言っているのは、市民の皆さんどなたもが、地域、年代、職業を超えて、「ああ、五位塚市長は、予算を本当に自分たちのために使っている」ということが感じられる、市民第一の予算作り、あるいは市政のかじ取りなんです。それを冷静に、客観的に自己分析しながら、対応をしていただきたいんです。

例えば今、既に来年度の予算編成に入っております。副市長査定の途中にあります。しかし、過去もそうでありましたけれども、各課から予算要望を出してもらって、そして、非常にトータル的に大きいと。査定の中ではこれを、基本的には例外もありますけど、いかに縮小するかという専制にならざるを得ません。これはもちろん池田市政や田崎町長のときも基本的にはそうでありました。

そうなるとうとうしても、市民の暮らしのために何を新たに予算措置を行うかという観点がどうしても弱くなる。あるいは後傾、後ろに下がっていかざるを得ません、財源対策上もですね。そうした流れではなかったでしょうか。ぜひ、副市長お二人を含めて、そうした流れについて自己検証をしていただきたいと考えています。もちろん基本的には、その流れは柱として大事であります。どなたが市長であっても。

しかし、繰り返しますが、今の市民を取り巻く客観状況は、5年、10年、20年前よりも悪くなっているんです。私は、次の民報でも括弧つきで書きましたけれども、これは曾於市だけじゃないですよ。日本全国、「失われた30年」という言葉がありますよね。全国的にもそうなんですけれども、特に曾於市は高齢者が多い、広大な農村地域を抱えている。特に、低年金者が非常に多いというそうした事情もありますので、予算編成の過程の中でも、市民の皆さんが感じられる、共有できる予算作りを行うためには、まず財源の見直しから行わなければ、とても制約、限界があると感じております。

今、曾於市は合わせて15の積立基金が、貯金があります。合わせて約100億円です。100億円。その中で、暮らし向きにどの基金を使うか答弁がありましたように、2つ、財政調整基金とまちづくり基金であります。

しかし、財調やまちづくりも、基本的にはハード事業等にも使うこともあるし、特に名前のとおり財政調整ですから、この12月議会にも提案されたように、財源の不足分を財調から崩して使わざるを得ないと。これが財調の大本の基本的な性格であります。

ですから、恐らく来年度の予算編成の中でも、従来のそうしたパターンを制約さ

れた財源の中でのパターンをせざるを得ない客観状況なんですよ。

ですから、提案したいのは、少なくとも1つだけは、市民の暮らし向きだけに使う特化した基金創設が必要じゃないかと。毎年10億円、相対的に100億円の中で、ほかのハードを含めた事業が減ることにならざるを得ないんですけれども、しかし10億円ほど積み立てて、毎年2億円から3億円は新たな暮らし向き、新規の暮らし向きに使っていく。継続事業は別にして。

そしたら、市長在職の4年間に10億円になりますよ。10億円も新規の暮らし向きに特化した温かい施策をやったら、市民どなたもが、「ああ、五位塚市政は4年間にこうしたことをしてくれた」と感じられると思うんですよ。

今、私たちを取り巻く客観状況はそうした客観状況にあると、ぜひ、お二人の副市長を含めて認識していただきたいんですよ。市長、どうでしょうか。答弁を下さい。

○市長（五位塚剛）

現段階では、私たちは財政調整基金とまちづくり基金で、今、言われるような市民向けの予算については確保できるというふうに思っております。両副市長も財政課長も含めて、基本的な考え方はそのとおりでありまして、今後、この令和6年度から学校給食費を完全無償化いたしました。これも大きな財源を伴っております。多くの方々に、特に子供を持つ親の方々に、大変ありがたいということで評価を受けております。

やはり、若い人たちが曾於市に住んでいただき、働いて、また、子供を増やしていただいて、そういう意味での取組というのは、これは非常に大事だと思っておりますので、市民の皆さんたちが具体的に願うようなものを、引き続き努力をしていきたいというふうに思います。

○19番（徳峰一成議員）

率直に言って、市民の受け止め方の間の考え方が、やっぱり弱いと言わざるを得ません。言葉として言いますと、これは池田市政のときもそうだったんですが、市長の周りの方々は、肯定的な評価あるいはありがたい言葉しか聞こえないと思うんですよ。

ちょっと悪い例かもしれませんが、池田市政のときも、「フラワーパークに反対する人は私のところに一人もおられません」って答弁が本会議でありました。確かに本当に一人もいなかったかもしれませんが、市民の多数じゃなかったんですよ。

私は極力、立場の違った人とも意見交換するように、お話するように、意識的に努力をしておりますが、市長だけを支持される方だけじゃなくって、もちろん、

無党派の方も最近特に多いんです。どのような率直で厳しい意見を持っているか。もっと弾力的な、やはり、情勢の捉え方が私は必要じゃないかと思います。

今日現在の、この基金の創設については前向きな、残念ながら答弁はなかったですけれども、現状の制約された基金の活用の中で、最後に一言、質問。来年度当初予算では、市民が拍手できる、共感できる、年代や職業を超えて、そうした市民優先の予算作り、あるいは、市政のかじ取りの予算が提案できますか。自信を持って。この点だけお答え願いたいと思っております。

○市長（五位塚剛）

今、副市長査定に入っております、これが終わったら、当然、市長査定が入ってきます。この、今、来年度の予算作りというのは、市民のための市民に喜ばれる予算編成になるだろうというふうに思っております。

○19番（徳峰一成議員）

その点は、改めて3月の当初予算審議で審議したいと思います。

議長、続いていいですか。休憩なしで。

○議長（迫 杉雄）

一回、切りましょうか。

○19番（徳峰一成議員）

次に、質問の3点目……。

○議長（迫 杉雄）

ちょっと休憩にしましょうか。

○19番（徳峰一成議員）

はい、分かりました。

○議長（迫 杉雄）

ここで、徳峰議員の一般質問を一時中止して、10分間休憩いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

○議長（迫 杉雄）

休憩前に引き続き会議を開き、徳峰議員の一般質問を続行いたします。

○19番（徳峰一成議員）

最後に、立ち止まれ、公民連携による、末吉の二之方開発の場所選定について。本日の3項目の一般質問で、最も個人的にはこの点に力点を置きたかった質問であります。

最初に、市長も議員時代も長かったんですが、やはり、特にこの大きな事業あるいは大事な事業で、予算も伴う大きなそうした継続事業については、最初の段階で全体の青写真といいますか、全体像を十分、内部で議論しながら定めて、それを議会に、やはり、説明追及をするという、これが本来最もオーソドックスな当たり前のやり方であります。末吉町でも、これは田崎町長時代から当たり前のこととしてやっております。当たり前のこと、大型継続事業はですね。それが今現在、議会に示されていないんですよ。

これは、例えば、財部町の市街地の開発についても、6月議会の全員協議会で説明からありましたけれども、私や同僚議員が、「とにかく財部の市街地開発も全体像を示せ。あるいは、青写真を出してくれ」って、「まずそこからでないと、議論が深まらないから」ということになりましたよ。

これは同じように、この末吉の二之方開発もそうなんです。なぜ、十分内部で議論して全体像を最終的な、示してこれなかったのか。私の一般質問でも、今後のスケジュールっていうのを最後に書きましたけれども、このたび。今後のスケジュールは、来年のことしか書いていないですよ。答弁がですね。なぜ、全体像を議会にこれまで、結果論では済まされませんので、示してこなかったんでしょうか。

○市長（五位塚剛）

今回の公民連携によるまちづくりというのは、私たちもいろいろと勉強をしてみました。岩手県の紫波町の岡崎正信さんの経験というのは、私は学ぶべきものが非常に多いというふうに思っております。私たちも職員を連れて研修に行きました。そして、今、岡崎さんもここに来てもらって、市民、また、議員の皆様、また、広く建築関係の皆さん、また、事業を場合によっては推進される方々も含めて、この事業の在り方と中身について、今、引き続き研修しているところでございます。

全体の青写真と言われましたが、この考え方については、よく議員の皆さんたちにも考え方を示しているというふうに思っておりますが、今までの手法、市が全て市営住宅を予算を取ってやるというのではなくて、その事業を民間の力を借りて、市ができる、行政ができること、民間ができることと協働してやるという事業であります。

これについて全協でも説明をしたかったんですけど、それがなかなか不足な部分はありますので、引き続き、皆さんたちには説明をしていきたいというふうに思います。

○19番（徳峰一成議員）

十分な答弁になっていないですね、質問に対して。全体像というのは、だから、公民連携であろうとそうでなかろうと、市の予算を結構伴うんですよ。そして、失

敗は絶対許されない事業ですよ。

ですから、これは十分に内部で議論して、その青写真、全体像を議会に示すって
いうか、議会が疑問が出ないように、共感が得られるようにって、そうした全体像
が示されていないんですよ、今現在ですね。そうした率直な質問に対する、ある面
では自己反省を含めての答弁が欲しいですね、議会論議では。先ほどの質疑でもそ
うなんですけど、どうしても弁明的な答弁としてしか私は受け止めることは、残念な
がらできないんですよ。

ともかく、全体像が今日現在示されていません。ですから、これは大事な事業と
思って、個人的にもまちづくり課長といろいろお話を複数回やってみました。どん
な事業なのかって、全然分からんわけですから。

しかし、この振興計画の中には、毎年僅かですけれども3年間、予算措置が一応
書かれてあるんですよ。そして、住宅の建替え、全く白紙みたいな形ですけれども、
答弁だったんですけれども、既にこの振興計画では、約9億円近い事業費が盛り込
まれているんですよ。振興計画の中にですね。

ですから、非常に中途半端な対応であるし、振興計画寄りの設定額であるから、
私も今回、一般質問をせざるを得なかったという経過があります。失敗は許されま
せんので。ですから、現状のままでの、取りあえず本日は質問をいたします。

まず、場所の問題でございます。市街地の活性化というのは末吉だけじゃなくて、
大隅、財部町、これはどうしても必要であり、私たち議員も同じ気持ちかと思いま
す。私も、もちろんそうであります。

しかし、そう簡単ではありません。私が知る限り、全国の市町村を見ても、特に
農村地域、なかなか成功が厳しいんですね。幾ら公民連携とか、例えば、失礼なが
ら岡崎アドバイザーの場合も岩手県では成功したって。大分県は大都市であります。
あるいは、鹿屋のリナシティは、はっきり言ってうまくいかなかって、11月は撤退
いたしました。私も、もちろん調査に行きました。はっきり言って失敗であります。

農村地域での公民連携を成功させるというためには、私も勉強不足でありますけ
れども、幾つか大事な観点があろうかと思えます。

その中のこれは共通の認識であるでしょうけれども、まず第一なのは、場所であ
ります。場所。場所をどこに設定するか。場所の問題で、例えば市街地開発じゃな
くっても、曾於市近隣を含めて、道の駅とかあるいは農工団地建設を行ってしま
したけれども、成功しているところもあれば、成功していないところも、近辺にも幾
つも見られます。その一つが、全てではありませんけれども、場所であります。

例えば、末吉の道の駅は、池田町長の時代に、福岡の専門業者に委託して、委託
費を計上して、そして、いろいろ動向を調べていただいて、あそこを一応、出しま

した。場所では、はっきり言って成功であります。それほど、場所の問題というのは大事ではないかと思えます。

これまで、担当課長は私に、1か所だけ内定しているというようなことを言いましたけれども、今日の答弁で初めて知りました。2か所を内定しているようですが、どういった準備でもって、要素でもって、2か所を内定したんでしょうか。専門家の協力は頂いていないと思うんですが、どういった選び方をしたんでしょうか。まず、そこからお聞きいたします。

○まちづくり推進課長（諸留貴久）

お答えいたします。

今回、市が想定している土地というところで、これについてはサウンディング、事業者との公民連携事業における対話を通じて、今、事業を進めている中で、事業者の皆様には、「こういう土地が想定されます」というところでの紹介を行っているところでございます。

この想定地、今、市長から答弁がありましたとおり、2か所というところでございます。

まず、1か所が、今回、5団地の建替え地というところになりますので、5団地に近いところで公民連携事業がしやすいところというところで、その想定として紹介したところが、まず向江団地近くの土地でございます。

ここを選定した理由でございますが、まず、この当地が小学校や市営プール、健康センターに近い場所、市の施設に近い場所というところがございます。また、上町の区画整理事業に隣接をしているということ、また、高齢化率が低い、あるいは、15歳未満の割合が高いということが数値等で示されているということ、あるいは、閑静な住宅側にあつて景観がよいこと、こういったところが、公民連携事業を行う上で最適ではないかということで、まずは1か所目ということで紹介したところでございます。

2か所目については、こういった閑静な住宅街だけではなく、いわゆる商業地、給食センターの隣については、住宅街ではありますがスーパーマーケット等の商業地もある、あるいは病院等もある。こういったところも、公民連携事業として事業者が考える場合には、ふさわしいといった場合には選定できますというところで、紹介したところでございます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

場所選定の取組が、はっきり言って弱いんじゃないかな。1か月前は、いわゆる高松地域は、課長は私に示さなかったですよ。そうした、ちょっと二、三の材料で

もって、こうした大事な事業を選択するっていうのはいかなものか。もっと市場調査を含めて、専門家の協力ももらいながらやるべきじゃないかと思えますけれども。

既にこの2か所で進めていきたいということで、市長、いいんですか。

○市長（五位塚剛）

今の段階ではこの2か所というのがありますけど、ここは決定したわけでありませんので、この2か所以外に民間の方々に見てもらって、別なところが、広大なある程度の面積が確保されて、小学校とか、また、買物のできる条件があるとか、そういう場所がまた選定されれば、そこはまたその民間の方々に見てもらったり、また、岡崎さんのアドバイスも頂きながら、最終的には決定したいというふうに思っております。

○19番（徳峰一成議員）

私が言っているのは、場所決定というのは一定の予算も計上して、専門の方にも客観的な、専門的な立場からもいろいろ調べていただいて、やはり決めるべきじゃないかと。それほど企画立案の中で場所選定というのは、非常に第一関門として大事じゃないかと思っているんですよ。そうした考え方を持っていないですか。予算計上して、もっと綿密に調べる。

○市長（五位塚剛）

今の2か所は決定したわけではありませんので、また岡崎さんのほうとも、アドバイザーとしての契約をまだ進めておりますので、ほかにいい場所がないかというのは、当然、私たちも調査をしたいと思えます。

また、調査した上で、アドバイスを頂いてここがいいのではという決定があれば、当然ながらこの事業を実際に進める方が大事ですので、その方々にも見ってもらって、ここで場所的にはオーケーとなれば、当然ながら土地の取得のことが出てきますので、その段階で議会には予算の提案をしたいというふうに思います。

○19番（徳峰一成議員）

くどいようですけれども、例えば場所と言っても、課長、給食センターはありましたけれども、給食センターはできたけれども、まだ騒音問題が、苦情が出されて、検討課題にあるんですよ。ああいった地域ですよ。市長、地域住民のことも考えてほしいんですよ。向江地域もですね。

一方的な上からの目線の選択じゃなくて、地域の住民がどう受け止めるか、後になって不満が出ないかって、批判が出ないかっていうことを含めて、専門的なあらゆる角度からの、やはり調査が必要じゃないかということをご提案したんですよ。残念ながら、そうした答弁でないですね。

もう時間の関係で、次の質問。

では、そうした考えられる用地に、一応、土地取得から造成までは市が行います。面積も提示されております。内定された2か所は、どれだけの事業費を予定しておりますか。

○まちづくり推進課長（諸留貴久）

お答えいたします。

事業費の算定につきましては、本事業は公民連携の手法によって進めてまいりますから、今後、事業者からの提案によって協議、算定していくということになります。

事業用地につきまして、先ほど市長からございました向江団地近くの土地については、約1万㎡にある土地、この路線価については、1㎡当たり4,000円というところが出てまいりますので、用地購入費でありますと約4,000万円というところになります。

この後の造成費あるいは住宅建設工事費、住宅建設については民間事業者のほうで行うということになりますが、こういった、こういった開発を行うかということも造成等で協議をするということになりますので、これについてはまだ試算していないところでございます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

もう一回、伺います。全体の事業費は何億円を予定しておりますか。全くこの振興計画の中に入っていないんですよ。だから、もう残念ながら、一から質問せざるを得ないんですよ。

総事業費は住宅建設を含めて、また、住宅建設はこの振興計画に入っていますよね、8億8,000万円。どれだけを一応、現状では計画して、もう既に作業が進んでいるんですか。

○まちづくり推進課長（諸留貴久）

お答えいたします。

先ほど議員からございました8億8,900万円というのが振興計画上のこの事業費でございます。これについては、曾於市公営住宅等長寿命化計画の中で算定した数字でございます。

この8億8,000万円のうち、この住宅30戸ということで想定をしておりますが、1戸当たり2,650万円、住宅の建設のみで申し上げますと、7億9,500万円というところで、この計画上では想定しているところでございます。

以上です。

(「全体事業費が何億円と計画しているのか」と言う者あり)

○まちづくり推進課長(諸留貴久)

現時点での計画では、この振興計画に出しております8億8,900万円でございますが、これについては公民連携事業によって事業費の増減がございます。これについては、また、この事業運営者と協議をしながら、この増減があった場合は、またこの振興計画等で明示して、また議会のほうにお示ししたいと思っております。

以上です。

○19番(徳峰一成議員)

この8億8,000万円の中に、7億9,000万円の住宅も入っているわけでしょう。だから、住宅建設を除く、公民連携の、市の出す一般財源といいますか、事業費は何億円を現在では計画しているんですかという質問です。基本的な点。後で議事録に残りますので、議事録に残る答弁をしてください。

○まちづくり推進課長(諸留貴久)

お答えいたします。

この事業費の算定に、最初に至ったときは8億9,000万円弱というところでした。今現在、公民連携によって進めている中では、先ほど申し上げました、用地購入費あるいは造成の工事費、こういったところが市の持ち出しというところになります。こういったところが一般財源になろうかと考えております。

(「それで幾らなのか」と言う者あり)

○まちづくり推進課長(諸留貴久)

先ほど申し上げたこの用地購入費については、4,000万円というところで想定しまして、あと造成費につきましては、この民間事業者が考えられるこのエリア開発の中によって、どういうものをこの開発の中で考えているかというところで、また造成の内容等が変わってまいりますので、このときにまず工事費の算定を行う。そして、その後の建設工事費等については、この民間事業者が行うというところになりますので、これについては、市の歳出には入らないというところになるところでございます。

以上です。

○19番(徳峰一成議員)

非常に、お聞きしたところ甘い、また、まだ取組は弱いと断じざるを得ませんね。4,000万円とかそこらでできっこないでしょう、土地取得のですね。

これは市長、特に副市長を含めて、もっともっと、これは、失敗は許されません。揉む必要があるんじゃないでしょうか。例えば、公民連携って聞こえはいいけれども、公民連携がもし失敗したらどうなるかということも考えなければいけないと思

うんですよ。

例えば、数年前の大隅町の桜ヶ丘住宅ですね。最初の目的は、建設費を含めて業者が一応負担するって。その代わり20年以上は管理費を含めて家賃収入は事業者が頂くって。しかし、手を挙げた業者はなかったでしょう。結局、名前はいろいろあったとしても、これまでどおりに市の単独事業にならざるを得なかったって。あの住宅建設でもそうであったんですよ。

ですから、失敗は許されませんが、仮に今の厳しい客観情勢から見て、中途半端な形での店舗等の設置であったりということは許されません。

ですから、市長、思うようにいかなかった場合のそうした対策も併せて、この問題は検討すべきだと思うんですよ。その場合は財源がどれだけ必要になるかって、そうした選択肢も含めて、議会に全体像をあらかじめ示すべきじゃないかと思うんですよけれども、いかがですか。

成功するとばっかり限らんでしょう。岡崎さんも、全国の農村地域でどこがほかに成功した事例が、どことどこがあるんでしょうか。そこを市長をはじめ、担当課長は研修したんでしょうか。自信を持って提案はできるんでしょうか。そうしたうまくいかないことを含めての、やはり、相対的な思考方法での議会への説明が必要なことではないでしょうか。答弁をしてください。

○市長（五位塚剛）

大隅の桜ヶ丘の住宅は、PFI事業で取り組みました。応募をかけましたけど最終的には渡辺組様だけが入札に参加されて、PFI事業でやりました。たくさんの方が参加すれば競争で金額的に落ちるところでしたけど、私たちも民間のところがあったんですけど、ただ、民間の方も参加するという予定でしたけど、公営住宅を造っていないということで、民間の住宅は造っていらっしやったけど、そのあたりの取組が私たちも反省点の一つかなと非常に思っております。決してそれが失敗したわけではありませんので、よろしくお願ひしたいと思っております。

今、言われるように、農村部で同じような事業が成功しているかということ、私もまだ分からないところがございます。

しかし、この事業は、今ままでどおり市が全て計画をして、土地を取得をして、市が全部運営するというやり方よりは、公民連携のほうが民間の発想の下に、確実に入居者を決めて、また、場合によっては、小児科病院とかほかのものもセッティングをして、必ず入るという条件の下、スタートしていきますので、私たちも絶対に事業の成功は必ずやりたいというように思っております。

引き続き、議会の皆さんたちには詳しく丁寧に説明をしていきたいというふうに思っております。

○19番（徳峰一成議員）

気持ちだけが先走っているような答弁ですね。やはり、うまくいかないことも想定して、二段、三段構えで、この問題は対応すべきじゃないでしょうか。私は頭からいけませんということは言っていないですよ。何らかの形での市街地開発は、大隅、財部町を含めて必要なんです。そのためには腰を据えた、やはり対応、取組が大事じゃないかという一点に現時点では尽きるんですよ。現段階では、まだ見直し、あるいは「立ち止まれ」という文言はそこから来たんですね。立ち止まって見直しもできるような弾力的な、やはり計画を立てるべきじゃないかと。

恐らく成功しない、個人的にはうまくいかないことが十分心配されますので、その点で、再度、うまくいかない場合を含めて議会に青写真を示してください。答弁をしてください。

○市長（五位塚剛）

今、言われるように、当然、いろんな見直しはあるだろうと思います。実際、でも、建築が進んだのを見直すということはしないように、必ず成功できるような設計を、民間の方と協議をして、また、岡崎さんも非常に私たちの曾於市にはアドバイスをしていただいておりますので、そういうアドバイスを受けながら、本当に市民の皆さんたちが喜んでもらえるような市営住宅と同時に、ほかの複合的な施設を造っていきたいというふうに思います。

○19番（徳峰一成議員）

この点はお二人の副市長も十分に研究して、腰を据えた取組をお願いしたいと思います。

それで、そこを、もうこれは今日はどうしても解決したい課題として、住宅建替えであります。

課長にまとめてお聞きいたします。対象となる建替住宅は3つ、法楽寺、掛上、菅渡でございます。そうですね。

それで、この中で一応、何戸を予定しているか。現在の入居者は何名であるか。そして、高齢者の方々、例えば60歳未満、65歳以上が何名おられるか。そして、ここでは差し支えありますけれども、私はほとんど知っているんですけども、年金は厳しい方々であります。そして、その中で一人暮らしが何名おられるか。さらに、その中で、車を持っていない人が何名おられるか。ほとんどの方々が、病院にかかったり介護サービスを受けております。そうした方々が現在の入居者のほとんど大半であります。

以上、まとめて答弁してください。実態把握が一番大事でありますので、全て答弁ができると思いますので。

○まちづくり推進課長（諸留貴久）

お答えいたします。

今回の市営住宅の建替事業の、まず対象の団地というところでございますが、当初の公営住宅等長寿命化計画の中では3団地だったんですけれども、老朽化の著しい団地も2団地ございましたので、現在5団地というところで……。

（「どことどこか」と言う者あり）

○まちづくり推進課長（諸留貴久）

はい。菅渡団地、菅渡第4団地、掛上団地、法楽寺団地、向江団地でございます。

ここの5団地に現在入居されている、まず世帯数が21世帯でございます。ここに現在、住まわれていらっしゃる方が24人でございます。一人世帯のところ、単身世帯が17でございます。2人世帯以上のところが4世帯というところでございます。

（「何が17」と言う者あり）

○まちづくり推進課長（諸留貴久）

単身世帯、一人世帯のところ、17世帯でございます。2人以上世帯が4世帯でございます。

（「年齢」と言う者あり）

○まちづくり推進課長（諸留貴久）

はい。年齢につきましては、まず平均の年齢が74歳でございます。このうち65歳未満の方が3人でございます。

（「車を持っている」と言う者あり）

○まちづくり推進課長（諸留貴久）

はい。車の所有については、申し訳ありませんが、今現在ちょっとまだ把握しておりませんので、また後ほど報告をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

市長や副市長にも考えていただきたいのは、入居者のためのいわゆる建替えですよ。はっきり言って、今現在、また反対している人もいますよ。私は大半の方々を、もう20年、30年、場合によっては40年以上入っている方々も多いですから、大半は知っているんですよ。

やっぱり、入居者の立場で考えるべき。はっきり言って低年金者がほとんどですよ。課長、そうですよね。細かい答弁はよろしいですよ。

そうした中で答弁にもありましたように、21世帯の中で65歳以上の方々が3人を除いて全員ですよ、高齢者。そして、単身の方々が21世帯の中で17世帯ですよ、一人暮らし。そして、車を持っているかどうか調べていないということだけれど、

車を持っていない方々も多数ですよ。病院あるいは介護サービスを受けている方々が、課長、ほとんどですよ。65歳以上の方々。

そうした方々は、なぜ、新しい、離れた、病院や、あるいは商店から、あるいは役所から離れた、例えば高松とかあるいは二之方に行ってもらいますか。これは誰がどう考えても、恐らく反対意見が出るでしょうし、無茶なやり方であります。やはり、入居者に寄り添う事業っていうのが原点ではないでしょうか。

ですから、現在ある住宅地に建て替える。例えば法楽寺住宅を含めて、あの一带は非常に開発が遅れた地域でありますよ。そうした点で、この建設場所についても、まずその前に、入居者の理解も場所の問題でも頂くっていうのが大前提ではないでしょうか。

この点での、原点に立ち返った取組を要望いたしますけれども、市長、答弁をしてください。

○市長（五位塚剛）

私たちもいろんな建設の仕方があるだろうということを想定しております。今までも、財部にしても大隅にしても現地建替えとするためには、入居されている方々に別な市営住宅に一旦移ってもらって現地建替えというのをやっております。

それで、桜ヶ丘住宅もそうでしたけど、あそここのところに造る場合に、全部壊して、移動してもらって、完成後また帰ってきていただきました。

そういうやり方になったときは、今、入っている方々が非常に二度手間になるということで、いろいろ心配もしました。今の場所に、今、市が計画しているところがいいのかということも当然ながら検討もしております。市民の声も聞きたいというふうに思っております。

ただ、今、大東市で造られた2階建ての住宅を見ましたら、非常に開放的な造りで、隣近所同士がお互いに手助けができるような雰囲気を持った住宅になっております。そういう意味では、お年寄りの方々の見守りも、いろんな意味でできるような感じになっておりました。

私たちはそういうことも含めて、新しくできたところにお年寄りの方々が安心して住めるような、1回で転居ができるような形というのも大事だろうと思っております。当然ながら、今言われる御意見も十分検討しながら進めていきたいというふうに思います。

○19番（徳峰一成議員）

例えば桜ヶ丘住宅ですね、建設した後、副市長、市長は入居者と意見交換をどれだけしたのでしょうか。もう完全な都会型の団地ですよ。今日も傍聴者の中におられますけれども、隣とも友達になれないというか、マンションふうでありますから。

非常にまちにも遠いですよね、買物も。

だから、あくまでも建替えは高齢者を対象とした建替えですよ。これは市営住宅ですから、法律にのっとって低所得者のための市営住宅ですよ。はっきり言って、購買力はそう期待できない、失礼ながら、方々であります。

ですから、その入居されている立場で、この問題は考えていただきたいと考えております。2階建ては賛成でありますけれども。課長ですね。

いずれにいたしましても、今現在、非常にまだまだ取組、対応が岡崎氏オンリーに頼っておって、心配されます。もっと腰を据えた地道な、全国の成功例、失敗例を含めて調査していただきたい。足を稼いで。そして、議会にそのことも含めて、総合的な弾力性のある青写真を示していただきたいと思うんですよ。それだったら、私達も理解できると思うんですね。

その基礎材料がないから、今日は取りあえず、こうした厳しい指摘を含めた質問にならざるを得なかったんですけれども、御了解をしていただきたいと思います。

最後に、市長と、副市長は大休寺副市長ですか。大休寺副市長、お二人ですね。大事な事業でありますので、失敗をしないという意味も込めて答弁をしてください。

○市長（五位塚剛）

この公民連携事業は、本当に私たちの鹿児島県では多分初めての事業になるだろうというふうに思っております。ここに仮にできた場合でも、ちゃんと市内を、車を持っていない方でも市内の乗合タクシーを利用できる体制はできますし、また、隣近所は、仲よくできるような環境ができる住宅造りという形で検討していきたいというふうに思います。

引き続き皆さんたちの声を聞きながら、間違いのない、成功のできる、必ず、そういうものを造り上げていきたいというふうに思っております。

○副市長（大休寺拓夫）

今ずっとお話がありましたとおりに、今までの公共事業と違いまして、官民連携ではなくて公民連携ということで、民間のノウハウを十分に生かしたところで進めていくということで、我々としては、もう一大の発想の転換でございます。

そういう意味でいいますと、徳峰議員が言われました、詳細な分析そういうものは事業者のほうで専門でございますので、その分析を聞きながら、我々としては、岡崎さんはアドバイザーですので、その事業がちゃんとした立案ができるような形で協力をしていきたいと思っておりますので、今言われた意見等も十分踏まえて、協議をしてみたいと思っております。

○議長（迫 杉雄）

ここで、質問者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時42分

再開 午前11時45分

○議長（迫 杉雄）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第2、渡辺利治議員の発言を許可します。

○17番（渡辺利治議員）

17番、創政会所属、渡辺利治です。一般質問に入る前に、同僚議員で同じ創政会仲間でありました、故上村龍生氏に哀悼の誠をささげ、あなたの政治に対する志をしっかりと受け継ぎさせていただきます。これからも天の声での御指導をお願いいたします。

それでは、質問通告に基づき質問いたします。初めに、学校選択制についてを問います。

市町村教育委員会は、市町村内に小学校若しくは中学校が2校ある場合、就学予定者が就学すべき学校を指定することとされております。これは、学校教育法施行令第5条でございます。

市内の小学校は地域によって児童数も異なり、それぞれに特色のある運営がなされ、地域の核となっておりますが、既に3小学校におきましては統合という選択をされましたが、①今の小規模校に対する市長、教育長の考えを伺います。

次に、②現状の学区制度の在り方と今後の考え方について伺います。

就学予定者が教育委員会より指定されても、保護者の意向や子供の状況により、指定された学校と合わない場合は、保護者の申立てで他の学校へ変更することもできとなっております。

特認校という制度もありますが、このときに煩雑な手続をなくすためには、学区制度を取り払うことだと思っておりますが、今の学区制度についてどう考えているのか、また、この制度をどのような形で運用すればよいのか伺います。

次に、指定管理者制度について伺います。

今議会においても多数の指定管理案件が上程され、各常任委員会へ付託されましたが、ほかにも多くの団体と基本協定書を締結されております。

①でございますが、市は指定した団体と契約期間中どのような対応をしているのか伺います。

②では、指定管理団体を上程するには、公募を掲げて選定委員会で精査して議会に諮る。議会は委員会で慎重審査されたものを本会議で可否を出します。議会が最

悪の場合、指定管理団体を否決されたときの市としての対応を伺います。もちろん、一事不再議でございます。

3番では、認知症予防対策についてでございますが、私も母親を体験いたしました。

今年の夏に市民の方より相談を、認知症のものにつきまして受けました。自分なりに考えていたところ、最近、新聞に認知症に対する記事が六、七回掲載されて、興味深く拝読しました。9月は認知症月間であるのも知りました。認知症の予備軍と言われる軽度認知障害、これを放置しますと症状が進み、認知症へと移行する可能性があるとあります。2022年度の認知症の高齢者443万人、2040年度には564万人と、国の予測でございます。

そこで、①に、市内における実態把握と今後の予測される状況を伺います。

次に、認知症と診断された方と生活を共にされた方、そしてまた、今されている方にしか実際の苦労は理解できないと思いますが、今思うと、あの頃から認知症だったかもしれないという感じた時期から、医療機関で認知症と診断されるまでの平均で16.2か月かかっていると報告があるように、同居する家族はどの病院へ連れて行っていいのかわからない、本人が嫌がるのではないかとといったことなどにより、受診が遅れているのが現状だと思います。②曾於市の現状の対策と今後の課題について伺います。

全ては市民のため、市民が安心して暮らしていけるような答弁を求め、1回目の質問とします。

○市長（五位塚剛）

それでは、渡辺議員の質問にお答えしたいと思います。

質問事項の2と3については、私が最初に答弁いたしますが、質問事項の1については、教育長に後から答弁をさせます。

2、指定管理者制度についての①市が指定した団体への契約期間中の対応について、お答えをいたします。

指定管理者との契約期間中における対応につきましては、指定管理者と結んだ基本協定や年度協定の取決めに基づき、指定管理施設を所管する所管課にて対応を行います。

また、基本協定や年度協定に取決めがない事柄については、指定管理者と所管課の協議により対応を行っております。

2の②市が指定した団体を、議会が否決したときの対応について、お答えをいたします。

議会で否決された際には、施設の所管課において、次年度以降、どのように管理

していくか検討をいたします。

指定管理の選定を再度行う場合は、新たに指定管理者選定委員会を開催し、指定管理候補者を選定し、改めて議会へ提案することになります。

3、認知症予防対策についての①市内における実態把握と今後予想される状況について、お答えをいたします。

曾於市の認知症患者の実態把握は、正確には把握できないところではありますが、介護認定審査時のデータを集計しますと2,167人となっております。今後の状況ですが、国の推計では今後増加すると予測されており、曾於市においても増加すると予測されます。

3の②現状の対策と今後の課題について、お答えをいたします。

現状の対策といたしましては、認知症サポーター養成講座やステップアップ研修、啓発活動を行い、認知症を正しく理解していただくための取組をしております。

今後の課題は、高齢者のみ夫婦世帯や一人暮らしの認知症の方が増えるとみられ、家族の支援に限られる中、地域でどう支えるかが課題であると思われま

す。あとは教育長が答弁をいたします。

○教育長（中村涼一）

それでは、お答え申し上げます。

1、学校選択制についての①小規模小学校に対する市の考えについて、お答えいたします。

小規模小学校には様々な課題もありますが、小規模校ならではのよさもあり、そのメリットを生かすことが重要だと考えます。

さらに、学校は教育施設としての役割だけではなく、地域コミュニティの交流拠点であり、地域の中核施設としての役割も果たしていると考えます。

1の②現状の学校区制度の在り方と今後の考え方を伺うについて、お答えいたします。

現在、曾於市の学校区制度は、合併後も旧3町の区域割をそのまま引き継いで通学区域を指定しています。そのため、自宅から遠い小・中学校へ就学している児童生徒がいます。教育委員会としては、このような場合、保護者からの申請があれば、就学すべき学校を指定変更するなど、個別に対応しております。

今後は、これまでどおり個別に対応していくのか、合併後まもなく20年になるので、全面的に通学区域の見直しをするのか、現在、検討しているところでございます。

以上です。

○議長（迫 杉雄）

ここで、昼食のため休憩いたします。午後はおおむね1時に再開いたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

○議長（迫 杉雄）

休憩前に引き続き会議を開き、渡辺議員の一般質問を続行いたします。

○17番（渡辺利治議員）

1回目で答弁がありましたけど、引き続き2回目に入らせていただきます。

指定管理の件についてでございますが、管理団体におきましては、やはり年度末にいろいろ協議をしながら、さらに次の年がよくなるようにという形で、各課ともに検討しておるようでございますが、この年度末の繁忙期において、確実に精査がされておるのか、それを伺います。

○市長（五位塚剛）

指定管理については、今回も提案しておりますが、以前からちゃんと分かっておりますので、各課が指定管理について準備をして、またちゃんとこの年末を越えて新しい年の4月からできるように、ちゃんと問題がないように準備をしているところでございます。

○17番（渡辺利治議員）

それが当たり前なんですありますが、そのときに指定団体において指摘がある団体もあろうと思います。全て100%いいという答えは出ないと思います。

仮に指摘事項があった場合、どのような点を指摘されておられるのでしょうか。

○市長（五位塚剛）

基本的には、指定管理をしている各課が、全て準備をしております。指定管理に基づく協定書がありますから、協定書に基づいて人数の問題とか、また予算の問題とか、いろいろな問題が出てくるとは思いますけど、それは今はちゃんと4月からできるように、覚書を今準備をしておりますして、その中で随時協議をしながら、問題点がある場合は、また指摘をしていますけど、これまで特に大きな指摘というのはなかったところでございます。

○17番（渡辺利治議員）

大きな指摘はなかったと、今答えられましたけど、これが小さなことであっても、これは確実に行われていくような指導をなされるのでしょうか。

○市長（五位塚剛）

当然ながら指定管理を、私たち曾於市に代わって民間の人たちがちゃんと協定書

を結んでやっていくわけですので、小さな指摘という表現しましたが、この協定書を破るようなことというのは、ほとんど今まではないところでございます。

○17番（渡辺利治議員）

やはり指定管理をして、指定管理団体がまた受けて、そしてまた市の財政も圧迫しない。それが基本だと思っております。

クリーンセンターの件は、これは指定管理でなくして、業務委託ですから、ちょっと話は余談かもしれませんが、9月議会で今鶴議員より一般質問が出されて、職場での人員不足や、過酷な労働、これも大分指摘されましたよね。

そしてまた、日豊本線で収集運搬車と列車との接触事故がありました。人身事故に至らずよかったと、不幸中の幸いと言っていいのか分かりませんが、そういうことが起きましたけど、指定管理団体と違って、クリーンセンターの場合は年度末に立ち入った調査があるんでしょうか。

○市民環境課長（梶井秀和）

それでは、お答えいたします。

クリーンセンターの末吉環境のことにつきましては、業務委託でございますが、年度末に実績報告書を出していただきますが、その監査といいますか、その後は決算で監査していただくということになりますので、常任委員会の中でもし御指摘がある場合は、その場合、またそういったことを考慮に入れながら、次の年度にということになると思います。

以上です。

○17番（渡辺利治議員）

今回の場合は、実態調査・把握に対しては、幾らか、ちょっと欠けていたかなと私なりに考えているんですけど、もう終わったことなんですけど、今回このようなことが再び起きてはならない。起こらないために、どのような対策をとっているのか、それを伺います。

○市民環境課長（梶井秀和）

この間の事故につきましては、皆様方に多大なる御迷惑をお掛けいたしまして申し訳ございませんでした。数日後、会社のほうから陳謝といいますか、報告をいただいたところでございますが、原因といたしましては、やはりあその場所は、皆さんも御存じのとおりだと思いますが、なかなかこの県道と踏切の間隔が短くて、上から一気に下りていかなければならない場所ということもございまして、そのときのシミュレーションが、何が起こってもいいようにというシミュレーションを怠ってしまった。かねてからの危機トレーニングをしていなかったというようなこともございます。

今後といたしましてですが、あそこのルートにつきましては、あの場所を通らない。逆方向に、ちょっと遠回りになるんですが、あそこを通らないというような措置をされるということと、それに加えて、数箇所その危険箇所を上げてもらっております。その箇所につきましては、私どもも一度通ってみましたけれども、その箇所につきましては、2名で収集運搬をすることということでお願いしたところでございます。

以上です。

○17番（渡辺利治議員）

事故に対しての対策措置が今出されました。そしてまた、人員に関しましては2名体制をとるということで、これはもう多分今の業務管理を委託されている末吉環境、あそこもはっきりと分かっているわけですね。締結済みですね、これは。4月から新たに締結するんですか。

○市民環境課長（梶井秀和）

全てのコースで2名というわけではないんですが、重たい荷物を運ばなくてはいけないところとか、あとどうしても国道10線沿いとか、一度止まるとほかの車に迷惑を掛けたりとか、そういったところにつきましては、2名体制をとるということで確認をしておるところでございます。

以上です。

○17番（渡辺利治議員）

2名体制での確認がとれたということであって、実際はまだ1名で収集をされているんですか。

○市民環境課長（梶井秀和）

今までも重たいものといいますか、危険物ですね、危険物とリサイクルにつきましては、2名体制を今までもとっております。この間指摘させていただいたところは、2名に変更していただいていると思います。

以上です。

○17番（渡辺利治議員）

それは、新たに人員を確保したと理解してよろしいのでしょうか。12名体制が8名になっていたもんですから、新たに確保されたというていいですか。

○市民環境課長（梶井秀和）

今現在、8名が12名にはなってございません。ただし、来年度はもちろん増員をお願いしているところでございますし、総務委員会の皆様方には現場を見ていただきましたけれども、運転と収集運搬だけの仕事ではなく、ほかの分別を指導するところですね、その場所が非常に混雑するというところで、そこが大きなストレス

になっているという部分もございますので、そういったところを回避させていただいて、それに加えて、今まですごく中の職員が、面倒くさいといいますか、時間の掛かる作業がございました。そういったことを少しでもクリアにさせていただいて、当たり前前の収集運搬に注力できるように改善していきたいというふうに考えております。

以上です。

○17番（渡辺利治議員）

改善していきたいじゃなくて、即実行してもらわないと、働く人は大変なんです。各家庭から持ってこられる方が相当多くなっていますよね。休憩取る時間もなくて忙しいです。2階のほうでは2階でまた暑くて、仕事量が相当大変なものですよね。そこらあたりも早めな改善をしながら、いい環境で働けるような場所にしてもらいたいと思っております。

2の②でございますが、市民が安心して暮らせるために、職場においては不利益を被る団体には随契であろうと、今のところは随契でやっていますよね、クリーンセンターの場合につきましては。

議会としては、否決をとらざるを得ないこともあります。その職場によって、働く人たちが環境も悪い、待遇も悪いというときには、これはもう議会としては市側でもないし団体側でもないし、あくまでもその団体で働いていらっしゃる方々が安心して働ける環境を維持できる、その団体を我々は判断して良い悪いを決めます。

ですから、今まで、どこでも受けられる、どこにもいるような業者だったら、いつでも再度上げられるんですけど、そうあまり多くない業者の場合は、この仕事はうちしかないよといった、おごり高ぶった考えを持つ業者、団体はいないと思いませんけど、これはしっかりと市が監督をすべきであると思います。

でないと、ややもすると、なあなあになってくる可能性もありますので。

このような形に対して、市長としてはどう考えているのでしょうか。

○市長（五位塚剛）

一応質問の趣旨は、指定管理についての質問を通告されているんですので、このクリーンセンターの問題については、予算上の業務委託でやっておりますので、当然これ今の質問と、そこはちょっと考えて質問していただきたいと思います。

当然また今言われた業務委託についても、私たちは市民の命と暮らしを守る上でも目的があって、業務委託をします。

業務委託をする場合でも、ちゃんと問題がないようにしますが、今回のような人的な何といいますか、不足による事故等も結果的にありましたけど、それはちゃんと私たちのほうは、担当が業務委託をしているところと、ちゃんと会社を通じて

指導をするようにしているし、また今後もしていきたいと思います。

○17番（渡辺利治議員）

一般質問から逸脱しているようなことを言われましたけど、やはり指定管理であろうと随契であろうと、議会としては出されたらそれをいいか悪いかを判断するんですよ。

ですから、市側がしっかりとそこあたりを3月においてはまた年度末でいろいろ精査、指導をするでしょうけど、そこらあたりをしっかりと市側がはっきりした答えが出ないときにおいては、健全な運営というのはなされないわけでしょうが。

だから、それをあえて、市長が今言いますように、通告された議題とは違ったと言いますが、議会の議決権というのは、随契であろうと指定管理であろうと工事関係の一般競争入札であろうと、ちゃんと議会としての役割なんですよ、これ。

ですから、常日頃からしっかりと監督しておけば、今回あのようなことも起こらなかったし、働いている方々も不愉快な思いをしなくて済んだはずでしょうが。

そこを私は念頭に思ったから、あえて出したんですよ。そこまで言われたら、もう我々としての一般質問の権利は何ですか。一般質問というのは質疑と違いますよ。あらゆる角度から通告はちゃんと守りますけど、少しは逸脱することもあります。

次に、指定団体がもし決まらない場合、これは財政負担が大きく振りかぶってきますよね、財政負担に。それを避けるために指定管理制度を設けられているわけですが、今回初めて指定要綱の募集要綱欄に基準額が、この公募要綱に示されたところを私見受けました。ずっと探しているんだけど、ほかにはまだこれはありません。

今回この基準額が示された理由をちょっと伺います。

○副市長（八木達範）

中身的には、生涯学習課長のほうで答弁すると思いますけど、今回は上限を設定をするということに至ったわけですがけれども、市が想定する額の範囲内で実施可能な、また魅力的な提案を求めることができることと、そして候補者のより公平な比較が可能となるということを前提として、上限額を定めたと聞いております。内容的には生涯学習課長のほうで答弁します。

○17番（渡辺利治議員）

これが今回初めてなもんでしたから、ちょっと疑点が出たわけでございます。この基準額が出されたことによって、いい面悪い面多分あると思います。

例えば、令和3年度に出された団体もありますが、そのときに出された年間の管理料、今回新たに決まったところの管理料、それに逆にマイナスの数字が出て、それを今のところ議会に委ねられております。

そのときに、ここずっと3年前と比べれば、随分物価は上がっていますよね。多

分選考委員の皆さん方も、これまでの物価上昇率を勘案しながら決めているんだろうと思いますけど、しかし今回はあえて少ない額で出した。それでも本当にやっていけるか。

これは、当然その団体が示した額ですから、それでやれよといえ、それで済むことなんですけれども、その額で、本当にこの上がった中での運営が、本当になされていけるのかなという疑問点は抱かなかったのでしょうか。

○副市長（八木達範）

公募の後、それぞれ管理候補者からプレゼンテーションを受けます。そして委員が質疑をして、そしてまた委員の中でも協議をしまして、最終的には委員がおの採点をするということでしたので、これでいけるというふうに判断されたと思います。

○17番（渡辺利治議員）

当然受けようとする団体が示した金額ですから、それにするのも丸ですよ。

でも、しかし現実としては、おいこれ大丈夫かという疑問点は当然出てくると思います。本当はそこで、もうちょっと指摘があったほうがよかったかなと私は思っております。

次に、3番目の認知症対策でございます。

認知症対策につきましては、国内で今回2例目の新薬が発表されて、適用されて保険適用もされます。これ新聞に載っております。

しかし、これはあくまでも、症状を抑える抑制剤であって、認知症を回復されることは、まずこれはないですよ。抑制剤ですから。

これまでも担当課の皆さん方が、一生懸命地域を回りながら指導をしておられますよね。

認知症の疑いが容易に検出される方法が、3つの質問の回答から判断できると発表もされております。御存じですよ。市としては、この検査の方法、これは今後どのような形で取り入れていく予定ですか。

○福祉介護課長兼福祉事務所長（上集 勉）

お答えいたします。

この3つの質問というのは、つい最近出た話でありまして、これをどのような形で活用していくかというのは、まだ今検討中でありまして、病院の先生とか包括支援センターとか、そういうところで質問していけるのか。どこで質問した場合に、この結果を信用できるのかというのがありますので、ちょっと検討させていただきたいと思っております。

○17番（渡辺利治議員）

1回目の答弁の中で、曾於市では2,167人。しかし、さらに今後増える傾向と予測されておりますが、認知症の検査に掛かる費用は、どれぐらいかということで、私なりに調べてみたところ、健康保険、介護保険3割負担の場合で220円から3万円。簡単な認知機能テストだと1,000円以下。CTやMRI検査では4,000円から9,000円。臓器の状態を撮影するスペクト検査では3割負担でも3万円近く掛かるそうです。

認知症と診断されてからは、もう遅いわけですよ。だから極度の初期の方若しくはどうもない方、これを受診すれば、医療軽減に。そのときはお金は掛かります、後々医療軽減につながりますよね。

これらの費用に対して、市の対策、補助、なんか考えられないものでしょうか。

○保健課長（渡邊博之）

それでは、お答えします。

認知症の予防については、なかなか難しい問題ではあると思いますけれども、特に高血圧でありますとか、糖尿病、高脂異常、肥満等のいわゆる生活習慣病の予防が大変重要であるとも言われております。

これらが原因で動脈硬化が起こり、その結果脳梗塞、脳出血を発症して認知症になるケースも少なくないようであります。

このようなことから、食生活の改善や運動習慣、それから社会活動への参加といったような生活習慣病の予防が非常に大事であると思われまます。

保健課の取組といたしまして、毎年の定期検診の勧奨はもちろんですけれども、その中で特定健診の結果によりまして、個別保健指導を実施いたします。

その中で、脳卒中对策事業であるとか、糖尿病成人症の重症化予防によりまして、いわゆる生活習慣病予防のためのいろんな取組も行っているところであります。

○17番（渡辺利治議員）

私の質問は、この掛かる費用に対しての幾らかの助成、考えられないかということでございますが、いろんな政策があると思えますけど、現段階において考えられないものでしょうか。

特に頸がん検診、これはたしか来年3月で終わりますよね。これが隣の都城市では来年の10月まで市独自負担で、1億3,000万円か5,000万円だったのですが、それを市が負担して延ばす。

結局、あと3月までの間に受けられない人若しくは受けなかった人、それに対してさらに周知徹底をして受けさせる。これは消滅可能の人口増にもつながるんですよ。若いうちにこれをちゃんとしておけば。

ですから、これを含めて認知症予防施策を考えることが大事なんです。住んでみ

たいまち、住んでよかったまちづくりをするためには。だから、これに対する負担を軽くできるような措置はないかということです。

○福祉介護課長兼福祉事務所長（上集 勉）

認知症の初期段階におきましては、なかなかこの認知症の判断ができないところでもあります。検査をしても結果が出なかったり、その人のその日の状態でもまた違ってくるとおられます。どのような形でどのような人に補助を出すかというところを、もうちょっと検討させていただきたいと思っております。

今のところは、まだ検討していないところでございます。

○17番（渡辺利治議員）

現段階では検討なしということですが、やはり強制的でなくても、希望者があれば、そういったのが補助を、高額になった場合大変ですから、特にスペクト、お金が掛かりますから。こういうのに対してすれば、これはもうちょっと簡単な判断よりは、認知症の判断よりは、ちょっと正確性が高いわけですから、このような形で、自分はどうなるんだろうかと思った、そういう方々に対してはやはり補助すべきなんです。それが後もっていい方向につながります。

だから、今していないんだけど、今後はぜひ進めるようにお願いします。

次に、この質問をするときに、この前の新聞でありました、私の質問が国に届いたのか分かりませんが、政府は3日の閣議で認知症施策の指針となる基本計画を決定しました。

政府は、自治体に対し、地域の実情や当事者の意見を反映した認知症施策の計画をまとめるよう求めていくとありますが、曾於市でもこれに当然流れてきますので、当然これに対しては指針に従って、12項目あるんですけど、それに従って計画を立てる予定ですか。

○福祉介護課長兼福祉事務所長（上集 勉）

お答えいたします。

曾於市の老人福祉計画、あと介護保険計画、この中に認知症に対する予防策又は認知症の対応策ですね、そういうのも昨年作ったばかりでありまして、その中うちうたうようになっているんですが、今のところ今年から3年ができていますので、今後の3年後の計画につきましては、そこを入れた形で取り組んでいきたいと思っておりますが、今の段階でも、ある程度はそれに沿ったような形で、うちの計画もなっておりますので、今の段階でその計画を見直すということにはならないかなと思っております。

○17番（渡辺利治議員）

これは国からの施策で、それを自治体に押しつけたような形で来たようなわけで

すよね。でも曾於市としてはちゃんとやっているということで理解してよろしいですね。はい、分かりました。いいです。

次に、教育関係です。

合併後も旧3町の区域割をそれぞれ引き継ぎ、通学区域を決定しますという答弁をいただきました。これは、学校の制度に対する回答だと思います。

ただ、父兄からそういった要望があった場合は、それに適宜応用、対応するという答えもいただいております。

ちょっと学校関係のほうで学校選択制とまた違いまして、学区という制度もありますよね。学区制度。学区制度の学区制の改革を、これまでも一般質問で私は町議時代から、子供がおったものですから、町議時代から取り上げてきましたけど、学区制についての今の教育委員会の考えはどうなんでしょうか。

○教育長（中村涼一）

お答えいたします。

基本的には中学校区という形でなってくると思うんですが、先ほど申し上げましたように、旧3町の旧町時代の通学区域を、そのまま学区制に入れている状態でございます。実際はそこで幾つかの矛盾も出ております。

そういう部分に関しては、教育委員会として今後これをどういうふうにしていくか。実は何回か議論して、まだ結論に至っていない状態でございます。

その中で出てくるのが、学区制を壊してしまうと、今後どういう状態が来るのか非常に不安だという教育委員もいらっしゃいます。

それから、時代のニーズに合わせて、柔軟に対応すべきではないかということで、教育委員会として、我々としては、今のところどちらがいいということよりも、もう少し議論を深めていきたい。

ただ、それぞれの保護者、子供の思いを基本的にはまず優先していきたいということで、今の本市で行っている指定変更という形で、個々に対応しているところで

す。ただ、将来的には、もう合併して20年ということで、もう1回区域割というか、通学区域の見直しをするというのは必要だと思っております。

ただ、大きく学校を変えるかとなると、ちょっとそこまでは我々もまだ踏み込めていない状態でございます。

以上です。

○17番（渡辺利治議員）

学区制をフリーにしてしまえば、大きな学校はどんどん大きくなっていく。小さな学校はますます寂れていく。人数が少なくなる関係で。それは当然やめるべきな

んですよね。

ですが、今の状態では、小さな学校、大きな学校ありますけど、そこに旧町ごとでまだ振り分けられている、校区単位で。それを特認校であった場合は、今は曾於市の3旧町からは、その旧町の学校にしか通えないような、これは申出があったら別ですよ。公然としての取り払いはないですよ。

○教育長（中村涼一）

特認校に限っては、これまでは旧大隅町内にあった特認校は岩川小から、旧末吉町にあった特認校は末吉小から、旧財部町にある特認校は財部小学校からしか通学を認めていなかったんですが、教育委員会のほうでこの規則のほうを見直しをしまして、一応もう特認校については、その旧町ごとの縛りはもう外してやるということで、これはもう教育委員会の議決も受けて、改正のほうを進めているところでございます。

○17番（渡辺利治議員）

非常にいい答えをいただきました。これは特認校に限って、それを取り払っていただける。本当にいいことなんですよ、これは。親にしろ負担も少ない。仮に財部から岩川に行くか、月野に行くか、そういうのじゃなくして、案外と近いところが結構あるんですよ。そういうところを取り払っての学校区の学区制を取り外すということですから、これは本当にありがたい改革だと思っております。

しかし、その裏を返せば、小さい学校、小学校に複式学級ありますよね。それがだんだんと児童減のせいで、今学校に3クラス学級があった。次2クラス、続いてはもう1クラスになるんじゃないかという想定もされるわけですよ。

そのときに、もし1学校1クラスとなった場合の対応、仕組み、どのような形になっていくんでしょうか。

○学校教育課長（関戸達哉）

それでは、お答えいたします。

児童生徒数によって、学級の数が決まることになっております。学級の数によって配置される県費教職員の数が決まりますので、それに従って学校には教員が配置をされているということになっております。

以上です。

○教育長（中村涼一）

一応特認を認める場合には、例えば岩川、末吉、財部小の学級編制に影響のない状況でということになっております。

だから、基本的に例えばその子が抜けることによって、例えば末吉小の3学級の予定が2学級になるという場合は、一応これはもう認めないという形にはしていま

す。

ただ、岩川小、財部小については、今後、1学級になっていくのも見えています。1学級になれば、もう1人抜けようが2人抜けようが、あんまりこんな言い方をしたらおかしいんですが、学級編制には変わりがなくなる状況もございます。

ただ、9月議会でも申し上げましたように、今少子化が非常に我々の想定を超える状況で進んでいます。来年度も非常に小規模校の中には、学校維持が難しくなる学校も二、三あります。

そういうところで、教育委員会としては、今後、9月議会でも申し上げましたように、ある程度統合というところをきちっと踏まえた上で、考えていきますが、ただ今小規模校も地域も保護者も学校を存続させたいという強い御意志もありますので、我々のほうも、末吉小の校舎改築がならない限りは、統合というのはなかなかしばらくは厳しいと思っておりますので、そういった意味で、できるだけ小規模校で頑張りたいというところには、我々も支援をしていきたいと思っております。

ただ、この少子化という流れは、なかなか食い止められませんので、そのときはきちっと教育委員会として各学校と話をしながら、今後の在り方について一緒に考えて最終的には統合という形に進めていきたいと思っております。

○17番（渡辺利治議員）

学校がもし1クラスになった場合、2クラスある場合、それは全然職員の配置が違いますよね。そのときに同じ教育を受ける児童、受けさせる親として、どのように写るんでしょうかね。1学級になった場合と2学級ある場合の、そのときの状況によって多分考え違うと思うんですけど、1学級になったときに、多分職員の配置数が多分変化すると思いますけど、そのときの対応、形態、それを分かっている範囲内で教えていただけますか。学校には校長、教頭、要りますがつて。

○学校教育課長（関戸達哉）

それでは、お答えいたします。

先ほど申し上げました教員の配置基準により、小学校の場合、1クラスの場合は教員が1名、中学校の場合は1クラスの場合は教員が3名というふうな配置となっております。

以上です。

○17番（渡辺利治議員）

中学校は当然、1年から3年まであって、1クラスということは考えることもありますよね、極端に少なかった場合は。

ただ、小学校の場合、学級1クラスになったときに先生が1人。管理職はどうなんでしょうか。

○学校教育課長（関戸達哉）

今申し上げました配置基準につきましては、教員ということでございます。教員というのは教頭と教諭になりますので、教頭か教諭の1名が配置されて、あと校長が配置をされるという形になります。

以上です。

○17番（渡辺利治議員）

仮に1クラスのときに、担任の先生、これがもし教頭がせざるを得ない場合、若しくは教頭が配置されないことも予測されるんですか。

○教育長（中村涼一）

そういう場合もございます。校長と教諭2人しかいない学校になります。

○17番（渡辺利治議員）

皆さん、今日は懐温かいと思いたしますが、しかし今の答えは本当に切ない、寂しいですね。幾ら小さくなったからといっても、校長1人、あと先生1人。では、教頭の業務は誰がするの、大変ですね。

今、国も県も働き方改革で一生懸命やっている中で、そしてまた同じ教育を平等に受ける権利もありながら、大変ですね。片やスクールサポーター制度も県の事業でありますよね。9月議会に瀬戸口議員が一般質問されております。

そのときに市長の答弁では、県の事業であるから、来年から末吉中学校を皮切りに順次していきたいとちゃんと答弁されております。

そのことを考えますと、大きな学校はスクールサポーターを、スタッフは今までなかった、対応できる。しかし、もし小規模校で校長1人、先生1人の場合は、せめて1人は市のほうで、昔各学校に補助の方がおられました。複式のために先生を補助する立場での、これは町のお金で、町費で賄っておりました。

もし今回このような形で4月1日以降運用されるような学校が出てきた場合には、何か市のほうで対応するようなことは考えておられませんか。部局は違うんですけど。

○教育長（中村涼一）

私のほうからお答えいたします。

先ほど申し上げましたように、国の基準によると、もう1学級となった場合は、校長若しくは担任のこの2人になりますが、一応来年度の当初予算のほうには、まず養教を1人市費で確保したいと思っております。

それから、1人の先生で複数の学年の子供たちを持ちますので、支援員を1人配置して、こちらも市費のほうで何とか学校のほう、校長先生、担任の先生の負担を少しでも和らげたいし、保護者も養教のいない学校というとなると、非常に不安を

感じられますので、その辺は十分応えていきたいと思って、今予算を当初予算のほう立てたところでございます。

○17番（渡辺利治議員）

本当にこれは、我々にとっては、市民にとっては、親御さんにとっても本当にいい支援制度がまた復活したなと思っております。今はまだ教育委員会のほうで検討中ではありますが、どうせ上がってきた場合、市のほうでどうせ提案されるでしょうから、我々議会としても、これはこぞっての賛成ということになろうと思っております。

この学校の改革につきましては、私の議員必携にはありがとうございましたというといけないと、禁句となっておりますので言いませんが、明るい答えが出たということに対しまして、本当に感謝いたします。

そしてまた、今後曾於市に住んでみたい、暮らしてみたいまちづくりをするためには、やはり一步踏み込んだ施策が必要だと思っておりますので、7年度に向けての当初予算しっかりとよろしくお願ひします。

これで終わります。

○議長（迫 杉雄）

ここで、質問者交代のために、10分間休憩いたします。

休憩 午後 1時46分

再開 午後 1時56分

○議長（迫 杉雄）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第3、久長登良男議員の発言を許可いたします。

○18番（久長登良男議員）

今年の正月は、能登半島地震が発生し、大変心配いたしました年でありました。夏の記録的高温に見舞われ、大変な思いもいたしました。また、地球規模の気象変動による水害等をニュースで拝見するとき、被災された皆様を思うとき、心が痛みます。早急な復旧復興を願わずにはられません。

このようなことが本市でもあります。何らかの対策が必要であるとの思いから、一般質問をいたします。

先日通告をいたしておりました一般質問として、市長の政治姿勢についてと、5つの基本方針について及び農林業についてお伺ひします。

まず、市長の政治姿勢についての考えを伺ひます。

①現時点での政治姿勢と理念についての考えをお伺いいたします。

②今まで事業を展開してきた中で、課題があったかどうか伺います。

2項目め、5つの基本方針について。毎年5つの基本方針で取り組まれている。現状をどのように認識されているか、5点について各々伺います。

①市民にやさしい市政運営について伺います。

②人と自然を生かした活気ある地域づくりについて伺います。

③教育・文化を促進し、心豊かなまちづくりについてお伺いいたします。

④人口増を目指し、地域活性化の推進についてお伺いいたします。

⑤農・畜産物を生かした所得倍増のまちづくりについてお伺いいたします。

3項目の農林業についてお伺いいたします。

①水田耕作面積の平成30年度末と令和5年度末は幾らか、お伺いいたします。

②水田の未耕作面積、俗に言う荒れ地ですね、耕作していない面積。平成30年度末と令和5年度末は幾らかお伺いいたします。

③畑の耕作面積の平成30年度末は幾らか、令和5年度末は幾らかお伺いいたします。

④畑の未耕作面積、これも耕作していない面積のことです。平成30年度末は幾らか、令和5年度末は幾らかお伺いいたします。

⑤お茶、ユズ、果樹等は栗等が植えてありますが、その一番大きなものでもいいですが、各々令和5年度末は幾らかお伺いいたします。

⑥市有林の面積は幾らか。その中で50年生以上の杉、ヒノキの面積は幾らかお伺いいたします。

以上で、壇上からの質問といたします。

○市長（五位塚剛）

それでは、久長議員の質問にお答えしたいと思います。

1、市長の政治姿勢についての①現時点での政治姿勢と理念について、お答えいたします。

私は、市長に就任したときから、元気な市民活動、元気な曾於市づくりを目指してきました。また同時に、市民本位の市政運営にも努力してきました。引き続きこのことを進めていきたいと思っております。

1の②今まで事業を展開してきた中での課題について、お答えをいたします。

末吉町の胡摩地区での13億5,000万円のフラワーパーク事業を中止しましたが、その跡地活用について大変苦慮しております。

そのほかの事業については、特にないところですが、昨今の建築資材の高騰や物価高による影響で、予算の編成が難しくなっており、財源の確保を含め、今後の課

題となっています。

2、5つの基本方針についての①から⑤までの施策について、お答えをいたします。

①市民にやさしい市政運営については、職員の意識の改革を進めてきました。市役所本庁並びに支所に申請及び窓口相談では、特に丁寧に対応するようにしており、市民からの声として、窓口対応が良くなったと評価されております。

②人と自然を生かした活気ある地域づくりについては、曾於市の施設の有効活用に努力してきました。大隅弥五郎伝説の里を生かした取組で、イワツツジに始まり桜の開花、アジサイ等の植樹をしながら楽しんでいただいております。

また、財部の悠久の森ウォーキング大会、溝ノ口洞穴の施設整備を進めてきました。

③教育文化を促進し心豊かなまちづくりについては、市内唯一の曾於高校の育成のため、支援強化を行い、小中学校の施設整備に取り組み、音楽、絵画、スポーツ等の支援強化を図ってまいりました。

④人口増を目指し地域活性化の推進については、財部の宅地分譲事業、そして農村部小学校近くに地域振興住宅の建設を推進してきました。

また、財部高校跡地のSKLV事業は、曾於市の地域活性化に大きく貢献できているのではと考えております。

⑤農畜産物を生かした所得倍増のまちづくりについては、曾於市の農産物実績は、農林水産統計の令和4年市町村別農業産出額で、全国の市町村で10位に入りました。このうち、畜産が全国3位となっております。

令和5年の農畜生産実績は、約529億9,800万円で、前年比4.9%の増となっております。畜産は約450億円で、前年比5.4%の増となりました。耕種は、特にゴボウの作付を推進しており、前年比で12.6%増加しております。ユズについても27.5%増加しているところです。

3、農林業についての①水田の耕作面積について、お答えいたします。

平成30年度末が約2,604ha、令和5年度末が約2,167haとなっております。

3の②水田の未耕作面積について、お答えいたします。

平成30年度末が約29ha、令和5年度末が約222haとなっております。

3の③畑の耕作面積について、お答えいたします。

平成30年度末が約5,310ha、令和5年度末が約4,994haとなっております。

3の④畑の未耕作面積について、お答えいたします。

平成30年度末が約54ha、令和5年度末が約191haとなっております。

3の⑤お茶、ユズ、果樹等の令和5年度末の面積について、お答えいたします。

お茶の面積は428haです。次に、ユズの面積が97.6haとなっています。果樹等の面積といたしましては、梅が約22ha、栗が約5ha、そのほかオリーブ、ブルーベリー、梨等を合わせて約5haとなっております。

3の⑥市有林の面積は幾らか。50年生以上の杉、ヒノキの面積は幾らかについて、お答えいたします。

市有林の面積は1,325haです。そのうち50年生以上の杉の面積が486ha、ヒノキの面積が124ha、合計の面積が610haとなっております。

以上です。

○18番（久長登良男議員）

それでは、1回目の答弁をいただきましたので、随時項目ごとに質問をさせていただきます。

まず、1番目の市長の政治姿勢ということでお伺いいたしましたところ、ここに今1回目の答弁がありました。前にも私はこの政治姿勢というものを一般質問をいたしましたことがあります、そのときの施政方針というのは、市長はこのようにことを言われております。

「市民に喜ばれる施策の実施と農林業及び商工業を含めた人口増対策など、課題解決に最大限努力していきたいと思っております」ということで、「その実現のためには、職員と一緒に、そして住民本位の市政を進めてまいります」ということで言われたわけですが、これと若干ニュアンスは違いますが、こういうことでの認識として捉えていいものかどうか、再度お伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

基本的な流れは一緒だと思いますので、同じだというふうに考えてもらっても結構です。

○18番（久長登良男議員）

そしたらお伺いしますが、こういう議会での一般質問に対する答弁ですね。これは市長が答弁する、副市長が答弁する、課長が答弁したのに対しては、これは市長は尊重されるものかどうかお伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

市全体を動かすためには、市長をトップに2人の副市長、そして教育長、その下に各課長等がいます。各課長の下には職員がいますので、基本的にはそのとおりに尊重していくのが基本だというふうに思っております。

○18番（久長登良男議員）

そしたら、またお伺いしますが、課長が答弁したことにも責任を持って、課長会等ですり合わせての答弁だというふうに理解すればいいわけですね。

そうしますと、この前、課長のほうから財部の住宅の問題を、急遽説明をいただいたわけですが、このときには建設課所管でありましたので、建設課長が答弁をしております。

その中の政策空家というのを言われたわけですが、この政策空家についての市長の再度認識というのを伺いますが。

○市長（五位塚剛）

政策空家の基本的な考え方は、新しい住宅を造って、ある程度の年数が過ぎて老朽化なり、この状態ではやはりちょっと住民にとっては生活してもらうのは厳しいということで、次の段階に入っていきます。

新しい住宅を造って行って、そのために移転をしてもらって、政策空家として名称を打って、そこには市民の、新しい人はもう入れないで、別な方策で進めていくという形での政策空家でございます。

○18番（久長登良男議員）

今市長が答弁されたとおり、政策空家は政治的等の方針や、達成するための手段ということで政策というのを進めながら、空き家をしたというふうに私も理解しております。

そのときに、財部の水之手のことなんですけど、ここの話がこの前ありました。これもまさしく今言われたとおり、取り壊して解体し、整地等をして、そして普通財産にして、あとは財政課所管に移すんだということの答弁があったわけですね。

そして、そういう答弁がありましたので、私はそのときに、合併浄化槽をしたばかりだから、10年もたっていないのに、なぜそういうことをするかということと言ったなら、政策空家だから、随時そういう、年数が来ているものから順次取り壊していくんですよと。その跡地としては、市営住宅を造るかあるいは分譲するか、そこはまだ分かりませんという話だったんですね。

それが急遽、今度は話によると、東京の業者に売却して、あとは外国人を入れるという、そういう市長の考えのようですが、それはそういう考えで市長は進めたいという考えなのかどうか伺います。

○市長（五位塚剛）

担当課のほうから、そのようにしたいという提案がありました。それは、市が全部解体するよりは、民間の方が買っていただいて、しかし内部は買った人が全部きれいに住めるようにして、問題がないようにするという約束のもと、それだったら新たな雇用の場にもなるし、また場合によっては今、外国人が曾於市に来た場合は、曾於市の人口という形でカウントされます。

また、売却をしたときは、当然ながら固定資産税がまた曾於市に入ってきます。

そういう意味で、担当課からそういう話がありましたので、それは今の古いそのままにするのではなくて、基本はちゃんと問題がないように手を入れるということでしたので、そのように尊重をして、それなら進めなさいということをしているところでございます。

○18番（久長登良男議員）

今、市長が答弁したように、私なんかもこれを政策空家にする前に、まだ合併浄化槽を入れて間もないから、手直しをしてでも、今の入っている人以外に募って、もし入居者があれば財部町内の業者が外国人を使っているから、その人たちを二、三人でも入れて、満杯にする方法もあるんだがなという話はしたことがあります。

だけど、今回は外国人だけ入れて、都城から送り迎えをするという話のようでしたので、これはまたどうかなという、話が違うなというふうに思ったところであります。

それと、このいきさつというのは、先ほども申し上げたとおり、10万円くれて出した経緯もあるということをおは認識しておりますが、その人たちが10万円どころじゃないということで、ここは非常に交通の便がいい。JRの財部駅も近いし、バス停も近いから、都城に病院に行くときにもいい。あるいは買物にも行くのにも非常に便利がいいところだから、ぜひ残してくださいということで言われた経緯もあります。

だから一般質問をして、そういう経過があったもんだから、こういう形で政策空家というのは、こうこうですよということで納得をして出ていただいた経緯があるわけですね。

私はその人に、私のうちにわざわざ来られたから、そういう形で一般質問をして、その人にも納得をして出ていただいたという経緯があるわけですが、その人もそうであれば台風やら地震が来たときに危ないから、そうであれば保証はできんなどいうことで、嫌々ながら10万円もらって移転されたんですよ。

それを、私はそういう形で説明して出ていただいた。その人に私が今度はうそを言った形になるわけですよ。今のそういうリフォームをして、外国人に売買して住ませるということは、どうだったのかということに今度は取られんとも知れないわけですが、その説明というのはどういうふうにすればいいか、そこをお伺いします。

○市長（五位塚剛）

今準備しているのは、東京に本社がある会社の方が、こちらの地元の方もよく知り合っている方みたいです。それで、今都城を中心として、農業をお手伝いしている外国人を来ていただきたいということで、市の空き家を見たときに、あそこが一

応売却ということになったということで、問合せがありました。

当初の予定では、今年の予算では、もう取り壊すつもりでいたみたいですが、そのような形で経過が変わりまして、もし買ってもらえるのであれば、さっき言ったように、市にとっては人口増対策と、また雇用の確保にもなるし、また市として固定資産税の財源も増えてくるし、そのような判断したところでございます。

ただ、今言われるように住民への説明ということを求められれば、当然ながら今まで入っていた人に対して、何らかの形で説明をしていきたいというふうに思います。

○18番（久長登良男議員）

一番最初にそういう目的を持って、政策空家にして出したというのは、やっぱり頭の中に置いて事業を進めてもらわんと、私なんかもそれを信用して住民の人たちに説明していくわけですから、そげんくりくり変えていただくと、非常に戸惑うわけですね。不信感を持たれます、私がうそを言ったような形で出ていただいたと。市長は、直接はその人に会っていないわけですから。

私のところに来られて、私が一般質問をして、そういう結果が出たのを本人に伝えて、出ていただいたという経緯があるわけですので、そこらあたりは十分考えてしていただかないと、その都度その都度変わった見解を示していただくと、こっちはどこを信用していいのか、どういうふうに言えばいいのか分からなくなるわけですよ。

そこらあたりは十分考えた政策というのを持っていたかんといけないのではないかなというふうに思ったときに、今回このような市長の政治姿勢というのを問うわけですので、今後のこともありますので、再度お伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

政治姿勢と取るか、どちらか分かりませんが、基本的には政治姿勢は変わらないわけでございます。今の問題については、地域住民の方が説明を求めていらっしゃるのであれば、当然ながら担当課を通じて説明をさせていただきたいというふうに思います。

○18番（久長登良男議員）

今出た人が説明を求めるんじゃないわけですよ。というのはまだみんな知らないわけですから、あそこに外国人を住ませるとか、東京の業者に売るとか、そういうのは市民の方々は知っていません。

今、財部の4人の議員に説明を、課長のほうからされたわけですので、私がそういう経緯で出ていただいたというのを、今、市長に説明というか、問うたわけですので、それは誰が私に言ってきたということじゃないわけですね。

私がそういう納得をして出ていただいたというのに対して、どう思うかということは今質問しているわけですので、勘違いしないようにしていただきたいと思っておりますが、これは水掛け論ですから、今後ですね。

今から進められると思いますが、そのほうがいいのか、人口増対策というのは、また家を建てて、そこに入居する人がおれば、そのほうも人口対策にはなるし、また分譲をして売れば、またそれも固定資産税も入ってくるし、また人口増対策にもなるわけですので、どちらがどうということとは言えませんが、あそこは非常に場所的にもいいところなんですよね。

小学校も近いし中学校も近いし、店はないんですけど、バス停もあるし、JRにも近いということで、その財部では非常に立地条件はいい場所でありますので、そういうのも加味しながら今後検討をしていただければいいのではないかなというふうに思っていますので、そういうことで検討方を再度していただきたいというふうに思っております。

次に入りますが、5つの基本方針の中の市民にやさしい市政運営ということであります。

これは1回目の答弁では、窓口対応が良くなったと評価を受けておりますと。前もこの問題では、このような内容を答弁されております。というのは、今、曾於市民の中の人口の半分以上は、市には出てこないのではないかなというふうに思っております。というのは、高齢者の方々は、もう自分の家から出られないという人たちもたくさんいらっしゃいます。

そういう人たちに対してのサービスというのが、市に来ていない、窓口に来ていないのに、どういうサービスが受けられるかということも考えていただかないといけないんじゃないかなというふうに思うところであります。

元気で本所のほうに財部、大隅から来ていただくと、総合窓口があって、そこに案内窓口に見ればすぐ分かるわけですので、元気な方々はそういうサービスは非常に良くなったというのは実感されると思います。

だけど、出てこられない方々の、そういうサービスというものに対しては、どのような見解を持っていらっしゃるかお伺いします。

○市長（五位塚剛）

曾於市民の中には、なかなか本庁また支所に年に何回も来られないという、また行ったことがないという方も実際いらっしゃるかもしれません。

私たちは、そのような方々にどういうサービスを提供しているかといいますと、約10年前に、朝の6時半から夜の9時までFMの生放送をやるように始めました。そのことによって、市政の状況を含めて、各家庭にラジオを提供しておりますので、

市の状況というのはラジオからある程度の情報が入ってくると思います。

その中で、どうしても市に来られなくて、何かを聞きたいという要望があれば、当然ながら市の職員はそれに対応しなければならないと思っております。

そういう意味では、市民の声を聞きながら、いろんな形で対応するように指示はしてありますので、引き続き市民にやさしい市政づくりという意味では努力をしていきたいというふうに思います。

○18番（久長登良男議員）

ちょっと例をとって申し上げますが、固有名詞は控えますが、いろいろ私のところにもいろんな人から逆の立場の意見が参っております。というのは非常にサービスが悪いとか、対応が悪いとか、そういうのも来ております。いいというのも来ております。両方あるわけです。

先日は、財部に住んで、いろいろ苦情を、宮崎から来られたみたいで、宮崎の県議の人に言って、鹿児島県に言って、私のところまで来たわけですが、財部のほうに言ったらすぐ対応していただきましたので、番地がちょっと違っておったようですが、分かって私も行ったなら、もうすぐ対応してくださったんですかということで、非常に喜ばれたのが一つはあります。いいことを一つは言うちょかんといけませんので。

次に苦言ですが、今から税金の申告が始まると思いますが、これはすぐ。そのときに高齢者の方々はもう車もない、歩くのが非常に足が弱って、その会場まで行けないという方もいらっしゃいます。その方からの苦情というか、私に言われたものですから、私がすぐ行って、そうであれば私が、書いてあれば市役所のほうに持って行ってあげますがということで話をいろいろした経緯もありますが、そう言って行けば非常に安心されるか、本人が言いたいことをいっぱい言っていただくと、その人はこっちの言葉で言えば、おてつきやるわけですね。そういう対応が必要だなというふうに思ったところであります。

また一つは、その人はもう鹿児島の人ですが、いろいろずっときちょうめんな方で、いろいろ誰に何月何日に言った、どこに言ったとか、いろいろそういうのも——私のところに、おととい電話が来まして、「それであれば私がそういうのを、問題があるんだから、久長さんが言えばすぐ鹿児島から来ますよ」と、「書類を持ってきますよ」と。

「もう来んでよかが、今議会中だから、議会でまたそういうのも言うておきますから」と言ったら納得されて、じゃあお願いしますからということで電話を切られましたので、そういう対応というのが、前市長は課長会をして、その問題点は全部課につないで、投書があったものも、全部その個人個人に連絡をしておりますよと

いうことも答弁されたことがあります、それがどこまで徹底しているのかなというふうに思うところでもあります。

そういうのを、再度徹底して、そういう苦情がないような市政運営でないと、その人はもう曾於市というのに、行政というのはこげなもんじゃろうかいというので思われるわけですので、そういう苦情がないような運営をしていただかんといけないのではないかなというふうに思うところでもあります。

私なんかいろいろ受けたのを、市のほうに言ってきますと非常に対応がいいです。私も対応がいいなというふうには思っているんですが、そういう住民からの苦情というのが来ますので、そこらあたりの再度そういう徹底というのは、どういうふうに考えていらっしゃるか、市長の見解をお伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

市民からの苦情と申しますか、直接市役所に電話で苦情を来るときもあります。当然苦情を受けたときは、どここの誰で、ちゃんと苦情の内容と電話番号を確認して、その苦情に対しては、すぐに対応するようにいたしております。

また、各3町に市民からの手紙による投函があります。それについては、その投函については、毎月庁議を開いておりますので、全課でその内容を確認して、ちゃんと相手にそのことが伝わる内容であれば、全てちゃんと連絡をとっております。

ただ、どうしても、苦情が来ているんだけど、電話番号とか住所も書いてない、そういう人が時々あります。それについては、なかなかその返答をすることはできませんけど、基本的には苦情については、そういうふうにちゃんと苦情の内容と名前と連絡先をしてもらえば、対応を必ずしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○18番（久長登良男議員）

苦情が来てからは遅いわけですので、その前の対応というのがいかに大事かというふうには私は思っております。というのは、その人がどういうことで苦情に発展したのか。あるいは初歩の対応が良ければ、そういう苦情も持たないし、不信感も思わないわけですので、そういう一番最初の段階での対応をいかにするかというのが基本ではないかなというふうに思うところでもありますので、今後、そういうことのないように進めていただきたいというふうに思うところでもあります。

今さっきもありましたように、いろんな投書で来た分に対してはその人個人個人に言えばいいわけですが、それに出さない人あるいは私なんかに来た場合には、私なんかそういう対応をしているから、そこで収まるわけですが、回り回って苦情が来てからはもう遅いわけですので、そういうことのないような対策というのを十分していただくように、今後進めていただきたいというふうに思うところでありま

す。

次に入りますが、人と自然を生かした活気ある地域づくりについてですが、これはいろんな曾於市にも観光名所あるいはいろんなところが各旧町ごとにあります。

その中で、ここにも書いてありますが、財部のことを言いますと、悠久の森とか溝ノ口洞穴が書いてあります。これを、ぽつぽつとは行かれたと思いますが、これずっと歩いて洞穴から悠久の森まで行かれたことはないと思うんですが、行くと非常にいいところは何箇所もあります。この中にも三連轟がありますし、ナカノシマという——民間の人が持っていらっしゃる——桜も植えてあります。

その反対側にはスズノノタキという、それはもう本人が付けやっみたいですが、非常に夏は涼しい場所があります。そこにつなげていくと、非常に観光名所というか、あるいは自然を生かした中での霧島ジオパークに、ここの範囲しか指定されないような地域ですので。曾於市の中でも、大川原から岩穴、この一帯だけが該当するんじゃないかなというふうに思うところですので、ここらあたりの地形というのを知っていらっしゃるかどうかが、再度お伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

私は結構回っております。この前の日曜日、東京から来られた慶應大学出身の若者が4名来られまして、SKLVのほうに1回連れて行きまして、そこから十文字の展望台まで行って霧島を見てもらいました。

それから、溝ノ口洞穴まで入って行きましたけど、その日も、横浜、大阪、いろんな人たちがたくさん遠方からも来て、名前が書いてありました。

その後、大川原キャンプ場のほうに行くために三連轟も通って、止まって見てもらって、それからキャンプ場を見て、それから悠久の森まで行って、それから民間の方がしていらっしゃるレストランまで見させてもらって、それで帰っていただきましたけど、今回は財部のほうを中心としましたけど、非常に感激されておられました。

どこが一番よかったですかと言いましたら、十文字の展望台が一番よかったですと言っていました。ちょうど寒さがあってきれいに霧島がよく見えておりました。

そういう意味では、まだ末吉も大隅も本当に市民が喜ぶような、また観光地になるようなものがいっぱいあるというふうに思っております。

○18番（久長登良男議員）

今、市長も回っていらっしゃるようですが、私も行ってみました。溝ノ口洞穴のところに行ったところが、非常に道路も整備をされて、整備をされる前は一番多いときは200台ばかり車が来たということで、隣の人が私に言われまして、交通整理を私はしておったということも言われておったようですが、今駐車場も整備をさ

れ、非常に多い。

その中で、せっかく人が来るのに、お金を取る方法を考えればいいのにといいことで私に言われました。何かここで商売をすればよかような感じがするんですよ、人がたくさん来ますよ、ということも言われました。

自動販売機を置けば売れるんじゃないですかねということも言われましたが、自然を生かして活気ある地域づくりですので、ほかのところも、ああいう観光名所をつないで、そういう地域の農産物を加工した販売というもの、いろいろあるようです。というのは私が一番思ったのは、昔55年ぐらい前です。霞神社、あそこは霞岡ち言いよったです。そのときには一番下のところで七輪でスルメをこうやって焼いて販売しよったです。

10年したときには、ずっとあそこに鳥居ができて店ができました。非常に繁盛しておりましたので、先般行ってみましたなら、店が2軒しかなかったです。それだけ、時代の流れとともに変わるもんだなと思っておりました。

財部のあそこは今から観光資源になっていくところでもありますので、何かそういう仕掛けをすれば、人が今来るわけですので、それを有効に大川原のほうにつなげていけば、何か観光名所で今ありつつあります。

いろいろ今知れ渡っていく途中ですので、今私が申し上げました、そのところも整備を辺地債でされて、非常に道路等もよくなっておりますので、もうちょっと何か考えて、そういう資源を生かした活気ある地域づくりにしていただくのかなと思って、この問題を出してありますので、お伺いするところではありますが、今後何かそういう考えというか、そのような地域の方々との、やっぱり協働がないとできないと思いますので、市だけがするんじゃなくて、何かを造って、これを活用してという人がおれば、その人を育てるという形で進めていくと、それが広がっていくんじゃないかなというふうに思うわけですが、その意気込みというか、ここにせっかく市長が毎回出しているわけですので、その考えをお伺いします。

○市長（五位塚剛）

今まで溝ノ口洞穴のことでは、非常に悩んでいたのが、トイレのことでした。シルバーの方々に水の手配をしていただいておりますけど、もうこれだけ人がたくさん来るようになって、対応を考えなくちゃいかんということで、県の事業をいただいて、今合併浄化槽を水洗便所を準備しております。

そのためには、電気が必要でしたので、どうしても電気を引こうということで、今回の中で電気工事もして、今準備中であります。

今ちょうど工事中でありまして、駐車場は狭くなっておりますけど、ここが完成すると電気も来ますので、また売店として、今市内の人たちが、いろんな自分で手

作りのものを販売、車で販売する人が何人も増えておりますので、ここを土日を中心として来てもらって、お金を落としてもらう。後で自動販売機も設置したいというふうに思っております。それができるようになりました。

この前の日曜日は、私初めてでしたけど、マイクロバスが入ってきました。よく入ってきたなあと思って、離合のときに非常に苦勞されたみたいですけど、今本当に全国から私たちの曾於市に足を運んでもらえるような状況になってきましたので、引き続き、今言われるようなことについては、地域の方々にまた協力してもらって、お金が落ちるような仕組みを作っていきたいというふうに思います。

○18番（久長登良男議員）

今市長の強い熱意が放たれたわけですが、私は関之尾の滝にも非常にたくさんの方が来られます。あの人たちを財部のほうに向けて、財部から高千穂牧場までの流れというのができれば、まだにぎやかになるんじゃないかなというふうに思うわけです。

今マイクロバスも言われましたが、あそこの岩穴から大川原に行くところの竹が非常に——自分で感じたところですが——河原沿いは竹を伐採するようなふうにするれば、まだ人が感動的になるんじゃないかなというところがあります。

災害等を考えながらせんないかんわけですが、そういう起きないように、そこにはいろんな桜とかもみじとか、そういうのも植えたり、そういうふうにすると、まだよりよい観光名所につながっていくような気がいたしますので、私のそういう考えであります。今後ですね、せっかく出してありますので、それを予算化しながら、計画をしながら地域の人たちと進めていけたらなと思います。

一つの例を申し上げますが、財部の建設同志会があります。この人たちは毎年ボランティアをされております。私が財部のときに、せっかくボランティアをするのならば、大川原のところをしていただいて、竹が川に入っているから、あそこを切っていただければ、県の土木のほうに連絡をとって、県の土木の人たちも来て、一緒にボランティアをして、そしてまた続きは県のほうに予算をつけていただければどうかということをお願いして、そういうふうな経緯もありましたので、そういう仕掛けというか、自分たちのところばかりじゃなくて、やっぱり県も国も、そういう形をとりながら、一緒になって進める方法もあるんじゃないかなというふうに思っております。

というのは、財部のダムを、谷川内ダムを造るときに、畑かん事務所がありました。国の人たちが。あそこの所長にも言って、谷川内の河川が非常に竹が河川に来ておりましたので、「所長、谷川内のダムを放流すれば大洪水が起きますから、あそこの川を建設同志会でやぶ払いをしますから、所長は払わんでいいですから監督

に来てください。」「私もするんですか」と言われた。「いや所長はただ見てい
るばかりでいいですから、しますから。」「はい分かりました」ということで、来ら
れた経緯もあります。

そういうのを、仕掛けをしていくと、みんながそういう認識に立って進めていけ
るんじゃないかなというふうに思いますので、市ばかりとか業者ばかりという
ことじゃなくて、それを一貫性を持って、その流れをずっと継続するようなシステ
ムを作っていけば、ここの道路も辺地債でして、あとは維持管理というの、そう
いう人たちと民間の方々が、自分のところは自分で守る、手前のところは桜を植え
て個人の方が管理をされているところもありますので、そういう人たちとやはり
連携を取りながら、この一帯を進めていこうというふうに連絡をしていただければ、
その人も喜んでされると思いますので、そこらあたりを十分検討していただきたい
というふうに思いますが、再度このことについての考え方、抱負をお聞かせくださ
い。

○市長（五位塚剛）

8月に財部の建設業の方々、またコンサルの方々、県の方々、市の職員もそう
ですけど、大川原キャンプ場の地域と財部温泉の地域を1日清掃していただいております。
本当にありがたいことだと思っております。

そういう意味では、やはり今言われるように自然環境を守りながら、また地域の
皆さんたちが親んでもらえるようなものを造っていかなきゃならないと思ってお
ります。

今、都城の関之尾のスノーピークについては、たくさんの人たちが今来ておりま
すので、その流れを私たちの財部の溝ノ口洞穴から悠久の森まで、また全体に流れ
るような形で取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

○18番（久長登良男議員）

③ですが、教育文化を促進し、心豊かなまちづくりについてをお伺いしますが、
このことについては、この前、第19回の曾於市子どもフェスタというのがありまし
た。私もここに参加させていただきましたが、残念なことに人数が少なかったです
ね。小学生が7名、中学生が3名、立派な発表をされたのを聞く人が少ないなとい
うふうに思ったところでしたが、教育長、人数が非常に少なかったですが、どのよ
うな感想を持たれましたか。

○教育長（中村涼一）

今久長議員が言われたとおり、本当に以前に比べて、私も課長時代から少年の主
張大会を見ております。その中で、今回は非常に素晴らしい子供たちですね。堂々

と原稿もほとんど見ないで覚えてきて、それで発表する。本当に素晴らしい大会だったと思います。

ただ、残念なのが、多分関係者を除けばほんの十数名ぐらいしか来ていらっしやらなかったのが、本当に残念でなりません。

せっかくのこういう子供たちの頑張りを見ていただきたいということで、私もまたたくさんの人にこういう素晴らしい発表を見ていただけるような手だてがもう少しできなかったかなと、自分でも反省しているところでございます。

○18番（久長登良男議員）

みんな立派な発表をされたわけですが、その中で紹介しますと、地方のさらなる発展を願ってという小学生の方と、それから命を大切にすまちというのをされた方のことを、感想を申し上げますと、この地方のさらなる発展というのは、この人は農業を通じての思いというのが語られたようです。というのは、自分でも親の手伝いをして、農業というのが非常に、自分で作ったものを食べるという、そういう素晴らしい発想からの子供さんの発想だなというふうに思っておりました。

これをみんなが、大人になってもこういうのを進めたいというのを思っていらっしゃった発表でしたので、まだまだ曾於市の子供さんは、未来が明るいなというふうに感じたところであります。

それと、命を大切にという人は、SKLVに行って馬のそういう姿を見て、私もいつかは獣医になって、ここに勤めたいというのを発表されたようですが、このことも非常に曾於市内の地域に根差した学習をされて、教育指導がされているなというふうに思ったことでしたので、そういう小さいときの感動というか、そういうのを見ての発想というのは、将来的にも非常にいい材料になると思っておりますが、このことについて、教育長はどう、私が言ったこと間違いあれば、「いやそういうことはないですよ。」「いや、どうだった。」というのがあればお聞かせいただきたいと思っております。

○教育長（中村涼一）

議員のおっしゃるとおりでございます。本当に子供たちの発表の中に、自分の生活の中から感じたこと、子供たちなりに一生懸命、曾於市のこととか曾於市の未来について語ってくれる子供たちがこんなにいるんだということで、私も非常に感銘を受けました。

学校での教育もそうですが、家庭でのこういう教育というのもしっかりできているところもたくさんあるんだなど、改めて地域や家庭の教育力についても感じることでした。

○18番（久長登良男議員）

これは、市長の施政方針の中の3項目めということで、教育文化を促進し心豊かなまちづくりをということで掲げてありますので、市長に対しても、こども議会とかいろいろ曾於市の場合があります。

その中で、いろいろ子供の意見とか、そういうのを聞く機会が多々あると思いますが、その中で、この3項目めの内容と、そういう取組というのの考えというのを、市長の立場での考えをお伺いします。

○市長（五位塚剛）

私たちの曾於市の子供たちは、こども議会を見ても、非常に提言型の質問をしていただいております。非常にすばらしいことだと思っております。

また、太鼓についても、大隅の弥五郎太鼓、鬼神太鼓、また財部の太鼓を含めていろいろと頑張っております。

また、吉井淳二記念大賞展、これについても子供たちが積極的に、幼稚園、子ども園を含めて出品をしていただけるようになっておりますし、この前の日曜日には、鹿児島県の17の高校生が曾於市で行われた短歌会にたくさんの出品をしておられました。

最優秀賞は曾於高校の人でしたけど、小学校、中学校、高校を含めて、夢を持った優秀な人たちがいっぱいいるなどというのは私も感じておりますので、できる限りの応援をするべきだというふうに思っております。

○18番（久長登良男議員）

未来に向けて、100年後は子供を育てようとか、50年後は木を植えようとか、1年目は花を植えようとか、いろいろ文句もあるようですので、曾於市の100年後を目指した子供教育の基本だというふうに思っておりますから、そういうことで教育長、市長、あるいはそういう方々の再度奮起を促して、私の3番目は終わりたいと思います。

4番目ですが、人口増を目指し地域活性化の推進というのがありますが、ここに1回目の答弁をもらいましたが、この中で財部高校跡地のSKLVはいつも出てきますが、これもいろんなところから来ていただいております。

この前は、私がちょうど研修で、総務常任委員会でSKLVを見たときにも、北里大学の獣医学部の人たちが来て、1週間研修をされておったようですが、その人たちの話を聞きますと、曾於市に来て一番最初に感じたのは何ですかということで、財部に来たときに、「駅にタクシーが、乗り物が1台もなかったです」と。大きなバッグを持って、SKLVまで行くのが大変でしたということを言われました。

1週間ですから頑張って勉強をしますということのようでしたので、そういうことと、夜になりますと非常に暗いということで、そういうのも言われました。とい

うのは、居酒屋に来て、せっかく来たんだからということで、財部の居酒屋で4人で話もされておったようですから、そういう感想を持たれたというのをお聞きしましたので、そこらあたりも。

車で通ると全然感じないわけですが、歩いて大学生が来るときには、そういう感想も持たれるようですので、そこらあたりも十分、前々から私も言っておりますので、検討をしていただくようにしていただきたいと思います。

次の、農畜産物の所得倍増のまちというのもありますが、これも農産物は自分で作ったものを、自分で値段をつけがならんのが残念ですね。これに対してはどういう形であるかと申し上げますと、一つの例を申し上げますが、タマネギが1kg当たり、1kgが平均50円程度するみたいです。相場があるわけですが、それを、皮をむいて出すと130円から165円、これも付加価値を高める農産物の所得倍増の一つの例じゃないかなというふうに思うわけです。

それと、今年は米が30年ぶりに1万円という高い値段がつきました。それと私が前おったときに1万円近くしました。というのは、これは食管制度があるときに、自主流通米のときに、全部売って販売して、追加払いして1万円ぐらいになった時期もありましたが、これがもう40年前の1万円。

そして、やっと今去年まで6,800円ぐらいだったのが1万2,400円ということですから、大分値段は上がってきたなという。これはもう自然の流れでの所得倍増につながったような気がします。

それと、牛も、私もずっと日本の価格、競り市場を見てみますと、但馬が100万円近くしますね、こっちが50万円近くするとき。畜産課長、これは何でこんなに高いんですか。市長が畜産の所得倍増と言えば、但馬牛に出せば、これは一気に倍になったいがなと私はいつも思うんですが。それは販売者が買う値段でありまして——曾於市の場合は54万円ぐらいが平均という、高いときに——100万円ぐらいの値段がつくような市長の政策というので、こういう、ならんもんかなといつも思うんですが、これはどういう形でこんなに差があるんですかね。一言お聞きします。

○畜産課長（野村伸一）

それでは、お答えいたします。

今、兵庫県の2市場が去勢牛では100万円を超えております。平均価格が100万円近くというようなことで。

何で高値で取引されるかという理由につきましては、神戸の神戸ビーフですね、この知名度、銘柄牛ということで、数も少ないです。当然少ない数なんですけれども、インバウンドの関係の方々、こういう方々が殺到するというような状況の中で、生産が追いつかないというような状況の中で、非常に高額で取引されております。

また、そこで生産されたものは、一貫経営ということで肥育までされておりますけれども、その肥育牛につきましても、こちらの枝肉単価の倍しております。現在でも5等級が5,000円程度しているというような形で、200万円を超えるような枝肉で販売されていると。

そういうことから、子牛市場も高いというようなことでございます。

以上です。

○18番（久長登良男議員）

今、畜産課長が言われたとおり、非常に、1kg400円ぐらい子牛でしておりますね。こういう単価で見ますと。

そういうところと比較するには、到底無理な感じですが、そういうので所得倍増になるのかなというふうに私は思っておりましたので、一向にならんなどというのが私の率直な考えでありまして、そういう農畜産物は買い手があって、農家が値段をつけがならんのが残念でありますので、これは今後また見守っていきたいというふうに思っております。

○議長（迫 杉雄）

ここで、久長議員の一般質問を一時中止して、10分間休憩いたします。

休憩 午後 3時02分

再開 午後 3時12分

○議長（迫 杉雄）

休憩前に引き続き会議を開き、久長議員の一般質問を続行いたします。

○18番（久長登良男議員）

それでは、3番目の農林業についてお伺いします。

①②③④までは、農地の面積と放棄地の、休耕というか、何も植えていない面積をお伺いしたところであります。

5年間のうちに、こんなにも耕作面積が少なくなって、荒れた土地が増えたのかなというふうに思うわけです。

今後また5年後には相当増えていくんじゃないかなという懸念をいたすわけですが、というのは今高齢者の方々が畜産をやめていかれます。やめるとそこに飼料畑として畑あるいは田んぼもわらを前は食べさせて、田んぼを作らんないかんというのがあったわけですが、最近はもう田んぼのわらもあまり食べさせない。

また、畑のイタリアンももう植えていかないということになりますと、大分荒れていくような気がいたします。

そこでお伺いしますが、3つに対して。この問題について、これは1部署だけでは管理が到底難しいと思いますので、農業に関係のある部署、農政課、耕地林務課、農業委員会あるいは畜産課も牛が少なくなれば、耕地に影響してくるんじゃないかなというふうに思うわけですので、そこでの取組というか、この地域は何かを、荒地のところをどうにかしなくてはいけないという、そういう考え方で話し合いとか、そういうものを計画的に持たれているものかどうか、市長にお伺いします。

○市長（五位塚剛）

具体的に、地元からこの土地をやはり土地改良をして、将来にわたって耕作がしやすいようにしてほしいというところであれば、具体的に国の事業を取り込んで、今回、七村がしておりますけど、そういう形でしております。

また、今大隅の北校区が土地改良に取り組んでおります。畑かん事業に伴って、土地の集約化をして、今やっております。

そういうふうに、具体的に地元から要望があるところは、そのような補助事業を取り組みながらやっておりますが、一般的には地域の農家中核的な農家の方が、例えば深川の原口近辺は、南之郷の大型農家の方々が、一面全域借りて、あぜを取っ払って、非常に規模拡大化しております。

今は、ゴボウとニンジンが非常にたくさん植えられております。

そういうふうに、地権者の同意が得られるところは、そのようにして、その耕作者があぜを取っ払って、その代わりにちゃんとくいで残すようにしてありますので、非常にそれはまた一つの大きな成果だと思っております。

○18番（久長登良男議員）

今、具体的に場所も示されて答弁されました。七村を言われましたが、七村もある人と飲み方があるときに、今、国で圃場整備をすれば、ただでできますよということ話をしたなら、もう5年以上前の話ですが、そうしたなら「それはもう自分の仕事どころじゃない。明日すぐ役所に行って、話を聞いてこないといけない。」という、ことの始まりであったわけですが、今やっと同意が得られて、工事が進められましたよということで、先月だったですかね。私にもそういうことを言われました。

地域の人たちに、誰かに、市のほうでも言わんと、その事業内容というのが分からんわけですので、そういうところの地権者の人に、誰かリーダー的な人に話をすると、その人が地域をまとめるということになるんじゃないかなというふうに思うわけです。これは市のほうでもそういう情報を、そういうリーダー的な人に流さんと分からないという状況ですので、今後はそういう形で進めていかないと、これがどんどん増えていくんじゃないかなというふうに思いますので、ここらあたりも十

分考えながら、農業に関する各課の横の連携を取りながら、進めていただきたいというふうに思うところであります。

次に、今度は5番目ですが、今聞きましたところでは、なぜこういうのを聞いたかと申し上げますと、お茶の場合も、大分面積が少なくなってきたということのようですが、お茶、ユズ、こういうものが曾於市のメインということで、柑橘類ではですね、そういう永年作物であるというふうに思っております。またユズの場合は食彩センターを中心に、市のほうでも大分力を入れております。

これも農政課だけの担当が出席をされて、いろいろ会議に参加されておりますが、これも面積拡大、量拡大を進めないかんとということで、会社の中でもあります。これも農政課だけでの1課では面積拡大はとても無理じゃないかなということで、私はここに出したわけですが、今この未利用地、そういうところにユズを栽培できないものかどうか。

あるいはユズが無理であると、ほかのものを植えたほうが収入に将来的にはなるんじゃないかなというふうに思って、こういうのを通告をしたわけですが、ユズも例を申し上げますと、高知県の場合は、毎年10haほど新植改植を実施して面積拡大をしているということが新聞に載っております。私が通告した後、すぐこの新聞が掲示をされたようですが、このようにみんなで取り組まんと面積拡大というのはちょっと無理じゃないかなというふうに思うわけです。

というのは、部会だけでなく、どこにどういう形で植付けをしたほうがいいか。あるいはそういう農業委員の、その農地法の問題で畑の真ん中にあっても、ほかのところの普通作とか園芸作物に支障が来すところもあるわけですので、いろいろな問題が発生してくるというふうに思います。

それと畑かんの問題とか、そういうものもありますので、そこらを十分連携をとりながら進めていく必要があるんじゃないかということで上げたわけですが、これに対して市長はどのような考えですか。

○市長（五位塚剛）

この間、ユズの、食彩センターで役員会というのを開いております。今年はユズの裏年になったのと同時に、非常に収量が今年は落ちました。

そういう意味では、ユズの加工場をラインを8ラインにしましたので、これは作業としては非常に早く終わったんですけど、やっぱり将来的なことを考えると、ユズの規模拡大をしないと私はいけないというふうに思っております。

そのために、もともとは末吉だけが中心でしたけど、今大隅、財部の方にもユズを植える方を声を掛けております。

そして、場合によっては、定年後にユズをちぎれるように今の公務員の方、また

一般の方にもユズを植栽してもらって、定年後にユズをたくさんちぎってもらうような体制づくりを、今後本格的に準備をしたいというふうに思います。

○18番（久長登良男議員）

今市長が会長ですので、一番詳しいわけですので、今おっしゃったように、定年後には非常にユズの場合は、植えてからすぐなるというわけにもいきませんので、早い時期からそういう植栽をして、面積拡大をしていかなければいけないのではないかなというふうに、私も2年間させていただきましたので、そのときも言った経緯がありますので、そういう形での進め方というのを検討していただいて、せっかくラインを増やして、集荷能力があるわけですので、それに向かって取り組んでいただくことを大いに期待しております。

それと、ほかにないかなということで上げたところ、いろいろな虫等が発生しますので、一番いいのは栗が一番いいのではないかなということで、私にも言われました。私の近くにも私が知っているところも、3圃場栗が植えてありますが、これも量がそろわんと、加工して販売するというのは、個人バラバラでは産地につながっていかないのではないかなというふうに思うわけですので、まずはユズ、そういうものを荒れた土地に有効活用ということで進めていく必要があるんじゃないかということで質問をいたしましたので、今後検討をしていただきたいと思います。と思っています。

次に、市有林のことですが、市有林をお尋ねしたのは、財部町時代は非常に手入れが行き届いて、革靴でも行けるぐらいという、そういう山でありました。

私も行ってみますと、山に入ると、もう入れないぐらい、日光神社のところの市有林ですね。あそこは課長もよく知っているように複層林です。あそこは複層林の展示林という形で植えてあります。

それから、中野から陣ノ岡に行くところの複層林もありますが、ここもちょっと行けないのではないかなというふうに思うわけです。

そういう形で、市有林の面積も非常に多いわけですので、これを、提案ですが、来年鹿児島林業大学というのが4月に開校されます。そこには実証圃というのが垂水の高隈のほうであるようですが、曾於市の市有林にもそういうのができないかなと、その生徒を見ながら間伐をしたりあるいは植林をしたりですね。

というのは、毎年10町歩ぐらいずつ切って、ローテーション的にすると、600町歩ですから60年かかるわけですね。リサイクル的に10町歩ずつすれば。

そういう計画を作ってしまうと、赤字じゃないわけですよ。というのは、今度決算で1町2反5畝だったですかね。これが786万3,575円の収入があって、経費が445万5,000円支出をしておりますから、340万8,575円の収入が上っております。

こういう形で収入があるわけですので、これを有効活用、財源という形で持っていくと非常に財源確保。先ほど言われましたが、国有林の場合は——分収林ですかね——それが伐期に来ておると。伐採して6対4とか、そういう形で契約が入っていると思いますので、そういう形で、木の売買がされていくと思いますが、市の場合は市の計画を立てながら進める必要があるんじゃないかなというふうに思いますが、このことについて、市長の考えをお伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

言われたとおり、市の財源確保のために、ちゃんと立派な課長が、しっかりした課長がいますので、ちゃんとやると思います。

○18番（久長登良男議員）

計画を立てると、この胡摩のところもひょこっと出てきて、どれだけ切ったのかという感じで尋ねて、予算書には出てきておりましたので、そういう形で調べてみたわけですが、そのような形で計画をずっと立てて、どこをいつ切るんだというのを、計画書を作らんといかんのではないかなというふうに思います。

それと、もう時間がないですが、特用林産物、シキミ、サカキ、そういうものも財部は進めた経緯がありますので、このことについても再度検討していただいて、お金になるんじゃないかなというふうに、市有林も植えてありますので、そこらあたりも十分、今後こういう林業大学の生徒さんが実習として来られるのであれば、そこも検討していただきたいと思いますが、これについて課長のお考えを伺います。

○耕地林務課長（國武次宏）

お答えします。

林業大学校につきましては、全市町村を挙げて協力するような形をとるような県からの要望がございます。

曾於市につきましては、鹿児島県で一番のすばらしい山を持っている地域でございますので、もちろん学生が使ってもらふフィールド、提供はしていきたいと考えております。

以上です。

○18番（久長登良男議員）

最後に市長に再度お伺いしますが、市長、財部じゃなくて曾於市の財産を守るためには、十分そういうことを考えながら進めていただきたいと思います。最後の考えをお伺いします。

○市長（五位塚剛）

私たちの曾於市にある財産は、有効活用しなければならぬと思っております。また、コンテナ苗も私たちの曾於市では若い人たちが一生懸命作っております、

これが森林組合を通じて再生林につながっておりますので、引き続き努力を
していきたいというふうに思います。

○議長（迫 杉雄）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、明日11日午前10時から開きます。

本日は、これで散会いたします。

————— . ——— . —————

散会 午後 3時29分

令和6年第4回曾於市議會定例会

令和6年12月11日

(第3日目)

令和6年第4回曾於市議会定例会会議録（第3号）

令和6年12月11日（水曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第3号）

第1 一般質問

通告第4 今鶴 治信 議員

通告第5 瀬戸口恵理 議員

通告第6 岩水 豊 議員

2. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番 山中 雅人	2番 出水 優樹	3番 瀬戸口 恵理
4番 矢上 弘幸	5番 片田 洋志	6番 重久 昌樹
7番 鈴木 栄一	8番 （欠員）	9番 岩水 豊
10番 渊合 昌昭	11番 今鶴 治信	12番 九日 克典
13番 土屋 健一	14番 原田 賢一郎	15番 山田 義盛
16番 （欠員）	17番 渡辺 利治	18番 久長 登良男
19番 徳峰 一成	20番 迫 杉雄	

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 笠野 満 次長兼議事係長 吉田 竜大 総務係長 富永 大介
主任 鎌原 一輝

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（27名）

市 長	五位塚 剛	教 育 長	中村 涼一
副 市 長	八木 達範	教 育 総 務 課 長	鶴田 洋一
副 市 長	大休寺 拓夫	学 校 教 育 課 長	関戸 達哉
総 務 課 長	上村 亮	生 涯 学 習 課 長	竹下 伸一
大隅支所長兼地域振興課長	上迫 直一	農 政 課 長	吉田 秀樹
財部支所長兼地域振興課長	櫻木 孝一	商 工 観 光 課 長	佐澤 英明
企 画 政 策 課 長	外山 直英	畜 産 課 長	野村 伸一

税 務 課 長	中 西 昭 人	耕 地 林 務 課 長	國 武 次 宏
市 民 環 境 課 長	梶 井 秀 和	ま ち づ く り 推 進 課 長	諸 留 貴 久
保 健 課 長	渡 邊 博 之	水 道 課 長	吉 田 宏 明
こ ども 未 来 課 長	新 澤 津 友 子	会 計 管 理 者 ・ 会 計 課 長	吉 元 健 治
福 祉 介 護 課 長 兼 福 祉 事 務 所 長	上 集 勉	農 業 委 員 会 事 務 局 長	中 野 満
土 木 課 長	吉 元 幸 喜		
財 政 課 長 補 佐	東 園 修 治		
財 政 課 施 設 整 備 ・ 管 理 推 進 室 長	新 納 徳 美		

○議長（迫 杉雄）

おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 一般質問

○議長（迫 杉雄）

日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許可いたします。

通告第4、今鶴治信議員の発言を許可いたします。

○11番（今鶴治信議員）

私は、今回大きく2項目について質問いたします。

まず、学校の樹木の管理について。

①危険樹木の伐採の進捗状況について伺います。

②この事業の年間予算について伺います。

2番目に、肉用牛の価格低迷について。

①子牛の平均価格の推移（過去5年間）について伺います。

②1頭当たりの生産コスト（過去5年間）について伺います。

③肥育牛の枝肉価格の推移（過去5年間）について伺います。

④現在の国・県・市の助成について伺います。

以上、壇上からの1回目の質問を終わります。明確な答弁を求めます。

○市長（五位塚剛）

それでは、今鶴議員の質問にお答えしたいと思います。

質問事項の2については、私が最初に答弁いたしますが、質問事項の1については、教育長に後から答弁させます。

2、肉用牛の価格低迷についての①子牛の平均価格の推移について、お答えいたします。

子牛の平均価格は、令和元年が77万2,000円、令和2年が68万8,000円、令和3年が73万4,000円、令和4年が64万3,000円、令和5年が54万9,000円であります。

2の②1頭当たりの生産コストについて、お答えをいたします。

生産費の統計は令和4年までしか公表されておられませんので、平成30年からの5年間でお答えいたします。また、人件費は含まれておりません。

平成30年が49万8,000円、令和元年が52万9,000円、令和2年が54万8,000円、令和3年が56万3,000円、令和4年が61万1,000円であります。

2の③肥育牛の枝肉価格の推移について、お答えをいたします。

肥育牛の平均販売価格は、令和元年が122万5,000円、令和2年が109万4,000円、令和3年が124万4,000円、令和4年が122万4,000円、令和5年が118万8,000円であります。

2の④現在の国・県・市の助成について、お答えいたします。

国の助成については、生産経営では、子牛価格が補償基準価格の56万4,000円を下回った場合に発動される子牛生産者補給金制度と実質おおむね60万円までを保証する優良和子牛生産推進緊急支援事業があります。また、肥育経営の助成は、販売価格が生産費を下回った場合に発動される肉用牛肥育経営安定交付金制度で、通称牛マルキンがあります。

県の助成は生産・肥育とも国の制度に対する生産者積立金の一部を県が助成しております。

市は今回補正予算で提案しております肥育経営と子牛生産経営の農家に対する支援を計画しております。

次は教育長が答弁をいたします。

○教育長（中村涼一）

それでは、今鶴議員の質問にお答えいたします。

1、学校の樹木の管理についての①危険樹木の伐採の進捗状況について、お答えいたします。

令和5年7月に、日本樹木医会鹿児島県支部に学校樹木の診断を委託した結果、259本が危険樹木として判定されました。

令和6年12月現在において196本が残っており、令和6年度末までには126本以下に減らす予定であります。

教育委員会としては、令和5年9月に策定した樹木伐採計画に基づき年次的に対応してまいります。今後も、予算の範囲内で可能な限り前倒しを図りながら、伐採を進めてまいります。

次に、1の②この事業の年間予算について、お答えいたします。

令和6年度予算は、危険判定樹木及び高木伐採の委託料を合わせて、小学校が307万2,000円、中学校が168万円、合計475万2,000円です。

以上です。

○11番（今鶴治信議員）

ただいま市長、教育長に1回目の答弁を頂きました。質問項目の順に順次、2回

目からの質問をさせていただきたいと思います。

ただいま学校樹木の伐採の進捗状況について、教育長より説明がございました。不幸なことに2年前、私の地元の高岡小学校のイチヨウの木の枝が折れて、校長先生が亡くなるという痛ましい事故がございました。その中で、今、教育長が答弁されたように、日本樹木医会の鹿児島県支部において学校樹木の診断を委託したということで、259本が危険樹木となっているということでありました。まだ残っている本数も多くあるということで、年次的、予算的にやっていくということですが、特に私の地元の櫛小学校でもこの前相談があったところですが、やはり校庭の学校の外周はまだ、危ないことは危ないんですけど、危険範囲でいうと少しは時間的余裕もあるかもしれませんけど、この中に、櫛小学校に限らず、校庭内の運動場内に立っている樹木がある小中学校は幾つかあるか伺います。分かっていたらですけど。

○教育総務課長（鶴田洋一）

お答えいたします。

先ほど教育長の答弁でもあったように、教育委員会では令和5年7月に日本樹木医会鹿児島県支部よりこのような報告書を頂いております。一本一本について全て把握しておりますけれども、校庭に何本あるかということでは、現在ここではちょっと数は分からないところでございます。

○11番（今鶴治信議員）

私も、校長先生から、櫛小学校のセンダンの木がどの程度の危険樹木に指定されているかは把握していないところでございますが、校庭、以前3本、私の小学校もあって、今結果的に1本だけ残っています。そういう中で危険樹木の状況も分かるんですが、特に校庭内に、イチヨウの木もそうだったんですけど、あるということとは他の児童生徒さんにも非常に危険があるんじゃないかと思っております。ということで今、年次的にされているということですが、危険樹木の段階といいますが、ABCとかどういうふうにして危険樹木が判断されているか分かりませんが、危ないところから切られているということですが、その危険樹木の段階的なものはどのようなことで今判断されているんですか。

○教育総務課長（鶴田洋一）

お答えいたします。

危険樹木の危険度については、令和4年に発生いたしました高岡小での事故を受けまして、第1回目の危険樹木の調査を行いました。そのときに非常に危険というものはその際に伐採をいたしました。その後、先ほど申し上げました、令和5年7月に日本樹木医会の調査をいたしました。そのときに危険度1、危険度2、危険

度3という具合に各学校ごとに調査を実施いたしました。その調査につきまして、危険度1につきまして113本、危険度2につきまして36本、危険度3について110本ということで調査ができております。

以上でございます。

○11番（今鶴治信議員）

それぞれの学校で不安な樹木というのがあるのは理解しているところでございますが、危険度1から順に予算の範囲内で伐採していくという計画は分かります。今、私も初めて分かったところでありますが、この危険樹木の危険度1・2・3についてはそれぞれの小中学校に通知されているのかどうか伺います。

○教育総務課長（鶴田洋一）

この小中学校の樹木の診断結果については、年度初めの校長会でお示ししたと思っております。

以上でございます。

○11番（今鶴治信議員）

保護者のPTA、また校長先生も異動とかがあるものですから、その都度、説明しなくては分からないのかと思いますけど、やはり私のほうにも校庭の中にああいう危ない樹木があるということで、どう市のほうでは判断されているのか。ほかの予算があるんだったら人命重視だから先にこういう樹木を伐採すべきじゃないかという指摘を受けまして、今回私も質問に至ったわけでありまして。その危険度が1・2・3のうちのどれに当たるか分からないところでありますが、その辺のところを学校側、保護者のほうにも伝えて、危険な樹木ではあるけどもっと危険な樹木から優先にやっているところであるとか、そういう丁寧な説明がないとですね。私も詳しくは言わなかったんですけど、末吉小学校は既にほとんど伐採してあるんじゃないかという一方的な話であったんですけど、あれは校舎新築のためもあって先に切られたんじゃないかという、危険樹木以外でも、と把握しているところでありますが、保護者の方々にはそういうことがよく理解されていなくて、あそこは全部切って何でうちは切らないのかという私に意見がございました。そこで、危険であることには間違いがないところでありますので、あえてそこについては私も反論しなかったところでありますが、やはり實際上、そういうところで木が折れただけじゃなくて人命が、亡くなっているということですね。非常に保護者、学校の校長先生をはじめ、校庭にある樹木が、校長先生の話では、とてもじゃないけど子供たちを樹木の近くにはやらせたくないということでありまして、運動会とかいろいろ行事があると、どうしてもその樹木のところでもやらなくちゃいけない。そこが危険度の1・2・3のどれに入る木なのかは分からないところでありますが、先生として

は学校の総責任者であるという立場からいうと、やはりせめて枝ぐらいでも落としていただかないと、あの大きい枝が落ちてきたら、児童さんも遊ぶときも運動場内で遊んでいるわけですから非常にリスクがあると思います。私も自分のところの学校しか判断していないところではありますが、今回指摘を受けましたので今質問しているところではありますが、ほかの曾於市内の小学校でも同じような状況があるんじゃないかと思っております。年次的、予算という制約もあると思うんですけど、市長にお伺いします。やはり人命に代え難い大事さはないと思うんですけど、年次的ということではありますが、こういう予算をちょっとでも厳しい財政の中で前倒しして、危ない木は早めに伐採すべきじゃないかと思うんですけど、市長としての見解を伺います。

○市長（五位塚剛）

高岡の小学校のイチョウの木の折れた問題で全国的なニュースになりました。文科省からも指示があって、そういう危険木の調査も指示があったところがございますが、私たちの曾於市内の小学校、中学校全て調査して、まず本当に危険性のあるところから優先をしてこの間やっております。危険度というのは、中が場合によっては腐っていて、空洞になっている部分とか、見れば分かりますので、そこを優先してきました。こういう木の危険伐採について、国のほうが本来ならばもっと支援をしていただきたいと思います。残念ながら全く支援がありませんので、自主財源、市の一般財源で行っておりますので、これについても引き続き、国のほうには声を上げていきますけど、限られた予算の中でありますので、まず危険のあるものから優先をして年次的にやっていきたいというふうに思います。

○11番（今鶴治信議員）

今回の事故を受けてですけど、以前はそれぞれ卒業生のOBの方々が記念樹か何かとして植えられて思い出があって、なかなかそれまでは伐採、枝打ちでも協力が得られないということがあったと聞いておりましたが、そのイチョウの木の事故以来、人命より重いものはないということで、危険な樹木はもう切っても文句は言えないというふうにほとんど理解がいつていると思います。令和6年度でそれぞれ予算がついておりますが、危険度1・2・3あると報告でありましたが、年次的に危険度3までは全て伐採される予定か、この予算であとどのぐらいで、全ての危険判定樹木を伐採するのにどのぐらい掛かるか、分かっておったら説明を求めます。

○教育総務課長（鶴田洋一）

お答えいたします。

1回目の教育長の答弁でもありましたとおり、令和6年度末までには126本以下に、危険度1、危険度2、危険度3を含めて減らす予定でございます。

我々の目標としては、令和7年中にはこの残った126本について、ある程度めどをつけたいと考えております。

以上でございます。

○11番（今鶴治信議員）

予算もあるし、専門の方々が危険度を判定されたということで信頼に足る判断だと思っております。しかしながら詳しく、学校現場のほうも、せめて校長先生、PTA会長には、どこどこの小学校は危険度の何で何年度内には伐採する予定であるとか、そういうことを報告していただかないと、本当にいつ切っていただくんだかということで、やはり自分の子供、また学校の先生も自分たちのところの児童生徒さんがそういう事故にいつ遭われるんじゃないかという非常に不安を持っておられると思います。そこで完全に市予算の範囲でやるしかないところは分かるところがありますが、そういう安定的なことを伝えるためにも、やっぱり年度初めぐらいにはそういう伐採する予定のところの学校だけではなく、今後のところにはいつぐらいというめどを示してほしいと思っているところではありますが、その点について教育長はどうお考えか伺います。

○教育長（中村涼一）

お答えいたします。

一応以前、令和5年度に樹木医のほうに診断をしていただきましたが、基本的に高岡小の事故を受けて、文科省も各学校に安全点検の項目の中に学校樹木も入れなさいということで、学校のほうでも毎月1回は必ず樹木の点検をしております。その中で学校から、櫛小も含めて、危険な樹木があるということで我々のほうも報告を受けております。そのことについては、我々もまた担当を行かせて、状況を把握して、緊急性があれば、これは順番を入れ替えてでも実施していきたいと思っております。

今鶴議員が言われるとおり、本当に子供の命が最優先ですので、我々としてはそういうふうにある程度、臨機応変に対応するつもりでございます。昨今の情勢でこういう伐採の費用もだんだん高騰して、我々が予定している本数よりはなかなか厳しい状況もありますが、少しでも危険な樹木を学校から撤去できるように頑張りたいと思います。

それから、保護者にも十分やっぱり各学校、周知してまいりたいと思います。1回は市報とかに載せましたが、まだ十分な周知ができていない状況も今伺いましたので、どういう形で教育委員会のほうで各学校の樹木を計画的にどういう形で進めていくかというのは、また周知したいと思います。

以上です。

○11番（今鶴治信議員）

樹木に限らず、地球温暖化の影響で気象災害、また農産物被害等も出て、特に今年には野菜等も米等も高騰しております。その中で、先日もどこの地区だったか、一般の方がイチョウの木の枝が折れてやはり死亡事故が起きているということで、これまで大木がそんなに急に折れるようなこともなかったんですけど、やはり異常気象の影響もあって樹木等も異変が起きているんじゃないかと思っております。予算も限られているところでありますので、私の小学校からということじゃなくて、危険箇所を本当に人命の影響が出ないように、計画的に少しでも早く取り組んでいただきたいと思っております。

この件につきましては、以上で終わります。

2番目の肉用牛の価格低迷についてということで、ここ5年間の子牛の平均価格とまた生産費、飼料高騰ということで、手前みそではありますが、私も少し子牛生産をしているということで、値段が安くて経営に大変厳しい状況であるというのは把握しているところでありますが、数字的にコストの平均単価を見て、見ていただいたのと一緒で、子牛の平均価格より生産費のほうが上回っている。人件費を含まずにですね。今回、一般質問通告を出したとき、補正予算書が届く前だったものですから、市のほうでもどうかこの対策をしていただけないかということで、それは今回、補正予算のほうに子牛1頭1万円、肥育牛の素牛にも1万円ということで大きな予算を伴う市の単独事業であります。組んでいただいたということで、このことについては地元でも今回そういうことが上がっているということも報告させていただきました。やはり肉用牛の方々も頭数がたくさん出てらっしゃって牛1頭当たり、また、まとまった金額になりますので、これで生産費を賄える金額には、までは満たないんですけど、やはり国、また市もそうやって応援をしていただくというのが非常に感謝されていると思っております。ということで11月の成牛市で、私は参加しなかったんですけど、相当数の牛が売買されたということを知っておりますが、現在まだ数字的なものは年度途中で出ていないと思っておりますけど、今分かっている範囲で、令和4年から令和5年に対して生産農家の減少数、また頭数の減少等があったか、通告していなかったんですけど、もし把握していた場合は分かる範囲でいいんですけど、説明を畜産課長に求めます。

○畜産課長（野村伸一）

それでは、お答えいたします。

飼養戸数、頭数の調査は毎年1月1日現在で行っておりまして、令和6年の1月1日現在と令和5年の1月1日現在で申し上げますと、肉用牛の繁殖で66戸の方が経営を廃止、やめられているというようなことで、頭数につきましては604頭が減

っているというような状況でございます。

以上でございます。

○11番（今鶴治信議員）

飼料高、物価高騰等で肥育牛をされる方が素牛価格を下げないと、とてもじゃないけど、肉用牛として売った場合に赤字が続いているということで、いろいろこういう、国のほうもマルキン事業等もあるんですけど、やはり末端の肉が消費されないとなかなか値上がりは難しいんじゃないかと思っております。

その中でやはり物価高騰で、消費者一般がリーズナブルで栄養的にはあまり変わらないということで牛肉等よりも鶏、豚肉のほう消費がされているということで、今年初めに消費拡大のためにキャンペーンをされるという予算も上がっておりますけど、その辺はもう実際取り組まれたのかどうか伺います。

○畜産課長（野村伸一）

お答えいたします。

本年度の当初予算の中で畜産のまちのPRという事業の中で取組をいたしておりますけれども、これは畜産のまちの曾於市をPRするというようなことが目的でございます。現在その反響等もありまして、問合せ等はあるところでございます。これがやはり曾於市の肉の需要拡大というようなものにつながればいいかなと思っております。そこで問合せのあったところ等については、ふるさと納税等での活用をお願いしますというようなことは呼び掛けをしているところでございます。

以上です。

○11番（今鶴治信議員）

国のほうでも牛肉消費拡大のため、今回の大型補正の中でもニュース等では聞いたところではありますが、それがどういう内容かはまだこれからのことだと思っておりますけど、その辺の、詳しくは分からないと思っておりますけど、何かそういう情報等は来ていないか伺います。

○畜産課長（野村伸一）

お答えいたします。

国の中でもどうしても肉の需要拡大というようなものを緊急的に進めなければいけないというようなことで、令和5年の補正予算から始まりまして、このときには単価といたしまして、食肉事業者のほうの小売・外食等へ流通させる場合に、国のほうが1kg当たり1,600円ということで補助を出すというような事業がございました。今回の6年度の補正予算につきましては、ロイン系、これが1,600円が1,800円に上がりました。それと今回はロイン以外の部位、ここも600円というようなことで、そういう助成があって流通を促すというような対策が取られるようでございます。

す。

以上です。

○11番（今鶴治信議員）

曾於市単独でも国・県に頼らないと、なかなか市では限られた予算でありますので大きなことはできないのは分かります。しかしながら今回、財政調整基金等を取り崩して、それぞれ肥育牛と肉用牛、子牛に出荷頭数に応じて1万円ずつということで相当な金額に上るところでございます。今年の4月から3月までの予算ということで今回出ているわけでございますが、例年は11月、12月になると結構年末の消費のためちょっと値上がりして、年明けには希望が持てるという感じになっているんですけど、今年の11月、12月、まだ曾於郡の競り市は始まっていないところではありますが、ほかの市場を見たとき、さほど上がってこないのかなという感じがしております。その辺の需給的な情報とかが分かるとけば、畜産課長に質問いたします。

○畜産課長（野村伸一）

お答えいたします。

先ほどあったように、やはり牛肉等の消費につきましては、年末需要ということで11月から12月にかけては非常に高額で取引されるというのが例年でございます。本年も11月になりまして需要が伸びておりますけれども、それに伴いまして枝肉価格等も上昇しております。その関係で子牛価格も若干は上がっているんですけども、例年みたいな高価格にはまだなっていないというような状況で、いずれにしましても、まだ国内の動向を見てもやはり牛の頭数がまだ多いというようなことで、生産するものに対して消費が追いついていないというような状況があるようでございます。

以上です。

○11番（今鶴治信議員）

これまで牛肉の輸入自由化が始まって、黒毛和牛については肉質を上げていけば需要が絶対減ることはないということで輸入における影響はないということで、この間、種牛また肉用牛の改良が進んで、聞くところによりますとAの5ランクの最高牛肉のほうは七、八十%いって、Aの4までいくとほとんど90%以上だというニュース等も聞いたことがあります。いい肉はたくさんあるんだけど、なかなかそれが、結構私たちが感じているところでは安いというふうに思っているところではありますが、消費者から見たら、まだ牛肉は高根の花かなというところがあるのかと思っています。いろいろ国、市のほうでもそれなりに工夫をされて、需要拡大、またPRに努めていただいているところでございますが、その中で今はいい肉というのは等級で決まっているわけですけど、やはりこれからは消費者に好まれる、A5だ

けじゃなく、もっとほかの評価も要るんじゃないかという情報等もあります。まだ過渡期であると思いますけど、そういうふうなところの売れる、たくさん食べられる肉ということでその辺の情報とかはないか、課長に伺います。

○畜産課長（野村伸一）

お答えいたします。

今議員のほうからありましたとおり、消費の中では赤身志向というのが言われております。その中で今の肉牛生産の動向を見てみますと、最高級のA5ランク、サシの入ったそういうものが高額で取引されているというのは事実でございます、やはり生産性を重視しますと、高級なものを作っていったほうが売上げは上がるというような状況でございます。ただ、その赤身志向につきましては、特別な産地、ブランド、そういうものを持ったところについては、そういうものでも高額で取引されているという例はあるようでございます。

例えて言いますと、熊本のあか牛、こういうものが当初は肉質が悪いというようなことで黒牛に切り替える農家が多くなって、あか牛が減ったという中で、現在では黒毛和牛よりも去勢、雌とも10万円程度高い価格で取引されているというような、一部のブランドについてはそのようなことがありますけれども、我々産地としては、やはり今の経営を考えると、高品質なそういう生産に取り組みざるを得ないというような状況でございます。

以上です。

○11番（今鶴治信議員）

以前、国からの助成があったかも分からないんですけど、牛肉の需要拡大ということで市のほうでも補助を出して牛肉消費拡大したことがあったと思うんですけど、曾於市だけで取り組んでもなかなか需要喚起にはつながらないと思うんですけど、そういう観点から、牛肉に限らなくてもよろしいんですけど、市のほうで、そういう消費拡大の市民に対する特定した商品券とか、何かそういう拡大応援にできないものか、市長に見解を伺います。

○市長（五位塚剛）

私たちの曾於市は牛、豚、鶏、全国でもトップクラスの生産地であります。また、ナンチクという食肉加工場、また鶏のほうの鹿児島の子キン、立派な工場もありますので、ふるさと納税を含めて、またいろんな形でのPRができないかということを含めて、さらに検討させていただきたいと思っております。

○11番（今鶴治信議員）

農業生産高が、昨日の市長の答弁にもありましたけど、全国で10位ということですね。これまでの飼養されている企業、また農家、そういう努力、また国・県もあ

るけど、やっぱり市のこれまでのいろんな支えがあって今全国10位まで生産額が上ってきたんじゃないかと思っています。今、全国的に畜産も、和牛だけに限らず、乳牛等も本当、厳しいというのを聞いております。どうにかここを乗り切るために、やはり何らかの助成も、国だけでなく必要だと思っています。しかしながら、市のほうでも大変今度、一般財源をつぎ込んで応援を頂くわけですが、来年も引き続き少しでも上がってくればいいとは思っているところではありますが、なかなか見通しが立たないところでもあります。今やっとな補正を組んでいただいて、来年のことを言うのもいかなものかと思いますが、生産者の安心のために、もし今後またこういう低迷が続くようだったら引き続き、金額の大小は別として、市のほうでも単独でもやっていく、応援いただくかどうかを市長のほうに見解を求めます。

○市長（五位塚剛）

今まで曾於市の畜産を支えていた高齢者の方々が大体今やめてきている状況であります。中核的な農家、若い人たちが生産肥育を手がけておりますので、この人たちは支えてやらなきゃならないだろうと思っています。状況を見て、必要なものについては、また今後も検討はしていきたいというふうに思います。

○11番（今鶴治信議員）

11月だったんですけど、農業新聞のほうに、農業支援にもふるさと納税をという記事が出ておりました。その中で、こういう肉用牛に限らず、先ほども言いましたけど、気象災害による農産物の台風被害、また高温による被害ということで、クラウドファンディング型ふるさと納税を最近活用されている、市町村が取り組んでいるという記事でありました。その中で、滋賀県の東近江市が飼料高騰に苦しむ畜産農家支援にクラウドファンディング型ふるさと納税で2,991万円を集めて、そういうふうに畜産農家に回したという記事でした。

そういうことで、いい肉はもちろん、ふるさと納税で売れるんですけど、消費者に今のこの畜産現場の飼料高騰の苦しみを理解していただいて、少しでもそういう方々に応援をしようという気持ちで、またこういうクラウドファンディング型ふるさと納税なんかも協力いただければ、金額の大小は別として、やはり消費拡大にもつながっていくんじゃないかと思っていますけど、こういうクラウドファンディング型ふるさと納税は商工観光課の窓口であるかどうか伺います。

○商工観光課長（佐澤英明）

お答えいたします。

今、ふるさと納税のクラウドファンディングということでお話があったかと思いますが、そうなりますと商工観光課になるかもしれませんけども、その担当する課

というのが重視されますので、そこの協議がまた今後必要になってくるかと思
います。

以上です。

○11番（今鶴治信議員）

ぜひ、これによると、ポータルサイト「ふるさとチョイス」を集計したというふ
うな記事でございました。うちの市も利用されているんじゃないかと思っています。
具体的なことは私も詳しくないところではありますが、どこもそうやっていたらやる
のかもしれないけど、農業生産高で全国の市の中でトップということで、また養豚
に至っては全国で3位内に入っているということで、そういうことを含めてやって
いくと十分、曾於市をアピールできるんじゃないかと思いますが、この辺のやり方
いろいろとあると思うんですけど、市長の見解を求めます。

○市長（五位塚剛）

ふるさと納税のやり方、またクラウドファンディングの仕方、ふるさと納税の企
業版の取組方、いろいろこれはもっともっと、やり方によっては曾於市の支援はま
た広がるんじゃないかなと思っております。今後、そういうことを含めて、曾於市
のPRにつなげるように取組を進めていきたいというふうに思います。

○11番（今鶴治信議員）

財部にSKLVもオープンして、やはりそういう全国からも注目されていると思
いますので、うまくやり方を工夫して、逆にそうやって全国にアピールするという
方法もあると思いますので、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

通告には出していなかったところがございますけど、最近、福岡県のほうでラン
ピースキン病というのがウイルス性の感染症が乳牛等に出たということでワクチン
接種とかいう記事になっていますけど、熊本も出たというこの前のニュースにもあ
ったかもしれませんが、このランピースキン病について、畜産課長のほうで情報
とか、もし出た場合の対策とかは、分かっている範囲でいいですけど、どういふ
うに対策があるのかを伺います。

○畜産課長（野村伸一）

それでは、お答えいたします。

ランピースキン病につきましては、11月の6日に福岡のほうで国内で初めて発生
いたしました。この病気につきましては、口蹄疫とか、あるいは鳥インフルエンザ、
豚熱、こういうものの法定伝染病と違いまして、届出伝染病になっております。そ
の関係で、法定伝染病であれば国が責任を持って殺処分して補償まで行うというの
があるんですけども、届出伝染病の場合は、こういう規制がございません。ただ、
ランピースキン病につきましては、世界各国で発生しておりまして、直近では韓国

で昨年から発生しておりまして、国のほうでも水際対策というようなことで持ち込まないという取組はされておりました。それが福岡で発生いたしまして、現在、18農場で発生がされていると思います。それと、福岡で買われた牛が熊本に移動いたしまして、熊本でも発生しているということで、現在2県で発生しておりますけれども、先ほど申し上げましたとおり、この病気につきましては補償がないというようなことで、農場での自主淘汰というようなものになっております。その関係で県のほうがワクチン接種を実施、今始めております。それと発生した農場につきましても、国のほうが一部助成をするというようなものが年度内に成立するのではないかなということを聞いておりまして、今、自主淘汰が進んでいるというようなことでございます。農家の中でも、これは牛に限った病気でございます、肉用牛、乳用牛、こういう農家では非常に恐れている病気でございます、やはり我々の地域に持ち込まないというようなことで、県外からの牛の導入とか、そういうものは極力控えていただきたいというようなものと、それと自衛防疫、こういうものに取り組んでいただきたいということを農家には現在申し上げているところでございます。

以上です。

○11番（今鶴治信議員）

法定伝染病じゃないということで、しかしながら福岡のほうで出ているということで、乳牛だと聞いておりますけど、この自主淘汰ということでございますが、分かっている範囲でいいんですけど、自主淘汰というのは、感染した牛だけ処分すればいいのか、口蹄疫は1頭出たら全て、そこで飼っている牛は淘汰だったんですけど、分かっていたら、その病気に感染した牛だけの対応なのか、全頭、その農場全体なのかを伺います。

○畜産課長（野村伸一）

お答えいたします。

今、福岡県内の情報等を聞いてみますと、その農場の牛は全頭検査をいたしまして、陽性の牛がいましたら、その牛までの淘汰をお願いしているというようなことで聞いているところでございます。

以上です。

○11番（今鶴治信議員）

ちょっと最近ニュースで見たものですから、通告外で本当申し訳ないけど、大体内容は分かりました。

あとやはり、先ほど市長の答弁にもございましたから、お茶等でもそうでありますが、やはりこれからは海外に輸出ということ、先ほどの牛の肉の販路拡大ということでもあるんですけど、ナンチクがいち早くそういう家畜衛生的な対応をして輸

出ができる食肉企業でございますが、今そういう輸出のほうの動きとか、そういうのは把握しておいたら説明を求めます。

○畜産課長（野村伸一）

輸出については、順調に推移しているのはこれは間違いないことですが、ただ、急激に伸びているという状況でもございません。今アメリカを中心として、EUヨーロッパ関係のほうにも輸出がされているということで、順調ではあるんですけども、そんなに伸びてはいないというようなことでございます。

以上です。

○11番（今鶴治信議員）

最後にですけど、先ほどのクラウドファンディング型ふるさと納税、企業版も必要なことであるということでありましたが、今後、曾於市でも何らかのそういう取組が可能なかどうか、最後に商工観光課長に伺います。

○商工観光課長（佐澤英明）

今おっしゃいましたように、いろんな形でのふるさと納税での活用というのがございます。また、ふるさと納税の中でPR広告とかもしておりますけども、そのような中で、できるものはしていきたいと、できないものもあるかもしれませんが、そのような形は今後も協議をして、そしてまた形成できるものはしていきたいというふうには考えております。

以上です。

○11番（今鶴治信議員）

和牛について特に質問しましたが、それぞれの家畜、酪農、養豚、養鶏、それぞれ課題を抱えておりますが、今後ともぜひ、畜産のまちでありますので、支援のほうを厚く期待することを祈念しまして、これで私の一般質問を終わります。

○議長（迫 杉雄）

ここで、質問者交代のため、10分間休憩いたします。

————— . ——— . —————
休憩 午前10時53分
再開 午前11時04分
————— . ——— . —————

○議長（迫 杉雄）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第5、瀬戸口恵理議員の発言を許可します。

○3番（瀬戸口恵理議員）

皆さん、こんにちは。3番、さくら会、瀬戸口恵理です。

それでは、質問いたします。

今回は大きく3項目について質問をしてみたいと思います。

まず、大項目1、子育てしたいと思えるまちづくりについて。

市内のあらゆる地域から、子育て中のママ・パパからの相談や要望が届けられることが増えておりますが、特に最近、「曾於市は子育てしやすいまちとは逆のことばかりしているように思う。子育て世代に住み続けてほしいと思っていないのだろうか」という不安の声が増えているように感じております。

そこで、順次質問をしてみたいと思います。

①保育所、幼稚園、認定こども園等の待機児童の状況についてお伺いいたします。

②放課後児童クラブの待機児童の状況についてお伺いいたします。

③ファミリー・サポート事業の状況と利用者の感想についてお伺いいたします。

④保育現場での不適切保育への対応と対策についてお伺いいたします。

⑤学校現場での不適切指導への対応と対策についてお伺いいたします。

⑥不登校にならないための未然防止策についてお伺いいたします。

⑦産婦人科や小児科の誘致についてお伺いいたします。

⑧子育て世代の自治会への加入率についてお伺いいたします。

⑨空き家を活用した子育て世代とのマッチングや、住みやすい環境の提供は考えられないかについてお伺いいたします。

⑩行政からの案内や、また行政への申込み等に対するオンライン対応の状況についてお伺いいたします。

続いて、大項目2、高齢者が安心して暮らせるまちづくりについて。

子育てしやすいまちと同時に、また高齢者が安心して暮らせるまちづくりについても大切だと考えております。それについてお伺いしてみたいと思います。

①本市は年金受給だけで安心して暮らせる状況にあるのかどうかについてお伺いいたします。

②高齢でも体力に見合った働き口はあるのでしょうか、お伺いいたします。

③一人暮らしをされている高齢者への支援はどのようなものがあるか、お伺いいたします。

④福祉タクシーや介護タクシーの本市の現状についてお伺いいたします。

⑤高齢者やケアをされている御家族への支援はどのようなものがあるのでしょうか。また、民間の事業内容を把握した上でマッチング等はされているのか、お伺いいたします。

⑥民間事業者が行政の手の届かない部分の支援を始めようとした場合、本市において補助等はあるのかについてお伺いいたします。

大項目3、ふるさと納税と企業版ふるさと納税について。

福祉の充実については、財源確保が大切であります。本市の大きな収入源となっております、ふるさと納税と企業版ふるさと納税についてお伺いいたします。

①これまでの決算額と今年度の状況についてお伺いいたします。

②他市町村と比較してどのような状況かお伺いいたします。

③寄附額を増やすための取組は。また、具体的にどこの企業等に行き、それぞれ寄附はあったのかどうかについてお伺いいたします。

④寄附増額に係る経費（歳出）と寄附額（歳入）を比較した場合、費用対効果の分析についてどのようにされているか、見解をお伺いいたします。

⑤寄附による歳入を増やすための今後の取組予定についてお伺いいたします。

以上、壇上での質問を終わります。

○市長（五位塚剛）

それでは、瀬戸口議員の質問にお答えしたいと思います。

質問事項の1の⑤と⑥以外については、私が最初に答弁いたしますが、質問事項の1の⑤と⑥については、教育長に後から答弁させます。

1、子育てしたいと思えるまちづくりについての①保育所、幼稚園、認定こども園等の待機児童の状況について、お答えいたします。

現在、市内の保育施設は、保育所が3か所、認定こども園が13か所、計16か所あり、利用定員の合計は1,000人となっております。これに対して、11月1日現在の入園者数は926人で、これには市外からの入園者が67人含まれているところです。

利用定員に対して74人の空き状況となっておりますので、待機児童はいない状況となっております。

1の②放課後児童クラブの待機児童の状況について、お答えいたします。

現在、市内には放課後児童クラブが29か所あり、定員の合計は1,002人となっております。これに対して10月末現在の登録者数は873人で、全体としては定員を下回っている状況ですが、一部、受入れ体制等の理由により、申込みを断っているところもあります。

1の③ファミリー・サポート事業の状況と利用者の感想について、お答えいたします。

曾於市ファミリー・サポート・センターは、本年度4月1日から事業を開始しておりますが、11月末現在の会員数は、依頼会員が38人、援助会員が21人、両方会員が3人、合計62名となっております。

利用につきましては、11月までに送迎や一時預かりの支援を計12回実施し、12月にも既に12回の予約が入っている状況です。

利用した保護者の感想としては、仕事で子供を塾や習い事にする都合をつけるのが大変だった。ファミリー・サポートへ相談してとても良かったなど、喜ばれているようであります。

1の④保育現場での不適切保育への対応と対策について、お答えいたします。

令和5年5月に国が示した、保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドラインを、市役所、各保育所、こども園で共有し、より良い保育環境を目指しているところです。

しかしながら、市へは、不適切保育を含め、保育所等に対する苦情や御意見が、年に数回寄せられています。これらの通報や意見等に対しては、原則として、まずは事実確認を行い、必要に応じて立入調査や監査を実施し、結果に応じて指導を行っております。

1の⑦産婦人科や小児科の誘致はについて、お答えいたします。

曾於市におきましては、産科が令和2年にやめられ、小児医療は長年2つのクリニックに務めていただいておりますが、令和4年と5年にそれぞれ閉院と勇退をされ、今は産科・小児科はない状況です。そのようなことから、現在、市内の3医療機関において、小児科診療も担っていただいております。

行政としましても、以前より曾於圏域、あるいは大隅圏域全体での医師確保の協議も行ってきたところです。少子化の進む中、人口規模からしても、小児科を新しく開院するには厳しいという専門的な意見等もあり、なかなか進まない状況ではありますが、今後も引き続き、財政的な支援も考えながら協議を進めてまいりたいと思います。

1の⑧子育て世代の自治会への加入率について、お答えいたします。

子育て世代を18歳までの児童がいる世帯としますと、10月末現在で世帯数は2,229世帯、そのうち自治会に加入しているのは996世帯で、加入率は44.7%になります。

1の⑨空き家を活用した子育て世代とのマッチングや、住みやすい環境の提供は考えられないかについて、お答えをいたします。

空き家の活用について、空き家バンク制度により、空き家を活用したい方々に対して空き家の情報を提供しております。空き家の情報については、市のホームページなどで随時更新をしており、また、空き家のリフォーム補助金などの制度も周知しているところです。

1の⑩オンライン対応の状況について、お答えいたします。

10月より、市の公式LINEについて機能の拡張を行い、利用しやすく、新規登録者を増やすためのサービスを開始しました。ターゲットを絞り、住民へ情報を発

信するもので、子育て関連の申込みやイベントの予約を行うもの、住民から道路の異常、危険な空き家、猿などの害獣目撃を通報するものなどの機能があります。

2、高齢者が安心して暮らせるまちづくりについての①本市は年金受給だけで安心して暮らせる状況にあるのかについて、お答えいたします。

収入が年金受給だけでも安心して暮らしている方もいれば、不安な方もいらっしゃると思います。経済的に不安な方が安心して暮らしていけるよう、引き続き生活困窮者支援などの取組を進めてまいります。

2の②高齢でも体力に見合った働き口はあるのかについて、お答えいたします。

高齢者の働き口としては、曾於市シルバー人材センターが、就業等を希望する高齢者に対して仕事を提供しておられます。これ以外では、高齢者の働き口は把握していないところであります。

2の③一人暮らしをされている高齢者への支援はについて、お答えいたします。

市が委託した配食業者による安否確認などの見守りも含めた訪問給食サービス事業を行っております。また、社会福祉協議会と連携して、各地域の在宅福祉アドバイザーによる見守り活動、民生委員による見守り・相談活動、市で雇用した専門員による定期的な見守り訪問などの事業を行い、高齢者の困り事や心身の異常を把握し、関係機関につないでいます。

2の④福祉タクシーや介護タクシーの現状はについて、お答えいたします。

市内に3か所の福祉タクシー事業所があると把握しています。事業所に確認したところ、利用者数は月10件ほどあるようです。

2の⑤高齢者やケアをされている御家族への支援は。また、民間の事業内容を把握した上でマッチング等については、お答えします。

高齢者やケアをしている家族への支援としては、介護保険サービスや寝たきり介護手当の支給などの支援を行っております。民間事業を含めた生活支援サービス等の社会資源の紹介については、ケアマネジャーや市が委託している包括支援センターなどで相談に応じております。

2の⑥民間事業者が行政の手の届かない部分の支援を始めようとした場合、補助等はあるのかについて、お答えいたします。

既存の補助制度の対象に該当しない場合は、補助はありません。

3、ふるさと納税と企業版ふるさと納税について、まずはじめに、商工観光課で実施している「ふるさと納税」について、お答えいたします。

①決算額と今年度の状況について、令和3年度から令和5年度までの歳入決算額及び本年11月の状況について、お答えいたします。

令和3年度が16億2,353万4,800円、令和4年度が15億4,160万9,250円、令和5年

度が17億715万3,560円、今年度は11月末現在で約6億4,600万円の寄附が頂いております。

3の②他市町村と比較について、お答えいたします。

総務省が公表しております、令和3年度から令和5年度のふるさと納税に関する現況調査結果に基づき、近隣市の状況について1,000円単位でお答えいたします。

令和3年度が、曾於市16億2,353万5,000円、志布志市52億9,767万5,000円、鹿屋市28億1,447万1,000円、霧島市12億7,857万9,000円、都城市146億1,619万1,000円。

令和4年度が、曾於市15億4,160万9,000円、志布志市62億1,960万円、鹿屋市45億8,735万5,000円、霧島市14億8,950万4,000円、都城市195億9,261万5,000円。

令和5年度が、曾於市17億715万4,000円、志布志市67億6,519万4,000円、鹿屋市35億1,404万5,000円、霧島市16億7,280万1,000円、都城市193億8,404万4,000円となっております。

3の③寄附額を増やすための取組について、お答えいたします。

寄附額を増やすための取組におきましては、インターネット広告や各種イベント参加におけるPR活動、返礼品取扱事業者と返礼品の充実、また、ポータルサイト数を増やすことで、寄附ができる裾野を広げるなどの取組を行っているところであります。

3の④寄附増額に係る経費と寄附額を比較した費用対効果について、お答えいたします。

ふるさと納税においては、募集に要する費用を、寄附金受取額の5割以下にしなければならないと、国から示されております。そのため、毎年度経費については、寄附金の5割以下になるよう運営しているところであり、その中で要している経費は、最大限の効果が発揮されていると考えております。

3の⑤今後の取組予定について、お答えいたします。

寄附を増やすための取組といたしましては、これまでどおり各種メディアを活用したPR活動や、返礼品取扱事業者と連携を密にして、さらなる返礼品の充実を図っていくとともに、これまで主に関東地方で行ってきたイベント等のPR活動を関西地方でも行い、本市のPRに取り組んでいきたいと考えております。

次に、企画政策課で実施している3、企業版ふるさと納税について、①決算額と今年度の状況について、お答えいたします。

本市においては、制度の活用を始めた令和3年度から令和5年度までの決算額及び現時点での令和6年度の状況についてお答えいたします。

令和3年度が4,430万円、11社、令和4年度が1億4,140万円、45社、令和5年度が4,255万円で30社、令和6年度が325万円で13社となっており、総額で2億3,150

万円、重複を除き77社、うち1社は衛星携帯電話を物納していただいております。

3の②他市町村との比較について、お答えいたします。

内閣府が公表しております令和3年度から令和5年度の実績に基づき、近隣市の状況についてお答えいたします。

令和3年度が、曾於市が4,430万円、志布志市が7,730万円、鹿屋市が230万円、霧島市130万円、都城市が980万円。

令和4年度が、曾於市が1億4,140万円、志布志市が1,090万円、鹿屋市が290万円、霧島市が870万円、都城市が1,795万円。

令和5年度が、曾於市が4,255万円、志布志市が663万9,000円、鹿屋市が1,580万円、霧島市が3,540万円、都城市が3,620万円となっております。

3の③寄附を増やすための取組について、お答えいたします。

取組としては、企業訪問、説明資料の送付、全国和牛共進会、獣医師会、観光関連イベントなど各種イベント時のブース出展、出張時の飛び込み営業などを行ってきました。具体的には、市外に本社のある企業多数を訪問しております。

3の④寄附増額に係る経費と寄附額を比較した費用対効果について、お答えいたします。

令和3年度から令和6年度までの経費603万191円に対し、寄附総額2億3,150万円となっております。

3の⑤今後の取組予定について、お答えいたします。

企業版ふるさと納税、正式には地方応援税制については、令和6年度までの制度となっており、令和7年度以降の制度存続については、現時点では明らかになっておりませんが、政府でも議論がされております。

仮に制度が存続するならば、より一層の取組を行っていきたいと考えております。これまでは、新たな人の流れを作り出す事業として、SKLV事業を重点的にPRしてきましたが、ほかの事業として子育て支援の活用も目指してまいりたいと思います。

この制度は、職員の交渉能力、説明技術を高める点においても、非常に有効であると考えておりますので、全庁的に理解を深め、積極的に活用していくための取組を進めていきたいと考えております。

後は、教育長が答弁をいたします。

○教育長（中村涼一）

それでは、瀬戸口議員の御質問にお答えいたします。

1の⑤学校現場での不適切指導への対応と対策はについて、お答えいたします。

これまでも体罰などの違法行為に対しては厳しく対処してきましたが、最近、行

き過ぎた指導として、不適切な指導が問題となっております。これについては、子供に対する人権意識の欠如に起因するものと考えています。

教育委員会としては、管理職研修会の中で、子どもの権利条約やこども基本法の理念に基づく学校づくりがなされるように指導していくとともに、教職員の人権意識の高揚のための研修会等の充実に努めています。

1の⑥不登校にならないための未然防止策はについて、お答えいたします。

不登校の未然防止は、早期発見、早期対応が何よりも大事だと考えます。

学校においては、タブレットを活用した毎朝の心の健康観察や定期的なアンケート調査、教育相談を実施し、児童生徒の心身の異変に気づくように取り組んでいます。

また、SOSの出し方についての授業を行い、児童生徒が安心して周りの大人や友達に相談できるような指導に努めています。

そのほか、学校からの要請に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを派遣し、児童生徒や保護者が気軽に相談できる環境を整えるなど、未然防止に取り組んでいます。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

それでは、順次質問してまいります。

まず、保育所、幼稚園、認定こども園並びに放課後児童クラブの待機児童の状況についてお伺いいたしましたが、答弁の中では、基本的には待機児童はいないということで理解いたしました。一部、受入れ体制の理由により、放課後児童クラブについては申込みを断っているところもありますというふうに御答弁の中にございましたが、これについてはどのような御対応をされていらっしゃるのでしょうか。

○こども未来課長（新澤津友子）

お答えいたします。

今年度に入りまして申込みを断ったところがあるかどうか調査をしたところ、2か所ほど児童の人数が多いということで受入れができなかったとの回答がございました。理由をお尋ねしますと、やはり定員を超える受入れは厳しいというものが主なものです。

児童クラブの運営基準というのがありまして、大体児童1人当たりおおむね1.65㎡、中京間の畳1畳分の広さが必要と。

また、配置する職員としては、1クラブ当たり2人以上。そして、この1クラブ当たりの児童数というのが、おおむね40人以下ということで基準のほうはなっております。

希望者の多い児童クラブにおいては、かなり柔軟な対応をしていただいておりますが、どうしてもキャパ以上の児童を受け入れると安全管理に支障が出たり、肝腎な児童にとって快適な環境とは言い難い状況になるというようなことで、お断りをしていると聞きました。

1つのクラブにつきましては、その後、ほかのクラブに入ることができたということで、保護者からの報告を受けているというところもあります。

また、1つのほうは、今年度お断りしたということで、来年度に向けては定員の見直しを検討しているということで、こちらのほうは注視してまいりたいと思っております。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

放課後児童クラブに関しても、基本的には待機児童はいない。また、受入れが難しかった施設についても、ほかのところを紹介したりとか、今、就労に関わるような影響はないというふうに考えてよろしいでしょうか。

○こども未来課長（新澤津友子）

おっしゃるとおりだと思います。

○3番（瀬戸口恵理議員）

続いて、放課後児童クラブの補助的な役割に当たります、ファミリー・サポート事業に関してお伺いしてまいります。今現在、11月末ですね、依頼会員が38人、援助会員が21人、両方会員が3人ということですが、合計62名ですね。

こちらのほうで、例えば依頼会員のほうから、こういったことを依頼したいというふうな要望が届いたときに、それには十分対応できるような体制が整っていますでしょうか。

○こども未来課長（新澤津友子）

依頼会員からの要望、要請ということでしょうか。1件ほど依頼会員のほうから、チャイルドシートの貸与ができないかというような要望等がございました。それについては、今貸出しのできるもの、寄附をしていただける方がいらっしゃるということで、今ちょっと交渉をしているところでございます。要望には応えていきたいと考えております。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

依頼会員が預かりや送迎をお願いしようとした場合に、依頼会員が38名に対して援助会員が21名で、足りているのかなと正直思うところなんですけども、それについて今現状どのような状況でしょうか。

○こども未来課長（新澤津友子）

援助会員、今21名、依頼会員38名ですけれども、このファミリー・サポート・センター、本格的に稼働しだしたのが10月からということを知っております。この際も、やはりまだ援助会員のほうが少なく、依頼会員の依頼には、なかなかマッチングが難しい状況は聞いております。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

それでは、依頼会員も周知して、こういった事業がありますよというふうに増やしていく必要があると思うんですけども、ベースとなる援助会員が増えていかないことには事業が回っていかないと思いますが、それについて周知や広報等はどのようにしていらっしゃいますでしょうか。

○こども未来課長（新澤津友子）

お答えいたします。

周知につきましては、今、援助会員さんの募集ということで、曾於市のホームページ等でも行っております。

また、委託をしております陽幸会さんのほうでも、民生委員さんの会に出たり、様々な会があったときに説明をして募集をしているということになります。

今後も、市としましても、できるだけ依頼会員の募集には努めてまいりたいと思います。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

ファミリー・サポート事業開始に当たっては、面談等が必要だったりするので、なかなか最初の一步が踏み出せないという方もいらっしゃるかと思いますけれども、また申込みについても、現在は電話対応等による申込みの方法になっていると思いますが、都城市のファミリー・サポート・センターは、今年度、LINEによる申込みが開始されておりますが、今後そういったLINE等の活用などは考えていらっしゃいますでしょうか。

○こども未来課長（新澤津友子）

LINE等での申込みということは、今のところちょっと考えておりません。

○3番（瀬戸口恵理議員）

こども未来課におきましては、子育て支援センターでのイベントの申込みや、あとは母子手帳の交付に関して、LINE等で申込みできるように拡充をされていらっしゃると思いますので、こちらについても随時検討をしていただきたいと思います。

また、曾於市のほうではまだ実績が少ないので、実績の比較というのはなかなか難しいと思うんですけれども、私のほうが都城市のファミリー・サポート・センターの令和5年度の活動内容集計のほう、手元にあるんですが、こちらの中で一番利用が多いというのが、送迎に当たります。

やはり曾於市の保護者の感想の中でも、仕事で子供を塾や習い事にする都合をつけるのが大変だったけれども、ファミサポへ相談してよかったという感想が聞かれるところであります。

都城市のほうでは、このファミリー・サポートの中でも、送迎が一番需要が高いということと、あと公民館の加入率の低下を考慮して、そこを組み合わせた事業が今年度から開始されております。こちらが自治公民館加入者のファミリー・サポート・センター利用料無料化ということで、子育て世帯の応援と若い世代の加入促進を図るため、ファミリー・サポート・センター送迎支援の利用料を自治公民館加入者は無料となっております。こちらが9月から開始となっております。

こちらの予算額、一体どれくらいなんだろうというふうに思いまして調べてみたところ、ファミリー・サポート・センター利用料無料化だけにおいては、148万5,000円という金額で実施となっております。

実際に都城のファミリー・サポート・センターのほうに問い合わせたところ、自治会というか、公民館の加入者が9月から始まったので、まだ実績という面では、まだ期間が短いんですけれども、新たに加入した子育て世代が増えたかという、まだ分からないと。

ただ、公民館を抜けるという子育て世代が減ったという実感はあるというふうに伺っております。

やはり地域の自治会の加入率が低下する中で、子育て世代、若い世代に自治会に入ってもらおうということは大切なことだと思います。

また、こういったことで子育て支援と組み合わせることによって、いろいろな相乗効果が出るかと思えますけれども、それについて市長の見解をお伺いしたいと思います。

○市長（五位塚剛）

市民の方々に、地域の自治会に加入してもらうことは非常に大事なことであります。特に若い世帯が、加入率が低い状況でありますので、そのような形で加入率につながるのであれば大変よいことだと思っておりますので、曾於市でも検討はさせていただきます。

○3番（瀬戸口恵理議員）

ファミリー・サポート事業自体は、国と県と市の財源のほうから行われている事

業だと思うんですけども、都城市のほうでは、ふるさと納税を活用している部分が大きいということで伺っております。

また、ファミリー・サポート事業に関しては、今現在のところ、都城市のように半額補助というものはございませんが、今後検討される予定はありますでしょうか、市長にお伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

またどうするかとは決めておりませんが、担当課が十分検討するというふうに思います。

○3番（瀬戸口恵理議員）

まだ本格的に、稼働したのは10月からということなので、まだその反応や実績等は、まだ少ないかと思うんですけども、今後の動向を見ながら検討のほうをお願いしたいと思います。担当課のほうはいかがでしょうか。

○こども未来課長（新澤津友子）

お答えいたします。

今まだ援助会員のほうが21人ということで、なかなかまだサポート体制が整っている状況にはありませんけれども、今後、援助会員のほうも増えて、依頼会員さんの依頼に十分応えられるような体制ができましたら、また先ほど議員が言われた補助金等も検討してまいりたいと思います。

○3番（瀬戸口恵理議員）

いかんせん、援助会員のほうが増えないことにはなかなか難しいと思いますので、そちらの広報等を強化していただきたい。また、その受ける場所も、末吉だけとかだと、行けない方もいらっしゃるかもしれませんけれども、例えば財部や大隅でも開催するというふうなことも考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○こども未来課長（新澤津友子）

また状況を見ながら、今言われたように検討してまいりたいと思います。

○3番（瀬戸口恵理議員）

続いて、保育現場での不適切保育についてお伺いしたいと思います。答弁にもありましたとおり、令和5年の5月に、保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドラインが国のほうから出ておりますが、それを受けて、例えば鹿児島市では、市独自のガイドライン等を作っております。

本市では、ガイドラインはありますでしょうか。

○こども未来課長（新澤津友子）

本市では、ガイドラインは作っておりません。

○3番（瀬戸口恵理議員）

では、例えば苦情が起きた場合のことを想定してお話ししてまいります。

例えば、保護者等から、不適切保育であるとかが起こった場合に、苦情解決責任者というのが、それぞれのこども園等であるかと思うんですけども、その中でホームページ等でも公開されていらっしゃる場所も多いかと思いますが、例えば園長が苦情解決責任者であり、主管や主任の先生が苦情担当受付け、そしてまた別に地元の方や、ほかの園の園長、若しくは施設長が第三者委員として、その解決を担うようになっているかと思います。

例を挙げますと、りんこうこども園では、しゃらこども園の方が第三者委員として関わっていらっしゃるって、スイミーこども園でも、岩川保育園や慈光園の方が関わっていらっしゃいます。いわゆる地域が離れたところで、それぞれが相互しないようなところに苦情を言いやすい状態にしている。

悪い言葉を使えば、保護者からしてみれば、保育園に預けている、我が子を預ける状態ですよ。そこで苦情を言ってしまうと、我が子が先生から何かされてしまうんじゃないかという不安を抱えていらっしゃる方がいらっしゃいますので、そういった場合に、第三者に相談できるというふうな仕組みがあるかと思います。

ただ、これが本当に機能しているかどうかは疑問なところなんですけども、それについてはいかがでしょうか。

○こども未来課長（新澤津友子）

お答えいたします。

社会福祉事業の経営者については、先ほど議員が言われました、第三者委員を設置するということが示されているところであります。

現在、市内の各園、第三者委員というのは設置されているということです。

第三者委員について、ホームページで公表しているところもあれば、公表していないところもありますけれども、入園の説明会の際の資料の中では、保護者の皆さん方に第三者委員のお名前と連絡先、肩書等をお知らせしているところでございます。

また、機能しているかどうかにつきましてなんですけれども、幾つかの園に確認をしたところ、なかなか第三者委員への苦情等、連絡等は、把握した限りではないということでございました。

○3番（瀬戸口恵理議員）

市内のあらゆるところから相談が寄せられております。例えば、先生から子供がつままれているようだとか、心理的な脅迫のような言葉をかけられたとか、子供がちょっと園に通えなくなってしまったとかあるんですけども、それをどうやって園に対して改善してもらえばいいかというところがなかなか難しく、そもそも保

護者の方が、第三者委員というものがあることすら知らない方がいらっしゃるようなんです。

なので、そういった相談窓口もありますよというふうにお知らせを、私のほうからすることも何度かあったんですけども、結局はやはり第三者委員への連絡先が分からなかったり、誰か分からないので、ちょっと相談しづらいということで、市の窓口のほうに行かれる方が多いのではないかと思うところなんですけども、もう少しここを相談しやすいような場にできないかというふうに考えているんですが、担当課のほうはどのように考えていらっしゃいますでしょうか。

○こども未来課長（新澤津友子）

第三者委員につきましては、今のところ、ホームページでも常時見れるような形で広報しているところもあれば、そうでないところもあるようですので、今後、周知徹底といたしますか、そういったことで園のほうに通知してまいりたいと思います。

また、市のほうにも、やはり苦情や相談等は寄せられておりますけれども、保護者としても、なかなか第三者の方に直接連絡するよりは、市役所のほうに電話したほうが気軽に連絡ができるのかなと、そういったところもあるのかなと一応想像はいたしております。

○3番（瀬戸口恵理議員）

学校現場でも、校則をホームページで公表するように順次なっておりますが、やはり保護者がいつでもいざというときに、アクセスしやすくするというのも大事かと思っておりますので、今後そこは注視していただきたいと思うところであります。

また、放課後児童クラブに関してなんですけれども、こちらのほうでも11月28日付の南日本新聞にもありましたとおり、不適切な指導が行われ、改善指示書のほうが出ているというふうにございます。

南九州市の放課後児童クラブで10月下旬に、40代男性の支援員が小学3年男児の体を引っ張ったり、足で押しやったりしたことが、市などへの取材で分かったというふうにございます。

注意を真面目に聞かなかったとして、支援員が床に座っていた男児を別室に移動させようと体を引っ張った際、抵抗した男の子が床に転がった状態となり、約2m離れた別室まで引きずるようにして移動させ、足でも押しやったというふうにございますが、子供がぐずって床でわあってなってしまった場合に、つい無理やり引っ張ったりとかいうことはあるのではないかというふうに想像できるんですけども、本市においては、このような不適切な指導が行われて、改善指示書などを出したことがありますでしょうか。

○こども未来課長（新澤津友子）

放課後児童クラブにつきましては、今のところ、この改善指示書というものを出したことはありません。

○3番（瀬戸口恵理議員）

それでは、保育現場での不適切保育の通報等があって、改善指示書等を出したことはございますか。

○こども未来課長（新澤津友子）

保育現場での改善については、改善計画を出すように、改善を指示した後、改善計画を提出するように指示を出しました。その後、その計画について、また不十分な部分があったところを付け加えて改善するよとといった指示を出したことはあるようでございます。

○3番（瀬戸口恵理議員）

例えば過去3年間、件数で言うと、どれくらいありますでしょうか。

○こども未来課長（新澤津友子）

改善計画書を提出させた件数につきましては、3年間では1件だと把握いたしております。

○3番（瀬戸口恵理議員）

それでは、学校現場のほうでお伺いたします。

学校現場での不適切指導が行われたとして、それについて学校等へ指導等が行われたことはありますでしょうか。

○学校教育課長（関戸達哉）

それでは、お答えいたします。

学校で不適切な指導が行われた場合には、校長あるいは教頭、管理職のほうで、現在は指導しているところでございます。

今年度、教育委員会のほうに情報共有としてありました件数は、5件となっております。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

個人情報がありますので、詳細は言えないかと思うんですけども、例えばどういったものがございましたでしょうか、言える範囲でお願いいたします。

○学校教育課長（関戸達哉）

職員による大きな声での叱責、あるいは、給食を完全に食べなさいというようなこと。あるいは、欠席が続く生徒への登校刺激をすることが、子供にとってはプレッシャーにつながっているのではないかと保護者のほうから申出があったと、そのような事例となっております。

あと、高圧的な指導、あるいは、自分だけが注意されることが多いんじゃないかという申出があったという、以上のようなケースとなっております。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

学校現場におきましては、2018年の9月に、鹿児島市の中学校3年生が指導死をするという事件が起きております。先生から叱責されて、それを気に病んで、9月の始業式のときに自殺を図られたということで、指導した先生としても、まさかという部分も大きかったのではないかと思います。

また、もしかしたら、それだけが原因ではないのかもしれませんが、やはり不適切な指導は、体罰として目に見える形だけではなくて、小さな言葉の節々、心を病むというか、エンパワーメントされないというか、なかなか学校にそれがきっかけで行きづらくなる方もいらっしゃるというふうに聞きます。

実際に、私のほうで今伺っている案件は、先生が厳しく指導することによって、教室に行けなくなってしまって、しばらく保健室登校をしているという部分もあります。

あとは、子供が積極的にボランティアをしていたんだけど、それに関わる先生が替わったことで、もう余計なことはしないでくれというふうにされてしまって、それを校長先生に相談したけれども改善されずに、そのままボランティアをできなくされてしまったという保護者からの苦情も届いております。

なかなか教育委員会のほうでも、学校現場の詳細については把握することが難しいかと思うんですけども、ただ、何もしないというわけにはいかないと思いますので、そこは今後細やかに詳細に見ていただきたいと思いますが、それについて見解をお伺いしたいと思います。

○学校教育課長（関戸達哉）

お答えいたします。

教職員においては、児童生徒の健全育成というか、人権意識を尊重しながら、子供の自立に向けて一生懸命現場で指導してくれているものと思っております。

ただ、議員が御指摘のように、その中で感情的になったりとか、あるいは、その意図が伝わらなかつたりとか、あるいは、指導はしていかないといけない事項もありますので、ただ指導をした後に、なぜその指導が必要だったのか。あるいは、その指導が、その子にとってどれだけ意味のあることなのか。あるいは、適切なフォローを行うとか、いろんなこともやっぱり大事なことだと思いますので、そのあたりが大部分不適切な指導というのが、令和4年に示されてから、全ての職員に浸透しているということは、まだ難しいところがございますので、今後も管理職研修会

や生徒指導主任等を通じて、全ての教職員が適切な指導ができるように努めていきたいと思っております。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

本当に細かいことになるんですけども、例えば席に着かないといけない時間に、席に座っていない児童生徒がいた場合に、例えば、日本語もあなたたちは分からないのね、日本人なのねみたいな言い方をする先生や、あとは、席に着かないからといって、腕を強く引っ張って無理やり座らせるような指導も、至るところで今現在も行われている状況にあります。

それがやはり先生たちも、クラスで授業を回していかないといけないというプレッシャーもあるかと思っておりますので、大変な中、そうやって指導してくださっていることは重々分かるんですけども、そういうことをされると、やっぱり子供が少しづつ傷ついて心が削られていってしまうので、そこはやはりそうやって実例を挙げながら、こういったことはよくないことだというふうに指導等していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○学校教育課長（関戸達哉）

不適切な指導については、県のほうからのチェックシートというのも配られて、全ての教職員が年間繰り返し、そのチェックシートを基に確認等を行っているところでございますので、今議員がおっしゃったことは、非常に大切なことだと思います。

とにかく子供一人一人を大切に、適切な指導に当たれるようにしていきたいと考えております。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

やはり普段からの不適切指導への対応等が、不登校の未然防止策になるのではないかと考えておりますが、不登校というと、今、不登校が何名いるということに重点を置きがちなんですけれども、そうではなくって、不登校にならないためにどうやっていくかということ、全体として考えていかないといけないというふうに考えております。

幸い曾於市においては、不登校になってしまった子供たちに対しての支援というのは、私個人としては手厚いと考えておりますが、教育長としてはどのようにお考えでしょうか。

○教育長（中村涼一）

御存じのとおり、今、全国的にも不登校の子供たちがどんどん増えております。

今年の発表でも、おとしよりも昨年度は4万人増えたということで、大変不登校の問題というのは、どこの教育委員会、どこの学校も大きな問題となっております。曾於市も例外ではございません。

ただ、議員のほうがおっしゃるように、一番大事なのは僕は2つあると思います。やっぱり子供たちが学校に行きたくなる、そういう学校を作る。魅力ある学校づくりですね。実際、全国的にそういう取組をして成果を上げている学校があります。

子供たちが学校へ行きたくなるような学校というのは、先ほどあるように、先生と子供が信頼関係で、そして、子供たちが学校で楽しく過ごせる、そういう場所を学校として作っていく、これが1つだと思います。

もう一つは、やっぱり不登校、いろんな特に中学生は思春期、多感な時期を迎えますので、やはりそういう子供たちに対して予防的な対応。また、ちょっと悩んでいる子供には治療的な対応ということで、曾於市でもいろんな相談機関、また、曾於市のスクールソーシャルワーカー、それからスクールカウンセラー持っております。

また、教育支援センターということで、なかなか学校に足が運ばない子供たちには、一旦学校外で学ぶ場を確保するというので、我々としてはそういうふうに対応して、ただ、あくまでもこれは対症療法ですので、一番いいのは、子供たちが楽しく学校へ行けるような、そういう学校を作っていきたいと思っております。

○3番（瀬戸口恵理議員）

私を感じる、所感になるんですけども、中学校のほうは不登校の対応というのが慣れているというか、実例が今まであったんでしょね、多分。対応がスムーズというか、早くから手を打ってくださるような感覚がいたします。

一方、小学校になりますと、まだ不登校である子の数が少ないのか、実例が少ないのか分からないんですけども、例えばスクールソーシャルワーカーであるとか、スクールカウンセラーにつながる速さが、小学校のほうは何かちょっと長くかかってしまうようなイメージがあります。スクールカウンセラーの多分回数も、恐らく中学校のほうが多いんじゃないかと思うんですね。

ただ、新聞等とかでもあるように、やはり低年齢化してきている。中学生で不登校が多くなってきていたけれども、今は小学生にまで不登校が増えているというふうにありますので、小学校のほうでも未然防止策に力を入れていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○学校教育課長（関戸達哉）

お答えいたします。

議員御指摘のように、不登校が非常に増加を全国的にしております。その中の一

つの傾向として、小学校が急激に増えていると。数年前まで、全国の小学校で言いますと、約500人に1人、大きい学校に1人いるかいないかの割合でしたけれども、今は100人に昨年度末で2人という状況となっております。

そのような事態を受けまして、本市でも今年度から中学校だけでなく、いわゆる大きい学校の小学校と大きい中学校3中、合わせて6つの学校の生徒指導主任を集めて、そのような会を実際行っているところでございます。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

今後も、学校現場での不登校支援に力を入れていただきたいと思います。

続けてよろしいですか。

○議長（迫 杉雄）

ここで切ります。

ここで、昼食のため、瀬戸口議員の一般質問を一時中止し、休憩いたします。午後はおおむね1時10分に再開いたします。

休憩 午後 零時03分

再開 午後 1時10分

○議長（迫 杉雄）

休憩前に引き続き会議を開き、瀬戸口議員の一般質問を続行します。

○3番（瀬戸口恵理議員）

それでは、大項目1の途中から⑦についてお伺いしてまいります。

産婦人科や小児科の誘致に関してですが、先日の徳峰議員の一般質問の中にもありましたとおり、市長は小児科の誘致に関しては、していきたいという思いがあらわれるようですが、もう少し積極的に誘致活動をしていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○市長（五位塚剛）

今、私たちのこの曾於地域でも志布志市、大崎町が小児科病院を誘致するために1億円の支援というのを進めております。私たちもそういう形で、今後、具体的に進めていきたいというふうに思います。

○3番（瀬戸口恵理議員）

近隣でいうと垂水市にサテライトの産婦人科がありますように、やりようによってはできるのではないかと考えております。産婦人科等に関してはどのようにお考えでしょうか。

○市長（五位塚剛）

以前、末吉に産婦人科もありました。産婦人科の場合は、近くに提携する病院がないとなかなか厳しいというのを聞いておりますので、都城地域の医療機関とも相談しながら、また前向きに産科ができないかということもまたいろいろと検討していきたいと思えます。

○3番（瀬戸口恵理議員）

以前、私も一般質問のほうで取り上げさせていただきましたが、今はまだそんなに感染症が流行っていない時期ですけれども、これからインフルエンザだとか新型コロナウイルスが感染拡大をしていきますと都城自体もやはり小児科が足りていない状況で、曾於市から都城市の小児科を受診しようとしても予約がすごく後になってしまって、1回帰ってくださいというふうに言われることもあるので、熱のある子を連れて行って、また自宅でしばらく様子を見てまた連れていくとなると保護者の負担も大きいと思えますので、今後、積極的に行っていただきたいと思えます。

もう一度、それに関して御答弁をお願いいたします。

○市長（五位塚剛）

市内の医療機関のほうともいろいろと相談しております。今ある市内の病院のほうで小児科を受け入れる体制づくりも実際ありますので、引き続き、また努力をしたいと思えます。

○3番（瀬戸口恵理議員）

続いて、子育て世代の自治会の加入率について伺ってまいりましたが、先ほど都城市の例でファミサポのほうを取り上げさせていただきました。自治会の加入率を上げるために子育て世代にアプローチするという事業をやっていくということも一つの手かと思えますが、それについて、ごめんなさい、担当課がどこか分からないんですけれども御答弁をお願いしたいと思えます。

○市長（五位塚剛）

先ほども答弁いたしましたように、若い家族の人たちが自治会に非常に加入率が低いところであります。ファミリー・サポートの中で一つの支援というのがあるということをお聞きしましたので、検討させていただきたいと思えます。

○3番（瀬戸口恵理議員）

ファミリー・サポート事業以外にも若い世代にアプローチをしていただきたいと思えますが、その後、検討などをしていただけますでしょうか。

○市長（五位塚剛）

いろんな形での若い世代に自治会加入を進めるというのは基本でありますので、それは総合的な問題として今後取り組んでいきたいというふうに思えます。

○3番（瀬戸口恵理議員）

続いてです。空き家を活用した子育て世代とのマッチングについて質問させていただきましたが、地元というか今住んでいるところで住み続けたいんだけど、例えば市営住宅などでは手狭になって中古住宅とかも検討しているんですが、なかなか借家も含めて子育てするのによさそうな家が見つからないという相談も受けております。今現在では、空き家の活用について空き家バンク制度などや、また、リフォーム補助金などの制度もされていらっしゃるんですが、やはり子育て世代が時間がなくて、これらをしていくとなると、自分で情報を全て集めるとなると大変かと思いますが、それについて何か子育て世代、特に本人たちは住みたいんだけど住む場所がないというふうに思っているの、それがもしかしたらほかの市外のほうによい借家等があれば引っ越してしまう可能性もあるかと思いますが、なので、若い子育て世代が住み続けられるような家の確保というのも大事になってくるかと思いますが、それについての御見解をお伺いしたいと思います。

○市長（五位塚剛）

先週だったと思うんですけど、「どーんと鹿児島」で財部に在住の御夫婦が転入されてきてまして、農村部の住宅を借りて、またいろんな意味での子育てをしているようでございます。すごい反響があるようでございます。だから、曾於市内には十分そういう農村部でも子育てがしやすい環境の建物がいっぱいあります。だから、都会にないものがいっぱいありますので、もうちょっとは空き家バンクの活用の仕方を不動産の方々ともうちょっと詳しく分かりやすい形での取組を進めていきたいというふうに思います。

○3番（瀬戸口恵理議員）

空き家バンクを検索するのに恐らく市のホームページを見られる方が多いかと思うんですけども、今、空き家バンクを検索して見てみると、もう少し魅力的なホームページの画面にならないかなと思っているんですが、そこは手を入れるつもりはございませんか。

○市長（五位塚剛）

一般的な空き家の紹介は外部から建物がどこにあるという、その状況だけを空き家バンクの登録でしているようでございます。場合によっては、中がこのようにきれいになっていますということを実地に行かなくてもできるようなシステムづくりをちゃんとやっぴりやるべきだろうと思います。そのあたりは不動産業者の方々も相談しながら担当課のほうで前向きに進めていきたいというふうに思います。

○3番（瀬戸口恵理議員）

今、こちらでホームページのほうを開いているんですけども、なかなか若い世代

が住みたいと思えるような感じではないかなと思います。リフォームにも子育て世代は子供にお金がかかるので、なかなかそういう住宅にお金をかけられないという事情もあるかと思しますので、もう少し子育て世代がせつかく曾於市に住み続けたいと思っていらっしゃる方がいらっしゃるのに、もう住める場所がないということになりますと、やはり人口減につながるかと思しますので、そこを工夫していただきたいと思いますが、不動産屋さん任せではなくて、曾於市としても何か手を打っていただきたいのですがいかがでしょうか。

○市長（五位塚剛）

私たちが曾於市に移住されてきた方が建物を取得したときは補助金がありますが、リフォームしてそれを取得したというふうになると同時にもらえないという欠点があるようでございます。具体的なやっぱり支援策として、リフォームも当然取得も対象になるような形、やっぱり移住を増やすという意味で工夫が必要だと思います。担当課と企画政策課のほうとまちづくり推進課のほうと別々になっておりますので、やっぱりこのあたりはよく考えたほうがいだろうというふうに思っております。

○3番（瀬戸口恵理議員）

リフォームの補助金になるとまちづくり推進課になるかと思うんですけども、例えば、若い子育て世代の方が住む家に関して相談をとということで窓口に来られることももしかしたらあるのかもしれないんですけども、そういった実例があったかどうか。また、そういった場合にはどういった形で相談を受けているのか、もしあれば教えてください。

○まちづくり推進課長（諸留貴久）

お答えいたします。

リフォームに関する補助金につきましては、補助率10%、15万円の上限といった、補助金の交付要綱に基づいた補助金の交付を行っております。

このリフォームに関して、相談等についてはまちづくり推進課のほうにお越しいただいた場合は担当者が直接、電話等であってもその条件等をお話ししまして、どういう形でリフォームされたいのかリフォームの内容、こういったものをお尋ねしてこの要件であれば申請していただいて最終的な補助金の交付となるところでございます。

今、子育て世代ということでございますので、こういったところも含めて丁寧に説明していきたいと思っております。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

小さい子供を持っている場合、住む場所はどこの小学校になるのかどうかとか、

若しくは学校からどれくらい距離があるのかなどが住宅を選ぶ基準になるかと思うんですけれども、今現在、その空き家バンクのホームページを見る限り、地図は表示されているんですけれども、土地感がある人は小学校がどこら辺にあって、そこがどこの校区でということは分かるかと思うんですけれども、例えば移住したいと思っている人が見た場合に、小学校までどれくらいの距離があるのか、また、その小学校に行くときの交通手段はどういったものがあるのかが、今現在、これを見る限りでは分からないような状況になっていると思うんですけれども、やはりそのオーダーメイドの移住支援の中でもやはり小学校を見に来られる方が多いということがありますので、移住先がどういった教育環境にあるのかは気になるころだと思いますので、ホームページ上ももう少し手を加えていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○市長（五位塚剛）

今言われるように、ホームページがやはり10年前は非常に曾於市のホームページは先進的なものもありましたが、10年経つとやはりホームページの中身がやっぱりちょっと時代に合わない部分になっているような気がいたしております。来年度にホームページの内容を誰が見ても分かりやすいような内容に編集していきたいというふうに思います。

今言われるように、空き家バンクについてもその地域の学校までどのくらいであるかということなんかも含めて、もうちょっと優しいホームページを空き家バンクの中身もちょっと取り組んでみたいというふうに思います。

○3番（瀬戸口恵理議員）

移住を検討される方は何度も曾於市に足を運ぶことができない事情もあるかと思っておりますので、ぜひお願いしたいと思っております。

また、行政からの案内や行政への申込み等に関するオンライン対応の状況についてもお伺いしましたが、現在、各課ではアンケートの依頼であるとか、先ほど申し上げたように母子手帳の交付の申込みや子育て支援センターのイベントの申込み等もオンライン等でできるようになっているかと思いますが、私が思うに各課でそれはばらばらのような感じがしております。オンラインでできるものが多い課もあれば、まだオンライン化に対応できていない部署もあるかと思っております。

私のほうが最近よく市民の方からお伺いする中で、例えば中央公民館や公共施設の予約に関してなんですけれども、中央公民館で言いますと、一旦、申込み用紙を窓口に取りに行くと、そこで書いて、またその日のうちか若しくは別日に書いて提出してから予約を申込みしないといけないというふうで、2回行かないといけないので不便だという声が聞かれます。

例えば、曾於市の方だけではなくて都城市からも借りに来られる方がいらっしゃると思いますが、そこがもう少し簡素化できれば子育て世代も借りるときに手間がなく、また、高齢の方で何度も足を運ぶのが大変な方も便利なんじゃないかなと思うんですけれども、今現在、各公共施設や中央公民館等を含めて予約に関してオンラインをしようという動きはありますでしょうか。

○生涯学習課長（竹下伸一）

一番施設を持っている私のほうで答えさせていただきたいと思います。

市においては、DXアクションプランということで、その中で施設の予約を今後オンライン化していくような計画が出ているところでございます。

議員が申しますように、各課それぞれ今IT化というかデジタル化に向かってそれぞれお願いしているところでございますが、予算のこともございますので、各課それぞれ出している中で優先順位等をつけながら、この予約についても今後検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

先ほど私が申し上げたとおり、各課でやはりオンライン化がばらばらになっているかと思うんですけれども、それをオンラインを曾於市全体で各課同じように水平展開するに当たって、それを管理している部署は企画政策課に当たりますか。

○企画政策課長（外山直英）

企画政策課のデジタル推進室のほうがやっております。

○3番（瀬戸口恵理議員）

各課のオンライン化について、例えば数値化であるとか進み具合、進捗具合については何か比べるというか、何か目安になるものはございますでしょうか。

○企画政策課長（外山直英）

御質問の中にもあったんですけれども、今回10月以降にLINEの機能を拡張しまして、このことでそれぞれの各課においてオンラインでできること、できないこと、あるいは分析の手法とか、いろいろなものを今検証している段階でございまして、今後の拡張については、これから少し各課とも連携したいというふうに考えております。

○3番（瀬戸口恵理議員）

各課と連携していただきながら進めていただきたいと思います。また来年度以降、期待したいと思います。

続けて、大項目2について質問をしてみたいと思います。

まず、本市では年金受給だけで安心して暮らせる状況にあるのかという質問に対

して答弁をいただきましたが、経済的に不安な方が安心して暮らしていけるよう、引き続き、生活困窮者支援などの取組を進めてまいりますというふうに御答弁をいただきましたが、今現在、特に経済的に不安な方というのは本市においては大体把握はできている状態でしょうか。

○市長（五位塚剛）

高齢者が安心して暮らせるまちづくり、非常に大事なことだと思います。今のところ、高齢者の方で町のほうに住みたいというのであれば市営住宅もありますし、また、特別に本当に身寄りがなくて何らかのグループホームでも入りたいというのであれば、それも当然ながら支援をしております。また、お年寄りでも所得がある方々もあります。それは本人、その人が財産をちゃんと明らかにしてもらわないと把握ができません。そういう意味では、具体的に市のほうに福祉のほうを含めているんな形での相談がはっきりすれば、住宅であったり福祉の問題であったり、いろんなのがあると思いますので、それはちゃんと対応していきたいというふうに思います。

○3番（瀬戸口恵理議員）

もしかしたらその不安に思っている方、どこに相談していいかわからないと思われている方もいらっしゃるかもしれませんが、そういった方に対しては広報とかは積極的に行っているのでしょうか。

○市長（五位塚剛）

基本的には、農村部を含めて民生委員の方々が大体把握をしておられます。まず、そういう方々は民生委員の方とよく相談をして、民生委員のほうから相談ごと、悩みごとを聞いて社協と取り組んだり、我々や福祉のほうにつないだり、いろんなことができておりますので、一番身近な相談の人は民生委員の方々やら、またいろんな組織がありますので対応ができているというふうに思います。

○3番（瀬戸口恵理議員）

民生委員の方もなかなか負担が大きいのではないかと推測するんですけども、本市においては民生委員の方、また、曾於市における福祉の窓口、そしてその社協の方と連携はしっかり取れている状況にあると言えますか。

○市長（五位塚剛）

民生委員の方々の役目は、地域の困っている人たちを守るという大きな目標があります。それについては、当然ながら社会福祉協議会と綿密な連携を取っておりますので、当たり前のことだというふうに思っております。

○3番（瀬戸口恵理議員）

それでは、その次です。高齢でも体力に見合った働き口はあるのかということな

んですけれども、シルバー人材センターのほうが主なその働き口になるのではないかと思います。ただ、そのシルバー人材センターで必要としている人材と、また、その働きたいと思う方のマッチングというのは、今現在うまくいっているのでしょうか。

○市長（五位塚剛）

まず、60歳以上の方で働きたいという方は、自ら企業に連絡を取って働いている方もいらっしゃいます。また、シルバーに登録をして自分の長年の技術を生かした、こういう仕事なら喜んでできますという申請もされております。また、高齢、80歳ぐらいの女性の方でも、今、私たちの曾於市内にはたくさんの農業をされている方がおられまして、その人たちの仕事づくりという形でたくさん雇用もしていただいております。だから、相談によってはいろんな形での支援はできるというふうに思っております。

○3番（瀬戸口恵理議員）

まだ御本人が高齢ではあるけれども元気で働き口を探しているんですが、なかなか合った働き口が見つからないという相談も寄せられているんですが、基本的にはマッチングがうまくいっているのかなと今の御答弁で思ったところであります。

続けて質問をさせていただきます。

今、一人暮らしをされていらっしゃる高齢者の支援に関して御答弁をいただきましたが、それぞれ連携をしながら把握をしていらっしゃると思います。一人暮らしをされていらっしゃる方は、もし何か急な病気になったりとかした場合に、倒れられたりとかした場合に、発見が遅れてしまったりとかいうのが心配される場所なんですけれども、その方の見守りであるとか状況に関しては、関係部署では共有されていますか。

○市長（五位塚剛）

高齢者が一人住まいで生活しているときに何らかの緊急連絡をするためには、緊急通報システムの準備もしてあります。一番身近な近くの方に通報が行って連絡を取って、またいろんな社協やら私たちの福祉のほうにつながるようにシステムはできております。また、これの充実についても、今後またさらに進めていきたいというふうに思います。

○3番（瀬戸口恵理議員）

今現在、見守りをされていらっしゃる方も高齢化が進んでしまって、見守られる人の数のほうが増えて見守りをする人のほうが減っていくということが今後考えられますが、今後のその見通しに関してはどのようにお考えでしょうか。

○市長（五位塚剛）

毎年毎年、市内の一人住まいのお年寄りの実態、それは当然、我々行政はつかみながら見守りの方々、また、社協の方々、福祉事務所を含めて、やはり実態把握は必要だと思います。その中で市民の一人暮らしのお年寄りの何が一番不安であるのか。急に倒れたときのその医療体制なのか、また、食事のことなのか、いろんなものがあると思います。そのために宅配の給食制度も取っております。これには相当の市のお金をつぎ込んで、多くのお年寄りの人たちが助かっていると思います。それで声かけ運動を給食の宅配をするときに声をかけて実態調査を、見ていますので、いろんな形でのシステムづくりはある程度できているというふうに思っております。

○3番（瀬戸口恵理議員）

今、宅配給食等によって見守りをされていらっしゃるということなんですけれども、受けられる事業所が人手不足等で今後少なくなっていってしまうのではないかとと思うところもあるんですけれども、例えば10年後ですと大分その曾於市の高齢化率も変わってくるかと思いますが、今後についての何か対策等は考えていらっしゃいますでしょうか。

○市長（五位塚剛）

10年後の状況というのは、まだ過渡期でありますので今後変わってくるというふうに思います。当然、今の現状を見ながら、今後1年後、2年後、3年後の具体的なスパンで、今、市が何をすべきかということは当然ながら検討していきたいというふうに思います。

○3番（瀬戸口恵理議員）

4番目の質問です。福祉タクシーや介護タクシーの現状についてお伺いいたしましたが、現在、市内に3か所の福祉タクシー事業所、利用数は月10件ほどということでした。現在、その福祉タクシーはこの状況ですけれども、介護タクシーについては本市はないということでしょうか。

○福祉介護課長兼福祉事務所長（上集 勉）

お答えいたします。

現在、介護保険サービスを利用して介護タクシーの方を利用しているという実績はですね最近はもう上がってきていないところでございます。

○3番（瀬戸口恵理議員）

例えば、必要とされていらっしゃる方が市内にいらっしゃったとして、市外の事業所を利用できる状況にあれば、それは対応が可能ということでしょうか。

○福祉介護課長兼福祉事務所長（上集 勉）

介護保険の給付の中で対応できると思っております。

○3番（瀬戸口恵理議員）

私も今回の質問を上げるに当たって福祉タクシーと介護タクシーの違いというのを調べて学んだところなんですけれども、課長のほうからもし分かっている範囲で構いませんので、その福祉タクシーと介護タクシーの違いのほうを御説明いただけますでしょうか。

○福祉介護課長兼福祉事務所長（上集 勉）

先ほど申したとおり、介護タクシーのほうは介護保険の給付を使ってサービスを受けるものでありますが、福祉タクシーというのはどちらかというと普通のタクシーに乗れない障がい者とか高齢者が車椅子とかの装備をつけているとか、あとちょっとした乗り降りの介助をされるとか、そのような場合には福祉タクシーのほうで対応していると思っております。

○3番（瀬戸口恵理議員）

今現在、市内に3か所、利用件数は月に10件ほどということなんですけれども、今現在、その福祉タクシーにおいて本市の補助等はないということでしょうか。

○福祉介護課長兼福祉事務所長（上集 勉）

現在は、福祉タクシーについては補助のほうはないところでございます。

○3番（瀬戸口恵理議員）

普通のタクシーやバスは利用できない方が利用することが多いかと思えます。利用としては、買物、私的な用事、あと病院受診、あと福祉施設の利用など、車椅子のまま乗車ができたりとか、あとはリフトが昇降するタイプの車両を指すのだと思えます。高齢者や障がいのある人のニーズに合わせた対応をされるのが福祉タクシーだと私のほうでは認識していますが、ただ、今後、どうしても歩くのが難しいであるとか、近くに家族がいなくて助けを得るのが難しいであるとか、高齢化率が上がってくるにつれてそういった問題は出てくるかと思えます。

県内でも多くのところがこの高齢者や障がいのある方に対して福祉タクシーの利用助成事業をやっておりますが、課長のほうでは幾つか把握していらっしゃいますでしょうか。

○福祉介護課長兼福祉事務所長（上集 勉）

県内のほうでは幾つかの自治体が確かに補助のほうをやっているようであります。それぞれと自治体でやり方が違いますので一概に何市町村とかいうのはちょっと分からないところでありますが、何か所か自治体がやっているのは調べているところでございます。

○3番（瀬戸口恵理議員）

私の手元にある資料が県の資料になるんですけれども、ざっと申し上げさせていただきますと阿久根市が高齢者等福祉タクシー利用助成事業です。これは在宅の高

年齢や障がいのある方が外出の際にタクシー利用券の補助がございます。あとは薩摩川内市のほうにも福祉タクシー等利用料助成事業がございます。こちらのほうには身体障害手帳を持っているだとか療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方であるとか、いろいろ条件がございます。また、志布志のほうでも福祉タクシー運行事業がございますし、伊佐市のほうでは福祉タクシー利用料助成事業がございます。さつま町のほうでは介護タクシーの空き時間を利用した訪問型サービスD事業がございます。錦江町のほうでも錦江町の福祉タクシー利用助成事業がございます。恐らく、これから先、小さいところはまだございますけれども、徐々にほかの自治体も増えていくのではないかと考えているところです。

また、県のこの資料ですと、こちらが資料は市町村による買物弱者支援の取組の中にその福祉タクシーの利用助成事業のほうが含まれているのですけれども、曾於市における高齢者や交通弱者に対しての外出の便利さと安心感を持って移動できる環境づくりというのは、こちらの曾於市の地域公共交通計画令和5年4月の分に含まれているかと思えます。今現在、高齢者であるとか障がいをお持ちの方、そういった交通弱者に対しての何か支援等は検討されていらっしゃるのでしょうか。

○企画政策課長（外山直英）

今議員がお持ちの同じこの公共交通計画の中に、やはり高齢者に対する移動支援というのが曾於市の課題というふうになってございます。

実は、本年10月から思いやりタクシーの要綱を改正いたしまして、身体障害者手帳の1・2級、それから精神保健福祉手帳の1級、それから生活保護受給者の方々については無料で乗車できるように要綱を改正してございます。ですので、一部思ったとおりの時間にバスが来ないという不便さはございますが、利用者にとっては少し乗車が拡大したのかなというふうを考えております。

○3番（瀬戸口恵理議員）

こちらの目標達成に向けたマネジメントの中にPDCAの年間スケジュール等がございますが、今進捗としてはどのような状態でしょうか。

○企画政策課長（外山直英）

計画策定を行った一昨年の状況と、現在の状況が大分変わってきてございまして、国からの指針についてもいろいろ状況が変化しております。

ただ、曾於市においては、いわゆる空白地域といわれる地区はございませんので、今の現状を維持しながら、あるいは業者の育成が今後何年続けられるのか、それから利用者の利便性をどこまで上げられるのかというところを今検証を行っている段階でございます。

○3番（瀬戸口恵理議員）

こちらの交通計画は、作成主体が曾於市の地域公共交通活性化協議会になっているかと思います。それぞれ旧町の議員の中から1人ずつ選出されまして、交通対策協議会というのもございます。今現在、その交通対策協議会は最近会議が開催されることがなかったように思うんですけども、そちらのほうは関係性はこういったものでしょうか。

○企画政策課長（外山直英）

実は、夏場に1回会議を開催する予定でしたが、台風の影響で開催できませんで、書面決議というふうな取扱いをさせていただきました。この後、1月に向けて第2回目の協議会を開催する予定となっております。

○3番（瀬戸口恵理議員）

やはり交通に関しては皆さんの関心も高いかと思います。こちらの交通計画の中にも市の玄関口であるJR財部駅からの拠点性の向上なども、駅前活性化なども含まれておりますので、今後はぜひ活発に協議されることをお願いしたいと思います。

また、こちらは伊佐市のホームページのほうに掲載されておまして、伊佐市の高齢者福祉サービスのお知らせというふうにございます。こちらの1からずっと12までありますけれども、1番目に福祉タクシーの利用券というふうに対象者や内容、利用者の負担など手続の方法などございます。やはり、先ほどから申し上げているとおり情報になかなか行き着くことが難しい、例えば交通弱者、買物弱者は、また情報的にも弱者である可能性があるかと思いますので、今ホームページを見るに当たってその欲しい情報に行き着くまでになかなか行き着かないことがあるんです。例えば、検索画面で検索する文字もちょっと変えただけで出てきたり、ちょっと違うだけで出てこなかったりということがございますので、例えば高齢者福祉サービスが一覧で見られるであるとか、子育て支援に対する情報が一覧で見られるとか、それこそ空き家バンクも一覧でその情報がその場面で完結できるような情報の提供の仕方をしていただきたいと思いますと考えておりますがいかがでしょうか。

○市長（五位塚剛）

先ほども述べましたが、曾於市のホームページというのが10年前に作り上げたものでありまして、やはり内容的に市民から、また、ほかの人から見てその言われるような中身に入っていけるような、また中身が分かりやすいようなホームページをどうしても作る必要があるというふうに思っております。その今検討に入っておりますので、来年度の予算でまた提示ができるというふうに思います。

○3番（瀬戸口恵理議員）

一覧をPDFでまとめていただいてホームページに掲載するだけでも大分違うかと思えます。PDFでまとめて掲載するだけだと割とすぐできるかと思えますので、

検討のほうをしていただきたいと思います。

また、6番目の⑥の質問ですけれども、民間事業者が行政の手の届かない部分の支援を始めようとした場合の補助等なんですけど、御答弁の中では福祉介護課の中では今のところないということだったんですけれども、恐らく商工観光課のほうである商工業新規就業者支援対策事業がそれに当たるのではないかと思いますけど、どういった事業が今申請されて、実際に新規であるとか後継者支援を受けていらっしゃる方がいらっしゃるのか、その分野等が分かれば教えてください。

○商工観光課長（佐澤英明）

今、新規就業者の支援対策事業の関係で今御質問いただきましたけれども、まず5年度から昨年度と本年度の状況について申し上げます。

5年度、この支援金を、補助金のほうを交付している方々の業種で申しますと、建設業が2件、それから林業のサービス業が2件、それから卸売小売業が3件、製造業が1件、サービス業が2件、それから複合サービス業が1件となっているところでございます。合計11件でございます。

それから、令和6年度で申しますと、建設業が2件、林業のサービス業が2件、それから飲食宿泊業が1件、それから運送業が1件、それから医療福祉の関係で1件、それからサービス業が1件、それから同じサービス業でも美容業が1件、それから飲食製造業が1件、同じサービス業でありますけど農業サービスが1件ということで、合計11件、令和5年度が11件、6年度が11件ということで、現在の補助金の交付がそのような形になっているところでございます。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

年々福祉サービスの予算も増大傾向にございます。こうやって民間の力を借りながらいろんな部分を補っていければいいかと思うんですけれども、その中で福祉に当たるような事業所は幾つありますでしょうか。

○商工観光課長（佐澤英明）

お答えいたします。

まず、福祉の関係で申しますと、先ほど話がありました福祉タクシーの関係でございまして、こちらが1件ございます。それから、高齢者の困っていることの支援ということで、在宅されている方の片づけとか、それからいろんなそういう高齢者の方でどうしても1人でできないような方への支援ということでそのような業種で1件は入っているところでございます。

また、美容業に関しましても訪問で高齢者の自宅まで行ってカットをされる。そしてまた福祉事業所へ行って、またカットをされるという、そのような方も1件ご

ございます。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

若い方がそうやって就業をされて、またそのサービスを受けたい高齢者の方がいらっしゃるということで需要はあるのかなど、ただ知らないだけで、ということがあるのではないかと考えるところなんですけれども、そこをマッチングさせるための周知の取組はいかがされていますか。

○商工観光課長（佐澤英明）

今、これらの方が新しく事業所を立ち上げられて、それをいろんな形で市民の皆様方にお知らせをされないといけないかと思いますが、そこはまた自分たちでいろんなPR方法があるかと思います。自分のインスタを使ったりとか、SNSを通じた中での広報とかあったり、また今度は利用者同士での情報の共有とかでまたその辺が広まっていくものだろうというふうに考えているところです。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

ちなみに曾於市においては事業所の同士の方であるとかいう交流の場というのは特に設けてはいらっしゃいますか。

○議長（迫 杉雄）

もう一回言って。答弁が……通じない。

○3番（瀬戸口恵理議員）

先ほど課長の答弁の中で、事業者同士の交流の場でというふうな御答弁があったかと思うんですけれども、そういった場を市として設けたりはしていらっしゃいますか。

○商工観光課長（佐澤英明）

大変申し訳ありませんでした。一応、この事業者同士の間というのがこちらのほうでは商工観光課の中ではそのような協議会もあるわけでもないんですけれども、同じような職種の方々が同じように話をされるという機会はあるかと思います。

また、利用者同士での話をされる機会があって、その事業者を紹介されるという例はあるかと思います。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

理解いたしました。ありがとうございます。

続いて、大項目3のふるさと納税と企業版ふるさと納税について伺ってまいります。

③の中で寄附額を増やすための取組についてお伺いしましたが、例えば都城市の例を挙げますと、ふるさと納税なんですけど、例えば何年か前もですけども、1回そのふるさと納税を、寄附をした方に対してはがきを送る、メールを送るなど、「ぜひ今年もふるさと納税を本市にお願いします」というような勧誘というか、そういった広報をされていらっしゃるようですが、本市においてはそういった取組は行っていらっしゃるのでしょうか。

○商工観光課長（佐澤英明）

お答えいたします。

今、1回寄附していただいた方、以前に寄附をしていただいた方々への周知ということで、こちらのほうが今私たちがポータルサイトを管理していただいている業者がありますが、そちらのほうを通しての寄附者の方への通知というのもしているところでもございます。

また、毎年、職員からではございますが、紹介いただいて、またその方々にふるさと納税を、寄附をいただいて、いろんな事業に使えるようなそのような周知をしながら広報活動もしているところでございます。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

ふるさと納税と企業版ふるさと納税、それぞれにお伺いしたいと思いますが、実績をそれぞれ見る限り、令和3年度から今年度まででございます。ふるさと納税に関しては11月現在で約6億4,600万円、企業版ふるさと納税におきますと令和3年度から実績を御答弁いただきましたが令和6年度が325万円という、大分その前の年と比べて減額してきているようになりますが、今年度の見込みとしてはどのような分析をしていらっしゃるのでしょうか。

○商工観光課長（佐澤英明）

お答えいたします。

まず、ふるさと納税のほうから、私のほうからまず御説明をさせていただきます。

本年の11月末現在で、先ほど市長が申しましたとおり6億4,600万円ということで今来ているところでございます。ただ、ふるさと納税に関しましてはこの12月、今月が一番の、全国の皆様方から寄附をいただく時期でもございます。ここ1週間でもやはり1億円程度の寄附をまたいただいているところでございますが、ある程度は、昨年並みまでとはいきませんが寄附額は伸びていくものというふうに思っています。

ただ、その要因としましては、総務省が昨年度改正しました経費率の見直し、ここが一番大きな問題でございまして、曾於市につきましても昨年の11月から寄附額

を上げざるを得なかったというのがございます。その影響で本年度かなり寄附額が落ち込んでいる状況であるというのは間違いないところです。

以上です。

○企画政策課長（外山直英）

では、企業版のふるさと納税について、見解ということでしたので、金額は恐らく令和6年度は1,000万円程度になるのではないかなと見込んでおりますが、今、商工観光課長が申したとおり、ふるさと納税とは少し企業版は仕組みが違います。地方創生応援税制ということで、これが期限が本年度までというふうに一旦はなっております。今年度までの中で曾於市が地域再生計画というものを作っておりますが、この事業にしか当てられないというふうになってございます。ですので、この地域再生計画が本年度までで終了いたしますので、積極的な企業版の勧誘といたしますか、そういうのは今年度については特段行っていないところが原因の一つかというふうに思っております。

○3番（瀬戸口恵理議員）

令和6年度だけに絞って言いますと、令和6年度も営業活動とはされていच्छゃったということですか。では、その令和6年度で終わると分かっている営業活動に行っていच्छゃったけど、延長する見込みは今後もなさそうな感じでしょうか。

○企画政策課長（外山直英）

営業活動といたしますか、令和3年からやっておりますけれども、我々の営業活動のほかにマッチングする企業がございまして、そこを経由して寄附をいただければ、成功報酬といたしますか、寄附額に応じた数%の手数料を払うというような仕組みもございしますので、今年度も同じように営業活動自体は行っておりますが、やはりどこの企業も一旦この令和6年度が終了だという御認識がございしますので、そういうところも影響しているのかなというふうに考えております。

○3番（瀬戸口恵理議員）

私の認識でありますと、恐らく国が延長するのではないかというふうには思っていたんですが、では、もう来年度予算には一応は組み込まない予定で進めていच्छゃるといच्छゃることでしょうか。

○企画政策課長（外山直英）

我々が今現在持ち合わせている情報では、総務省のほうで財務省のほうにこの税制の優遇を要望しているという情報まではつかんでおりますので、3月までにはある程度の情報が出るだろうという認識でおります。よって、予算自体は計上するような形で一旦は検討している状況です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

いろいろとこれまでに寄附額を増やすような取組をしてくださってきたかと思いますが、例えば出張時の飛び込み営業というのはどういうふうを選んで、どういったところに具体的には行っていらっしゃったのでしょうか。

○市長（五位塚剛）

ふるさと納税の企業版というのは、非常に私たちのこういう曾於市にとって、事業を明確にすれば、理解してもらえば、なるほどそういう制度があるのかということで応援をもらっております。たまたま、私、東京に住んでおりましたので、私が知っている企業訪問に行きました。飛び込みで行きまして応援をもらったり、また、都城は非常に友好関係にありますので、都城の企業さんというのは私も相当知っておりましたので、飛び込みで営業に回ってたくさんの方々の支援をいただきました。

○3番（瀬戸口恵理議員）

今回、私は基本的には延長されるという前提で答弁を期待していたんですけども、もし仮に延長されるとして、例えば企業版ふるさと納税は地方創生の一環ですけども、人材派遣型の活用にも使えるかと思うんですが、もし仮に延長されるとしたら、曾於市はそれこそいろいろな専門的知識やノウハウを有する企業の人材をぜひ取り入れたほうがいいというような一般質問もこれまでにあったかと思うんですけども、そういった活用は考えられますでしょうか。

○市長（五位塚剛）

今、石破内閣が誕生いたしまして、総理は地方創生事業を非常に発言をされているようでございます。今からが具体的になってくるんだらうと思います。仮にこのふるさと納税の企業版が延長になった場合は、私たちは今までは南九州畜産獣医学拠点のこのSKLV事業を特化した形で取り組んできましたけれども、今後は曾於市へのもうちょっと角度を変えた活性化ということも含めて、特に子育て支援に関するものを具体的に出してやっていきたいなという感じも持っております。

○3番（瀬戸口恵理議員）

私も今回この質問をするに当たって企業版ふるさと納税の実例などもいろいろ調べてみましたが、本当に多岐にわたる事業が全国各地ございます。やはり、うちとしては今回はSKLVに限ってやってきたかと思うんですけども、今後、曾於市のまちづくりであるとか子育て支援とかいろんな事業に、出して通らないと無理だとは思いますが、いろいろ活用していただきたいなと思います。

市長のほうから前向きな御答弁をいただきました。今後も期待をして注視してまいります。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（迫 杉雄）

ここで、質問者交代のため、10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時05分

再開 午後 2時15分

○議長（迫 杉雄）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第6、岩水豊議員の発言を許可します。

○9番（岩水 豊議員）

9番、新生会の岩水豊です。議長の許可を得ましたので、質問いたします。

まず最初に、1、令和6年度施政方針について。

①安心、安全なまちづくりを推進するためのコンパクトシティ構想、防災指針に基づく立地適正化計画の整備を進めていくと示されたが、現在の状況を報告してください。

また、エリアビジョンの作成、公民連携によるまちづくり計画の進捗を説明してください。

次に、五位塚市長になり11年が経過しましたが、放置されたままの未活用の施設が数多くあるようであります。そこで、2、未活用の施設について、①廃校跡・旧給食センターの利活用についてを伺います。

②大隅・財部両支所跡の利活用について伺います。

次に、3、突然湧いて出たような民間への無償譲渡の財部温泉健康センターについて、住民意向調査が行われたようであります。①その調査結果について、現在どのようなになっているかを伺います。

以上、壇上からの質問とします。誠意ある答弁を求めます。

○市長（五位塚剛）

それでは、岩水議員の質問にお答えしたいと思います。

質問事項の1と2の②と3については私が最初に答弁しますが、質問事項の2の①については、教育長に後から答弁させます。

1、令和6年度施政方針についての①安心、安全なまちづくりを推進するためのコンパクトシティの構想、防災指針に基づく立地適正化計画の整備状況及びエリアビジョンの作成、公民連携によるまちづくり計画の進捗を伺うについて、お答えいたします。

本市におけるコンパクトシティのまちづくりについては、現在、立地適正化計画を策定中であります。この計画を策定後、どのようなまちづくりを行うか検討を進

めてまいります。その際に、公民連携により事業者と協働する場合も想定される
ところではあります。

2、未活用の施設についての②大隅・財部両支所跡の利活用について、お答えい
たします。

大隅・財部両支所の跡地利活用については、今のところ具体的な利用計画はあり
ません。跡地活用につきましては、今後どのような形が望ましいのか検討してい
きたいと考えております。

3、財部温泉健康センターに関する住民意向調査についての①調査結果について
伺うについて、お答えいたします。

財部温泉健康センターに関する住民意向調査については、9月中旬から10月上旬
にかけて実施いたしました。質問内容としては、現状の利用者数や入浴料金、指定
管理料をお示しした上で、温泉の利用頻度や目的、入浴料金、今後の在り方を問う
項目などを設けました。3,000人の市民に対して調査を実施して、回収数は842人
あり、回収率は28.1%でした。

現在、まだ委託期間中であり、調査内容をまとめた成果物はこれから納品される
というふうに思っております。

あとは教育長が答弁いたします。

○教育長（中村涼一）

それでは、岩水議員の御質問にお答えいたします。

2の①廃校跡・旧給食センターの利活用について、お答えいたします。

令和3年度に閉校した旧大隅南小学校は、現在、地域からの要望もあり、住民の
交流施設として活用されております。

令和4年度に閉校した旧財部北小学校は、民間企業等による利活用の公募を行っ
ています。

令和5年度に閉校した旧高岡小学校は、校舎部分が鹿児島県の土砂災害警戒区域
に指定されているため、利活用が見込めるか不透明な状況ではありますが、土砂災害
警戒区域外の体育館とグラウンドについては、令和6年度から高岡地区運動施設と
して活用されています。

大隅学校給食センターについては、財部北小学校と同様、公募による利活用を計
画しております。

財部学校給食センターについては、市としてジビエの加工処理施設に利用できな
いか検討しているところであります。

以上です。

○9番（岩水 豊議員）

それでは、先日から出ております公民連携を含めた令和6年度の施政方針についてをまず最初にお伺いしたいと思います。

私としましては、この施政方針の中で出されている今のこの内容については、確実に進んできているのだろうと。そして、今回、先だって6日の日に全員協議会で説明しようと思いましたが日延べになりました内容についても、そういうことが、計画が出来上がって、その上で先日説明しようというような形になったのではないかと推測するところであります。

時系列に考えて、今回の公民連携の提案等を含めて、まずは防災等の兼ね合いとかを含めた問題とコンパクトシティ構想、こういうものの整備に基づいて公民連携するまちづくりをするというふうに理解しておりましたので、これが公民連携、立地適正化計画は策定中であると。そういう状況の中で、今回、公民連携についての話題が出てきておりますが、これについて、再度関連性を説明していただけますか。

○市長（五位塚剛）

財部、末吉を含めて、今後どのようなまちづくりをしていくかということで、我々行政局は議論してきました。今までは、私たち行政側だけが考えて、行政が中心で予算を取って、行政が主導とする事業がほとんどでありました。そういう中で、岩手県の紫波町の岡崎さんが公民連携によるいろいろな事業を展開されてきて、私たちも勉強させていただきました。

私たちのこの曾於市でも公民連携のまちづくりができないかということで検討した結果、やはり私たちも取り入れるべきだろうというふうに思っておりました。

そういう形で、公民連携によるという事業の文言を施政方針演説の中に入れ込みました。それに基づいて、財部の今ある支所の近辺をコンパクトシティ的なものができるかということ議論してきて、今、そのことも含めて検討しているところでございます。

○9番（岩水 豊議員）

ですから、私も紫波町並びに大東市等についても、紫波町については議会でも研修に行きました。大東市についても調査しております。

これからの行政の在り方としては、公民連携の取組というのは非常に重要であって、これについては、私もこういう形で進めていくというのは非常にいいことだと思っております。全然否定する気持ちもないし。ただ、今、市長が言われた財部のコンパクトシティ構想、それと先日出てきた何とか団地……。そこの何だっけ。向江団地でしたか……。

（何ごとか言う者あり）

○9番（岩水 豊議員）

新地公園のですね。そこにしても、まずはどういうことをするかとかいう指針とか、それと、今、市長が言われた再開発等を含めたことを公民連携でやるという可能性の調査、これは紫波町はまずやっております。御存じだと思いますが。調査報告の結果を受けて、その上でどうやっていくかというのを具体化していつているんです。

ですから、まず調査して、公民連携事業でやる可能性の調査というのが現実に実施されたのか、それを我々議会には、まだ私が知らないだけなのか知りませんが、提示されているのか、市民にも含めてです。まずそこから伺いたいんですが、いかがですか。

○市長（五位塚剛）

まず、公民連携による事業とは何なのかということをも私も含めて両副市長、担当の課長も含めて、職員を対象に研修を受けました。まずそこがスタートだろうというふうに思っております。そして、私たちも公民連携の実際どうなっているのかということで、紫波町やら、また大阪の大東市を研修もさせていただきました。

そういう中で、私たちは、いずれにしても市営住宅の建替工事というのは計画しておりましたので、この市営住宅をどういう形でしたらいいのかということで、公民連携の中に具体的に話を入れ込んだわけでございます。

当然、公民連携となると、民間の企業の方々が計画、要するにどういう施設がいいのかということも分かってもらわなきゃいけませんので、そういう方々に具体的に説明をして、今、その段階に入っております。

今後、準備に入りますので、そのことを含めて議会の皆さんたちに説明をしたいというふうに、今、考えているところでございます。

○9番（岩水 豊議員）

ちょっと一足飛びに事を進めているような気がするんです。まず考えてみてください。今出た市営住宅を新しくしないといけない、そういう事業が必要である。それを大ざっぱには社会保障、インフラの更新費用というのがかさばるんです。それをするのに税収との兼ね合いで、働く世代の減少による税収の減があると。そのためにどうやっていけばいいかとかということを考えれば、公的負担を抑制する必要がある。

そのために、また地域経済の循環、活性化を図るため、そして市民サービスの水準を落とさない、若しくは水準を向上させるためにさあどうやりましょうかということで、公民連携を進めていこうということになると思うんです。これが最初です、出だしが。いかがですか、まずここから一つずつ行きましょう。

○市長（五位塚剛）

そのような思いで提案をしたつもりであります。

○9番（岩水 豊議員）

それでは、次に、まず、公民連携で事業をしていく、曾於市内に可能性のところがどれだけあるかという、そして、どういう内容で何をしていったいいかという、まずは公側の思いを、今言ったインフラ更新、社会保障費の増大の中で、インフラ整備は更新はしていかないとけないということです。そのために、まずすることが何であろうかということで、市長は市営住宅の更新を言われた。財部の町のコンパクトシティ構想なり町の開発を言われた。そうですね。これも正しいです。

ですから、こういう指針をまとめたのをまずつくらんといかんと。いろんな専門家を交えて。まずそこがスタートじゃないですか。まずは可能性の調査をして、今、来ていただいた岡崎先生を含めて、市内のそういう可能性の調査をしたのを報告書を作ってほしい。その報告書を基にして、この前説明しようとした中にも文言でちよくちよく出てきている運用指針とかで、民間提案制度運用指針とかが出ているけど、公民連携事業の指針をちゃんと示すと、その上で基本計画を立てる。

そこまでやって、その上で今度は公側も責任を持つ意味で条例をつくらんといかん。公民連携でこういう事業をするという条例を立てないかん。その上で初めて民間提案のこういう、この前示そうとした実施要綱なんていうのは出てくるものであって、一足飛びに実施要綱が出て、その中に運用指針とかが出てきている。これ何だよと。

だから、事は順番が違うんです。することは全然いいです。私も公民連携にすれば、すごくこれからの曾於市を支えていくためにも必要である。できればまだ早い時期にしてほしかったぐらい。給食センターにしる庁舎整備にしる、そういうのも含めた形で、紫波町がやっている駅前の雪捨場と言われている大きな、17町でしたか、17haの土地をどういうふうを活用するかということで、いろいろ体育館からサッカー場とかを集約した形で駅前を発展させていって、これは非常にその町特有の立地条件ということで非常によかったと思っております。

ただ、今するのは、昨日の答弁でもありましたが、どこでしたっけ、大東市を見に行ったら、2階建ての市営住宅、非常に開放的でよかったよとかいうことが出ていますが、それはまだ先の話なんです。その前に整備することが、法的な整備指針計画をちゃんと立てて、条例の整備までした上で、今度は我々もその足かせを受けないといけない。しないといけないでしょ、足かせを。そこまでして初めてスタートなんです。いかがですか。

○市長（五位塚剛）

今年、私なんかは、一昨年から公民連携についてのいろんな研修をしてきて、6年度の施政方針の中に具体的に公民連携による取組をやりたいという文言を入れました。今後、具体的にどういう事業をするかについて、今、計画中であります。今後どうなっていくかということで、基本的な流れがまだ議会の皆さんたちと合意ができてない部分がありますので、一応、担当課長のほうからこの流れについて説明をさせます。

○まちづくり推進課長（諸留貴久）

お答えいたします。

まず、令和6年度から開始しました公民連携事業のいわゆるモデル事業などところで、今、市営住宅の建替事業というところを進めているところでございます。

まず、事業を進めるに当たっては、今年度、アドバイザー契約を結びました岩手県紫波町の岡崎氏に随時アドバイスをいただきながら、このモデル事業についてのアドバイスをいただいているところです。

この市営住宅建替事業というところで、昨日も答弁した部分もありますけれども、市営住宅の建替えが必要な5団地の建替えが一つと、そしてその建替えの用地に対して残地を活用したテナント等を入れるようなそういった事業者からの提案、こういったものが公民連携として、曾於市に対してこれを進めたいというところで、今、事業を行っているところでございます。

先ほど可能性調査についての議員のほうからございましたが、この可能性調査ということで、この市営住宅建替事業の中では、サウンディングというところで各事業者に対してサウンディングの説明を、こういう事業といたしますか、こういう市が事業を想定して提案を求めたいというような説明を行った後、実際、サウンディングに参加した業者等もでございます。こういったところの対話を重ねながら、この事業についての概要を取りまとめた上で、今後この民間提案制度の要綱、これを12月2日に市の要綱として制定いたしました。この要綱に基づいた提案を各事業者のほうからまずは提案をいただくと。

この事業者の提案がなければ、当然ながらこの事業については公民連携で進められないということになりますので、まず、この事業者の提案があるかというところがまず一つ大事なところでございます。この提案があった後に、この内容等を審査して、その間もまた事業化の対話を進めていくというような形でございます。

最終的なこの事業を進めるに当たっては、当然ながら市の支出等もでございます。こういったところを含めて、議会にまた丁寧に説明をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○9番（岩水 豊議員）

今、そこの市営住宅に限ってモデル的な事業とかいうことで言われましたけど、そういう瑣末的な考えじゃなくて、市全体を考えて、例えば大東市なんかでもエリアごとにどういうまちづくりが必要かとかということでも市全体を見て、まず計画、順番立って指針を立て基本計画、そしてちゃんと条例を制定してという形になってきております。ですから、まずはここの市営住宅の件だ、財部の町の件だと。じゃあほかの、私が2番目に聞こうとしている支所跡地の活用については、まだ検討しておりません、今後ですというようなことになります。

じゃなくて、今の現状の中でいろいろ模索してみて、例えば統廃合してなくなった小中学校等についても、例えばの話ですが、曾於市の山学校でもいいし、何とかというネーミングをつけたりして、そこをそれなりの憩いの場とか、自然と触れ合う子供たちの場とか、いつか出ましたカブトムシを養う場とか、何かいろんなそういうエリアをつくったりして、市全体の構想の中で、ではここに市営住宅、ここにコンパクトシティをとかいうようなことで、大きなプロジェクトをやっぱり立ててしないと、何でここで後出しみたいにして、今度は用地費が出てくるんでしょう、今の団地については。

でも、遊休地が給食センターの裏にもあるし、裏かな、表かな、あそこにも土地はあるし、ほかの未活用の土地とかいうこともありますから、部分的に考えるんじゃないで、市長ですから、やっぱり市全体を大きく考えてやっていただきたいんです。いかがでしょうか。順番を間違わんようにしてほしいです。

○市長（五位塚剛）

岩水議員が言われるように、曾於市全体の学校の跡地も含めて、やはりこれは何らかの形でどういう活用がいいかということをやっぱり示す必要があるだろうというふうに私も思います。

今回の事業については確定しているわけではありませんので、やはり今までのような市営住宅でなくて、利用者も、また地域の方々も賛同できるような、地域を巻き込んだ市営住宅というのが必要だろうと思っております。

そういう意味で公民連携のやり方は、我々行政のできることと民間の発想でその地域を活性化できるという発想、資金も含めていろんな方法があります。ですから、これについて、今から具体的に皆さんたちにお示ししたいというふうに思っております。

今言われるように計画が先にじゃないかと言われますけど、私たちの考えを今民間の方々にこういう考えを持っていますよということで、民間の方々にも来てもらって検証してもらって、その中で、今、2つの業者がこの事業に参加したいという

ような意思表示をされておりますので、今からどういう内容なのかというのを今から受けて、これから、今言われるような条例の問題、資金の問題やら、今からが具体的に出てくると思います。

○9番（岩水 豊議員）

だから言うんですよ。違うんじゃないですか。何でも今ヒアリングして計画が進むんですか。将来的にはここに土地買収4,000万円と先日の答弁でもありましたけど、発生するのが前提になっておりますがね。議会で何も議決していない。公民連携でやるということについて、どこにも議会に足かせもない。ある日突然もうやめたとなって、それでいいんですかということなんです。

ですから、ちゃんとまずは計画立てて条例まで制定するべきです。そこでしっかり揉んで、その中に今言う曾於市全体のまちづくりで、いろんな方法でそれぞれ地域に合った形のことがあります。でないと、今、その団地だけやるとなれば、周りの市民からすれば、特に山間部の市民たちからすれば批判を受けますよ。何であそこだけ、末吉の町の真ん中だけそうやって投資させて整備するのか、我々のほうはどういう計画があるんだよと、月野はどういう計画があるんだよ、財部のほうはどういう計画があるんだよというのが出ますよ。

全部で、市全体にそういう大きなプロジェクトの計画をつくって、その上で、では、まずここからしますというのはいいんです。でないと、今、業者にヒアリングしている、どういうことですか、こういうのは。まだ何も法律、条例で何も決まっていけないのに、ここに走っている。この前の段階がないと。私、昨日、徳峰さんが言われたのもそういうことだと思っんです。立ち止まってと。私は立ち止まらなくてもいいけど、ある意味、立ち止まる部分も必要になってくる。

そして、たかが1年ぐらいでこういうことをヒアリングまでして進めていく、もう来年の1月には提案者募集をすとか、民間提案制度指針、どこに指針があるのか。指針がありますか、我々に示してあるのは。何か要綱をただつけたような要綱があるだけじゃないですか。この要綱を縛る条例はどこにあるんですか。つくったんでしょ。要綱を縛る条例はどこにあるのか示してください。

○まちづくり推進課長（諸留貴久）

先月10月6日に全員協議会でお示ししました民間提案制度指針については、これについてはもう策定をしております。

（「どこにあるのか」と言う者あり）

○まちづくり推進課長（諸留貴久）

すみません、その資料等はつけておりませんでした。申し訳ありません。

（「議会には示されていないということですよ」と言う者あり）

○まちづくり推進課長（諸留貴久）

また、申し訳ありませんが示させていただきたいと思います。

以上です。

（「要綱を縛る条例はどこにあるのか」と言う者あり）

○まちづくり推進課長（諸留貴久）

要綱につきましては、資料のほうにあったとおりでございますが、この上の条例というのは制定をしていないところでございます。

○9番（岩水 豊議員）

要綱を縛る条例はないんですよ。こういうのはだんだんつくって飛んでいってしまふようなことになる。ここは規定しましょうよ、条例でちゃんと。そして、執行部側もだし、議会側もそれを熟知した上で進めましょうよ。そして公民連携でやるということに決めたら、公側も我々側も、その条例に縛られてしっかりすると。でないと、いつでもこんなのを廃止してつくったりとか、これは執行部の考えだけでできる話じゃないですか。これで市民に示していくなんてあんまり横暴過ぎるんじゃないですか。だからちゃんと条例を制定してやっていただきたいと思うんですが、いかがですか。

○市長（五位塚剛）

条例は当然ながらちゃんと提案したいというふうに思います。

今年の予算の中で、公民連携のためのアドバイザー事業という形で認めていただきました。公民連携の事業は何なのかということを広く議員の方々、また、職員やら民間の曾於市内の建設業者はじめ不動産業者、いろんな方たちにこの内容を、まずどういう事業なのかということを進めてきました。

具体的に、今後はやはり今私たちがやるべきなのは、末吉の中の市営住宅が老朽化しておりますので、まずここを具体的にやっぱりやるべきだろうということで今考えております。当然ながら、これについては、全体の事業と条例を含めてお願いをしたいというふうに思っております。

○9番（岩水 豊議員）

じゃあ何で条例が出なくて要綱が出たり、1月には民間提案制度の募集に入っているんですよ。時間的余裕がありますか、条例を今から制定して。条例があつて要綱が来たり規則が来たりするんじゃないんですか。でも反対じゃないですか。これを一旦全部白紙にして、早く条例を制定するようにしてください。でないと、短期間でこんだけ大きな事業は、短期間でばたばた慌てたって、今年の5月からしてたった1年ぐらいで進めるはずがないです。もうちょっと慎重にしないと、胡摩のあれと一緒にござってしまいますよ。市民から批判を受けますよ。

先ほど言った地方の、曾於市の中央部から離れたところの皆さん方がどういうふうに思うかですよ。市営住宅はもちろん老朽化すりゃ建て替えないとというのは、これはもう行政の責任でありますから、これはもう必要であります。だからといって、それだけをするんじゃないで、ちゃんと今言う条例も制定して、その上で要綱が来るもんじゃないですか。要綱があつてから条例が来るなんて聞いたことない。

そして、市の全体の計画というのもつくりましょうよ。それをして、そしてここに行き着きましょうよ。いかがですか。その外れた地域の方々の声もぜひ。

○市長（五位塚剛）

全ての市内全体の住宅をどうするかというのは、なかなかまだ決められない状況であります。だから……

（「住宅じゃないですよ。まちづくりですよ」と言う者あり）

○市長（五位塚剛）

だから、まずまちづくりですよ。だからその中で今必要となっている末吉のこの住宅を公民連携でやったほうが、非常に市民のためになるという思いで今考えております。

条例を出すのが先決だと言われましたけど、相手がまだどういう事業をやるかというのが確定しておりませんので、これを確定しないとどういのをするかというのが決まりません。だから、そういう時間的な問題もあるかもしれませんが、そこはちょっと理解してほしいなというふうに思います。条例は必ず出します。

○9番（岩水 豊議員）

ですから、全然順番が違うと言っているんです。条例があつてそして動くものじゃないですか。動いていくようになってから、はい条例、なんていうのは聞いたこと……、そんな話ないでしょ。例えば、いろんな補助金を出す条例でも、ちゃんと事前につくってから金は出すわけでしょ、国も。それがないまま、金だけ先に出してから、後からそういう規則や条例が出てくるなんて聞いたことない。我々、法治国家ですよ。どこで動いているんですか。そういう法律に縛られて動くわけですがね。だから、そのためにまず法律、条例をちゃんと整備する、そして、今言うような順番をちゃんと踏まえた中で持ってくればいいじゃないですか。

そしたら財部だったら、今こういうことをしたいなという業者もいるかもしれないですよ、ここだけ特化せんでも。ましてや今度は用地費もかさんでくるような中で提案になっていますね。具体的に用地費は議会に上がってこない限り、我々は何も口出しできない。そういう過程で進めるんですか。じゃないでしょう。胡摩と一緒にじゃないですか。

だから、私なんかしたら、給食センターの後ろ側も空いているし、普及所跡です

か、あの辺を整備して、あそこほど環境的にいいところは私はないと思うんです。救急病院も近いし、学校にも高校にも小中学校にもそんな遠くないし、利便性とすれば甲乙つけ難い場所でもあると思うんです。

ですから、まずは条例をつくって、そこを整備してから行きましょうよ。でない、今のままだったら議会はどうしようもない。業者が決まったところで、いや、それじゃいかんちゅうて我々が言えますか。そんなやり方は横暴過ぎます。ちゃんと議会でこう、して、公民連携で事業を進めていくちゅう基本的なスタートが間違い。この岡崎先生にもう1回、ちょっと勉強してください。1月の二十何日かにたしかもう1回ありますね。そこでちゃんとそのようなところをもう1回勉強して、順番を習いましたか。何から進めていく。担当課長、順番を習ったね。条例の問題、指針の問題を含めて習ったんですか。

○まちづくり推進課長（諸留貴久）

お答えいたします。

今回の令和6年度から始めた事業については、2月に1回、奇数月ですけれども、岡崎氏に来市いただきまして、この事業についてのアドバイス、あるいは偶数月でありますとウェブのほうでアドバイスをいただいております。

先ほど議員のほうからございました条例関係についてもまたその中でお話をしながら、条例を整備せず公民連携を進めている自治体もあります。一方で、大東市のように条例を制定して公民連携を進めている自治体もございます。

今回の市営住宅建替事業につきましては、全体的な公民連携の市の指針というのを今素案を策定しておりまして、これについてまた議員の皆様方にはお示しするところでございますが、先に全協で示しましたのは、この市営住宅建替事業によっての指針はありますけど、すいません、資料をつけておりませんでした。指針とあと要綱というところで先にお示しをいたしました。この後、市の全体的な公民連携の考え方、指針というのは、今、策定中でありまして、これについてお示しできると思います。

以上です。

○9番（岩水 豊議員）

だから、紫波町と条件は全然違うんですよね。紫波町は駅前に日本一高い雪捨場とあって、十何haでしたっけ、17だったかな。17haも無駄な土地を何十年も持っていたわけですよ。だからその土地の利活用と庁舎の建設とか、運動施設とかを含めたそういう住民サービスの施設をもう更新しないといけないということを含めて、その土地があるからそうやって一つ一つのことを集約した形で始まったわけです。だからそれはいいですよ。

だけど、今度の場合は、どこにしようかどこにしようか、土地買ってまで進めるということになる場合は、さすがに課長がちゃんと勉強しているとおり大東市のとおり進めて、大東市を参考にしていけばいいと思うんです。でないと、新たな土地を買う、いや、買わんでもあそこがあるんじゃないか、ここにあるんじゃないかとか、現在地の建替えでいいんじゃないかとか、桜ヶ丘もそうやって現在地に建て替え、市長しましたよね。そういう方法もあるわけです。だから、そういうのを含めて、ちゃんと条例で制定して行って、順番どおりしてほしい。

ましてや、桜ヶ丘もそうやって現在地に建て替えたわけですから。周りにいっぱい土地が余っています。その土地の活用方法も何も示さない。さあどうでしょう。ここにだけ金を使うんですか。ここだけ金を使うのであれば、それなりに市民全体に理解をもらえるような形に持っていかないと。どうでしょう。

今言った私は町の中央を開発することも大事である。ただし、地方に住んでいる方々等のいろんな生活の利便性、住民サービスについての対応も行政としてはしっかりしないといけない、これはもう責務ですから。それを考えたときに、全体構想を示してやることで、まず市民は安心感を持つと思うんです。納得してくれる。1番目にするか2番目にするかのことだということ。でも、それも何も示さないまま、何かモデル的にやるなんて失礼な話だ。モデルなんて。行政がモデルでするはずがない。したらいかん。住宅メーカーがモデルハウスを造って大もうけしようとかそういうような形とそれ一緒じゃないですか。失礼な話、モデルとかいう考えが。

だから、ちゃんと計画を立てて全体像を示して、市全体の全体像、それと条例を制定してというのが一番のことじゃないですか。今、曾於市内の遊休地についても、公民連携でいろいろ取組を考えるとかいうことを含めて、市長、どのように考えていらっしゃるかお伺いします。

○市長（五位塚剛）

私は公民連携による事業というのは、これから全国の自治体が学んでくるだろうというふうに思っております。だから、今までどおり我々官が中心になって計画して、官が行政が全部やるという時代じゃあもう財政的な問題を含めて、私は流れが変わってくるだろうと思っております。

モデルがいけないと言われましたけど、やはりモデル的なものをちゃんと市民に分かる範囲でするというのはこれは大事なことだと思っております。大隅の桜ヶ丘住宅の空き地についても、今後、宅地分譲について準備を、今検討しているところでございます。そういう意味で、市民にちゃんと説明をしていきたいと思いますが、条例が先であるということでございますので、担当課を含めて早急にそのことにつ

いては対応させていただきたいと思います。

○9番（岩水 豊議員）

ですから、市全体の構想を今言われたんですかね。前々から私たちも要望しています、議会からも。ですから、そういう市全体のをちゃんと示して、そして、何回も言うようですけど、民間が提案することに乗ってやるんじゃないんですよ、公民連携というのは。公も民と同じような立場に立つことと、官と言われた。官は必ず住民サービスをするという責任があるんだから、そのためにはちゃんとした構想と示さないかんわけです。全体構想を示した上で進めていく。じゃないじゃないですか。民に投げてやるちゅうんだから、それじゃ駄目なの。それこそ官の考えだから。公民ですから。一緒に協働になってやらないかん。公のことと民間と。

ですから、そのためには、官は自分の責任を持たないといけない、曾於市全体について。市長、ちゃんとしたそういう全体、曾於を分かりやすくまとめていきましようよ。そうせんと先が見えない。こんな横暴なやり方で進めてもらっちゃ前には進めないですよ。もう一回そこについて答弁を求めます。

○市長（五位塚剛）

公民連携というのは、今言われたとおり、我々行政、官と民間と責任を持ってやるもんだというのは全く変わっておりません。我々官ができることと民間ができることをよく話し合いをしてやっていきたいというふうに思いますが、今言われるように、順番が逆じゃないかという御指摘を受けましたので、十分そのことについては反省をして、また議会の皆さんたちにちゃんと詳しく説明をして進めていきたいというふうに思います。

○9番（岩水 豊議員）

訂正の答弁をいただきましたのでこれ以上言いませんが、本当に曾於市全体を考えるのは官の仕事です。民はその事業の中で利益を出すことが仕事です。それが公と民と連携できることで進めていく。でも、官は市全体に責任があるんです。その事業についても責任があるんです、ちゃんと見極めるという責任が。ですから、そのところを履き違えないように、民に投げかけるのは大事です。でも、民に投げ出しちゃ駄目なんです、投げ出しちゃ。ちゃんとそこは連携が必要ですから。

ですから、慌てて土地買収などとか、場所を特定した形での提案を、幾ら全協であるといえ議会に出すなんていうのは、本当に順番として間違いですので、そのところは正していただきたい。

あと、もう次の問題に入りますが、財部支所、大隅支所、これについても活用については、今後どのような活用が望ましいのか検討していきたいと思います。では、いつぐらいまでにこれの結論が出ますか。

○市長（五位塚剛）

財部支所、大隅支所を具体的に何をつくるかということが決定になれば、これは過疎債の対象になって、具体的に補助金の対象になります。それでなくて、全て更地にするといったら、この解体費は全部一般財源になります。そういう意味では、地域住民、財部・大隅の皆さんたちのいろんな意見を聞きながら、ここは慌てずにしていきたいなと思っております。

期限を示せということでありましたので、来年度から跡地利用についての検討委員会を立ち上げて、前向きに進めていきたいというふうに思います。

○9番（岩水 豊議員）

ぜひ要望しておきますが、跡地活用、公共施設等の跡地活用についても、検討委員会という形で各課の課長、若しくは住民代表ということで公民館長とかを入れたりされておりますが、ぜひ専門家を入れて、特に公民連携でできないかを含めて、そういう公民連携の専門家なり、また、まちづくり等のコンサルなりとか、いろんな専門家を入れてしてほしいんです。

財部についても、虫食いみたいに用地買収もありましたね。そういうのも含めて、本当に総合的な計画を立ててやらんと、SKLVがスクラップになってしまいますよ。ちゃんとひっくるめてSKLVから駅周辺、それと支所周辺を含めた形でちゃんとしたまちづくり構想を早くつくりましょうよ。時間ないですよ、いつまでも置いといたら。もう早くそれは進めていただきたい。再度答弁を求めます。

○市長（五位塚剛）

財部の高校跡地にSKLVが完成し4月からスタートいたしました。この間1万6,000人を超える人たちが全国から集まってきております。そういう意味では、今、財部に関するいろんな条件が前に進んでおりますので、今言われますように、駅前周辺から財部の支所を交えて全体をどうするかということについて、これについても検討委員会をすぐに立ち上げて進めていきたいというふうに思います。

（「専門家の配置は」と言う者あり）

○市長（五位塚剛）

専門家を入れたいというふうに思います。

○9番（岩水 豊議員）

それでは、専門家を入れて、来年度、その検討委員会なりを立ち上げて、できれば来年度中には、特に選挙前までにはそういう方向性を示されたほうがいいんじゃないかと思えます、市長のためにも。ぜひそうしていただきたいと思えます。

次に、財部温泉健康センターについてお伺いしますが、アンケート実施が9月中旬から10月上旬にかけて実施した。その結果として28.1%の回答があった。委託期

間中であるので、まだ成果品の納品はこれからということになっておりますが、できないですか、結果発表は。

○保健課長（渡邊博之）

お答えいたします。

ある程度の概要版が上がってきておりますので、最終的には12月27日までが工期となっておりますけれども、本会議の最終日に全協で報告はできるかなと思っておりますが、今現在でも簡単などころはお答えできるかと思えます。

（「説明してください」と言う者あり）

○保健課長（渡邊博之）

内容といたしましては、まず、現在の財部温泉の現状を見まして、現状を住民の皆様を示したほうがいいのではないかなというようなことで、アンケート調査を実施したところであります。

この内容といたしましては、まず、温泉施設の共通するような全般的なもの、利用頻度でありますとか目的、重視するもの、入浴料等です。それから、財部温泉自体につきましては、現在の状況というもの、入浴者数、それから見込まれる改修費用、指定管理料を示しまして、利用の有無、今後どうあるべきか、その理由等といった内容の自由意見をもらったところであります。

○9番（岩水 豊議員）

調査の結果の概要は上がってきていないんですか。数的なものは。

○保健課長（渡邊博之）

内容的には、回収率につきましては先ほど市長のほうからあったとおりですけれども、そのうち、回収率が財部地区が51.4%、末吉地区が30.7%、大隅地区が17.0%ということになっております。

それから、財部温泉自体の結果につきましては、利用の有無につきましては、利用したことがあるという方がちょうど50.0%、ないという方が47.1%、あとは無回答ということでありました。

それから、どうあるべきかという一番重要なところかと思えますけれども、この中で一番多かったのが、分からないという答えが23.4%、2番目が民間事業者へ譲渡し温泉施設の継続というのが20.9%、3番目が市の負担で大規模改修をして継続というのが20.3%、4番目が現状の状況のまま継続というのが14.9%、5番目が廃止してメセナ温泉に集約というのが13.8%ということで、簡単に結果を分析しますと、利用したことがないという方も47.1%あったことで、内容について分からないという結果が一番多かったようであります。

ただ、分からないという方の自由意見の中では、市の財政的な負担は疑問とする

意見も目立ったところであります。

また、この方法は別として、温泉の継続を望む回答は合わせて56.1%となったところであります。

以上です。

○9番（岩水 豊議員）

これはあくまでも調査です。その調査にのっとして、これから執行部ましてや議会も判断していくことになろうかと思えます。かといって、これが即民間に無償譲渡ということにつなげていかとかいうところはまた疑問なところもありますので、これについて、市長、今後としては、ざっと聞いたところでは現状のまま改修という方、それと分からない、出たのと、残してほしいというのは全体で56.1%ですかね、こういう数字が出ておりますが、ここについての今現在での見解をお伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

財部の方々を多くアンケートの数に入れました。大部分が財部の方と末吉の深川方面の方の利用が多いということで考えております。要するに、温泉として残してほしいということが大方の声であります。

市がどういう計画を考えているかということについては、全く地元説明会も開いておりません。本来ならば説明をしたかったんですけど、議会の皆さんたちからそれは中止しなさいという指導を受けましたのでしておりませんが、基本は、温泉として残してほしいという大方の声だと思っております。

○9番（岩水 豊議員）

これについても、慎重に市民の意見を含めて聞いて、その上で結論を出し、できれば新年度の方針にどのようにするということもちゃんと示すべきではないかと思えます。いかがでしょう。これは方法として、来年度の事業の中でどうするという事をお示しできますか、お伺いします。

○市長（五位塚剛）

当然、アンケートの結果がまとまりますので、それを前提として市の考え方をやはり説明する必要があるだろうと思えます。その説明をした上で、市の考え方を示していきたいというふうに思っております。

○9番（岩水 豊議員）

全体的に公民連携の手法を取るという中で、3つ合わせて一緒だと思うんですが、市の先ほど冒頭、一番先に言いました住民サービスの低下を招かないためにも公民連携による現状のインフラの更新とか、住民生活の向上というところは本当に必要で、これはもう避けては通れない状態になってきていると思えます。特に我が市に

おいては、ふるさと納税にしても隣接する市町からすれば大分劣って、決して少ないとは思いませんが、隣接する市が多いので見えるだけであって、少ないとは思いませんけど、やはり自主財源、自由に使えるお金というところが少ない中で、するためにはしっかりそこを見極めてやっていただきたいと思います。

これで終わります。

○議長（迫 杉雄）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、12月20日午前10時から開きます。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 3時12分

令和6年第4回曾於市議會定例会

令和6年12月20日

(第4日目)

令和6年第4回曾於市議会定例会会議録（第4号）

令和6年12月20日（金曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第4号）

- 第1 議案第71号 支所庁舎整備に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
（総務常任委員長報告）

（以下3件一括議題）

- 第2 議案第72号 曾於市立図書館の設置及び管理に関する条例及び曾於市中央公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
第3 議案第73号 曾於市子ども医療費助成金支給条例の一部改正について
第4 議案第74号 曾於市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について

（文教厚生常任委員長報告）

（以下3件一括議題）

- 第5 議案第75号 曾於市地域振興住宅条例の一部改正について
第6 議案第76号 市道路線の認定について（天神丘1号線ほか2線）
第7 議案第77号 市道路線の変更について（阿邪里2号線）

（産業建設常任委員長報告）

- 第8 議案第78号 指定管理者の指定について（曾於市養護老人ホーム清寿園）
（文教厚生常任委員長報告）

（以下2件一括議題）

- 第9 議案第82号 指定管理者の指定について（曾於市立恒吉地区診療所）
第10 議案第83号 指定管理者の指定について（曾於市立図書館、曾於市立図書館大隅分館、曾於市立図書館財部分館及び末吉歴史民俗資料館）
（文教厚生常任委員長報告）

（以下3件一括議題）

- 第11 議案第79号 指定管理者の指定について（清流の森大川原峡）
第12 議案第80号 指定管理者の指定について（曾於市末吉農産物等直販施設・活性化施設）
第13 議案第81号 指定管理者の指定について（曾於市財部きらら館）

(産業建設常任委員長報告)

- 第14 議案第84号 令和6年度曾於市一般会計補正予算(第6号)について
(総務常任委員長、文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長報告)

(以下3件一括議題)

- 第15 議案第85号 令和6年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について

- 第16 議案第86号 令和6年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について

- 第17 議案第87号 令和6年度曾於市介護保険特別会計補正予算(第3号)について
(文教厚生常任委員長報告)

- 第18 議案第88号 令和6年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算(第3号)について

(総務常任委員長報告)

- 第19 閉会中の継続審査申出について

- 第20 閉会中の継続調査申出について

- 第21 議員派遣の件

2. 出席議員は次のとおりである。(18名)

1番	山中雅人	2番	出水優樹	3番	瀬戸口恵理
4番	矢上弘幸	5番	片田洋志	6番	重久昌樹
7番	鈴木栄一	8番	(欠員)	9番	岩水豊
10番	澁合昌昭	11番	今鶴治信	12番	九日克典
13番	土屋健一	14番	原田賢一郎	15番	山田義盛
16番	(欠員)	17番	渡辺利治	18番	久長登良男
19番	徳峰一成	20番	迫杉雄		

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 笠野 満 次長兼議事係長 吉田 竜大 総務係長 富永 大介
主任 鎌原 一輝

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(26名)

市長 五位塚 剛 教育長 中村 涼一

副市長	八木達範	教育総務課長	鶴田洋一
副市長	大休寺拓夫	学校教育課長	関戸達哉
総務課長	上村亮	生涯学習課長	竹下伸一
大隅支所長兼地域振興課長	上迫直一	農政課長	吉田秀樹
財部支所長兼地域振興課長	櫻木孝一	商工観光課長	佐澤英明
企画政策課長	外山直英	畜産課長	野村伸一
財政課長	池上武志	耕地林務課長	國武次宏
税務課長	中西昭人	まちづくり推進課長	諸留貴久
市民環境課長	梶井秀和	水道課長	吉田宏明
保健課長	渡邊博之	会計管理者・会計課長	吉元健治
こども未来課長	新澤津友子	監査委員事務局長・選挙管理委員会書記長	森岡雄三
福祉介護課長兼福祉事務所長	上集勉		
土木課長	吉元幸喜		

○議長（迫 杉雄）

おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 議案第71号 支所庁舎整備に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（迫 杉雄）

日程第1、議案第71号、支所庁舎整備に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案については、総務常任委員会に審査を付託しておりましたが、審査を終了されております。

総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（山中雅人）

総務常任委員会付託事件審査報告。

総務常任委員会に付託された議案3件を、12月12日に委員会を開き、執行部の出席を求め慎重に審査した結果、それぞれ結論を得ましたので報告します。

議案第71号、支所庁舎整備に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

本案は、市役所財部支所と大隅支所の建替えに伴い、両支所の所在地が変更されるため関連する規定を改正する内容であります。

各支所敷地の地番は1筆になるのかとの質疑があり、財部支所は、令和6年度予算で1筆に合筆し、大隅支所は、当初14筆あったが2筆に合筆して当面運用していくことになる。大隅支所も将来的に1筆に合筆できるように対応していく考えであるとの答弁がありました。

曾於支所設置条例に示されている支所の所管区域の表記方法について質疑があり、表記は合併前の平成17年6月30日時点での区域を示しており表記に誤りはなく、近隣自治体でも同様の表記をしているところもあるとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本案について採決の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（迫 杉雄）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫 杉雄）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより、議案第71号について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫 杉雄）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫 杉雄）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、議案第71号を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫 杉雄）

御異議なしと認めます。よって、議案第71号は委員長の報告のとおり可決されました。

-
- 日程第2 議案第72号 曾於市立図書館の設置及び管理に関する条例及び曾於市中央公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第73号 曾於市子ども医療費助成金支給条例の一部改正について
- 日程第4 議案第74号 曾於市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について

○議長（迫 杉雄）

次に、日程第2、議案第72号、曾於市立図書館の設置及び管理に関する条例及び曾於市中央公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてから日程第4、議案第74号、曾於市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正についてまでの以上3件を一括議題といたします。

議案3件については、文教厚生常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（岩水 豊）

文教厚生常任委員会付託事件審査報告。

文教厚生常任委員会に付託された議案10件及び陳情1件を、12月12日に委員会を開き、執行部の出席を求め慎重に審査した結果、議案10件について結論を得ましたので報告します。

議案第72号、曾於市立図書館の設置及び管理に関する条例及び曾於市中央公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について。

本案は、曾於市立図書館大隅分館及び大隅中央公民館の建替えに伴う両施設の位置の変更及び大隅中央公民館の使用料を改正するもので、大隅中央公民館の使用料を末吉中央公民館と合わせる形で、面積に応じて料金を算出したとの説明がありました。

以上、審査を終え、本案について採決の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第73号、曾於市子ども医療費助成金支給条例の一部改正について。

本案は、県内医療機関において、市県民税の非課税世帯については現物給付となっていますが、令和7年4月から課税世帯についても現物給付となることに伴い、関連する規定を改正するものです。

県外の医療機関での受診割合と今後の対応についての質疑に対し、レセプト件数における県外医療機関の受診割合は約52%である。県外で受診した場合は、現行どおり償還払いであるとの答弁がありました。

委員より、県外医療機関の受診割合が半数以上ある現状であるので、県境越えの受診でも現物給付ができるよう、国や国保連に要望することと、基本的には現物給付となるが、保険適用外となるものは今までどおり窓口で負担しなければならないので、受給資格者が誤解されないような周知の仕方について検討するよう意見がありました。

以上、審査を終え、本案について採決の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第74号、曾於市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について。

本案は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の公布に伴う児童手当の所得制限の撤廃によって特例給付が廃止されたこと及び曾於市子ども医療費助成金支給条例の一部改正により、「助成」から「給付」に文言が改められることに伴い、第4条にある表の項中の文言を改めるものです。

以上、審査を終え、本案について採決の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（迫 杉雄）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫 杉雄）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより、議案3件について討論を行います。反対の討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫 杉雄）

ほかに討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫 杉雄）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、議案第72号から議案第74号までの以上3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。議案3件に対する常任委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議はありますか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫 杉雄）

異議なしと認めます。よって、議案第72号から議案第74号までの以上3件は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第75号 曾於市地域振興住宅条例の一部改正について

日程第6 議案第76号 市道路線の認定について（天神丘1号線ほか2線）

日程第7 議案第77号 市道路線の変更について（阿邪里2号線）

○議長（迫 杉雄）

次に、日程第5、議案第75号、曾於市地域振興住宅条例の一部改正についてから日程第7、議案第77号、市道路線の変更について（阿邪里2号線）までの以上3件を一括議題といたします。

議案3件については、産業建設常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

産業建設常任委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（淵合昌昭）

産業建設常任委員会付託事件審査報告。

産業建設常任委員会に付託された議案7件を、12月12日に委員会を開き、執行部の出席を求め慎重に審査した結果、それぞれ結論を得ましたので報告します。

議案第75号、曾於市地域振興住宅条例の一部改正について。

本案は、曾於市地域振興住宅譲渡条例に基づき、地域振興住宅1戸を譲渡することに伴い、関連する条例を一部改正するものです。

住宅の譲渡について、より説明や宣伝が必要ではないかとの質疑があり、譲渡戸数が増えるよう、取り組んでいきたいとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本案について採決の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第76号、市道路線の認定について（天神丘1号線ほか2線）。

本案は、市営天神丘団地内の道路を市道として供用し管理するため、天神丘1号線から3号線までの3路線を市道として認定するものと説明がありました。

以上、審査を終え、本案について採決の結果、本委員会としては全会一致で可決すべきものと決定しました。

議案第77号、市道路線の変更について（阿那里2号線）。

本案は、既設の市道について、県道への取付けを含む改良を行ったため、道路の起点の変更を行うものと説明がありました。

当該路線を含む近隣の道路管理について質疑があり、市道阿那里線とSKLVの間の斜面については、市道敷地として管理していくとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本案について採決の結果、本委員会としては全会一致で可決すべきものと決定しました。

○議長（迫 杉雄）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

議案第76号の市道認定について一言質問いたします。

この天神丘の敷地内の市道認定については、先日の議案提案でも質問をいたしました。今回、これまでの敷地を、今後、市道に認定するためでございます。

質問であります。関連いたしまして、例えば、川内団地あるいは大隅町の旭ヶ丘団地など、類似した団地があり、いずれも起債償還は終わっていると思っております。こうした団地については、もう既に市道認定がされているのでしょうか、あるいはされていなかったら、整合性を持たせるという意味において、市道認定をすべきだと思いますが、そういった議論はなかったのかどうか、お聞きいたします。

○産業建設常任委員長（淵合昌昭）

今、御質問いただいたんですが、委員会の中では、道路の幅員についての質問がありました。

その中で、1号線については7.5～14.62m、2号線については、6.55～10.3m、3号線については5.3～13.23mというのが回答としてありました。

それから、交付金の話もあったんですが、一応このことは、交付金については、財政課に聞かないといけないという話でありました。

以上です。

○議長（迫 杉雄）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫 杉雄）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより、議案3件について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫 杉雄）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫 杉雄）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、議案第75号から議案第77号までの以上3件を一括採決いたします。

お諮りいたします。議案3件に対する常任委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫 杉雄）

御異議なしと認めます。よって、議案第75号から議案第77号までの以上3件は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第78号 指定管理者の指定について（曾於市養護老人ホーム清寿園）

○議長（迫 杉雄）

次に、日程第8、議案第78号、指定管理者の指定について（曾於市養護老人ホーム清寿園）を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、今鶴治信議員及び渡辺利治議員の退席を求めます。

（今鶴治信議員、渡辺利治議員 退場）

○議長（迫 杉雄）

本案については、文教厚生常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（岩水 豊）

議案第78号、指定管理者の指定について（曾於市養護老人ホーム清寿園）。

本案は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間、当施設の指定管理者として、社会福祉法人輪光福祉会を指定するものです。

今回、2団体の応募があったが、決定に至る経緯や、指定管理期間を5年間とした根拠は何かとの質疑に対し、令和4年度から選定基準・評価項目に「地域配慮」の項目が追加された。審査の結果、賛同委員数が多かった輪光福祉会に決定した。要因として、指定管理料と地域配慮の評価項目が高く、特に指定管理料については年間1,350万円の差があった。指定管理期間の根拠についての明確な基準はないが、3年前まで長きにわたり指定管理をされていたので、実績を考慮して5年間としたとの答弁がありました。

委員より、指定管理料の差が激しいが、これまでのサービスの維持や職員の給料の在り方に懸念がある。今回提案の指定管理者が前回の指定管理期間中に職員配置等で問題が発生していたので、担当課は、3年に1回の定期的な監査だけでなく、日常的に指導・監督を徹底的にするようにとの意見があり、委員全員の意見の一致を見ました。

また、選定基準・評価項目について、基準の在り方に改善点があるとの意見がありました。

以上、審査を終え、本案について採決の結果、本委員会としては全会一致で可決すべきものと決定しました。

○議長（迫 杉雄）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○1番（山中雅人議員）

委員長に、2点、質疑いたします。

まず、地域配慮の項目についての記述があるんですけども、地域配慮というのは、何をどうすれば加点されるのかがちょっとよく分からないものでして、これに対してどういった議論があったんでしょうか。

2点目として、基準の在り方に改善点があるとの意見があったということなんですけども、委員会で出た改善点というのはどういった点があるのか、その点についてお伺いいたします。

以上です。

○文教厚生常任委員長（岩水 豊）

それでは、お答えいたします。

地域配慮については、地元に本店を有するところが一番基準点としては高

く、一番低いのは、地元県内に拠点がないというところが1点という、5点から1点での5段階評価になっております。

委員から出た改善点については、具体的には、地域配慮等について、近隣の都市をどう捉えるかという、地元として捉えるのか、との意見が出たところであります。

以上です。

○議長（迫 杉雄）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫 杉雄）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより、議案第78号について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫 杉雄）

ほかに討論はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

本議案には賛成であります。ただ、委員長報告にもありましたし、ただいまの同僚議員の質疑にも関係ありますけれども、この指定管理制度は、制度発足以降まだ合併後の制度でありまして、改善点が幾つかあり、これまでも改善がされておりますが、また、ただいま委員長報告にもありましたように、今回も地域配慮が加わったり、あるいはこの選定委員14名の中に3名ほどが、公民館長が新たに入るといった点があります。これが客観的に見て妥当性があるのかどうかについては、今後、検証が必要ではないかと思えます。

特に地域配慮については、100点満点で、委員1人について5点であります。5点というのは少ないようではありますが、実際は非常に大きなウエート、重みを占めております。特に、地元に関係ない市外県外からの業者が参入する場合に、恐らく結果として、この地域配慮で大きな差が出る、影響が出るものがほとんど確実ではないかと言えます。5点というのは、そのように相対的には非常に大きい点数であります。

この点などを含めて、検討の余地があるのではないかと考えております。

以上、今後の課題を含めて、総合的には賛成いたします。

○議長（迫 杉雄）

反対の討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫 杉雄）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫 杉雄）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、議案第78号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫 杉雄）

御異議なしと認めます。よって、議案第78号は委員長の報告のとおり可決されました。

今鶴治信議員及び渡辺利治議員の入場を許可します。

(今鶴治信議員、渡辺利治議員 入場)

日程第9 議案第82号 指定管理者の指定について（曾於市立恒吉地区診療所）

日程第10 議案第83号 指定管理者の指定について（曾於市立図書館、曾於市立図書館大隅分館、曾於市立図書館財部分館及び末吉歴史民俗資料館）

○議長（迫 杉雄）

次に、日程第9、議案第82号、指定管理者の指定について（曾於市立恒吉地区診療所）及び日程第10、議案第83号、指定管理者の指定について（曾於市立図書館、曾於市立図書館大隅分館、曾於市立図書館財部分館及び末吉歴史民俗資料館）の2件を一括議題といたします。

議案2件については、文教厚生常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（岩水 豊）

議案第82号、指定管理者の指定について（曾於市立恒吉地区診療所）。

本案は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間、当施設の指定管理者として、曾於医師会立病院を指定するものです。

初年度だけ指定管理料が高くなっている理由はとの質疑に対し、診療報酬の改定による医事システムの改修が必要であること及びマイナンバーシステムの導入に当たり、オンライン資格確認構築委託料として61万9,000円計上しているためであるとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本案について採決の結果、本委員会としては全会一致で可決すべきものと決定しました。

次に、議案第83号、指定管理者の指定について（曾於市立図書館、曾於市立図書館大隅分館、曾於市立図書館財部分館及び末吉歴史民俗資料館）。

本案は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間、当施設の指定管理者として、株式会社ヴィアックスを指定するものであります。

以前、図書館本館を視察した際にエレベーターの不具合などがあるとのことであったが、その点を今回の指定管理者と協議したかとの質疑に対し、覚書は締結しているが、議会の議決後でないと基本協定や年度協定の交渉ができないため、本議案が可決されたら直ちに内容を精査していくとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本案について採決の結果、本委員会としては全会一致で可決すべきものと決定しました。

○議長（迫 杉雄）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫 杉雄）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより、議案2件について討論を行います。

討論通告のありました山中雅人議員の発言を許可します。

○1番（山中雅人議員）

議案第83号、指定管理者を株式会社ヴィアックスに指定することに賛成の立場で討論いたします。

現在、新しく大隅・財部両支所の建設がある中、毎年利用者が減少傾向だった図書館を新しい施設にするタイミングで、新しい事業者によってセッティングして運営方針に変化を与えるという考えについて、十分な合理性があると考えます。

また、都城図書館などの管理も請け負っていることもあり、十分な実績もあると考えられます。

一方で、本議案だけではありませんが、文教厚生委員長の報告にもあるとおり、基準の在り方について改善点があるとも指摘されております。

徳峰議員の討論にもあったことでありますけれども、指定管理者選定委員会のメンバーが、市の職員と公民館長で構成されていることに対しては、若干の疑問があるところでもあります。

他自治体では、地元の銀行関係者や公認会計士といった選定委員会の構成を取っているところもございます。より事業評価や財務状況の評価に長けた人員を配置す

ることを、改めて執行部、特に所管の財政課に求め、私の賛成討論といたします。
以上です。

○議長（迫 杉雄）

以上で、通告による討論は終わりました。反対の討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫 杉雄）

ほかに討論ありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

文厚委員会のメンバーとして、議案の83、82号には賛成であります。ただ、83号には、さきの討論の中でも申し上げましたし、ただいまの山中議員の討論にも関係いたしますが、若干の今後の検討課題が必要じゃないかという点が一にあります。

今回の83号の図書館の選定については、3つの団体が応募がありました。特に、その中で指定管理として提案されている株式会社ヴィアックスと、それから図書館流通センターは、結果として、選定委員14名の中でヴィアックスが6名、図書館流通センターが5.5人、わずか0.5人の差でございます。それはそれとして尊重しなければなりません、一方、全く、この点数の中に入っていない14名の総合点数、総合点数は、ヴィアックスが1,012点、一方、図書館流通センターはそれを上回る1,025点であります。つまり、14人の全体の総合点数は図書館流通センターのほうが高いんですね。この点が全く、この選定の基準の中には一応配慮がされてないと、加点として、加える点としてもないという点はいかかなものかと。これも一つとして、今後の検証が必要ではないかという立場で、全体としては賛成いたしますが、指摘して賛成いたします。

○議長（迫 杉雄）

反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫 杉雄）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫 杉雄）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、議案第82号及び議案第83号を一括して採決いたします。

お諮りいたします。議案2件に対する常任委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫 杉雄）

御異議なしと認めます。よって、議案第82号及び議案第83号の2件は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第11 議案第79号 指定管理者の指定について（清流の森大川原峡）

日程第12 議案第80号 指定管理者の指定について（曾於市末吉農産物等直販施設・活性化施設）

日程第13 議案第81号 指定管理者の指定について（曾於市財部きらら館）

○議長（迫 杉雄）

次に、日程第11、議案第79号、指定管理者の指定について（清流の森大川原峡）から日程第13、議案第81号、指定管理者の指定について（曾於市財部きらら館）までの以上3件を一括議題といたします。

議案3件については、産業建設常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

産業建設常任委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（淵合昌昭）

議案第79号、指定管理者の指定について（清流の森大川原峡）。

本案は、令和7年7月1日から令和10年3月31日までの3年間、清流の森大川原峡の指定管理者として、合同会社カケルドットを指定するものです。

合同会社カケルドットの業務実績等についての質疑があり、会社としてはこれまでに、大川原峡や花房峡キャンプ場のWi-Fi設置業務委託の受注や、各種起業相談対応など実績があるとの答弁がありました。

また、合同会社の社員としては4人で、社員それぞれが農業をはじめ、ウェブ制作などの仕事に就いているとの答弁がありました。

指定管理を受けるとなった際に、人員の都合はつけられるのかとの質疑があり、従業員として地元の方を中心に雇用する予定であり、昼間と夜間の管理棟の管理は5人程度、清掃や除草などの管理は10人程度の人員が交代で行う計画であるとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本案について採決の結果、本委員会としては全会一致で可決すべきもと決定しました。

議案第80号、指定管理者の指定について（曾於市末吉農産物等直販施設・活性化施設）。

本案は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間、曾於市末吉農産物等直販施設・活性化施設の指定管理者として、株式会社メセナ末吉を指定するも

のです。

以上、審査を終え、本案について採決の結果、本委員会としては全会一致で可決すべきものと決定しました。

議案第81号、指定管理者の指定について（曾於市財部きらら館）。

本案は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間、曾於市財部きらら館の指定管理者として、株式会社メセナ末吉を指定するものです。

雨漏りの状況について質疑があり、防水塗装を実施し、多少改善したが、原因の特定が困難である。令和7年度当初予算で要求し対応したいとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本案について採決の結果、本委員会としては全会一致で可決すべきものと決定しました。

○議長（迫 杉雄）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

まず、議案第79号の清流の森大川原峡の指定管理について質問いたします。

今回の提案では、地元の合同会社カケルドットが一応指定管理されたということで、一般論としては、これはよいことではないかということ的前提として質問いたします。

御承知のように、この大川原峡については、なかなか指定された団体が指定期間を全うできないとか、あるいはやむなく直営にせざるを得なかったといった経過があります。

そうした中で、今回、提案されている地元のこの合同会社カケルドットについては、今後の指定管理の3年間、十分に対応ができるのか、この1点にかかっていると思うんですが、当然、委員会審議の中でも議論されたと思うんですが、その3年間、客観的に見て対応できるという判断だと思うんですが、どういった議論がされたか、お聞かせください。

次に、議案の81号の財部きらら館の指定管理についてでございます。

先日の議案提案でも、私、質問いたしましたし、当局答弁の中でも、毎年少なくとも厳しい財政状況がきらら館は見られます。このため、今後の指定管理の5年間、一定の改善のための取組が当然必要となります。その点で、委員会では、改善のための取組について、市当局からどのような見解が出されたのか、このことを含めて報告してください。

○産業建設常任委員長（淵合昌昭）

御質問にお答えします。

まず、今度、指定管理とされるカケルドットの件ですけれども、やはり委員からい

ろんな意見が出ました。その中でも、やはり出たのが、森林組合であったのを財部北地区公民館のほうに変えたあと、5年間しか持たなかったということがちょっと出たところだったんですが、やはりこのことは、今おっしゃるとおり、カケルドットの、どういった会社かというのが質問でした。

その中で合同会社なんですが、4名ということで、4名でいろんな活動をされている方が多かったです。一応合同会社として適当であるという判断をしました。それから……

(「3年間やる力があるのかという質問」と言う者あり)

○産業建設常任委員長（淵合昌昭）

今、3年間は大丈夫という判断をしたところです。

以上です。

(「きらら館の赤字改善の議論はされたか」と言う者あり)

○産業建設常任委員長（淵合昌昭）

きらら館の件については、ちょっと待ってください。きらら館については、やはり雨漏りとかいうことが出た内容だったんですが、その中でいきますと、先ほど報告しましたとおり、防水のほうを中心にしてやっていくという話がありました。来年度要求するという答弁がありました。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

きらら館について、私の質問は、先日の議案提案の答弁にもありましたように、また、委員長が一番御承知だと思うんですが、毎年少なくともきらら館は赤字がついてますよね。

せっかくの、今後5年間の指定管理団体を決める審議でありますので、今後のこの収支を一步ずつでも少しでも良くしていく、改善していくためのこの取組について、市当局から意見が聞かれたのかという、そういった質問であります。収支改善への努力について、どういった考え方が示されたかという質問であります。

○産業建設常任委員長（淵合昌昭）

議論はありませんでした。

○議長（迫 杉雄）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫 杉雄）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより、議案3件について討論を行います。反対の討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫 杉雄）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫 杉雄）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、議案第79号から議案第81号までの以上3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。議案3件に対する常任委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫 杉雄）

御異議なしと認めます。よって、議案第79号から議案第81号までの以上3件は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第14 議案第84号 令和6年度曾於市一般会計補正予算（第6号）について

○議長（迫 杉雄）

次に、日程第14、議案第84号、令和6年度曾於市一般会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。

本案については、各常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

まず、総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（山中雅人）

議案第84号、令和6年度曾於市一般会計補正予算（第6号）について（所管分）。本案の審査過程での主な質疑内容と結果を報告いたします。

財政課関係では、歳入の財政調整基金繰入金2億1,755万9,000円の増額及び大隅文化会館施設整備事業に係る教育債5,020万円の追加、歳出の執務室用事務机等購入費925万9,000円の追加が主なものであるとの説明がありました。

今回、大隅文化会館施設整備事業に充当する過疎債の枠についての質疑があり、ここ数年、県のほうで若干の調整がなされることがあるものの、二次申請で100%対応できているので、今のところ問題はないとの答弁がありました。

総務課関係では、自治会有線放送設備保守業務委託料139万7,000円の増額が主なものであります。

自治会放送設備の電柱の本数についての質疑があり、市全体では52自治会に設備があり、現在3,750本の電柱が残っている。山林等に残された木柱については、朽

ちていく状況もあることから、今後、撤去したほうが良いと認識しているとの答弁がありました。

市民環境課関係では、戸籍システム改修委託料169万9,000円の増額、曾於市クリーンセンター管理費の電気料685万3,000円の増額について説明がありました。

戸籍システムの改修内容について質疑があり、戸籍情報システム標準仕様の改訂に伴い、戸籍身分事項中の国籍の表記の一部に変更を加えるもので、法施行後のものから表記が変更されるとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本案について採決の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（迫 杉雄）

次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（岩水 豊）

議案第84号、令和6年度曾於市一般会計補正予算（第6号）について（所管分）。本案の審査過程での主な質疑内容と結果を報告いたします。

福祉介護課関係では、障害福祉サービス費の利用の増加による増額及び地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の国の内示で、事業者が5事業者から3事業者になったことによる減額が主なものであります。

保健課関係では、メセナ住吉交流センター指定管理料の増額が主なもので、令和6年9月22日の落雷による被害箇所での修繕費を指定管理料に計上するものであります。

落雷被害に対する共済保険の支払見込みはいつになるのかとの質疑に対し、まだ支払が完了していないものがあるので、それが終わらないと進められない。また、能登半島地震の影響で、手続に遅れが生じるおそれがあり、年度末までには間に合わないとの答弁がありました。

こども未来課関係では、事業費の確定による国・県への過年度補助金返還金、国の要綱改正による基準額の引上げ及び新基準適用による変更等に伴う、放課後児童クラブ事業委託料の増額並びに保育所等給食支援事業補助金の追加が主なものであります。

保育所等給食支援事業の補助は、保護者負担に対する補助かとの質疑に対し、保護者への補助ではなく、給食等を提供しており、かつ、物価上昇による給食費の値上げをしていない保育所等に対する補助で、物価上昇率を15%として算出した金額を、毎月の園児数に応じて支給するとの答弁がありました。

教育総務課関係では、9月22日の被雷による、岩川小学校の放送設備及び大隅中学校の屋内運動場火災報知器の修繕は予備費から対応したのかとの質疑に対し、業

者から予備の機器を借りて対応したとの答弁がありました。

生涯学習課関係では、大隅文化会館管理費の増額、大隅地区運動公園施設管理費の増額が主なものであります。

大隅文化会館の高圧受電設備改修工事は、以前行った空調設備工事と関連があるのかとの質疑に対し、キュービクルは施設の電気設備の心臓部であるため、関連があるとの答弁がありました。

関連して、空調設備が予算額より約半額で完了したと聞いたが、夏場の空調は確実に効くのかとの質疑があり、当初の仕様から、市長指示で現状の仕様に変更した。夏場の冷房の効果は実際に来年の夏場にならないと分からないとの答弁でありました。

委員より、地域住民の要望でせつかく予算化されたのに、市長指示で変更されたことで夏場に冷房が効かないというようなことになれば、追加で予算を上げなければならなくなる。これは非常に問題ではないかとの意見がありました。

大隅運動公園施設管理費の漏水調査・地盤復旧等業務委託について、以前、現地調査の際に、業者の方が漏水箇所の調査を行っていたようだが、場所の特定はできているのかとの質疑に対し、陸上競技場というのはおおむね検討がついているが、まだ特定できていない。今回の補正で特定するところであるとの答弁がありました。

関連して、武道館の雨漏りは以前からあるが、予算化して修繕しないのかとの質疑に対し、今回も計上していない。来年度予算についても現時点では要求していないとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本案について採決の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（迫 杉雄）

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（淵合昌昭）

議案第84号、令和6年度曾於市一般会計補正予算（第6号）について（所管分）。
本案の審査過程での主な質疑内容と結果を報告します。

農業委員会関係では、農地利用最適化交付金について、当初予定を上回る交付があることから増額補正すると説明がありました。

畜産課関係では、今回の各給付金事業に関連して、酪農家の戸数が1万を割ったとの報道があり、酪農家も経営が厳しい状態であるが、補助等は考えられないかとの質疑があり、本年度は赤字経営となる畜種を対象としたところであり、酪農についても厳しい状況に変わりないが、乳価の単価上昇もあり、数字の上では酪農家の赤字も縮小されていると判断し、今回は肉用牛に対してのみ実施すると答弁があり

ました。

農政課関係では、活動火山周辺地域防災営農対策事業について、どのようなスケジュールで導入されるのかとの質疑があり、令和7年度事業として県へ要望をしたところであったが、県から、前倒しで事業採択されたことによる予算の補正で、年度内に事業完了の予定であるとの答弁がありました。

商工観光課関係では、店舗新築・改築補助金の今年度の実績について質疑があり、執行済みが8件あり、末吉が5件、大隅は3件である。今後の見込みについては、末吉と大隅が各1件、財部が2件であるとの答弁がありました。

耕地林務課関係では、現年発生農地・農業用施設災害復旧事業において、今回提案された中で被害が大きかったものについて質疑があり、査定額で1,000万円を超えるものが3地区あり、排水路の崩壊による山林の原形復旧が伴うものや、道路と水路が同時に被災したが、原形復旧ができないため、用地買収等が必要なものなどがあるとの答弁がありました。

土木課関係では、現年発生公共土木施設災害復旧費は、台風10号の被害に伴うもので、主なものは市単独災害復旧工事が825万円、公共土木災害復旧工事が950万円、応急作業委託350万円であると説明がありました。

まちづくり推進課関係では、公民連携まちなか再生推進事業に関して、工程表などを見ると、令和7年度は全て計画策定に費やされており、スピード感がない。公共事業を実施すればもっとスムーズに事業が完了したのではないかとの質疑があり、公民連携事業は民間事業者のスピード感が実施できることが強みだが、市としては初めての取組であり、時間がかかっている。公営住宅の建設事業の主体となる事業があるが、市の財政負担の軽減が図られることもあり、公民連携の手法により事業を進めたいとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本案について採決の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（迫 杉雄）

ただいまの各常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○6番（重久昌樹議員）

文教厚生委員長に1点だけお伺いをいたします。

文化会館のエアコンの空調機の仕様が、当初から変更されたという説明がございましたけれども、これについては、実際に夏場にならないと分からないとの答弁を頂いていますが。大きさ、容量ですかね、の当初の大きさといいますか、キロと言うんですかね、ちょっとはつきりしませんが。それと、変更された仕様との具体的な数字を上げての確認というか、議論がなされていたのかお伺いいたします。

○文教厚生常任委員長（岩水 豊）

詳細については具体的な、例えば、家庭でいえば8畳間に8畳用のクーラーが設置するのが、普通は当たり前ですが、6畳用をつけたりとかいうような内容であると推測するんですが。

金額が、昨年度補正で組んで、繰越した予算の半分程度で終わったということを経済委員の皆さん方が見聞きして、それからの質疑になったものですから、当初は、安くできたことに感心していたところ、内容を詰めていくと、先ほど申し上げたとおり、大隅文化会館の空間に見合うだけの、容積に見合うだけのクーラーの、冷暖房が設置されていないということが判明した状況です。それ以上、執行部のほうで、クーラーが効くのかという質問に対して、夏にならない分からもという答弁でしたので、それ以上質疑しようもありませんでしたので、質疑についてはそこまででした。

以上です。

○6番（重久昌樹議員）

当然、この議論がもうそれ以上はなかったということなんですけれども、大変、この報告書からしますと、なかなか心配するところなんですけれども。今後は、完全に冷えることを祈らざるを得ないのかなというふうに思います。

以上です。

○議長（迫 杉雄）

ほかに質疑はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

まず総務委員長に2点、質問いたします。

1つは、財政問題でございます、財調からの繰入れを含めて。委員長が一番御承知のように、この一般会計における市の財政状況については、今後、合併特例債がもう使えなくなるということで、基本的には、歳入としては起債については過疎債に大きく依存せざるを得ません。

一方、歳入では、市の大きな歳入は2つ。固定資産税とふるさと基金収入であります。このふるさと基金も現在の局面としては、本年度は前年度と比べてかなり落ち込みそうであります。

そうした中での、今回の歳入での財調の基金取崩しであります。これらを含めて、委員会審議の中では、現在の財政状況あるいは今後の在り方を含めて、もし、議論がされていたら報告をしてください。

次に、金額は少ないんですが、29ページの本庁舎改修の925万9,000円。単純な質問であります。今回の補正予算で本庁舎関連の改修は、予算的にはこれで最終と

理解しているのか。これは第1点であります。

関連して、今あるいは今後、本庁舎の北側の改修が始まりつつありますが、この本庁舎の活用の在り方については、大分、活用がされていない箇所が幾つかありますが、こうした活用を含めて議論がされていたら、お聞かせ願いたいと考えております。

次に、産業建設委員長に2点ほど質問いたします。

1つは、歳出の55ページの商品券についてでございます。

今回2,500万円追加されることで、本年度は2億2,000万円というかなり大きな予算計上となっております。

単純な質問であります。こうした少くない予算計上で、地元の商店にどれだけ大きく貢献しているか、寄与しているか。

一般的には私たちは貢献しているって、もうどなたも感じるんです。一般論だけでなく、具体的にどういった貢献があるか。これはかなり研究した上で一定の指標を市当局が作りながら、客観的に、総合的に分析する必要があるかと思えます。その点でどれほど、毎年のことではありますが、こうした予算投入が地元商店に貢献しているか議論が深められていたら、お聞かせ願いたいと考えております。

関連いたしまして、例えば、本年度の場合も、この商品券の中で何割程度が、地元商店が利用しているかですね。これが関連した2点目でございます。

次に、57ページから58ページの、畜産農家支援策についてでございます。

これは総括質疑でも、私は一般質問でも質問いたしました。これは一步前進と高く評価したいんですが、ただ、これはあくまでも1回限り、一過性でございます。1回限りの補助であります。

それで、現在のこの生産肥育農家の経営環境を見た場合に、これはこれとして評価したいんですが、ただ、やっぱり、一定の継続性のある支援事業が必要ではないか、当然のことながら。そういった議論がされていたら、お聞かせ願いたい。

あるいは、予算計上されていないんですが、園芸農家への支援策についても、もし、委員会で審議をされていたら、併せて報告してください。

以上です。

○総務常任委員長（山中雅人）

それでは、2点、徳峰議員の質問にお答えいたします。

まず1点目でございます。財政調整基金の繰入れを含む財政状況や財政運営について議論がなされたかといった点でございますが、今回は、2億1,755万9,000円の繰入れがあるといったところで報告がなされ、それ以上、委員から質疑はなかったところでございます。

2点目として、市庁舎改修に関してでございます。

これに関しても、執務室用事務機の予算の議論が主なものでありまして、これをもって市庁舎改修の予算は最後となるのか、また、市庁舎の活用はどうかといった議論はなされなかったところでございます。

以上です。

○産業建設常任委員長（淵合昌昭）

それでは、プレミアム商品券のことが質問に出ましたので、お答えします。

プレミアム商品券については、現在、プレミアム付きの券は、7月発行分ですね、11月で完売ということです。しかし、プレミアムがないのが在庫があるということで、まだ11月末に約1万5,000枚残っているという話でした。

一応、先ほど徳峰議員からありましたけれども、その商店街の云々は質問になかったところです。

それから、2番目の畜産のことですけれども、現在、肥育牛支援事業として1頭につき1万円を、肉用子牛の場合、1万円を770頭分だということでありました。

あと、ほかのことは質問になかったところです。

以上です。

○議長（迫 杉雄）

ほかに質疑はありませんか。

○14番（原田賢一郎議員）

産建委員長に、1点だけお伺いをいたします。

先ほど、徳峰議員のほうからも、この畜産関係の質問がございました。今度は、新たに肥育農家に1頭当たり1万円、それから、繁殖農家に1頭当たり1万円、この交付金を交付するというところでございますが。

委員長のこの報告を見ますと、この事業は今回の畜産課の一番大きなメインな事業だというふうに認識をしております。約1億2,000万円ですが、大きな予算でございます。

現在、競り市も始まっております。今年最後の競り市でございますが、若干、今、上がってはいるものの、まだまだ安いものにおきましては、まだ20万円台というのほとんど出ております。

そのような厳しい中ではございますが、この中で、その交付金の施行日といいますか、いつからその交付金を交付するのかですね。農家といたしましては非常に、一日でも早い交付を願っております。

そのような状況下でございますので、こういった交付の在り方をするのか。これが認められますと、即明日から対応できるのかですね。お正月前までにそういった

振込ができるのか、それとも来年の3月末なのかですね。そこら辺が、生産農家、肥育農家にしては非常に興味のあるところ、関心のあるところだと思っております。

ですので、その交付の日はいつなのか、どういった対応をするのか、そこら辺を分かっていらしたら、説明をしていただきたいと思います。畜産農家はそこを非常に気遣っておりますので、よろしくお願いします。

○産業建設常任委員長（淵合昌昭）

先ほど申し上げましたとおり、1頭1万円と、770頭ということで出たんですが、その支払いについては、質問はなかったし、回答もなかったところですが、質問はなかったです。

○14番（原田賢一郎議員）

質問がなかったということであれば、仕方ないんですけども。

ぜひ、今こういった状況でございますので、そういった交付をいつできるのか、そこらあたりは、やっぱり、委員会としてもはっきりとして、ここにうたってほしかったなというふうに思っております。

以上です。

○議長（迫 杉雄）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫 杉雄）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより、議案第84号について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫 杉雄）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫 杉雄）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、議案第84号を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する各常任委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫 杉雄）

御異議なしと認めます。よって、議案第84号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第15 議案第85号 令和6年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
について

日程第16 議案第86号 令和6年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
について

日程第17 議案第87号 令和6年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第3号）につ
いて

○議長（迫 杉雄）

次に、日程第15、議案第85号、令和6年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてから、日程第17、議案第87号、令和6年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてまでの以上3件を一括議題といたします。

議案3件については、文教厚生常任委員会に審査を付託されていましたが、審査を終了されております。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（岩水 豊）

議案第85号、令和6年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につい
て。

本案は、前年度繰越金の確定による歳入及び保険給付費等交付金償還金が主な
ものです。

以上、審査を終え、本案について採決の結果、本委員会としては全会一致で原
案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第86号、令和6年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第
3号）について。

本案は、前年度繰越金の確定による歳入・歳出が主なものであります。

以上、審査を終え、本案について採決の結果、本委員会としては全会一致で原
案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第87号、令和6年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第3号）につ
いて。

本案は、前年度繰越金の確定による歳入及び介護保険基金積立金1億8,000万円
が主なものであります。

以上、審査を終え、本案について採決の結果、本委員会としては全会一致で原
案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（迫 杉雄）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫 杉雄）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより、議案3件について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫 杉雄）

ほかに討論はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

文厚関連の、ただいまの3議案には賛成であります。ただ、議案の85号の国民健康保険については、委員会の審議の中でも、また、まとめの段階でも申し上げましたけれども、国民健康保険の財政状況は、昨年もそうでありましたが、今年度も大きな剰余金が1億円単位、2億円単位の剰余金が出ております。

本年度の場合も、2億3,000万円の一般会計からの繰入を行い、昨年と同様でありましたが、昨年度の場合は、私は指摘したんですが、その剰余金は全て、年度末の3月議会で一般会計に繰り戻す措置を取っております。

今回は、ぜひ、そのことについては、全額とはいかないまでも、一般会計からの繰入れの大きな剰余金の中の一部については、積立基金のほうに回す。これは損得勘定では全くないわけでありませんが、やはり方法論として、財政運用の。一般会計の繰入れの一定部分については、3月の段階で基金積立のほうに回すっていうことも、一つの方法として考えていただきたいと思っております。

以上を申し上げての討論といたします。

○議長（迫 杉雄）

反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫 杉雄）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫 杉雄）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、議案第85号から議案第87号までの以上3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。議案3件に対する常任委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議はございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫 杉雄）

御異議なしと認めます。よって、議案第85号から議案第87号までの以上3件は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第18 議案第88号 令和6年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（迫 杉雄）

次に、日程第18、議案第88号、令和6年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

本案については、総務常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（山中雅人）

議案第88号、令和6年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第3号）について。

今回の補正は、繰越金確定によるもので、歳入の事務費繰入金231万8,000円の減額及び同額の繰越金の追加であるとの説明がありました。

以上、審査を終え、本案について採決の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（迫 杉雄）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫 杉雄）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより、議案第88号について討論を行います。反対の討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫 杉雄）

ほかに討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫 杉雄）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、議案第88号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議はありますか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫 杉雄）

御異議なしと認めます。よって、議案第88号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第19 閉会中の継続審査申出について

○議長（迫 杉雄）

次に、日程第19、閉会中の継続審査申出についてを議題といたします。

文教厚生常任委員長から、目下、委員会において審査中の事件につき、会議規則第111条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りいたします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫 杉雄）

御異議なしと認めます。よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

日程第20 閉会中の継続調査申出について

○議長（迫 杉雄）

次に、日程第20、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫 杉雄）

御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

日程第21 議員派遣の件

○議長（迫 杉雄）

次に、日程第21、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員の派遣については、会議規則第168条の規定により、次期定例会まで、お手元に配付のとおり議員を派遣することとし、変更が生じた場合は議長において決定することにしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫 杉雄）

異議なしと認めます。よって、お手元に配付のとおり議員を派遣することとし、変更が生じた場合は議長において措置することに決しました。

以上で、今期定例会に付議された事件は、閉会中の継続審査として議決されたものを除き、全て議了いたしました。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許可します。

○市長（五位塚剛）

今回の12月議会におきまして、補正予算の提案、また、条例改正の提案、そして、教育委員の人事の案件の提案を全て可決をしていただきまして、感謝申し上げます。可決された予算については、一日も早く執行できるようにしたいと思います。

先ほど、原田議員から質問がありました、牛の農家の支援につきましては、12月いっぱいに取りまとめて、1月から支給を開始をしたいというふうに思います。

年末が来ますので、議員各位の皆様、健康には留意して暮らしていただきたいと、思います。大変、御支援ありがとうございました。

終わります。

○議長（迫 杉雄）

以上をもちまして、令和6年第4回曾於市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時23分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

曾於市議会議長

曾於市議会議員

曾於市議会議員

別紙

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

総務常任委員会

事 件 の 番 号	件 名	審査の結果
議 案 第 7 1 号	支所庁舎整備に伴う関係条例の整理に関する条例の 制定について	全会一致 原案可決
議 案 第 8 4 号	令和 6 年度曾於市一般会計補正予算（第 6 号）につ いて（所管分）	全会一致 原案可決
議 案 第 8 8 号	令和 6 年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予 算（第 3 号）について	全会一致 原案可決

文教厚生常任委員会

事 件 の 番 号	件 名	審査の結果
議 案 第 7 2 号	曾於市立図書館の設置及び管理に関する条例及び曾 於市中央公民館の設置及び管理に関する条例の一部 改正について	全会一致 原案可決
議 案 第 7 3 号	曾於市子ども医療費助成金支給条例の一部改正につ いて	全会一致 原案可決
議 案 第 7 4 号	曾於市行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利 用に関する条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議 案 第 7 8 号	指定管理者の指定について（曾於市養護老人ホーム 清寿園）	全会一致 可 決
議 案 第 8 2 号	指定管理者の指定について（曾於市立恒吉地区診療 所）	全会一致 可 決
議 案 第 8 3 号	指定管理者の指定について（曾於市立図書館、曾於 市立図書館大隅分館、曾於市立図書館財部分館及び 末吉歴史民俗資料館）	全会一致 可 決
議 案 第 8 4 号	令和 6 年度曾於市一般会計補正予算（第 6 号）につ いて（所管分）	全会一致 原案可決
議 案 第 8 5 号	令和 6 年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算 （第 3 号）について	全会一致 原案可決
議 案 第 8 6 号	令和 6 年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算 （第 3 号）について	全会一致 原案可決

事 件 の 番 号	件 名	審査の結果
議 案 第 8 7 号	令和 6 年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について	全会一致 原案可決

産業建設常任委員会

事 件 の 番 号	件 名	審査の結果
議 案 第 7 5 号	曾於市地域振興住宅条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議 案 第 7 6 号	市道路線の認定について（天神丘 1 号線ほか 2 線）	全会一致 可 決
議 案 第 7 7 号	市道路線の変更について（阿邪里 2 号線）	全会一致 可 決
議 案 第 7 9 号	指定管理者の指定について（清流の森大川原峡）	全会一致 可 決
議 案 第 8 0 号	指定管理者の指定について（曾於市末吉農産物等直販施設・活性化施設）	全会一致 可 決
議 案 第 8 1 号	指定管理者の指定について（曾於市財部きらら館）	全会一致 可 決
議 案 第 8 4 号	令和 6 年度曾於市一般会計補正予算（第 6 号）について（所管分）	全会一致 原案可決